

史跡岩宿遺跡保存活用計画

2021

みどり市教育委員会

序

史跡岩宿遺跡は、昭和21年（1946年）に相澤忠洋さんによって発見された遺跡で、昭和24年から25年にかけて明治大学考古学研究室が相澤さんとともに行った発掘調査によって、わが国における歴史が旧石器時代の段階にまで遡ることが明らかにされた場所です。

岩宿遺跡の発掘調査では、単に日本に旧石器時代があったというだけでなく、2つの異なった地層から特徴的な石器が見つかったことにより、日本の旧石器時代にいくつかの段階のあることが明らかになった点においても重要です。岩宿遺跡の調査報告書では、最初の発掘調査で見つかった石器よりもさらに古い石器が見つかる可能性が示唆されています。昭和45年と46年には「前期旧石器時代」の探求を目的とした発掘調査が岩宿遺跡で行われたように、日本の歴史がどこまで遡れるか追求され続けた場所でもあります。

岩宿遺跡では、発掘調査から間もない時期からその保存が検討され始め、昭和35年に最初の発掘調査が行われたA地点が群馬県指定史跡となりました。その後、4つの調査地点が所在する旧石器時代の人々の生活の舞台だった稲荷山・琴平山の2つの丘陵全体を保存していくこととなり、昭和54年9月17日に18.7ヘクタールもの広大な土地が国から史跡指定を受けました。

岩宿遺跡の活用もまた、早い時期から進められてきました。A地点では昭和42年に標柱や解説板が整備され、B地点では昭和46年に地層観察の覆屋と説明板、昭和49年には音声ガイダンス設備が整備されました。国の史跡指定後に実施した崩落が進んだB地点の保存修理にあたっては、地形の復元という史跡の本質的な価値を高めることと、これまで進めてきた史跡の活用とを両立させるため、半地下式の遺構保護観察施設を整備するなど、史跡の保存活用の先進的な事例としても岩宿遺跡は常に注目を集めてきました。

岩宿遺跡は、日本の歴史を旧石器時代まで押し広げた遺跡として知られ、毎年大勢の人々が見学に訪れます。しかし、岩宿遺跡が人々を惹きつける理由は、こうした歴史研究上の価値だけではありません。岩宿遺跡の発見者である相澤忠洋さんの生い立ちや研究にかけた情熱、そして真実を負い続けた生涯が、多くの人々に大きな感銘を与え続けていることも欠くことのできない要因となっています。

近年、岩宿遺跡では、琴平山の東裾からも旧石器が出土することが明らかになり、平成29年10月13日にこの調査地点が新たに史跡に追加されました。このことを受け、今までの史跡の保存活用のあり方を振り返り、史跡の価値をさらに高めていく指針とするため、史跡岩宿遺跡保存活用計画の策定を進めてまいりました。本計画を基盤とした取り組みを着実に進めていくことで、史跡が適切に保存活用され、様々な価値が高まることにより岩宿遺跡がより多くの皆様に親しまれ、地域の宝として永く引き継がれていくよう努めてまいります。

結びとなりましたが、本計画の策定にあたり、ご多用の中、ご知見を惜しみなく注いでいただきました史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会の先生方をはじめ、適切な助言を与えてくださいました文化庁記念物課、群馬県文化財保護課、関係各位に厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

みどり市教育委員会
教育長 石井 逸雄

例 言

1. 本書は、みどり市笠懸町阿左美 1781 番地 3 ほかに所在する史跡岩宿遺跡の保存活用計画書である。
2. 本計画は、みどり市が平成 30 年度（2018 年度）に設置した附属機関 みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会（右島和夫委員長）の協議によりとりまとめられ、みどり市教育委員会が編集・発行したものである。
3. 本計画策定に係る事務及び執筆編集は、みどり市教育委員会文化財課文化財係が担当した。
4. 本書の作成及び編集にあたり、業務の一部を下記に委託及び依頼した。

平成 30 年度（2018 年度）

史跡岩宿遺跡及び周辺地形図作成業務 技研コンサル株式会社

平成 30 年度～令和元年度（平成 31 年度・〔2019 年度〕）

史跡岩宿遺跡内植生調査 須藤友治委員、関端孝雄氏

5. 本書で使用した地図は、上記委託業務で作成した地形図のほか、『みどり市都市計画図』（縮尺：1/2,500）・『みどり市地図』（縮尺：1/10,000、1/50,000）を用いた。縮尺は適宜変更した。
6. 史跡岩宿遺跡は、みどり市南部の笠懸町にある稲荷山丘陵及び琴平山丘陵に主に立地しているが、両丘陵を総称して呼ぶときは「岩宿小丘」の名称を用いることがある。
7. 本書において旧石器時代段階については、おおむね「旧石器時代」を用いるが、日本における後期旧石器時代段階を岩宿博物館は、博物館活動において「岩宿時代」の名称を用いている。本書においても、特に日本の後期旧石器時代段階を指すときには「旧石器時代」の後に括弧付で「岩宿時代」の名称を追記する。
8. 本書の作成にあたり、次の機関や皆様方からに多大なご協力をいただいた。感謝申し上げる（五十音順。敬称等略）。

相澤忠洋記念館、伊勢崎市教育委員会、大間々用水土地改良区、群馬県（群馬県教育委員会）、群馬県東部上水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社太田支社、東北大学考古学研究室、羽曳野市教育委員会、文化庁、前橋市教育委員会、みどり市観光課、みどり市危機管理課、みどり市都市計画課、みどり市農林課、明治大学博物館、

目 次

序	
例言	
目次	
本文編	
第Ⅰ章 計画策定の目的並びに経過	
1. 計画策定の目的	2
2. みどり市の概況	3
3. 史跡岩宿遺跡保存活用計画とみどり市の他の計画等との関係	6
4. 計画策定の沿革	11
5. 本計画の対象範囲	16
6. 史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会の設置及び計画策定の経過	18
第Ⅱ章 史跡を取り巻く環境	
1. みどり市の自然	22
2. みどり市の歴史と文化財	24
3. 史跡を取り巻く環境	33
4. 史跡を取り巻く歴史的・社会的環境	38
第Ⅲ章 史跡等の概要	
1. 指定に至る調査成果	50
2. 指定の状況	66
3. 史跡指定地の状況	70
第Ⅳ章 岩宿遺跡の価値	
1. 史跡岩宿遺跡の価値	76
2. 計画範囲内における諸要素	80
第Ⅴ章 保存管理・整備・活用に係る現状と課題	
1. 保存管理・整備・活用に係る地区区分	90
2. 計画地内の保存管理に関する現状及び課題点	94
3. 活用の現状と課題	99
4. 整備の現状及び課題	105
第Ⅵ章 史跡岩宿遺跡のめざす姿（保存・整備・活用方針の大綱）	110
第Ⅶ章 史跡の保存管理	
1. 史跡保存の基本方針	112
2. 史跡の保存管理	113
3. 管理の方法	118
4. 史跡指定地外の開発行為に関する基本方針	119
5. 史跡指定地の公有地化の方針	120
6. 周辺との一体的な保全と追加指定	120
第Ⅷ章 史跡の活用	
1. 史跡の活用の基本方針	122
2. 活用の方法	123
第Ⅸ章 史跡の整備	
1. 史跡の整備の基本方針	138
2. 整備の方法	139
3. 史跡内の拠点整備	148
4. 公開に必要な情報発信のための施設の整備	151
5. 便益施設の整備	151
第Ⅹ章 運営体制	
1. 目指すべき運営と体制	152
2. 各体制の構築	152
3. 円滑な運営のための方策	156
第Ⅺ章 施策と進捗管理	
1. 施策と計画期間	158
2. 施策の進捗状況の把握と見直し	163
3. 施策の進捗管理のための具体的な手法	164
引用参考文献	166

資料編	
●法令・例規・補助要項等	
文化財保護法（抄）	171
国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）	180
文化財保護法施行令	181
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則	182
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	183
文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	184
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則	186
史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	186
文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則	187
みどり市文化財保護条例（抄）	189
みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会設置規則	189
みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設条例	190
みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設管理規則	190
岩宿博物館条例	190
岩宿博物館条例施行規則	191
ふれあい学習館条例	193
みどり市文化財保護ボランティアの設置運営に関する要綱	194
みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例	195
みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則	197
●国庫補助及び県補助に関する要綱・要項	
文化財保存事業費関係補助金交付要綱	203
史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項	205
埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項	206
歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項	207
地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助要項	209
史跡等購入費国庫補助要項	210
災害復旧に係る文化財補助金の補助率について	210
激甚災害により被災した文化財の災害復旧に係る文化財補助金の補助率について	211
群馬県文化財保存事業費補助金交付要綱	211
●史跡の植生調査に関する資料	
史跡岩宿遺跡内で確認された植物	213
史跡岩宿遺跡地内の樹木密度調査報告	223
●史跡来場者に関する資料	228
●施策の進捗状況の把握と見直しに関する資料	229
●史跡内の異常箇所点検や植生調査に関する参考資料	230
●史跡の環境変化に関する資料（空中写真及び地形図）	231

●本文編

第 I 章 計画策定の目的並びに経過

1. 計画策定の目的

史跡岩宿遺跡は、わが国において旧石器時代段階の人類が暮らしていたことが証明された遺跡である。

岩宿遺跡の発掘調査から 70 年を経た現在において全国の旧石器時代遺跡は 10,000 箇所を超えることが知られる。その中には、わが国における旧石器時代の時間差や暮らしのようすを解明するのに大きな影響を与えた遺跡も少なくないが、これらの調査研究の源流は、岩宿遺跡の発掘調査にあるといっても過言ではない。

このような遺跡として、岩宿遺跡は歴史の教科書に取り上げられることにもなり、海外の学術書にもその名が掲載されているように国内外においても知名度の高い遺跡となっている。

岩宿遺跡は、群馬県みどり市南部の笠懸町のほぼ中央にある稲荷山と琴平山という 2 つの丘陵の鞍部で発見された。2 つの丘陵は旧石器時代の人々の生活舞台として、また、丘陵を取り巻く豊かな自然とともに保存されている。

このようにわが国を代表する歴史遺産である史跡岩宿遺跡の価値を確実に未来に守り伝えていくこととともに、現代の人々がより多く史跡に親しむことでその価値を広く知ってもらい新たな価値を創出できることを願い、史跡の保存管理そして活用を進めなければならない。

史跡岩宿遺跡保存活用計画（以下、「本計画」と呼ぶ）は、今後みどり市が取り組んでいく岩宿遺跡における保存と活用、そのための整備の基本方針を定めるとともに、それを実現するための方法を示すことを目的とする。

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日に発効し、令和 13 年 3 月 31 日までの 10 ヶ年度とし、その後の文化財保護行政を取り巻く社会状況や史跡を取り巻く環境変化により随時見直しを行っていくものとする。



■写真 1 みどり市と計画策定を行う岩宿遺跡の位置

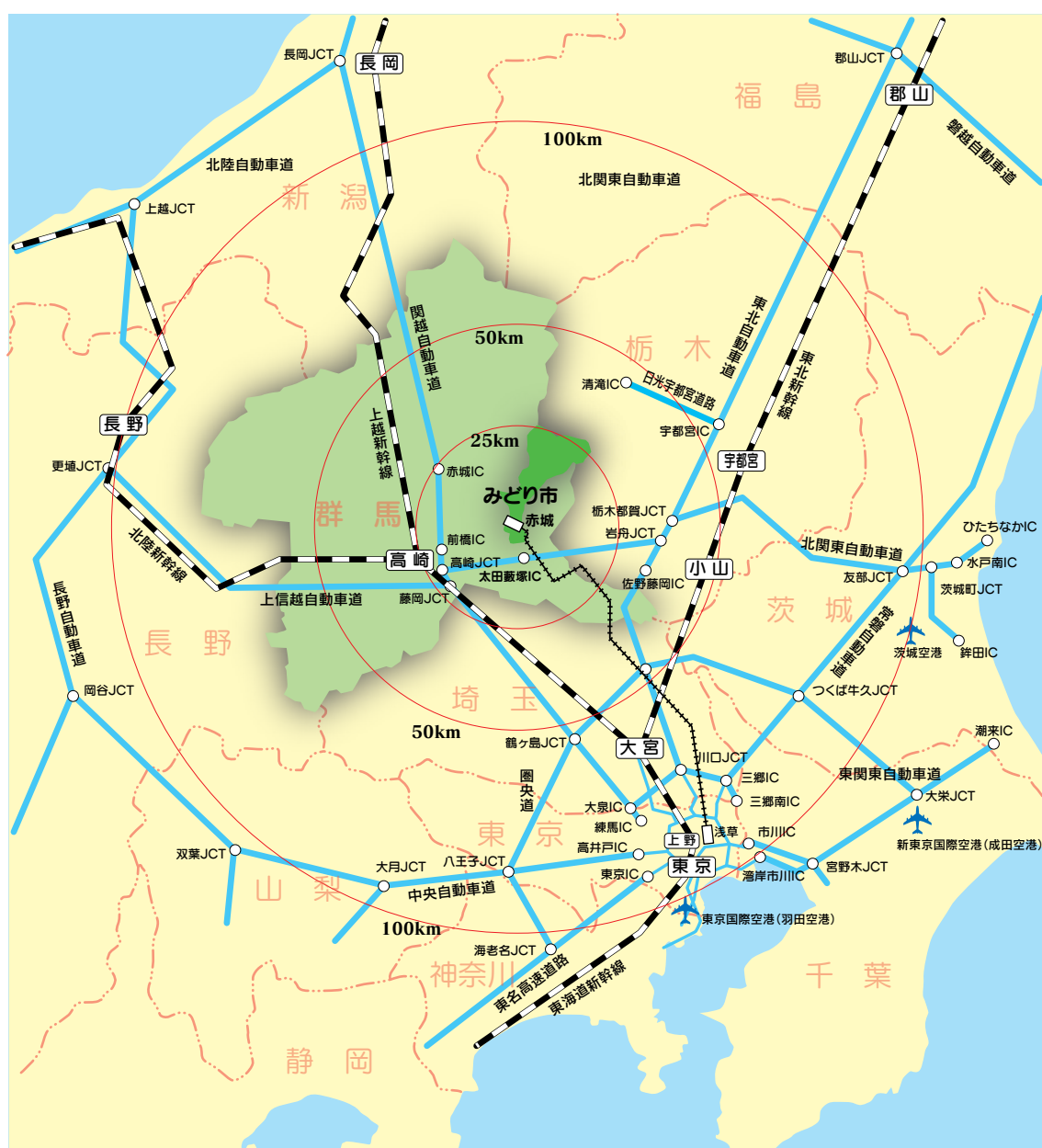
2. みどり市の概況

(1) みどり市の位置とアクセス

本計画を策定する史跡岩宿遺跡が所在するみどり市は、群馬県東部に位置する。平成 18 年 3 月 27 日に、新田郡笠懸町・山田郡大間々町・勢多郡東村の 2 町 1 村が合併し市制施行した群馬県 12 番目の市である。

市の東西は群馬県桐生市に挟まれ、南は伊勢崎市と太田市、北は沼田市と栃木県日光市・鹿沼市・佐野市と境を接している。みどり市役所は分庁舎方式をとっているが、市長室が所在する笠懸庁舎は北緯 36° 23' 41 秒、東経 139° 16' 52" で、東京の北方約 100km に位置している。

みどり市の主要な国道は、群馬県前橋市と茨城県水戸市を結ぶ国道 50 号線と東京都豊島区と日光市を結ぶ国道 122 号線である。国道 50 号線は、市南部の笠懸町を東西に横断し、前橋市は笠懸町の西方約 25km、水戸市は東方約 125km に位置する。国道 122 号線は、みどり市東方の桐生市からみどり市



第 1 図 みどり市の位置

内に入り、大間々町の市街地を抜け渡良瀬川に沿うように北上する。大間々町の市街地から東京まで約120km、日光市までは約60kmである。

みどり市内を走る高速道路はないが、最寄りの北関東自動車道太田薮塚インターチェンジから笠懸町までは自動車で4km、所要時間は約10分かかる。

みどり市内の鉄道路線は4路線である。群馬県高崎市と栃木県小山市を結ぶ両毛線は、笠懸町を横断する。両毛線市内唯一の駅である岩宿駅は高崎市と小山市の中間にあり、高崎まで約40分、小山までは約50分の所要時間がかかる。東京都台東区浅草とみどり市を結ぶ東武鉄道は、阿左美駅と赤城駅の2駅あり、特急列車が停車する赤城駅は終着駅となっている。浅草から赤城までの所要時間は特急列車で約110分である。そのほかに、桐生市と日光市とを結ぶわたらせ渓谷鐵道や、前橋市と桐生市とを結ぶ上毛電気鐵道がある。

（２）みどり市の地形

みどり市の総面積は208.42平方キロメートルで、南北に長い形をしている。その地形を大きく見ると、市の北部の東町（旧勢多郡東村）および大間々町北部は足尾山地が連なる山間部をなし、この山間部を沼田市及び日光市の市境に位置する皇海山に源流をもつ渡良瀬川が市北部をほぼ縦断するように南に流れ下り、両岸にはいくつもの河岸段丘がつくられている。一方、市の南部は、渡良瀬川が山地から平野部に流れ出すことによって造られた広大な扇状地－大間々扇状地－の扇頂部から扇央部となっており、大間々町南部から笠懸町にかけてがこの地域にあたり、南北で対照的な地形を示している。

（３）みどり市の人口

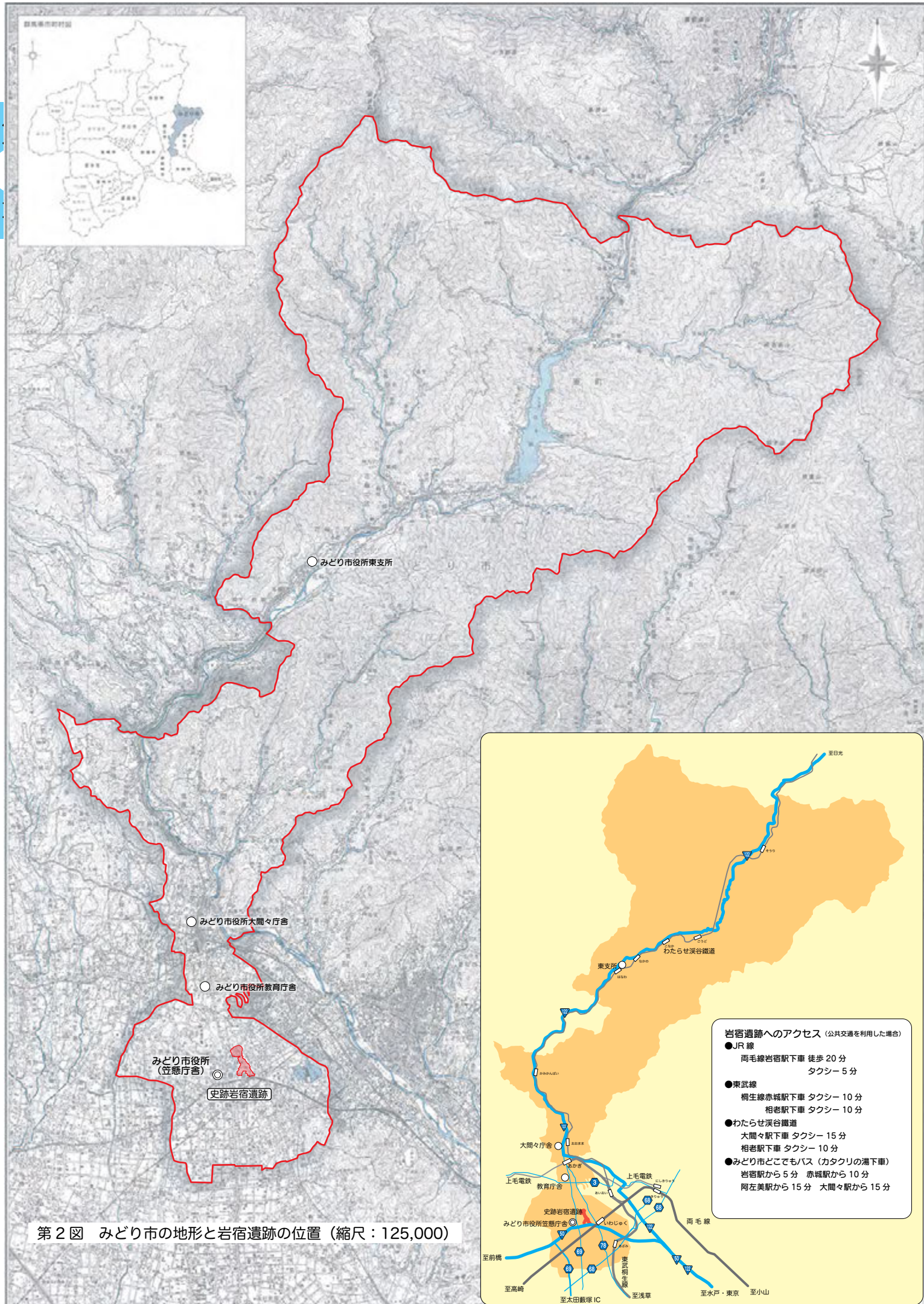
市の人口は、平成21年に53,000人台であったが、その後緩やかに減少を始めており、令和2年8月末現在では、人口50,266人となっている。旧自治体中、市制施行以後も人口の増加が続いていた南部の笠懸町においても人口の増加が鈍ってきており、人口減少の歯止めや定着人口の確保が市政の大きな課題になっている。世帯数は、東町では減少が認められるものの、大間々町と笠懸町では増加しており、全体として世帯数は増加している。中山間地を含む市北部では人口及び世帯数が減少し、平野部となる南部では人口及び世帯数が増加しているといえるが、大間々町南部では江戸時代以来在郷町として発展してきた市街地の空洞化が進むドーナツ化現象が起こっている。大間々町南部の市街地周辺及び笠懸町では、昭和40年代後半以降、桐生市ほか周辺都市のベッドタウンとして宅地や商業地をはじめとした諸開発によるスプロール現象が続いている。

（４）市の産業

みどり市の就業人口は、平成27年（2015年）の国勢調査の統計によると、就業人口は25,687人で平成5年（1993年）から少しずつ減少の傾向にあり、各産業別人口では第一次産業が4.5%、第二次産業が34.9%、第三次産業が58.0%、分類不能が2.7%で、第一次産業及び第二次産業従事者は減少し、第三次産業の従事者が増加している。

第一次産業の総生産額は、平成21年以降、22～23億円台と横ばい状態が続いている。第二次産業は、平成20年（2008年）のリーマンショック以降平成26年（2014年）までの調査では900億円台で横ばい傾向にある。第三次産業のうち、年間商品販売額は、平成19年以降600億円台を下回り570億円台で横ばい傾向となっているほか、卸売業の年間商品販売額は、平成19年の439億円から平成24年には280億円となり、3割以上減少している。

また、みどり市の観光入込客数は、平成20年の3,012,000人をピークに、以降は240万人台から270万人台と横ばい傾向が続いている（『第2次みどり市総合計画』2018）。



第2図 みどり市の地形と岩宿遺跡の位置（縮尺：125,000）



3. 史跡岩宿遺跡保存活用計画とみどり市の他の計画等との関係

(1) 上位計画との関係

本計画は、文化財保護法第129条第2項により、史跡岩宿遺跡の保存及び活用に関する計画を作成するものである。計画の策定にあたり、みどり市が計画している上位計画やそれに基づきまちづくりの指針を示す他の計画との関係は次のように整理される。

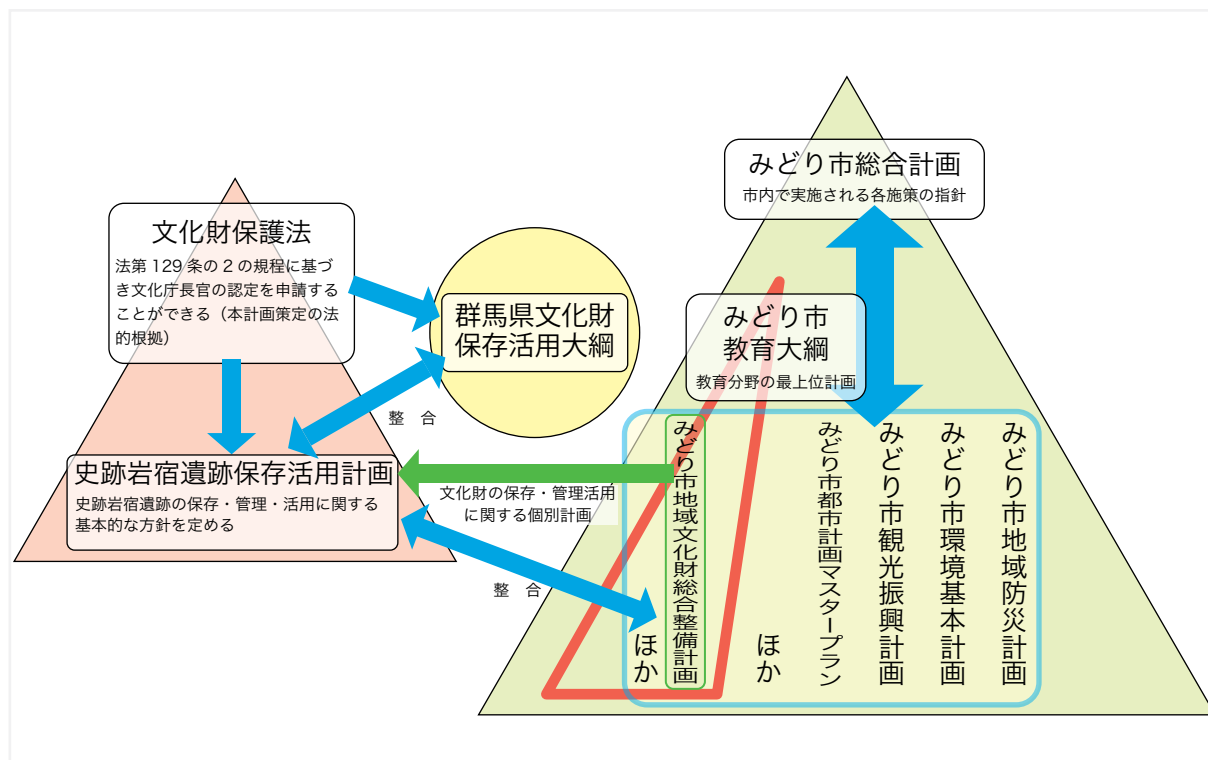
① 第2次みどり市総合計画

平成30年8月にみどり市は『第2次みどり市総合計画』を策定した（計画年度は平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）の10ヶ年度）。

総合計画において、市の文化財行政は「文化財が保護、活用され、親しまれる」ことを目標とした。施策の方針として第1に取り上げられていることは、市内に所在する指定・登録文化財の歴史的・文化的価値を維持するため、適切に保存し後世に引き継ぐことである。史跡岩宿遺跡については「史跡岩宿遺跡周辺が市民の憩いの場にもなるよう整備し、市民が文化財に親しむ機会と場を増やします」と、平成30年度からの10年間に市が取り組む文化財行政の中の重要施策の1つに位置づけており、本計画の策定は、これに基づくものである。

なお、施策の達成度を測る指標として市民アンケートを実施する。平成30年度（2018年度）実施のアンケートでは、市内に所在する文化財7項目（*1）中、みどり市民が認識している文化財数は3.5項目と2016年当初の現状値（3.4項目）を上回り、岩宿遺跡は無回答を除く94.6%の市民が認識しているとの結果が得られている。

本計画の策定と策定後に実施される史跡の保存整備と活用は、総合計画に記載された施策の達成に大いに貢献するものと考えられる。



第3図 保存活用計画の体系とみどり市の各計画等との関係性



第4図 文化財の保護と活用（『第2次みどり市総合計画』から）

（*1） 史跡 岩宿遺跡（笠懸町）、史跡 西鹿田中島遺跡（笠懸町）、みどり市指定重要文化財 生田神社本殿（笠懸町）、みどり市指定重要文化財 旧大間々銀行（大間々博物館、大間々町）、みどり市指定重要文化財 ながめ余興場（大間々町）、みどり市指定重要文化財 御用銅蔵（東町）、群馬県指定史跡石造釈迦涅槃像（東町）の7項目。7項目中、地域に大きな偏りがないように笠懸町3、大間々町2・東町2としている。

②みどり市教育大綱

『第2次みどり市教育大綱』は第1次みどり市教育大綱が平成29年度末をもって計画期間が終了したが、『第2次みどり市総合計画』が平成30年8月に策定され、総合計画との整合性を図っていくため、策定は平成30年10月となった。計画年度は平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）の10ヶ年度である。大綱の基本目標は『第2次みどり市総合計画』に基づくもので、施策となる「文化財の保護と活用」は、総合計画と同じ目標を掲げている。

③みどり市地域文化財総合整備計画

『みどり市地域文化財総合整備計画』はみどり市版「歴史文化基本構想」として、平成20年3月に策定された。平成19年度に策定された『みどり市総合計画』（第1次）や、関連する計画を踏まえ、市内に所在する貴重な自然的及び歴史的文化遺産を保存整備し次世代に継承するとともに、現代の生活に活用を図り、豊かな自然と歴史と文化にあふれるまちづくりに寄与するために計画された。

この計画においては、①市内の文化遺産を明確にすること、②文化遺産の整備活用を図ること、③住民参加による文化遺産の整備活用を図ることの3点が掲げられた。

計画年次は特に明示されておらず、市制施行から14年経ち、①で掲げた市内に所在する文化財の把握も進んできたことから、本計画の策定15年後の令和5年度（2023年度）を目標に「みどり市文化財保存活用地域計画」として市内に所在する文化財の保存活用に向けた指針の再構築をする必要がある。

なお、史跡岩宿遺跡保存活用計画では、②・③に掲げた本総合整備計画の理念に基づき、1)計画の

策定に市民・専門家・行政からなる協議会（保存活用計画策定委員会）を組織し、史跡の適切な保存と活用の方向性を定めていく。そして、2) 岩宿遺跡が適切に保存され、市民の学校教育や生涯学習、環境学習の場として活用されること、3) 市外からの来訪者が、史跡や周辺の文化財をめぐることにより、岩宿遺跡のみならず、みどり市のもつ光を感じ取ってもらえるような方向性を示していく必要がある。

（２）関連する市の諸計画における史跡岩宿遺跡及び周辺部の位置づけ

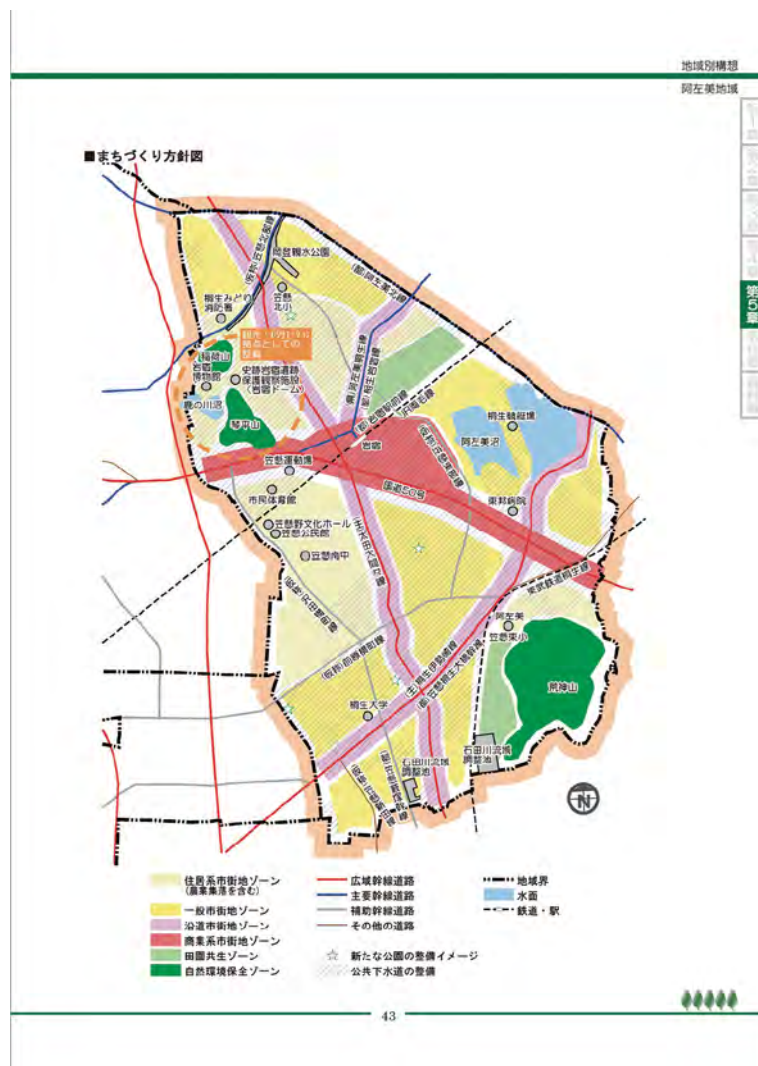
①みどり市都市計画マスタープラン

平成 22 年 3 月に、みどり市の都市計画に関する基本的な方針として策定された。計画期間は平成 42 年（2030 年〔令和 11 年度〕）までの概ね 20 年間としている。

史跡岩宿遺跡及び周辺部については、市全体の課題として取り上げられた 6 つの課題のうち「周辺の自然環境と共生できる都市的土地利用の実現」と、地域の抱える主要な課題として取り上げられた 5 つの課題のうち「南部における市街地と農地等の共生」が関連する課題として考えられる。

史跡岩宿遺跡は大半の地籍は、第Ⅲ章の指定の状況に別記するが、笠懸町阿左美に属している。阿左美地域の地域別構想として、そのめざすべき将来像は「豊かな緑と歴史に彩られたにぎわいのまち」とされている。土地利用の方針として、史跡岩宿遺跡及びその周辺部は、「自然環境保全ゾーン」として森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ることと、観光や地域振興に資する施設の整備充実を推進するとされている。また、公園・緑地の整備方針として、史跡岩宿遺跡及び周辺は風致地区となっていることを踏まえ、自然と親しみ、歴史に触れることができる空間としての拡充整備を進め、本市の観光・レクリエーションの拠点としての機能の充実を図るとされている。

史跡岩宿遺跡保存活用計画は、史跡が適切に保存されるとともに、地域住民を含む多くの来訪者が歴史に触れ史跡の持つ自然に親しむことができることを目標として設定するものであり、マスタープランの地域別構想に示された将来像と理念は一致するものとしなければならない。



第5図 阿左美地区まちづくり方針図(『みどり市都市計画マスタープラン』から)

②みどり市地域防災計画

『みどり市地域防災計画』は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、みどり市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的として策定され、令和2年6月に改正された。計画は、以下の4章によって構成されている。

- (1) みどり市及びみどり市の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- (2) 防災施設の新設または改良、防災教育及び訓練その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ① 防災組織に関する計画
 - ② 災害情報に関する計画
 - ③ 災害活動に関する計画
 - ④ その他災害応急対策の計画
- (4) 災害復旧に関する計画

史跡岩宿遺跡は文化財であるとともに、約19ヘクタールの史跡指定地の大半は山林となっている。史跡が立地する稲荷山・琴平山丘陵はチャートや泥岩、結晶質石灰岩からなる古生層を基盤とし、古生層は琴平山で南西側から北東に重なりとされ（『笠懸村誌上巻』（1985））、このことにより丘陵の裾に急傾斜地が形成され、史跡内の7箇所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

本計画の策定にあたっては、「(2) 防災施設の新設または改良、防災教育及び訓練その他の災害予防計画」に示された計画のうち「土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域予防計画」・「林野火災予防計画」・「指定及び登録有形文化財予防計画」を念頭に入れる必要がある。

③みどり市環境基本計画

第2次みどり市環境基本計画は、平成30年3月に策定された。計画年度は平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）の10か年である。この計画に定められたみどり市が目指す4つの環境像の1つに「歴史と伝統」が掲げられ、「岩宿遺跡や銅山街道などに代表される歴史的・文化的な伝統や慣習、史跡、建造物等も、本市の恵まれた環境を表現する重要なキーワードです」と位置づけられている。

「歴史と伝統」の環境像を達成させるための基本施策には「歴史・文化的環境の保全・継承」が掲げられ、文化財の保護と活用に向けての取組として、①学習機会の充実、②文化施設・観光施設としての利活用促進、③ボランティアの育成、④文化財の計画的整備の推進を行うものとされている。いずれの施策も本保存活用計画の目指す方向性と一致している。

その他、本保存活用計画に関連する主要施策には「生物の生息・生育環境の保全・再生」があり、その取組として、「適切な地域指定の推進」が掲げられている。市指定天然記念物カタクリ群生地は史跡内に所在している。史跡の適正な保存管理を行うことにより、生物の生育環境の保全が図られると考えられる。

④みどり市観光振興計画

『みどり市観光振興計画』は、平成25年7月に策定された。計画期間は平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）の10か年である。本計画では、①自然溢れるみどりのまち～渡良瀬川の自然を生かす～、②歴史、文化を育むまち～岩宿遺跡・あかがね街道の文化・史跡を生かす～、③人と人が出会えるまち～おもてなしの心を生かす～の3つの基本理念、①古代の不思議を発見（体験）しよう、②みどり市を愛する思いと郷土の誇りを子どもたちに伝えよう、③人と人とがふれあい活

気あるまちにしよう、④自然・歴史・文化財を活用しよう、⑤新たな観光資源を発掘しよう、の5つの基本方針、そして、①市内資源の再評価と活用の戦略の構築、②観光振興に対する市民意識の向上、③観光振興テーマの確立、④情報発信の充実、⑤観光地の整備、⑥二次交通の整備の6つの施策に取り組むことが掲げられている。

観光振興計画にそれぞれ掲げられた基本理念、基本方針、具体的施策は、直接または間接的に本保存活用計画の目指す方向に関連している。本計画において、史跡が適切に保存され活用されるための方針を示し、そこに示された施策を実施していくことにより、市が掲げる観光政策にも資するものと考えられる。

(3) 関連する群馬県の計画

○群馬県文化財保存活用大綱

21世紀に入り、少子高齢化に伴う過疎化や急激な人口減少により、文化財の滅失や散逸の防止が緊急の課題となる中、文化財をまちづくりに生かしながら、地域総がかりで保存と継承に取り組む体制整備と、未指定を含む文化財の計画的な保存・活用の促進並びに地方文化財保護行政の推進力強化を図ることを目的とし、平成30年に文化財保護法が改正された。

この法改正により、都道府県による域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「大綱」と、市町村による施策である「文化財保存活用地域計画」、並びに国指定文化財の所有者や管理団体による個別文化財の保存活用計画の策定が可能となり、それぞれの「計画」の国による認定が制度化された。

このような背景により、群馬県文化財保存活用大綱は、令和2年3月に策定された。大綱の計画期間は特に定められていないが、おおむね5年ごとに評価と見直しを行い、必要に応じて更新していくとしている。

群馬県文化財保存活用大綱では、基本理念として「歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま」を掲げている。大綱では、(1)地域の文化財の把握、(2)文化財の保存管理、(3)市町村・地域住民と連携した保存・活用、(4)文化財を活用した地域づくり、(5)学校教育との連携、(6)文化財の保存・活用を担う人材の育成、(7)活用と情報発信の強化、の7項目を基本方針として掲げている。

本計画（史跡岩宿遺跡保存活用計画）との関係性においては、後述する各章の記載事項においても明らかなとおり、群馬県域内の文化財と個別の文化財（史跡岩宿遺跡）というスケールのちがいはあるが、基本理念及び基本方針に示された方向と一致している。

(※2) 銅山街道・あかがね街道：足尾銅山街道は、近世前期の代官岡上景能が足尾銅山の銅を江戸表に運ぶために整備した街道である。学術用語としては、「足尾銅山街道」が用いられることが多いが、市民からは「あかがね街道」の愛称で呼ばれることが多い。

4. 計画策定の沿革

(1) 岩宿遺跡の立地

史跡岩宿遺跡は、群馬県南東部、みどり市笠懸町のほぼ中央に位置する。赤城山の東裾と足尾山地の間を貫流する渡良瀬川が平地に流れ込んでできた大間々扇状地のほぼ中央に、島状に取り残された稲荷山・琴平山の2つの丘陵（以降、2つの丘陵を総称するときは「岩宿小丘」と呼ぶ）に立地している。

(2) 岩宿遺跡の発見と発掘調査

岩宿遺跡は、2つの丘陵の鞍部で、昭和21年（1946年）に相澤忠洋が関東ローム層中に黒曜石製の剥片を認めたことにより発見され、昭和24年（1949年）及び昭和25年の明治大学考古学研究室と相澤による発掘調査により、日本列島において初めて旧石器時代の存在が明らかにされた。

(3) 群馬県指定史跡の指定

岩宿遺跡は昭和29年（1954年）には保存が検討されるようになり、昭和35年（1960年）3月23日に主要な旧石器時代の遺物が出土したA地点が群馬県指定史跡に指定された。

(4) 周辺開発の顕在化と史跡指定の検討

昭和30年代後半から経済の発展に伴い国内各地で大規模な開発が進められるようになり、開発と埋蔵文化財の保護との問題が顕在化するようになった。岩宿遺跡及び周辺においても、昭和40年代に、琴平山の南裾を通過する国道50号線桐生バイパスが建設され、周辺の宅地化が進むなどの開発行為が進められるなか、昭和44年（1969年）に主要な調査地点の1つであるB地点において土砂採集が行われた。

このことを契機にB地点の公有地化を進めるとともに、岩宿小丘全体において学術調査を実施し、旧石器時代の広がり把握することや小丘全体を保存することが検討されるに至った。

(5) 群馬県指定史跡時代の岩宿遺跡の保存整備

群馬県指定史跡への指定後、昭和41年度（1966年度）に群馬県の補助を受け、A地点の環境整備工事を実施し、石碑、標柱、説明板、地層保護のための石積みが整備された。

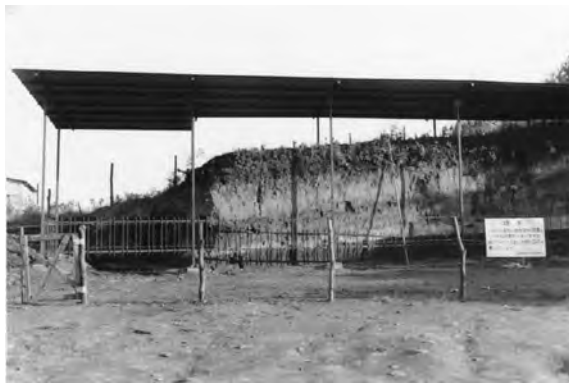
また、昭和44年度にはA地点並びにB地点の公有地化、並びにB地点の関東ローム層の露出展示保護のための覆屋や地層表示板、トイレ等の便益施設が群馬県の文化財保存事業費補助金を受け整備された。



■写真2 昭和29年頃の岩宿遺跡A地点



■写真3 昭和41年度のA地点環境整備



■写真 4 昭和 44 年度の B 地点覆屋整備



■写真 6 昭和 49 年度の B 地点音声ガイダンス整備



■写真 5 昭和 44 年度の B 地点地層説明板整備

(6) 史跡指定

昭和 50 年（1975 年）6 月 12 日に A 地点の出土資料が重要文化財に指定されたことをきっかけに、昭和 40 年代に中断した岩宿小丘を史跡として保存することが再度検討され、地権者の同意を得た場所を史跡指定することとし、昭和 54 年（1979 年）8 月 17 日に史跡指定された。指定範囲は、187,187.26 平方メートルであった。

(7) 史跡の公有地化

史跡指定後、昭和 54 年から文化庁の補助を受け史跡地の購入を行い、神社の境内地を除く場所の公有地化が昭和 57 年度までに完了した。

(8) B 地点の保存整備事業

B 地点は、昭和 44 年度に関東ローム層の露出展示のため覆屋が整備され、昭和 49 年には音声によるガイダンス設備を整備したが、地層には特別な保存処理等は行われておらず、路頭の崩落が進んだことや、覆屋の老朽化が問題となっていた。

そこで、昭和 59 年度から平成元年（1989 年）度にかけて史跡岩宿遺跡保存整備事業が実施された。

昭和 59 年（1984 年）9 月に史跡岩宿遺跡保存整備基本計画、昭和 61 年（1986 年）6 月に史跡岩宿遺跡保存整備基本設計、昭和 62 年 3 月（1987 年）に史跡岩宿遺跡保存整備実施設計をそれぞれ策定し、昭和 62 年度から平成元年度までの 3 か年度で B 地点の保存整備工事（保存修理工事）を文化庁の国庫補助事業として実施したほか、群馬県の補助事業として周辺の整備を実施し、平成 2 年（1990 年）1 月 12 日に史跡の修景と公開活用を両立させた「史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（愛称「岩宿ドーム」）」が竣工し、併せて供用が開始された。

年 号	岩宿遺跡の発掘調査、整備、主要な現状変更等	関 連 事 項
昭和 21 年 1946 年	・相澤忠洋が岩宿小丘鞍部の関東ローム層中から黒曜石製の剝片を発見（岩宿遺跡の発見）。	・文化財保護法が制定される（5月30日）。
昭和 24 年 1949 年	・明治大学考古学研究室による予備調査（9月）、第1次調査が実施され（10月）、関東ローム層から石器が出土することが確認される。	
昭和 25 年 1950 年	・明治大学による第2次調査（4月）。	
昭和 29 年 1954 年	・相澤が新田郡笠懸村教育委員会に論文「岩宿縄文文化以前文化遺跡」を提出。笠懸村はこの頃から史跡の保存を検討か？	
昭和 31 年 1956 年	・岩宿遺跡A地点の群馬県指定史跡への申請手続きが本格化する。 ・杉原荘介による報告書「群馬県岩宿発見の石器文化」が刊行される（9月）。	
昭和 35 年 1960 年	・A地点が群馬県指定史跡に指定される（3月23日）。	
昭和 42 年 1967 年	・A地点の環境整備。	
昭和 44 年 1969 年	・B地点において土砂採集が行われ、岩宿遺跡の保存が緊急課題となり、史跡指定への動きがはじまる。	
昭和 45 年 1970 年	・東北大学考古学研究室によるB地点、C地点、D地点の学術調査（3月～4月）。 ・B地点の公有地化並びに覆屋、トイレの整備（昭和44年度事業）。	
昭和 46 年 1971 年	・東北大学考古学研究室によるD地点の発掘調査（4月）。 ・A地点の公有地化、B地点の保護のための環境整備（昭和45年度事業）。	
昭和 48 年 1973 年	・相澤による「岩宿の発見」が刊行され、岩宿遺跡の見学者が増加する。	
昭和 49 年 1974 年	・B地点に音声ガイダンス機器を設置。	
昭和 50 年 1975 年	・A地点出土石器が「岩宿遺跡出土品」として重要文化財に指定される（6月12日）。 ・史跡指定事務を再開。	
昭和 54 年 1979 年	・岩宿遺跡が史跡指定される（8月17日）。 ・先行取得による用地購入を実施（昭和57年度まで）。	
昭和 57 年 1982 年	・史跡岩宿遺跡保存整備事業を開始。	
昭和 58 年 1983 年	・史跡の植生調査（3月、8月、10月）。	
昭和 59 年 1984 年	・史跡岩宿遺跡保存整備基本計画の策定（9月）。	
昭和 61 年 1986 年	・史跡岩宿遺跡保存整備基本設計の策定（6月）。	
昭和 62 年 1987 年	・史跡近郊に資料館建設予定地を購入（2月）。 ・史跡岩宿遺跡保存整備実施設計の策定（3月）。 ・史跡整備のためB地点の現状変更、及び駐車場用地（E地点）の発掘調査（7月）。	
平成元年 1989 年	・資料館用地の追加購入（11月）。	・町制施行により、群馬県新田郡笠懸村が笠懸町となる（1月1日）。
平成 2 年 1990 年	・B地点の保存修理が完成。史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（「岩宿ドーム」）が供用開始（1月12日）。	
平成 3 年 1991 年	・（仮称）史跡岩宿遺跡資料館建設工事の着手（3月）。	
平成 4 年 1992 年	・笠懸野岩宿文化資料館（現 岩宿博物館）開館（10月1日）。	
平成 6 年 1994 年	・稲荷山カタクリ群生地が笠懸町指定天然記念物に指定（7月26日）。 ・琴平山南端巨岩の崩壊防止（国道50号線の安全対策）と展望所の設置、並びにD地点南側の雨水対策工事（10月）。	
平成 7 年 1995 年	・史跡 - 博物館間の遊歩道整備（3月）。 ・稲荷山カタクリ群生地来場者増加のため、史跡並びに群生地保護のための遊歩道整備（7月）。	
平成 9 年 1997 年	・地形保護と修景のため稲荷山北西麓にコナラを植栽（3月）。 ・E地点出土石器が「岩宿遺跡駐車場地点出土石器」として笠懸町指定重要文化財となる（8月1日）。 ・都市ガス管敷設工事が史跡内で実施される10月～平成10年5月）。 ・琴平山南側の上水道配水池管理道路の擁壁崩壊のため擁壁を改修（9月～12月）。	
平成 10 年 1998 年	・琴平山南側の安全対策のため、前年度に引き続き擁壁の付替と排水設備の改良工事（12月～平成11年5月）。	
平成 11 年 1999 年	・岩宿遺跡A地点標柱の建替（3月）。	
平成 12 年 2000 年		
平成 16 年 2004 年		・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則の改正（3月8日）、市町村の権限で現状変更が実施できる範囲が広がる。 ・西鹿田中島遺跡が東日本を代表する縄文時代草創期の遺跡として史跡指定される（9月30日） ・群馬県新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村が合併し、みどり市として市制施行（3月27日）。 ・史跡西鹿田中島遺跡保存整備事業が開始される（平成30年5月まで）。
平成 18 年 2006 年		
平成 20 年 2008 年	・ダウンバーストにより、史跡内の樹木が27本倒れる（7月25日）。	
平成 22 年 2010 年		
平成 27 年 2015 年	・重要遺跡の範囲確認調査としてF地点の発掘調査を実施（5月～平成28年12月）。	
平成 29 年 2017 年	・F地点が史跡に追加指定される（10月13日）。	
平成 30 年 2018 年	・史跡岩宿遺跡保存活用計画策定に着手（令和2年3月まで）	
令和 2 年 2020 年	・国庫補助事業により追加指定地を用地購入（1月）。	

第 6 図 史跡岩宿遺跡保存活用計画策定までの沿革



■写真7 展示用地層剥ぎ取り標本の作製



■写真8 遺構保護観察施設の整備（基礎の掘削）



■写真9 遺構保護観察施設の整備（躯体工事）



■写真10 遺構保護観察施設の整備（埋設完了）

（9）策定されなかった保存管理計画

史跡指定以降の保存整備は、B地点を中心に実施されたもので、史跡全体の保護と活用のあり方についての記載は保存整備基本計画や基本設計の中で触れられたものの、『史跡岩宿遺跡保存管理計画』は未策定のまま現在に至っている。保存管理計画が策定されなかった背景は、指定当初から公有地化を進めたことにより岩宿遺跡が計画策定に係る国庫補助事業対象とならなかったこと（旧「史跡等保存管理計画策定費国庫補助要項」）による。

（10）史跡の管理

史跡の管理は、指定地の大半を山林が占めるため下草刈りや樹木の伐採が中心となっている。下草刈りは、指定当初は造園業者に業務委託を行っていたが、平成4年からは支障木（倒木や倒木のおそれのある危険な樹木等）の伐採や危険箇所の下草刈り以外の管理は直営で行っている。

また、「史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設」の管理は整備以降、シルバー人材センターに委託している。

平成6年に稲荷山のカタクリ群生地が笠懸町の指定天然記念物となり、来場者が増加したことから、地形の保全と群生地の保護のため遊歩道の整備を行っている。

（11）史跡の公開と活用

史跡の保存整備は、群馬県指定史跡時代の昭和41年度にA地点において標柱・説明板・調査地点の石積み保護、昭和45年度のB地点の公有地化と地層断面の覆屋設置と説明板設置等の環境整備をそれぞれ実施した。

昭和 48 年に、相澤忠洋による『岩宿の発見』が出版され、全国から岩宿遺跡への来場者が増加したことにより、昭和 49 年に B 地点に史跡の音声ガイダンス機器が整備された。B 地点での一連の史跡の公開と活用は、平成 2 年に竣工した史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設での岩宿遺跡の保存と公開・活用の原点となっている。

平成 4 年に史跡の近郊に笠懸野岩宿文化資料館（現岩宿博物館）が日本の旧石器時代の専門博物館として開館した。岩宿博物館の活動は、常設展示等において史跡内では制限を受ける活用面を補完する役割をもち、また、各種講座事業等による旧石器時代の情報発信や、石器作りなど特色ある体験学習の実施を行っており内外の注目を集めている。

（12）保存管理上の課題点

史跡指定から 10 年を迎えた頃から樹木の過密状態や過生育が問題となっており、隣接する民家から除草や支障木の伐採の要望が増加している。平成 8 年ごろから支障木の伐採も行ってきた。平成 12 年の特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則の改正により、史跡等の現状変更に関する許可の一部が自治体の権限でできるようになった。

その一方で、岩宿遺跡は笠懸町のほぼ中央に立地し貴重な緑地帯となっていることから史跡内の散策者が増えており、史跡内の散策路への要望も増加している。

また、D 地点を含む琴平山南部は史跡指定以前に建造された上水道排水施設の管理道路や旧ゴルフ練習場の工作物の老朽化が進んでいる。擁壁の積み直しや排水対策等は一部行ってきたが今後もこのような状況は増加することが予想される。

保存管理上の課題点については別章を設けて詳述する。

（13）活用面での課題点

史跡内の活用は、A 地点及び B 地点の保存整備と活用が中心であった。発掘調査当時最古の土器が出土した C 地点では、解説板も導入路も整備されていない。D 地点では、標柱が立てられたものの現在は朽ち果てている。整備がされた A 地点や B 地点に対し、C 地点と D 地点では、それぞれの調査が担っていた重要性が周知公開されているとはいいがたい状況が続いている。

活用面での課題点については別章を設けて詳述する（第 V 章）。

（14）保存活用計画策定の契機

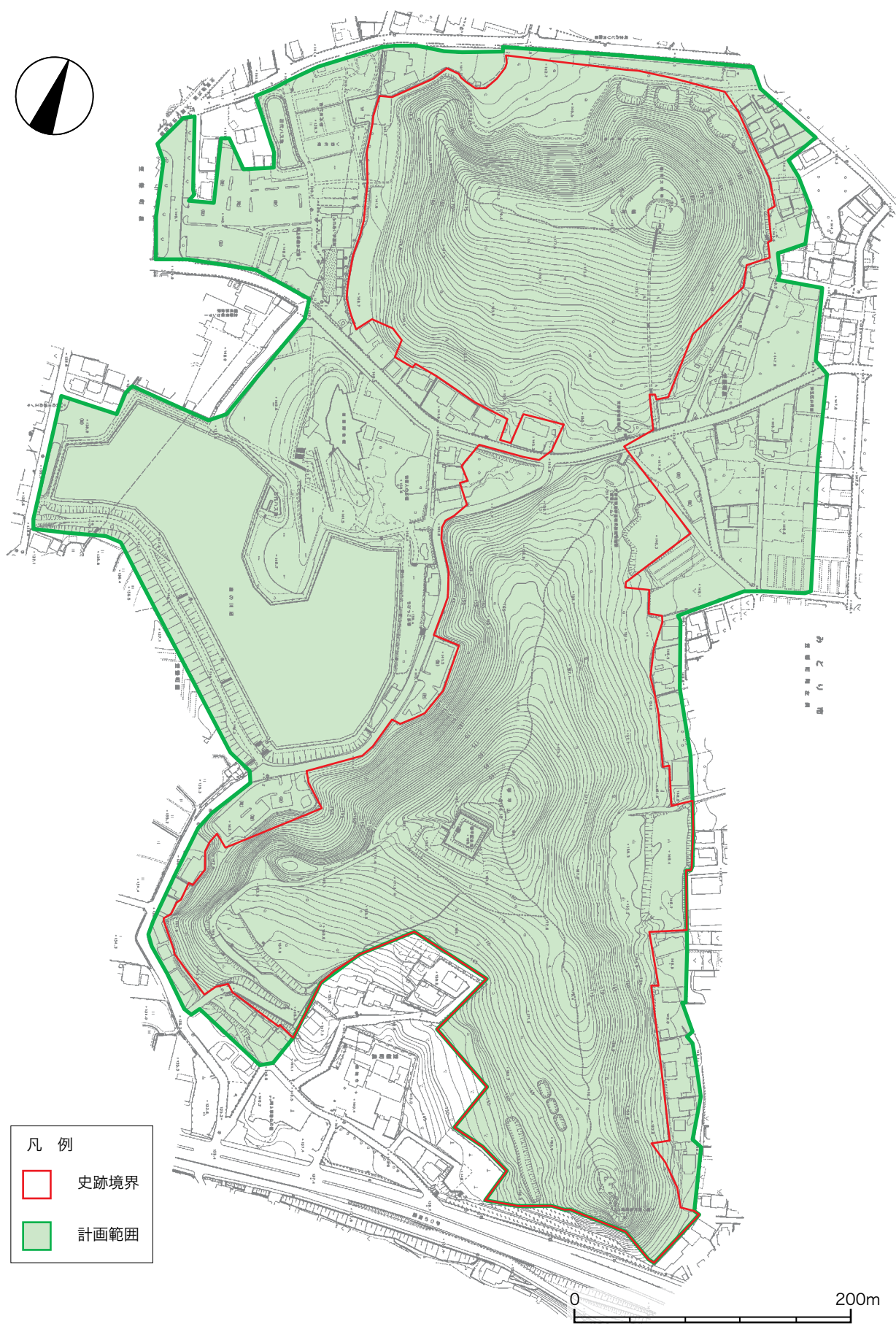
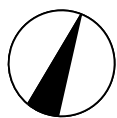
史跡岩宿遺跡は以上のような沿革を経て、発見・発掘、史跡指定と保存整備、活用が図られてきたが、上記のような保存管理・活用上の課題を抱えている。また、昭和 60 年には琴平山東部において土砂崩れが起き、昭和 62 年に治山対策を行ったことや、平成 20 年には群馬県南東部を中心に起こった突風災害により、史跡の樹木が多量に倒れ周辺家屋に被害を及ぼすことなども生じており、自然災害への対策も急務となっている。

平成 27 年から平成 28 年にかけて、史跡指定地の隣接地（F 地点）において重要遺跡の範囲確認調査が実施され、旧石器時代遺跡としての岩宿遺跡は B 地点の南方約 30m の場所に広がることが確認された。そして地権者の同意を得て条件が整えられた F 地点の 2,038.71 m²が、平成 29 年（2017 年）10 月 13 日に追加指定された。このことを機会に保存活用計画を策定し、史跡への適正な保存・管理・活用に関する方針を定めていくことが企図された。

5. 本計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は史跡岩宿遺跡の指定範囲全域である。また、史跡とともに保存や活用を進めていく地域として史跡の周辺部についても計画の対象範囲とする（第7図）。

史跡及び史跡周辺部における地区区分は別章を設けて説明する（第V章）。



第7図 計画範囲 (縮尺：1/4,000)

6. 史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会の設置及び計画策定の経過

(1) みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会の設置

史跡岩宿遺跡保存活用計画を策定するにあたり、保存活用計画策定委員会を設置した。

みどり市文化財保護条例第40条第1項では「みどり市教育委員会は、文化財の整備、修理、復旧等に関し、特に専門的な事項を調査審議する必要があるときは、文化財専門委員会を置くことができる」とされている。

これに基づき、「みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁及び群馬県教育委員会の指導・助言のもと策定に係る実務を実施した。委員会の構成及び事務局の組織は次のとおりであった（敬称略）。

委員	右島和夫	みどり市文化財保護審議会委員・群馬県立歴史博物特別館長（考古学：委員長）
	安蒜政雄	明治大学名誉教授・岩宿博物館協議会委員（考古学：副委員長）
	伊藤 弘	筑波大学大学院准教授（環境学）
	鹿又喜隆	東北大学大学院教授（考古学）
	須藤友治	みどり市文化財保護審議会委員（植物学）
	高野正次	みどり市笠懸町第5区区長（地元有識者）（平成30年度）
	今井賢二	みどり市笠懸町第5区区長（地元有識者）（令和元年度）
	田村確也	岩宿博物館友の会会長（地元有識者）
	野木雄大	文化庁文化財第二課 史跡部門 文部科学技官
	齋藤英敏	群馬県地域創生部文化財保護課 補佐文化財活用係長
指導・助言	今城未知	群馬県地域創生部文化財保護課 主事
	小菅将夫	岩宿博物館館長事務取扱（みどり市教育委員会文化財課 課付課長）（平成30年度・令和元年度）
オブザーバー	萩谷千明	岩宿博物館長（令和2年度）
	和田一彦	みどり市教育委員会文化財課長（平成30年度）
事務局	藤生智子	みどり市教育委員会文化財課長（令和元年度・令和2年度）
	萩谷千明	みどり市教育委員会文化財課 課長補佐（平成30年度・令和元年度）
	清水 勝	みどり市教育委員会文化財課 課長補佐（令和2年度）
	飯塚由美子	みどり市教育委員会文化財課 主査（平成30年度）
	大出尚代	みどり市教育委員会文化財課 主査（平成30年度・令和元年度）
	松井直哉	みどり市教育委員会文化財課 主査
	田口佳菜	みどり市教育委員会文化財課 主事（令和元年度・令和2年度）
	中村真生子	みどり市教育委員会文化財課 主事補（令和2年度）



■写真11 第1回委員会（平成31年3月17日）



■写真12 現地視察（平成31年3月17日）

(2) 計画策定の経過

○史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会 第1回会議

日時 平成31年3月17日(日) 13:30～16:00

会場 岩宿博物館体験学習室、史跡岩宿遺跡

出席者 伊藤・安蒜・鹿又・右島・須藤・高野・田村・今城・小菅・和田・萩谷・飯塚・大出・松井

主な内容 委員長・副委員長の選出

議事

- (1) 史跡岩宿遺跡保存活用計画策定案の構成
- (2) 保存活用計画に係る課題点等
- (3) 策定に向けた今後のスケジュール
- (4) 現地視察

○文化庁担当官の現地指導

日時 平成31年4月22日(月) 13:30～16:00

会場 岩宿博物館体験学習室、史跡岩宿遺跡

出席者 野木・今城・石井教育長・星野教育部長・藤生・萩谷

- (1) 史跡岩宿遺跡保存活用計画策定案の構成のあり方
- (2) 策定に向けたスケジュールの持ち方
- (3) 現地視察

○史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会 第2回会議

日時 令和元年6月30日(日) 13:30～16:00

会場 岩宿博物館体験学習室

出席者 右島・安蒜・伊藤・須藤・今井・田村・今城・小菅・藤生・萩谷・大出・松井・田口

主な内容

議事

- (1) 史跡岩宿遺跡保存活用計画策定(素案)について
- (2) 史跡の現状変更に関する取り扱いについて
- (3) 策定に向けた今後のスケジュールについて

○文化庁での指導

日時 令和元年8月22日(火) 15:00～16:30

会場 文化庁文化財第二課

出席者 野木・今城・萩谷

- (1) 史跡岩宿遺跡保存活用計画(素案)について
- (2) 岩宿Ⅱ遺跡の取り扱いについて
- (3) 史跡岩宿遺跡保存活用計画(案)について



■写真13 第2回委員会(令和元年6月30日)

○史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会 第3回会議

日時 令和2年1月16日（水）13:30～16:00

会場 岩宿博物館体験学習室

出席者 右島・安蒜・伊藤・鹿又・右島・須藤・今井・田村・野木・今城・小菅・藤生・萩谷・大出・松井・田口

主な内容

議事

- (1) 史跡岩宿遺跡保存活用計画案について
- (2) 岩宿Ⅱ遺跡の取り扱いについて
- (3) パブリックコメントの実施について
- (4) 策定に向けた今後のスケジュールについて

○パブリックコメントの実施

期間 令和2年11月10日（火）～令和2年12月10日（木）

意見等 1件（活用案に対し史跡跡及び周辺部をテーマパーク化したらどうかという主旨）

○史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会 第4回会議

日時 令和3年1月1日（金）～令和3年1月20日（日）

新型コロナウイルス感染症が拡大したため書面開催とし、各委員に最終案を配布し、意見の聴取を行った。

主な内容

議事

- (1) 史跡岩宿遺跡保存活用計画最終案について
- (2) 活用計画案のパブリックコメントの実施報告
- (3) 史跡岩宿遺跡保存活用計画の公表・印刷について
- (4) その他



■写真14 第3回委員会（令和2年1月16日）

第II章 史跡を取り巻く環境

1. みどり市の自然

(1) みどり市の地質

みどり市は、群馬県東部に位置する。市北部から中部にかけては、山間部と南北に縦断する渡良瀬川の両岸に河岸段丘が形成されている。山間部のうち、みどり市の北端及び最高標高点がある袈裟丸山(標高：1,961 m) 一帯は新生界の袈裟丸火山噴出物、東町沢入から草木にかけての渡良瀬川両岸は沢入花崗閃緑岩が占めている。渡良瀬川右岸の大間々町上神梅・下神梅・桐原にかけては、赤城火山のなだれ堆積物を基盤としている。その他の北部から中部の山間部は、チャートや頁岩、石灰岩等の足尾系が基盤をなしている。

みどり市南部の大間々間町から笠懸町の平野部は、更新世段丘 - 大間々扇状地 - となっており、扇状地の扇頂部と扇央部をなしている。笠懸町中央部には、足尾山地の一部をなしていた鹿田山丘陵、稲荷山・琴平山の岩宿小丘、南東部には八王子丘陵が独立丘陵としてそれぞれ点在している。

(2) みどり市の植物相

最も標高の高い袈裟丸山の山頂付近(標高1600 m以上)ではツガやコメツゲなどの高木やシロヤシオ、アカヤシオなどの群落が認められる。標高1200～1600 mあたりにおいてはダケカンバやシコタンザサが見られる。標高1200～800 mあたりにおいてはスズカケやミズナラの群落がある。標高800 m以下になるとスギ、ヒノキの植林とブナ類の二次林が混合するようになる。

市南部の平地では現状では田畑や住宅地等となっているが、本来的な植生(潜在自然植生)は常緑広葉樹林である。古代末の浅間火山の天仁の大噴火により一時荒廃し、大間々扇状地の扇央部以南ではアカマツを中心とした平地林が発達していた。

(3) みどり市の動物相

市南部に点在する独立丘陵では、タヌキ、イタチ、キツネ、ノウサギ等の中小型の哺乳類がいる。市北部の山間部では、ツキノワグマ、シカ、カモシカ、ニホンザルの生息が認められる。

イノシシは明治中期に豪雪またはCSF(豚コレラ)により絶滅したとされたが、平成4年頃から姿が見られるようになり、現在では市南部の独立丘陵にも棲息範囲を広げ、市内各地で農業被害を起こすようになっている。

鳥類については、市北部では、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類が棲息し、オジロワシやオオワシなどが渡ってくることがあるほか、123種の野鳥が観察されている。市南部の高津戸ダムや、阿左美沼、鹿の川沼ではカイツブリ、バン、カルガモ等が見られる。渡良瀬川中流域ではカワウが増えており、アユへの食害が報告されている。

2. みどり市の歴史と文化財

(1) 市の歴史（旧石器時代から近世まで）

①旧石器時代（岩宿時代）（約 40,000 年前～ 16,000 年前）

みどり市には、旧石器時代（岩宿時代）の遺跡が 16 か所確認されている。本市内の遺跡では、岩宿遺跡の発見が有名である。その他 15 か所の遺跡はいずれも市南部の笠懸町で確認されたもので、いずれも昭和 50 年代以降の緊急発掘調査によって見つかった。これらの遺跡は、鹿田山丘陵や岩宿小丘、大間々扇状地の古い地形面を開析した舌状台地、阿左美沼の周辺に立地する。いずれの場所も豊富な湧水点を背景としていたと考えられる。

大間々町・東町では、旧石器時代の遺跡は未発見である。なお、大間々町には相澤の発見による桐原遺跡があったが、桐原遺跡発見の石器群を前期旧石器時代とするには異論もある。なお、相澤の発見地は土砂採集により消滅した。

②縄文時代（約 16,000 年前～ 3,000 年前）

みどり市の縄文時代の遺跡は現在までに 159 か所確認され、市内遺跡の 6 割が縄文時代の遺跡となっている。旧石器時代から引き続き、丘陵や台地上にも立地するが、渡良瀬川の河岸段丘や河川の蛇行する地点にできた平坦地、山間の小さな平坦地などにも遺跡が認められるようになる。

草創期（16,000 ～ 10,000 年前）では、遺跡数は少ないが、草創期後半の西鹿田中島遺跡はこの時期としては規模も大きく東日本を代表する遺跡として史跡指定されている。その他の遺跡では石器や土器片が単発的に見つかる程度である。

早期（10,000 ～ 7,000 年前）になると河岸段丘や山間にも遺跡が広がりを見せはじめ、前期（7,000 ～ 5,000 年前）になると市内の縄文時代の遺跡数はピークに達するようになり、上ノ台 A（大間々町塩原）、稲荷山遺跡（笠懸町西鹿田）、清水山遺跡（笠懸町鹿）などにおいて集落跡が発掘調査されている。

中期（5,000 ～ 4,000 年前）では、一旦遺跡数は減少するが後半頃には再び遺跡数が増え始め、瀬戸が原遺跡（大間々町桐原）、高松 A 遺跡（大間々町塩原）、上ノ宿野中遺跡（大間々町上神梅）、阿左美遺跡（笠懸町阿左美）、清泉寺裏遺跡などではそれぞれの地域の拠点となるような大規模な集落跡がつくられるようになり、後期前葉までこの傾向は続いている。

後期・晩期（4,000 ～ 3,000 年前）になると遺跡数は急激に減少し、渡良瀬川沿いに点在するようになる程度となるが、淵ノ上遺跡（東町花輪）は採集品を中心に優品が多く、後晩期の遺跡として著名である。



■写真 15 北山遺跡の旧石器時代のブロック



■写真 16 北山遺跡の旧石器時代の石器



■写真 17 清泉寺裏遺跡の縄文時代中期のムラ



■写真 18 縄文時代早期の土器
(西鹿田中島遺跡)



■写真 19 縄文時代前期の土器
(神社裏遺跡)



■写真 20 縄文時代中期の土器
(清泉寺裏遺跡)



■写真 21 縄文時代後期の土器
(阿左美遺跡)



■写真 22 縄文時代晩期の土器
(淵ノ上遺跡)

③弥生時代 (2,800 年前～ 1,700 年前 [3 世紀ころまで])

縄文時代後晩期に引き続き遺跡数は少なく、みどり市内では 6 遺跡を数えるに過ぎない。これは、狩猟採集から食料生産段階に移り変わったとされる弥生時代において、群馬県の東部は水稻耕作の適地が少なかったことに関係するとされている。

遺跡も中期中頃の鹿の川遺跡（笠懸町鹿）で再葬墓、中期後半の和田遺跡（笠懸町西鹿田）及び後期の向山遺跡で小規模な集落跡が見つまっているほかは、遺物の散布や単独品の出土が知られている。



■写真 23 弥生時代中期の土器（鹿清水遺跡）



■写真 24 弥生時代中期の土器（和田遺跡）

⑤古墳時代（4 世紀から 7 世紀）

弥生時代から引き続き遺跡数は少なく、みどり市内では過去の遺物の出土例を含み 20 遺跡を数える程度である。

集落跡は、神社裏遺跡（笠懸町西鹿田）で古式土師器を伴う集落跡が見つかっている。また、5 世紀代には、早川沿いの大間々扇状地桐原面の西原遺跡・西鹿田中島遺跡（笠懸町西鹿田）の集落跡が見つかっているが、現在までのところ 6 世紀代以降の集落跡は未発見である。

方形周溝墓は、元屋敷遺跡（笠懸町阿左美）において 4 世紀代の方形周溝墓が 7 基見つかっている。

「古墳王国」とも称される群馬県にあって、みどり市は古墳の数は少なく、いずれも 6 世紀前半から 7 世紀に築かれたものであり、東町では未発見である。墳丘や石室が残された主なものは、長昌寺古墳群（笠懸町西鹿田）の 2 基、天神山古墳群（笠懸町西鹿田）の 6 基、琴平古墳（大間々町大間々）、国土 1 号墳（大間々町桐原）、杉森古墳（大間々町桐原）で、その他は埴輪片等の散布から古墳の存在があったことがわかる程度のものである。



■写真 25 天神山 3 号墳（7 世紀）



■写真 26 和田 2 号墳（7 世紀）



■写真 27 西原遺跡の住居跡（5 世紀）



■写真 28 西原遺跡出土土器（5 世紀）

⑦古代（8世紀～12世紀末）

8世紀中頃の上野国分寺の建立という大きな出来事をきっかけに、市内では遺跡数は急激に増加を始める。上野国分寺の屋根を葺く瓦窯である鹿の川窯（笠懸町阿左美）、次いで鹿田山丘陵の南麓に山際窯（笠懸町鹿）がつくられ、天神山（笠懸町西鹿田）では凝灰岩の切り出しや、丘陵部での製鉄等が始められ、馬見岡遺跡（笠懸町西鹿田）ではこれらの作業に従事する人々の集落が営まれるようになる。鹿田山丘陵は、古代上野国東部の4つの郡（勢多郡・佐位郡・新田郡・山田郡）が境を接していた。山際窯の瓦には地名を記したものがあり、こうした生産遺跡や工人集落は、各郡の支配層が共同して経営したと考えられている。

その後、9世紀頃までには市内の各所に大小様々な規模の集落跡のほか炭焼窯、鍛冶なども見られるようになる。これらのムラは、それぞれ古代新田郡・山田郡・勢多郡などに組み込まれていくようになったのであろう。



■写真 29 宮久保遺跡の集落跡（9～10世紀）

■写真 30 須恵器窯
（馬見岡遺跡（8世紀））■写真 31 炭焼窯
（稲荷山遺跡（9世紀））

■写真 32 地名の記された瓦（山際窯）



■写真 33 上野国分寺の創建期瓦（山際窯）

⑧中世（12世紀末～16世紀末）

12世紀初頭（天仁元年（1108年））の浅間山の大噴火は、上野国に壊滅的な被害をもたらした。災害復興やそれまでの律令制度の緩みのなかで、みどり市域も次第に荘園に組み込まれるようになっていった。古代末から室町時代のみどり市は、古文書や仏像の銘から、笠懸町は新田氏の新田荘、大間々町の渡良瀬川流域は藺田氏の須永御厨に組み込まれていたことがうかがえる。

享徳3年（1455年）に28年にも及ぶ享徳の乱が起こると関東地方は戦国時代になり、上野国の各地も戦場となった。みどり市内も、笠懸町域で北鹿田郷が佐位郡の赤堀氏に押領され（後に「西鹿田^{さいしかだ}」の地名となる）、南北朝時代に台頭した新田氏の一族岩松氏との間で抗争を行うなど戦場になっていた。

大間々町域では、須永御厨の一部が仁田山と呼ばれるようになり、高津戸・浅原・塩原・穴原（現在の塩原の一部）、小平を含んでいた。また、現在の大間々町下神梅・上神梅、桐生市黒保根町、みどり市東町にいたる地域は黒川郷と呼ばれ、それぞれ地域的な連合体をつくっていたらしい。仁田山衆・黒川衆は、桐生に本拠地を置いた佐野氏の一族と同盟した。これがこの地域を江戸時代まで指すことになる「桐生領」のもとになったのであろう。

永禄3年（1560年）以降、上杉謙信の関東侵攻がたびたび行われるようになり、小田原北条氏と抗争するようになると、これに刺激された黒川衆・仁田山衆は多数の山城を築ようになる。戦国時代後半は桐生佐野氏の没落や上杉氏や北条氏との連合や離反のなかで、岩松氏に替わって上野東部に勢力をもった由良氏と黒川衆との間でも連合を結んだり抗争を行うなどが繰り返された。

⑨近世（16世紀末～1871年）

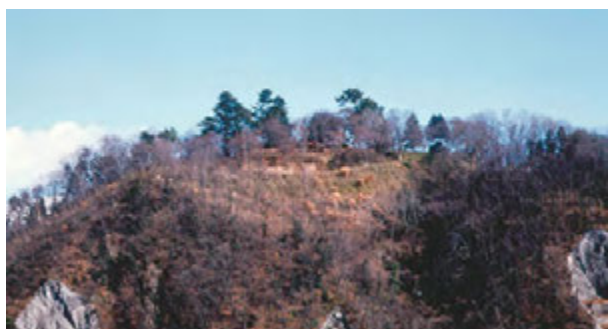
近世初期には、みどり市域の多くの村々は、幕府の直轄地や大名や旗本領として統治された。大間々扇状地扇頂部の吹払野で行われた開発で大間々村が開かれ、大間々村は渡良瀬川上流部の村々と平野部の村々の結節点となり、生糸市場が置かれるなど郷町として発展していった。

大間々扇状地の扇中部は笠懸野とも呼ばれ、地下水脈が深い原野であった。代官岡上景能は、足尾で産出した銅を利根川の河岸まで効率的に輸送するため足尾銅山街道を整備し、笠懸野を縦断するルートを開くとともに、宿用水と灌漑のための「笠懸野御用水」を開削し、新田開発を行った。現在笠懸町久宮となっている久々宇村や桃頭村はこのときに拓かれた。銅山街道には銅を一時保管するため幕府の直轄領の5つの村に銅問屋が置かれたが、みどり市内には3つの村（沢入・花輪・大間々（後に桐原））に置かれた。

江戸時代の村の様子は、地方文書により知ることができる。大間々町桐原の桐原郷蔵には、桐原村の村役人が輪番制だったことから、文書がよく残されており貴重な史料として活用されている。



■写真 34 五覧田城跡（みどり市指定史跡）



■写真 35 高津戸城跡

⑩近代～終戦まで（1871 年～ 1945 年）

廃藩置県（明治 5（1871））を経て、第 2 次群馬県が成立（明治 9 年 8 月）するまでの間、大間々町域の大半と笠懸町域は山田郡・新田郡として栃木県に編入され、東町域並びに大間々町域の一部は群馬県に編入された。明治 22 年に町村制が施行されると、笠懸町域は、阿左美・鹿・久宮・西鹿田の 4 か村が合併し新田郡笠懸村となった。大間々町域は、大間々町と桐原村が合併し山田郡大間々町に、浅原・塩原・小平・長尾根の 4 か村が合併し山田郡福岡村に、高津戸村は山田郡川内村に編入され、塩沢・上神梅・下神梅の 3 か村は勢多郡黒保根村に編入された（戦後、昭和の大合併により、福岡村と川内村高津戸の一部、黒保根村から塩沢・上神梅・下神梅が分離し大間々町に編入）。東町域は、荻原村・花輪村・小夜戸村・神戸村・座間村・草木村・沢入村 8 か村が合併し勢多郡東村になった（成立当初は南勢多郡）。

大間々町を除く各村は、近世から引き続き純農村地帯として畑作等が中心に行われたが、農業生産額の第 1 位は繭が占めていた。笠懸村ではブドウやモモのような地層や地質にあった果樹栽培がはじまったほか、中山間部の村々では林業なども盛んに行われた。足尾鉄道（旧国鉄足尾線・現わたらせ渓谷鐵道）の敷設工事を契機に東町の沢入・草木地区を中心に花崗岩（沢入みかげ）の採掘が行われるようになった。

大間々町は、近世以来、在郷町として発展したが、足尾銅山の近代化により交通の要衝として足尾鉄道等の鉄道網も敷かれるようになり、商工業や金融業も発展した。



■写真 36 桐原郷蔵（群馬県指定史跡）



■写真 37 旧大間々銀行（大間々博物館）
（みどり市指定重要文化財）

（2）みどり市の文化財

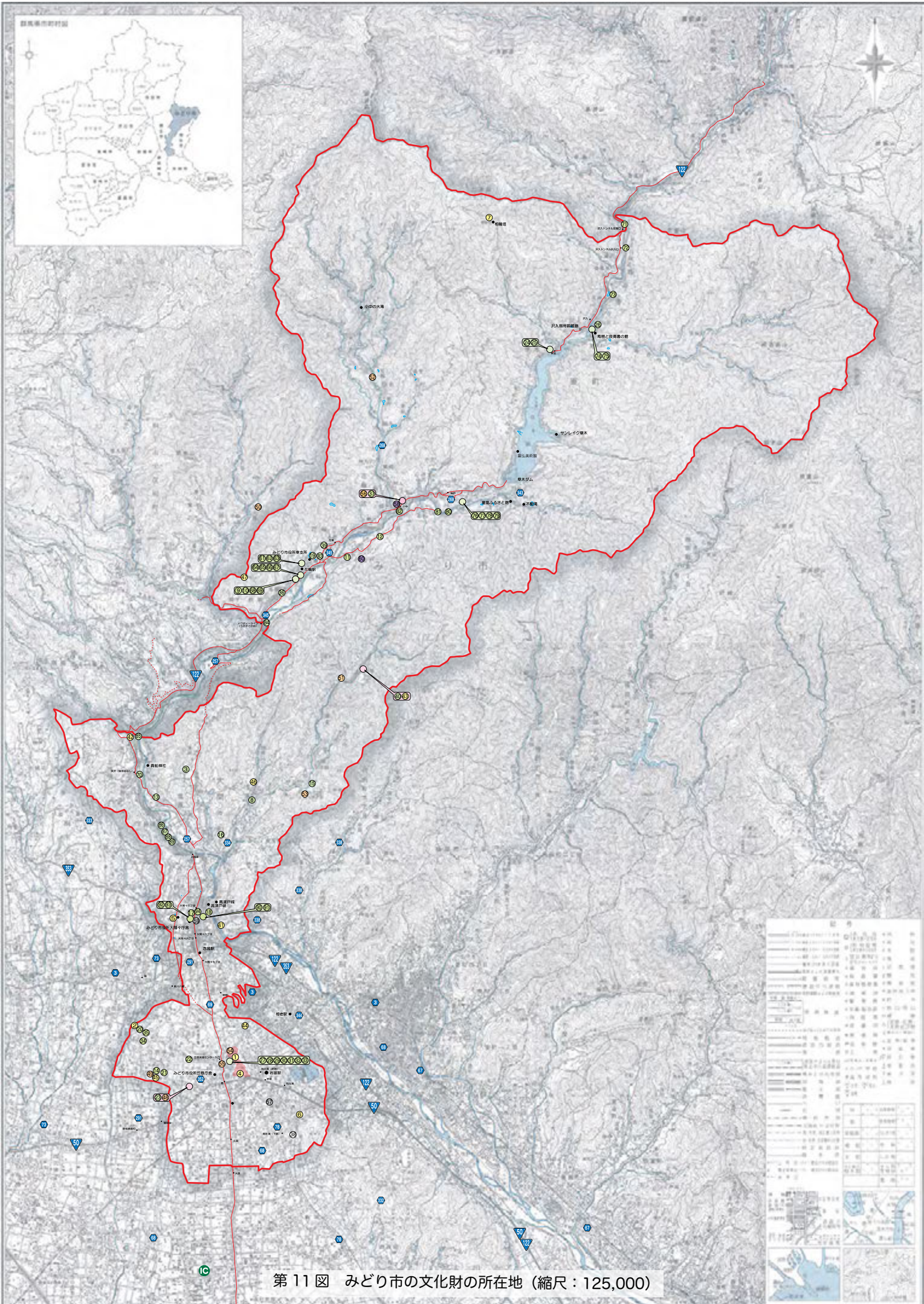
以上のような歴史のもと、みどり市には数多くの文化財が存在する。みどり市域に所在する文化財は、一部桐生市や日光市にまたがるものを含めて、国指定文化財 2 件（史跡 2）、群馬県指定文化財 5 件（重要文化財 1、史跡 4）、みどり市指定文化財 53 件（重要文化財 33、史跡 7、天然記念物 9、無形民俗文化財 4）、登録有形文化財 34 件の計 94 件である。

区分	種類	No.	名 称	所 在 地	指定日・登録日	解 説
指定	国史跡	1	岩宿遺跡	笠懸町阿左美1781外	昭和54.8.13 平成29.10.13	日本における旧石器時代を証明した遺跡
	国史跡	2	西鹿田中島遺跡	笠懸町西鹿田882-1外	平成16.9.13	2期にわたる縄文時代草創期の集落跡
	県重文	3	木造虚空蔵菩薩坐像	大間々町塩沢188	平成15.3.25	南北朝時代(延文3(1358)年)制作の木造虚空蔵菩薩坐像
	県史跡	4	岡登次郎兵衛景能公の墓	笠懸町阿左美1616(国瑞寺)	昭和27.11.11	江戸時代前期に活躍した代官の墓
	県史跡	5	桐原郷蔵及び郷蔵文書	大間々町桐原2325-3	昭和28.8.25	県内に現存する4つの郷蔵のうちの1つ
	県史跡	6	阿左美縄文式文化住居跡	笠懸町阿左美1053-8外	昭和35.3.23	縄文時代中期の2軒の竪穴住居跡
	県史跡	7	塔ノ沢の石造釈迦涅槃像	東町沢入1397	平成5.4.20	江戸時代後期制作の釈迦涅槃像
	市重文	8	庚申塔及び大日如来像	大間々町浅原1310	昭和51.5.12	戦国時代の重制石幢と江戸時代初期の大日如来像
	市重文	9	御用銅蔵	東町花輪92	昭和54.12.8	足尾銅山街道の5箇所の銅の中継所に建てられた銅の一時保管庫
	市重文	10	継送り札・貫銭請い契印他古文書七点	東町花輪92	昭和54.12.8	銅輸送の継送り札、人足の貫銭支払いに関する契印、及び銅輸送に関する古文書
	市重文	11	稲荷神社	東町小夜戸	昭和58.3.24	寛政3(1791)年建造された一間社流造の神社の社殿、社殿彫刻は黒川谷の彫刻師集団のものとする
	市重文	12	石造五重塔	東町小夜戸568-1	昭和59.3.23	元禄年間に制作された石像五重塔
	市重文	13	穴原薬師堂	大間々町塩原633	昭和60.3.13	市内唯一の楼門を持つ江戸時代後期の寺院建築
	市重文	14	来迎阿弥陀三尊笠塔婆	笠懸町西鹿田139	昭和62.4.1	鎌倉後期から南北朝期制作の天神山凝灰岩製の笠塔婆
	市重文	15	円空仏「月光菩薩立像」	大間々町小平602	平成4.4.22	遊行僧円空が延宝9(1681)年に制作した木造月光菩薩立像
	市重文	16	円空仏「薬師如来坐像」	大間々町塩原195	平成4.4.22	遊行僧円空が延宝9(1681)年に制作した木造薬師如来坐像
	市重文	17	旧大間々銀行	大間々町大間々1030(大間々博物館)	平成7.3.25	大正10(1921)年建造。群馬県に現存する2番目に古い銀行建築
	市重文	18	ながめ余興場	大間々町大間々1635	平成7.3.25	日本的劇場建築として群馬県に唯一残る。昭和12(1937)年建造
	市重文	19	防空監視哨跡	東町花輪352	平成7.12.26	昭和16(1941)年に建造された防空監視哨。聴音壕のみ残る
	市重文	20	中島の薬師如来	笠懸町西鹿田869-4	平成8.4.18	戦国期制作の薬師如来坐像
	市重文	21	馬見岡の阿弥陀三尊・石仏	笠懸町西鹿田73	平成8.4.18	鎌倉後期から南北朝期制作の天神山凝灰岩製の石仏群
	市重文	22	山際の重制石幢	笠懸町鹿3258	平成8.4.18	室町時代制作の重制石幢
	市重文	23	長円寺の阿弥陀三尊	笠懸町鹿3608-2外	平成8.4.18	鎌倉後期から南北朝期制作の天神山凝灰岩製の石仏群
	市重文	24	尊衣婆坐像と石龕	東町草木1085	平成9.1.14	戦国期制作の石造尊衣婆坐像と石龕
	市重文	25	木造十一面観音菩薩立像	東町草木地内	平成9.1.14	江戸時代中期の制作と推定される木造十一面観音立像
	市重文	26	木造薬師如来坐像	東町沢入944-1	平成9.1.14	戦国時代(天正8(1580)年)制作と推定される木造薬師如来坐像
	市重文	27	岩宿遺跡駐車場地点出土石器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成9.8.1	岩宿Ⅰ・岩宿Ⅱ石器文化出土層相当から出土した旧石器時代の石器、岩宿遺跡E地点出土
	市重文	28	神社裏遺跡出土深鉢形土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成9.8.1	縄文時代前期後葉の深鉢形土器。諸磯b式土器
	市重文	29	清泉寺裏遺跡出土土器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成9.8.1	清泉寺裏遺跡40号住居跡出土土器の一括資料。縄文時代中期後葉の加曾利E式土器の出現を示す。
	市重文	30	清水西丘遺跡出土土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成9.8.1	縄文時代中期後葉の加曾利E式土器の完形土器。昭和39年に耕作中に発見された。
	市重文	31	阿左美遺跡出土注口土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成9.8.1	阿左美遺跡出土の縄文時代後期初頭から前葉の完形注口土器。称名寺Ⅱ式~堀之内2式土器。
	市重文	32	天神山古墳群3号墳出土品	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成9.8.1	天神山3号墳(市指定史跡)の石室内から出土した副葬品の直刀3振
	市重文	33	獣脚の鋳型	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成9.8.1	坊谷戸Ⅱ遺跡及び馬見岡遺跡で出土した鋳型。8世紀後半から9世紀のもの
	市重文	34	脇差1口(常省子久幸作)付保管箱1	笠懸町第10区	平成11.2.23	西鹿田村の領主 旗本久永氏に伝えられた脇差。文政2(1819)年制作
	市重文	35	金山神社の俳額	笠懸町西鹿田73	平成11.12.22	松尾芭蕉の没後150年を記念した句会(天保14(1843)年)で詠まれた俳額
	市重文	36	宝篋印塔	東町荻原192	平成14.11.20	文化4(1807)年建造された宝篋印塔
	市重文	37	大蒼院欄間彫刻	東町小中727	平成15.8.18	禅宗の説話を題材にした花輪村の石原常八主信による欄間彫刻。文政12(1829)年制作
	市重文	38	生品神社本殿	笠懸町阿左美210-1	平成21.9.29	元禄7(1694)年建造された一間社流造の神社社殿
	市重文	39	普門寺の地藏菩薩坐像	東町花輪410-1	平成23.4.21	鎌倉後期から南北朝期制作の天神山凝灰岩製の地藏菩薩坐像
	市重文	40	岩穴観音の地藏菩薩坐像及び阿弥陀如来坐像	大間々町小平1975-3	平成23.4.21	鎌倉後期から南北朝期制作の天神山凝灰岩製の地藏菩薩坐像及び戦国期制作の安山石製阿弥陀如来坐像
	市史跡	41	山田氏及び里見兄弟の墓	大間々町高津戸596-1	昭和51.5.12	鎌倉後期から室町期の五輪塔群。山田氏及び戦国時代の武将里見兄弟の墓と伝えられる
	市史跡	42	深沢の角地蔵	大間々町上神梅228-3	昭和60.3.13	古戦場に地蔵堂を建立するため石仏が造られたが、未完成のまま安置された。石仏は宝暦2(1752)年制作
	市史跡	43	岩穴観音	大間々町小平1964	昭和60.3.13	チャートの岩盤が浸食された洞窟を正殿とし、2体の石仏(市指定重文)を祀る
	市史跡	44	岡登用水三俣分水口	笠懸町阿左美1998外	昭和62.4.1	岡上景能が開削した笠懸野御用水の分水口。明治時代に岡登用水として再興された
	市史跡	45	天神山古墳群3号墳	笠懸町西鹿田139の一部	昭和62.4.1	7世紀代の横穴式石室。玄室のみ残る。直刀3振(市指定重文)が出土
	市史跡	46	浅原の百観音	大間々町浅原乙637	平成3.5.18	天保10(1839)~12年制作された西国33札所、坂東33札所、秩父34札所に立てた石仏を安置
	市史跡	47	五覧田城址	東町荻原地内(石尊山山頂)	平成4.6.22	上杉謙信や太田金山城の由良氏勢との攻防で知られる黒川谷を代表する山城の1つ
	市天記	48	榎の木	笠懸町鹿1156	昭和41.4.1	樹齢500年と推定されるカヤの木
	市天記	49	馬見岡凝灰岩露出地	笠懸町西鹿田129	昭和41.4.1	馬見岡凝灰岩は新生代第三紀の堆積層。旧石器時代から利用された
	市天記	50	モリアオガエル	東町内	昭和56.12.14	東町全域に棲むモリアオガエルを指定。斑文をもつものが多いのが特徴
	市天記	51	小平の大杉	大間々町小平1460	昭和60.3.13	樹齢1000年を超えるスギの巨木
	市天記	52	小中のムレ杉	東町小中47	昭和62.3.19	ムレスギとは枝が叢立つ変種のスギ。樹齢約200年
	市天記	53	小平鍾乳洞	大間々町小平459	昭和63.1.20	奥行き93mの鍾乳洞
	市天記	54	カタクリ群生地	笠懸町阿左美1798-1外	平成6.7.26	史跡岩宿遺跡の稲荷山北麓のカタクリ群生地。約2.4haで関東地方有数の規模
	市天記	55	鹿の川沼のエノキ	笠懸町鹿247	平成7.11.17	樹齢300年のエノキ。旧銅山街道沿いの鹿の川沼堰堤にあり、一里塚の木と目される

第9図 みどり市の文化財(1)

区分	種類	No.	名 称	所 在 地	指定日・登録日	解 説
指定	市 天記	56	大蒼院のキリシマツツジ	東町小中7277	平成12. 9.11	推定樹齢600年のキリシマツツジの古木
	市 無民	57	横町太々神楽	笠懸町阿左美横町(秋葉神社)	昭和62. 4. 1	明治25(1892)年永代奉納許可を受けた市内唯一残る太々神楽
	市 無民	58	小中の獅子舞	東町小中地内(鳥海神社)	平成10. 2. 6	室町時代に伝わったとされる獅子舞。現在4座が舞われる
	市 無民	59	大間々祇園祭り	大間々町大間々地内(1丁目~7丁目)	平成16. 5.18	上州三大祇園に数えられる寛永6(1629)年からの歴史を誇る祇園祭
	市 無民	60	小夜戸の小正月飾り	東町小夜戸地内	平成17. 7.22	養蚕が盛んであった東町小夜戸地区全体で指定
登録	国 有形	61	旧花輪小学校校舎	東町花輪191	平成13.11.20	今泉嘉一郎の寄付を基金に建てられた小学校舎。昭和6(1931)年竣工
	国 有形	62	旧花輪小学校門柱	東町花輪191	平成13.11.20	大正3(1914)年立てられた門柱
	国 有形	63	旧花輪小学校今泉嘉一郎胸像所	東町花輪191	平成13.11.20	今泉嘉一郎を顕彰する胸像所。昭和 年建造。設計は伊東忠太
	国 有形	64	旧今泉家住宅主屋	東町花輪96	平成19.10. 2	日本近代製鉄の父 今泉嘉一郎の生家。江戸時代末の建造。
	国 有形	65	旧今泉家住宅塀	東町花輪96	平成19.10. 2	江戸時代末の建造。外壁は昭和以降の改修
	国 有形	66	旧今泉家住宅主屋蔵	東町花輪96	平成19.10. 2	大正8(1919)年建造の外壁モルタル塗りの蔵
	国 有形	67	旧今泉家住宅表門	東町花輪96	平成19.10. 2	江戸時代末の建造
	国 有形	68	高草木家住宅主屋	東町花輪92-1	平成20. 3. 7	花輪村の名主や銅山街道の銅問屋を務めた高草木家の主屋。天保11(1841)年建造
	国 有形	69	高草木家住宅稲荷社	東町花輪92-1	平成20. 3. 7	江戸時代後期から末期にかけての4基の石祠群
	国 有形	70	上神梅駅本屋及びプラットホーム	大間々町上神梅193-2	平成20. 7. 8	大正元(1912)年竣工。プラットホームは全長107m
	国 有形	71	笠松トンネル	東町沢入及び栃木県日光市	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長32mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	72	吉ノ沢架橋	東町沢入(旧字吉ノ沢)	平成21.11. 2	古レールを使用した長さ14mのコンクリート製架橋。昭和11(1936)年建造
	国 有形	73	名越トンネル	東町沢入(旧字名越沢)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長32mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	74	沢入駅上り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲965-2外	平成21.11. 2	プラットホームは大正元(1912)年竣工で全長99m。休憩所は昭和4(1929)年竣工。
	国 有形	75	沢入駅下り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲962-1外	平成21.11. 2	プラットホームは大正元(1912)年竣工で全長99m。休憩所は昭和2(1927)年竣工。
	国 有形	76	神戸駅本屋及び下り線プラットホーム	東町神戸886-1	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工。プラットホームは全長107m
	国 有形	77	神戸駅休憩所	東町神戸886-1	平成21.11. 2	昭和3(1928)年竣工
	国 有形	78	神戸駅上り線プラットホーム	東町神戸886-1	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工で全長107m
	国 有形	79	神戸駅危険品庫	東町神戸878-2	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の油庫
	国 有形	80	第二神土トンネル	東町神戸(旧字見沢)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長123mのレンガ積みのトンネル
	国 有形	81	第一神土トンネル	東町神戸(旧字大八作)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長166mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	82	小中川橋梁	東町小中及び東町花輪	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長38mのデッキガーダー式の鉄橋
	国 有形	83	唐沢橋梁	東町花輪(旧字唐沢及び古美門)	平成21.11. 2	昭和10(1935)年に架け替えられた全長3.4mのトラフガーダー式の鉄橋
	国 有形	84	小黒川橋梁	東町荻原及び桐生市黒保根町水沼	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長38mのデッキガーダー式の鉄橋
	国 有形	85	深沢橋梁	大間々町上神梅(旧字末田)及び桐生市黒保根町宿廻	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長30mのデッキガーダー式の鉄橋。桐生市側の橋台は昭和23(1948)年建替
	国 有形	86	第三神梅トンネル	大間々町下神梅(旧字道東)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長45mのレンガ積みのトンネル
	国 有形	87	第二神梅トンネル	大間々町下神梅(旧字道東)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長27mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	88	第一神梅トンネル	大間々町桐原(旧字手振山)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長166mのレンガ積みのトンネル
	国 有形	89	手振山架橋	大間々町桐原(旧字手振山)	平成21.11. 2	古レールを使用した長さ14mのコンクリート製架橋。昭和5(1930)年建造
	国 有形	90	大間々駅本屋及び下り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	平成21.11. 2	プラットホームは明治44(1911)年竣工で全長107m。駅舎は昭和16(1941)年の竣工
	国 有形	91	大間々駅上り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	平成21.11. 2	明治44(1911)年竣工で全長107m
	国 有形	92	岡直三郎商店大間々工場店舗兼主屋	大間々町大間々1013	平成25.12.24	明治前期に建造された土蔵造の醤油店の店舗。居宅を明治33(1900)年までの間に増築
	国 有形	93	岡直三郎商店大間々工場文庫蔵	大間々町大間々1013	平成25.12.24	大正2(1913)年上棟の土蔵
	国 有形	94	野口家住宅主屋	大間々町大間々1311	平成29.10.27	明治後期に建造された材木商の店舗兼居宅

第 10 図 みどり市の文化財 (2)



3. 史跡を取り巻く環境

(1) 大間々扇状地

大間々扇状地は、赤城山と足尾山地の裾の間を貫流してきた渡良瀬川が平野部に流れ出したことにより形成された更新世の扇状地で、上桐原を扇頂部に南北に長さ約 15km、東西に最大幅 15km の規模で広がる。

西側の 3 分の 1 は桐原面と呼ばれ、礫層上に 5 万年前以前に降下した赤城湯ノ口軽石以降の中部ローム層や上部ローム層を載せる。早川や鎗木川、粕川といった河川に浸食され開析が進んでいる。

東側には、旧渡良瀬川が振り子状に振れたことにより、岩宿面、大間々面、藪塚面という段丘面が形成された。岩宿面は 3 万数千年前降下した赤城鹿沼軽石以降に堆積した中部ローム層と上部ローム層を載せており、大間々面・藪塚面は約 2 万数千年前に降下した浅間板鼻褐色軽石群以降に堆積した上部ローム層を載せている。

大間々面と藪塚面は、渡良瀬川の現在の河床よりも約 30m 高く、扇央部では地下水位が非常に低いことから表流河川がない典型的な乏水性扇状地となっている。昭和 40 年 8 月に藪塚面の地下水面の調査がされたが、最も低い笠懸町久宮では地表面から 15～17m 掘らないと地下水が得られないことから、つるべ井戸だった時代には「嫁に行くなら久宮はおよし、田無し、水無し、井戸深し」といわれたくらいであった。その一方で、藪塚面の東扇は阿左美沼と八王子丘陵の沢水により沖積低地を形成し、扇端部は豊富な湧水に恵まれている。

扇央部には、扇状地の形成時に埋め残された、鹿田山、稲荷山・琴平山丘陵、天神山が点在する。鹿田山丘陵の南側や琴平山丘陵の西側には、旧渡良瀬川の河道の名残が沖積低地となっている。

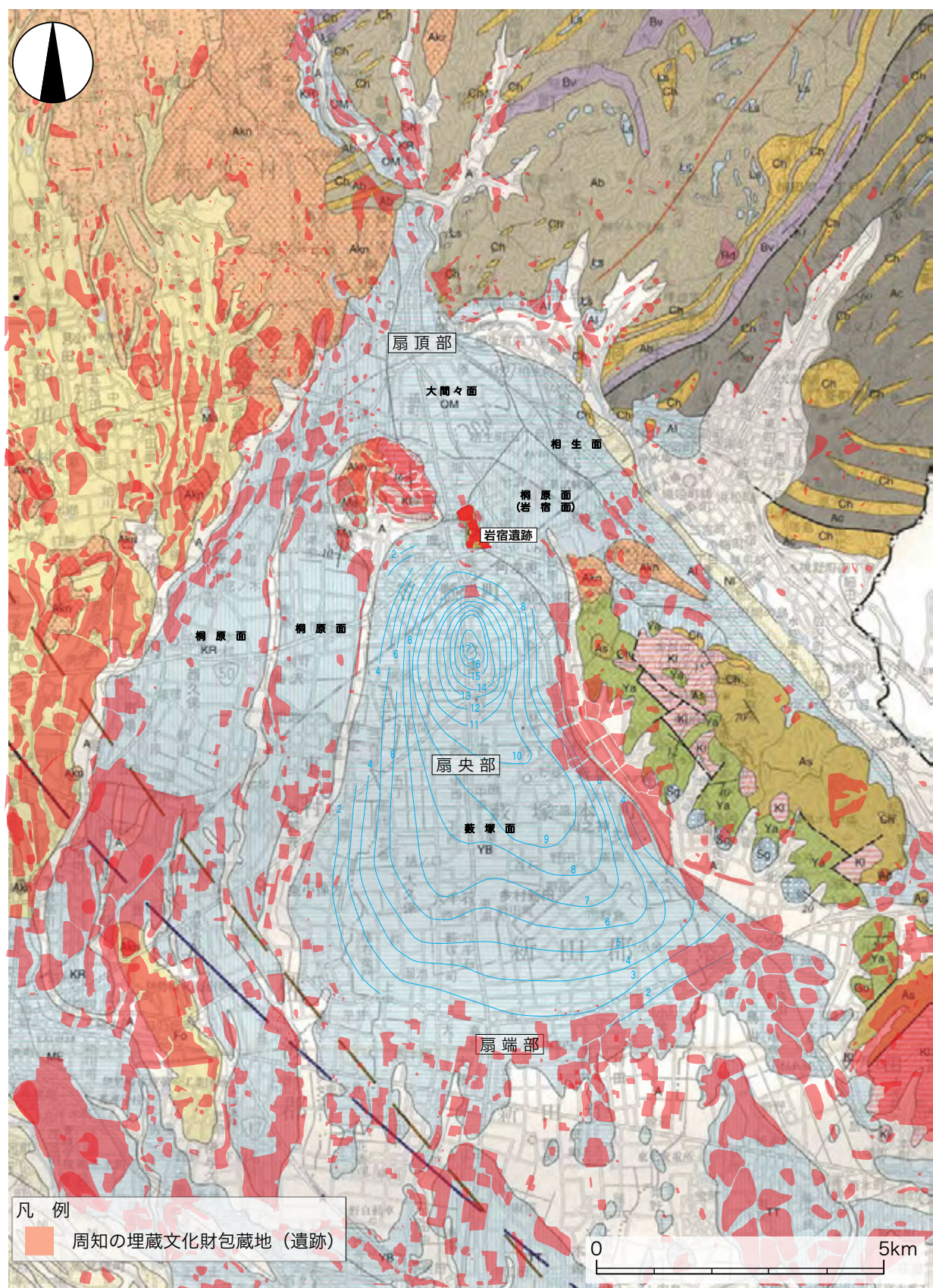
扇央部は、現在、乏水性で水はけがよいという特性が利用されスイカやダイコンが盛んに栽培されたり、広大な平坦面が広がることから工業団地等の誘致が進んでいる。本来的な植生は、アラカシ・シラカシなどを中心とした常緑広葉樹林となるはずであるが、開墾や工場等の誘致が進む以前は、アカマツを中心とした平地林であった。乏水性であることや、古代末（天仁元年）の浅間山の大噴による荒廃からの遷移の途上にあることが理由に挙げられ、近代にはアカマツを利用した経木づくりが産業として現れる要因ともなった。

第 12 図に、大間々扇状地及び周辺部の周知された遺跡の分布並びに地下水面との関係を示す。水をめぐる自然環境のちがいが旧石器時代以降の人々の歴史を規定してきたといえ、水に恵まれた桐原面及び藪塚面の東扇と扇端部では旧石器時代以来の人々の暮らしの跡が残されてきたが、水に乏しい大間々面や藪塚面の扇央部は近世の新田開発に至るまで「笠懸野」とも呼ばれるほぼ無人の原野であった。

岩宿遺跡及び周辺は、扇状地の扇央部にありながら比較的遺跡の分布が目立つ地域である。その要因として、鹿田山丘陵・岩宿小丘においては丘陵の沢水や旧渡良瀬川の河道の名残があり、生活に必要な水が得られやすかったためと考えられる。



■写真 38 平地林の開墾 笠懸小学校を現在地に建てたときの開墾のようす。昭和 6 年頃撮影
(笠懸中学校蔵)



第12図 大間々扇状地及び藪塚面の地下水位並びに周辺部の遺跡
(縮尺：100,000、『10万分の1群馬県地質図』をベースに、阿由葉 1968、『マッピングぐんま』から作成)

(2) 史跡及び史跡周辺の環境

大間々扇状地から、次に岩宿遺跡の立地する稲荷山・琴平山丘陵の岩宿小丘と周辺の自然と歴史的環境について微視的にみると次のようになる。

①史跡および周辺の地質

史跡の骨格をなす岩宿小丘（稲荷山・琴平山丘陵）は古生層からなる。古生層は渡良瀬川左岸の足尾山地に広く分布する。『10 万分の 1 群馬県地質図』によれば、岩宿小丘はチャートの山塊とされている。

『笠懸村誌 上巻』によると、稲荷山から琴平山頂部にかけてはチャートの薄層を挟む褐色砂岩を基盤とするとされ、琴平山南部では黄褐色砂岩、泥岩とチャートの薄層が互層するといい、また琴平山南西部に限り石灰岩が認められる。この石灰岩の走行は北 40°～50°西（北西-南東）、北東に 80°と急傾斜する。琴平山頂部の泥岩の走行は北 14°西（北北西-南南東）、東北東に 57°で古生層は、南西側から北東側に重なっており、笠懸町南東部の八王子丘陵の古生層の構造とほぼ一致している。なお、琴平山南西部に分布する石灰岩は近世後期から昭和初期まで土壌改良剤や建材に加工するため採掘が行われていた。

岩宿小丘の東方は、2つの丘陵の鞍部の東側に大間々扇状地岩宿面の平坦地が広がる。

岩宿小丘の北方から西方、南方にかけては大間々扇状地藪塚面の平坦面が広がる。藪塚面は上部ローム層を載せるが、関東ローム層の堆積状況が悪い場所も存在する。

琴平山の西方には、2つの丘陵の鞍部の西側に谷頭を持つ低地帯がある。この低地帯は、岩宿小丘北西の鹿田山丘陵の東側に形成された小河川の低地帯と琴平山の西で合わさり、沖積低地を形成する。この沖積低地が近世前期に岡上景能により造成され鹿の川沼となった。

②史跡の植生

最高の標高点をなす琴平山の山頂が 200 m 未満であり、本来的には常緑広葉樹林を形成することになるが、史跡及び周辺部全体は人為的な影響をうけ、自然植生は認められない。

昭和 58 年に行った植生調査では、次の 10 区に相観区分され - ①アラカシ林、②コナラ林、③アカマツ林、④スギ・ヒノキ林、⑤ニセアカシア（ハリエンジュ）林、⑥モウソウチク・マダケ林、⑦ウメ畑、クワ畑、植木畑、⑧マント群落、⑨ススキ・アズマネザサ草原、⑩草地・人工草地 - 第 26 図のようにまとめられた。

②のコナラ林が最も広い面積を占め、①アラカシ林は稲荷山山頂と琴平山南端、⑩は旧ゴルフ練習場跡に主な分布を示していた。なお、稲荷山北麓には、市の天然記念物となっているカタクリやアズマイチゲ、キツネノカミソリ等の群生地がある。

写真 53 及び第 27 図に史跡の現状を示したが、②のコナラ林が最も広い面積を占めているが、③のアカマツ林は木が老齢化したこと、周辺のコナラ林が高木化し新たなアカマツが生えにくい環境となっていることやマツクイムシの影響によって縮小している。⑤のニセアカシア（ハリエンジュ）林は、琴平山東部においては平成 20 年のダウンバースト以降草地となったほか、根の張りが浅く倒木の危険性があるため緊急伐採を実施した結果少しずつではあるが縮小した。分布域が拡大しているものは、⑥のモウソウチク・マダケ林で将来的に C 地点の遺物包含層に影響を及ぼすおそれがある。また、史跡の広範囲に落葉広葉樹の林床に常緑広葉樹が増え始めており、将来的に史跡の植生を変えていく可能性がある。

③史跡内の動物相

哺乳類は、タヌキ、ホンドイタチ、ノウサギ、ホンドアカネズミ、ホンドハツカネズミ、ホンシュウヒミズ、アズマモグラなどの小動物が棲息するほか、キツネが姿を現すことがある。周囲を人家に囲ま

れていることや下草刈りを行っていることから現在までのところイノシシの棲息は認められていない。

鳥類では、ウグイス、ホオジロ、アオゲラ、ムクドリなどが留鳥としているほか、カッコウやホトトギスなどの夏鳥、ルリビタキやジョウビタキなどの冬鳥も姿を現す。琴平山南のアカマツにはオオタカが営巣することがある。また、稲荷山は大量のハシブトガラスが営巣する。

は虫類にはアオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシやカナヘビ、トカゲがおり、両生類ではアマガエルやシュレーゲルアオガエル、鹿の川沼の浚渫で数を大きく減じたがヒキガエルやニホンアカガエルなども棲息する。また、その他の動物としてサワガニも、稲荷山西斜面の水路際に棲息する。

4. 史跡を取り巻く歴史的・社会的環境

(1) 歴史的環境

①堀上遺跡

稲荷山丘陵の北方にあり史跡に隣接し、大間々扇状地大間々面の南縁に立地する。稲荷山丘陵の裾とは地続きであるが、岩宿面と大間々面との境界の段丘崖を開削した笠懸野御用水（現在の岡登用水）により史跡とは切り離されている。

昭和 49 年に笠懸村教育委員会が桐生市外六か町村圏振興組合立の農林業総合センターの建設工事に伴う発掘調査を赤城人類文化研究所（所長：相澤忠洋）に依頼したほか、昭和 53(1978) 年以降、行政による緊急発掘調査が 5 度にわたって行われた。赤城人類文化研究所による調査では縄文時代の土器片が約 300 点出土したとされ、行政による 5 度にわたる緊急調査のうち 4 地点では、少量の縄文中後期や平安時代の土器の散布が認められる程度であったが、平成 18 年度から 19 年度にかけて実施された桐生みどり消防署の建設工事に伴う緊急発掘調査では、次の調査成果が得られた。

堀上遺跡は大間々面上に立地するが、窪地と小さな高まりを持つ微地形が認められる。また、地層の堆積状況も、表土直下で礫層となったり、浅間板鼻黄褐色軽石を含む上部ローム層が確認される部分があったりと安定しておらず、古渡良瀬川からの離水後の地形の形成状況が複雑であったことがうかがえる。

旧石器時代の遺物は未確認であるが、縄文時代草創期の石槍（約 14,000 年前）が 2 点出土している。縄文時代の遺物は、早期中葉の田戸上層式土器から後期前葉の堀之内 2 式土器が出土し、縄文時代の石器もそれらの土器に伴う時期のものと考えられる。縄文時代中期後葉の土器（E II 式や E III 式、大木 8b 式）が出土する竪穴住居跡 1 か所や土坑 2 か所、配石 1 か所が検出され、小規模な集落跡が営まれていたと考えられる。

そのほかに、堀上遺跡では多数の柱穴状遺構が検出され 1 か所の掘建柱建物と幅 1 間半の 2 列の柵列がつくられていた。遺構の覆土や周辺から出土した渡来銭から中近世の遺構と考えられる。柵列について、発掘調査当時は堀上遺跡自体に防御的な機能があったと理解されたが、平成 24 年に実施された市内遺跡詳細分布調査で、稲荷山の頂部に中世城館（砦跡）としての機能があったことが想定されたことにより、「稲荷山砦」の前面を守るための施設として理解する必要があるかもしれない。



■写真 39 堀上遺跡（昭和 49 年の調査）
（相澤忠洋記念館提供）



■写真 40 堀上遺跡（平成 19 年の調査）

②沢田遺跡

琴平山両丘陵の西に位置する。

東方を2つの丘陵の鞍部の西側（岩宿遺跡A地点・B地点は鞍部の東側）の谷頭から南方に伸びる谷地に、西方は鹿田山丘陵の縁から発達した谷地（身無川）に挟まれた藪塚面の微高地上に立地し、南方には2つの谷地が合わさった沖積低地（鹿の川沼）が広がる。昭和63年度から平成2年度にかけて、笠懸野岩宿文化資料館（現岩宿博物館）の建設に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査が実施された。

平成2年度に実施された第2次調査の概報によると縄文時代後期前葉（称名寺式～堀之内2式）の住居跡8か所、埋設土器2か所、地床炉1か所が検出されたほか、歴史時代（奈良・平安時代～近世）にかけての溝跡4条が検出された（笠懸町教委1993）。

調査区においては礫層上に縄文時代の堆積土（クロボク土）が認められたが関東ローム層は確認できず、黄褐色土が部分的に認められる程度であったという。旧石器時代の遺物は未発見である。出土遺物は、縄文時代後期の遺物が中心であるが、草創期（約14,000年前）の有茎尖頭器が1点、早期の撚糸文土器（約10,000年前）や沈線文土器（約8,000年前）、縄文文土器（約7,000年前）が出土している。

③溜ノ内遺跡

西に鹿田山丘陵、東に稲荷山丘陵に挟まれた場所に立地している。旧渡良瀬川の河道にあたり、明治時代の地籍図によると近世末には水路が入り組んでいた。

現状では、古代の里公園の一部となり、古代畑や古代米の水田として利用されているが、以前は、水田や畑として利用されていた。古代畑の耕作時に黒曜石の剥片や打製石斧が採集され、遺跡として把握された。

発掘調査は行われていないが、沢田遺跡や堀上遺跡の調査結果から、両遺跡と同様の地層の堆積状況を示すことが予想され、規模も小さかったと考えられる。

④鹿の川窯跡

上野国分寺の創建期瓦を焼成した笠懸古窯址群を構成する支群で、鹿の川窯跡は琴平山丘陵の西麓と南西麓にそれぞれ小支群をもっていたという。

昭和23年相澤忠洋と群馬大学の尾崎喜左雄により確認され、遺物採集を中心に調査されたという。この時確認された窯跡は径1.4mの半円筒状で、全体を瓦片で囲い窯底にも瓦が敷いてあったという。窯底の傾斜は約10°といい、半地下式の登窯であったことが推定されるという。程なく造成等が行われたためこの地点は消滅した。



■写真 41 沢田遺跡



■写真 42 沢田遺跡の縄文時代後期の住居跡

昭和41年に、南西麓の支群において笠懸村商工会館の建設が計画されたことに伴い、埋蔵文化財の緊急発掘調査が東毛考古学研究所（所長：相澤忠洋）により実施された。発掘調査には地元の中学生の参加もあり、調査の参加者によるとトラック1台分もの遺物が出土したという。調査地点は岩宿遺跡D地点の一部を含んでいる。

鹿の川窯跡で焼成された瓦の多くは散逸し、地元に残ったものは少ない。

笠懸古窯址群のもう1つの支群である山際窯跡で焼成された瓦と比較すると、鹿の川窯跡の瓦は、①還元炎焼成されているが色調は明るい淡灰色を呈するものが多い（山際窯は暗い灰色）、②叩き締めるときの工具痕が縄叩きであること（山際窯は格子目の叩き痕）、③軒丸瓦の「単子葉五弁蓮華文」が端正である（山際窯のものは左右が非対称）等のちがいがあがる。

上野国分寺の発掘調査の成果や研究から、鹿の川窯の瓦は金堂跡に多く、鹿の川窯が先行して操業された後、山際窯が操業されたと考えられている。

山際窯の文字瓦には、「入」・「佐位」・「佐」・「美呂」・「雀」・「淵」・「勢」・「勢作」・「山田」・「蘭田」などの郡名や郷名が記されているものがある。鹿田山丘陵及び岩宿小丘は、新田郡の北端にあたり、西に佐位郡、北に勢多郡、東に山田郡にそれぞれ接する場所にあることから、古窯址群は、これら各郡の有力者が共同で操業したと考えられている。

鹿の川窯の瓦は上野国分寺のほか、新田郡内の古代寺院でも用いられたり、山際窯の瓦は佐位郡内の寺院にも用いられた。鹿の川窯の瓦は上野国分寺の創建期瓦に限られたというが、山際窯では修造期瓦も焼かれたことから、鹿の川窯は8世紀中頃から後半にかけての限られた期間に操業されたことが想定されている。

⑤鹿の川遺跡

鹿田山丘陵の東の縁に発達した谷地は、琴平山西方の沖積低地（鹿の川沼）に至り、そこから身無川となって藪塚面を南東方向に流下するが、扇端に至ることなく消失する。鹿の川遺跡は、鹿の川沼の南方約600m、琴平山丘陵の南西端から350m南に位置し、藪塚面を東西に開析する身無川が東南東から南東に流路を変える場所の右岸に立地する。



■写真 43・44 鹿の川窯焼成の軒瓦



■写真 45 山際窯の軒瓦（参考）



■写真 46 鹿の川遺跡



■写真 47 鹿の川遺跡 押型文土器出土状況

鹿の川遺跡は、昭和 24 年に当時桐生工業高等学校の教諭で両毛考古学会を主宰した藺田芳雄により発掘調査が行われた。調査の結果、弥生土器や大型石斧などが出土したが、遺構等は検出できなかったという。出土した土器は、3 個体分でいずれも弥生時代中期（約 2,100 年前）の須和田式土器にあたるもので、須和田式土器は群馬県全体でも出土例が少ないとされている。

その後、行政により 4 つの地点が開発等に伴う緊急発掘調査が実施された。

平成 13 年に宅地造成に伴い記録保存を行った第 2 地点においては、上部ローム層が一部見られたが、多くはクロボク土の直下で礫層となった。遺構は検出されなかったが、早期前葉（約 8,500 年前）の押型文土器である普門寺式土器が撚糸文系土器の終末期の土器である東山式土器を伴って見つかったほか、縄文時代草創期後葉（約 13,000 年前）の爪形文土器や弥生時代中期の土器が少量出土した。

また、平成 24 年度に個人住宅建築に伴う緊急発掘調査を実施した第 3 地点では、浄化槽と浸透枡の設置箇所のみを確認調査となったが、礫層上位の縄文時代の遺物を包蔵する地層から、早期初頭の井草 I 式土器や夏島式土器（約 10,000-9,500 年前）などが出土した。

⑥国瑞寺

琴平山丘陵南麓に立地する黄檗宗の寺院で、鳳陽山国瑞寺が正式名称である。開基は、岡上次郎兵衛景能（後述）、開山は独湛。独湛は、黄檗宗の開祖隠元の高弟で、隠元が招きにより来日したときに同道し、隠元とともに布教の礎を築いた。独湛は、引佐郡中川村（現浜松市）に法林寺を創建したが、法林寺に籍を置いたまま、景能の招請に応じて国瑞寺を開基した。国瑞寺に残る『岡登雪江伝』によると、景能は禅の教えに深く帰依し、自らの信仰のため国瑞寺を建立したという。

本尊釈迦如来像、観世音菩薩像、景能公自刃の剣、岡登雪江伝などの寺宝を有するほか、本堂の扁額は隠元の書である。また、昭和 24 年及び昭和 25 年の岩宿遺跡の発掘調査においては、調査団の宿舎となった。

⑦岡登次郎兵衛景能公の墓（群馬県指定史跡）

岡上景能（?-1687、*1）は、近世前期に幕府直轄の鉱山である足尾銅山や群馬県東部の幕府領を代官として支配した。景能が代官であったとき（寛文 8 年～貞享 4 年）、銅の産出量は飛躍的に増え 35 万貫と近世では最大となった。景能が代官となる前の銅輸送は日光を経由するルートや、笠懸野を迂回するルートがとられ、銅の効率的な輸送が急務であった。

笠懸野とは大間々扇状地の大間々面と藪塚面にほぼ相当し、アカマツやススキの生い茂る原野であった。

景能は街道の整備にあたり、大間々村の荷継場から平塚河岸までの間を最短で結ぶため、笠懸野を縦断する新たなルートを整備し、中間に新たな荷継場をつくり、渡良瀬川から取水し宿用水として笠懸野



■写真 48 国瑞寺



■写真 49 岡登次郎兵衛景能公の墓（県指定史跡）

を南北にほぼ縦断する笠懸野御用水を開削するなどの事業を行った。笠懸野御用水は、灌漑用水としても計画され、街道沿線には新たな荷継場となった大原本町（太田市）ほか多くの新田村が拓かれた。

景能は後に罪に問われ自刃し遺体は国瑞寺に葬られたことが、死後 40 年後に記された『岡登雪江伝』にある。雪江伝は、国瑞寺の第 3 代住職桃源によって、これまで聞いた景能の生き様や人柄を伝えるため記された。景能が生前住民から慕われていたことは死後 65 年後に大原本町に岡登神社が創建されたことからもうかがえる。

明治初年に笠懸野御用水を岡登用水として再興する運動が高まるなかで、近世にははばかれた景能の顕彰が行われるようになり、大正 4 年に大正天皇の即位を記念し従五位が下賜されている。また、笠懸村では昭和 23 年に岡登景能公顕彰会が組織され、昭和 21 年には山田郡相生村（現桐生市）に岡登神社が創建されるなど、現在においても景能は地域住民の尊敬を集めている。

旧新田郡笠懸村は、昭和 27 年 6 月 16 日に群馬県に文化財指定申請書を提出し、その墓は同年 11 月 11 日に群馬県指定史跡となった。

(*) 名の標記については古文書上に現れる標記は「岡上」であるため岡上を用いる。

⑧鹿の川沼（岩ノ下溜井）

岩ノ下溜井は、岡上景能が琴平山西方の沖積低地を笠懸野御用水の溜め池として整備した。用水は寛文 12 年に完成したが、既得の水利権を持つ下流の村からの訴えにより、夏期に厳しい取水制限が設けられたため、冬期に水をためておく場所として整備されたものである。

寛文 9 年の絵図には岩ノ下溜井は存在しないことから、寛文 10 年(1670 年)以降の建造と考えられる。享保 12 年（1727 年）の岩ノ下溜井の争論のときに取り交わした「扱證文之事」の付図に景能が築いた土堤が記されている。

用水が流路の一部を変えて岡登用水として再興されると鹿の川沼と呼ばれるようになり、下流域の鹿田村（みどり市笠懸町）・藪塚村・西野村・成塚村（現太田市）等の田畑を潤すようになった。

戦後、岩宿遺跡の発掘調査が行われ、稲荷山・琴平山を背景に、鹿の川沼を前景とした写真が数多く撮影されたが、土門拳が撮影したものは著名である。なお、若き日の芹沢長介は写真家を目指し土門に師事したこともある。



■写真 50 鹿の川沼
(昭和 24・25 年頃)
(明治大学博物館提供)



■写真 51 鹿の川沼



■写真 52 鹿の川沼のエノキ
(みどり市指定天然記念物)

昭和40年代までは、葦原が広がり動植物相も豊かで、冬場の凍結時にはスケートをした者もいたという。平成3年の浚渫と改修で葦原は失われ、希少植物とされたウキシバは絶滅し、ニホンアカガエルもほぼ見かけなくなった。

土堤にはサクラが植えられ、周囲には遊歩道が整備されている。3月下旬から4月上旬にサクラが開花し、「岩宿の里カタクリさくらまつり」における観光資源となっている。

⑨鹿の川沼のエノキ（みどり市指定天然記念物）

岡上景能により造られた岩ノ下溜井は、琴平山西側に開けた湿地帯をコの字状に取り囲むように土堤が築かれた。西側の土堤の北隅に、幹周り3.1m、高さ7.7m、樹齢約300年のエノキがある。

エノキは、大きく張った枝は木陰をつくり、根張りも良く塚や堤を崩れにくくするため、一里塚や堤によく植えられた。鹿の川沼の西側の堰堤に沿って、旧足尾銅山街道が南北に走っている。桐原村の荷継場（みどり市大間々町）から大原本町の荷継場までは2里、このエノキが立っている場所は、桐原の荷継ぎ場からほぼ1里（4km）の場所にあり、一里塚の木と目されている。平成7年、笠懸町教育委員会から天然記念物に指定された。

（2）社会的環境

①史跡及び周辺部の開発状況

本計画に係る史跡指定地と周辺部は、史跡指定地並びに風致地区内に所在する。史跡指定地内及び風致地区内では、次の制限を設け、乱開発への制限を設けている。

i）史跡指定地 文化財保護法第125条第1項の規定により、その現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可を得なければならない。なお、本計画は、文化庁の認定を受け、史跡における現状変更等に関する行為の内容と許可権者を明確に示すことも目的としている。

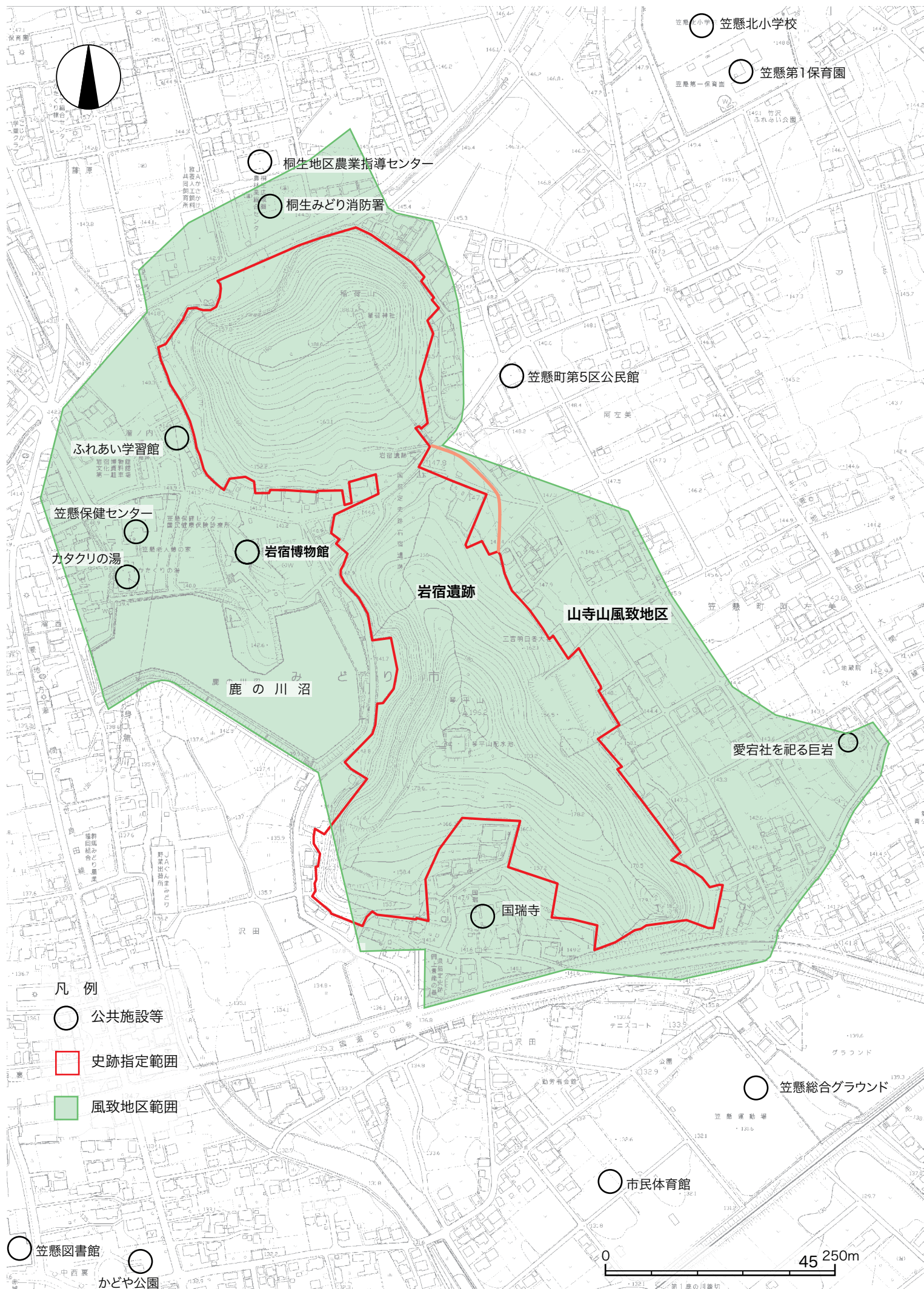
ii）山寺山風致地区 史跡指定地および周辺部の社会的環境史跡指定地の大半と周辺部は、「山寺山風致地区」に指定されており、地区内での次の行為は、みどり市長の許可を必要とする。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- ④土石の類いの採取
- ⑤水面の埋立てまたは干拓
- ⑥建築物等の外装の色彩の変更
- ⑦屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

『みどり市都市計画マスタープラン』では、史跡及び周辺部を「自然環境保全ゾーン」として森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ることと、観光や地域振興に資する施設の整備充実を推進しているとしている。

人口減少がはじまったみどり市において、笠懸町では依然緩やかな人口増加が続いている。笠懸町の幹線道路周辺では、店舗等の商業施設の開発が多く、史跡周辺部では、商業施設や工場、太陽光発電所の建設は少ないものの、個人住宅の新築・建て替え、集合住宅の建築等の住宅系の開発が多く行われる傾向にある。

平成28年現在の史跡周辺部での土地利用状況は、東方では、約6割が宅地となっており個人住宅や集合住宅のほか、事業所が点在し、残る4割が農地でハウス栽培や露地栽培、樹木栽培が行われている。西方は、公園や公共施設等の用地が広く、次いで水田やビニルハウス等の農地が続く（写真54）。



第 14 図 史跡岩宿遺跡及び周辺の社会的環境（山寺山風致地区・公共施設等）（縮尺：1/5,000）



■写真 53 計画地及び周辺の現況（開発状況・植生等を含む）（縮尺：1/4,000）

②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

岩宿小丘の基盤は、過去の地殻運動により傾斜した、きめの粗いチャートや砂岩、泥岩が互層している。また、琴平山南西部では、近世から近代にかけてこの部分にのみ分布する石灰岩の採掘が行われ、岩盤の露出が認められる。

このような地質的な特色や過去に行われた鉱産資源の採掘により、小丘の裾部は急傾斜地を形成され、現在7箇所の区域が土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域に指定されている（第15図）。このうち4つの区域では、前面に民家が建ち並んでいる。

③史跡へのアクセス

史跡は、みどり市役所笠懸庁舎の東方約500mに位置し、国道50号線からアクセスしやすい場所にある。鉄道では、最も近いJR両毛線岩宿駅から1.5kmで、徒歩15分でタクシーやコミュニティバスを利用した場合で約3分である。

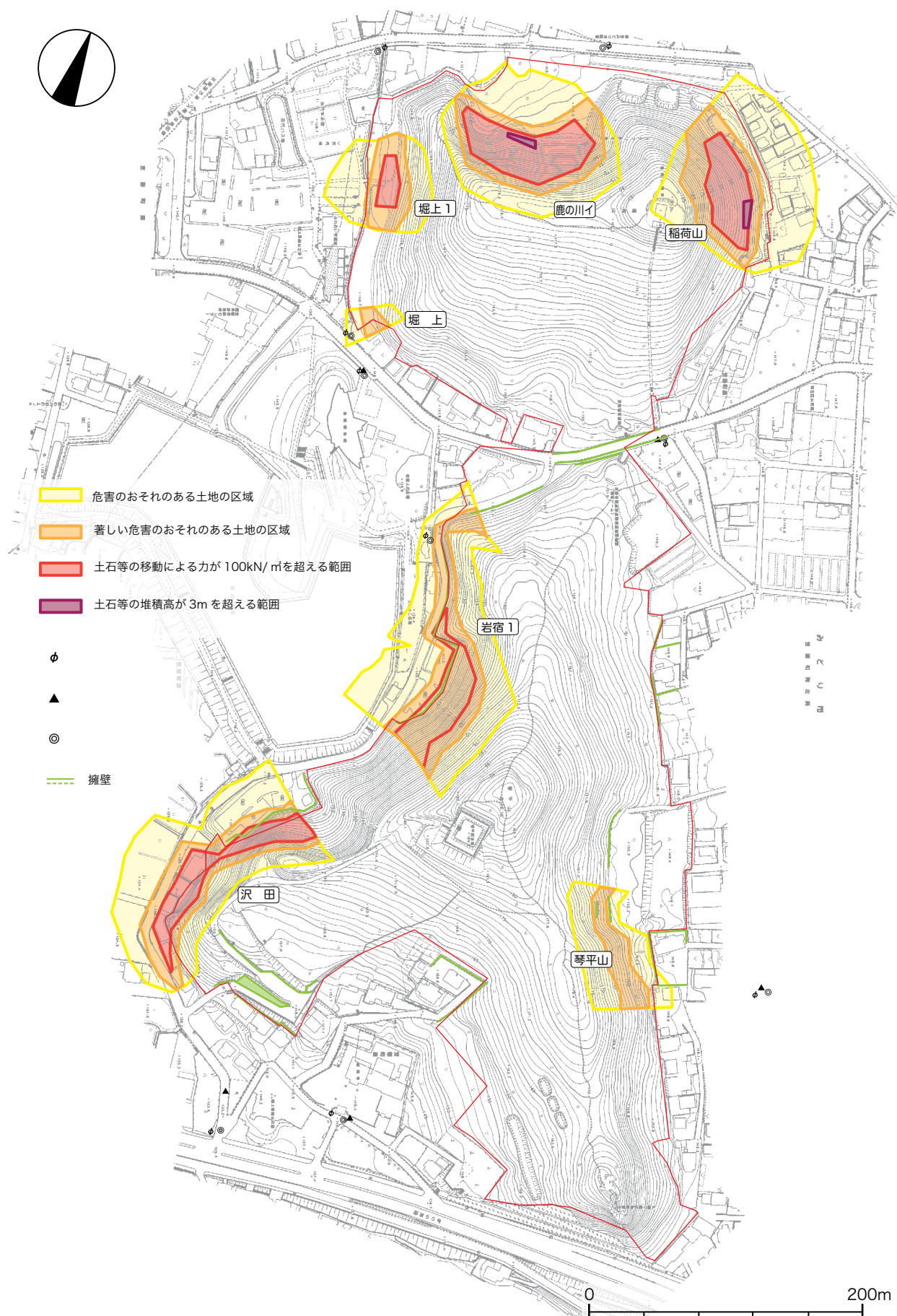
④周辺施設

史跡周辺部には公園や公共施設が多い。

琴平山の西側の岩宿博物館の敷地内には「ちびっこ広場」や旧石器時代の住居跡等を復元展示した「岩宿人の広場」があるほか、鹿の川沼が「鹿の川沼公園」の名称で開放されている。稲荷山の西側には、体験学習施設であるふれあい学習館と古代米水田や古代ハス池をもつ「古代の里公園」が整備されている。また、稲荷山の北側に接した岡登用水の敷地は岡登用水親水公園として整備されている。これらの公園は史跡と合わせて「岩宿の里」と呼ばれている。

みどり市笠懸保健センター、カタクリの湯は岩宿博物館の西隣に隣接し、桐生市消防本部桐生みどり消防署や群馬県東部県民局東部農業事務所桐生地区農業指導センターが史跡の北隣にある。史跡の東方約100mには地区公民館（みどり市笠懸町第5区公民館〔災害時の指定待避所〕）がある。

そのほか、史跡から500m圏内には、みどり市役所笠懸庁舎、笠懸小学校、笠懸北小学校、笠懸中学校、笠懸図書館、笠懸公民館、笠懸グラウンド、みどり市民体育館、笠懸野文化ホール等の公共施設がある。



第 15 図 史跡岩宿遺跡における土砂災害警戒区域 (縮尺: 1/4,000)



■写真 54 土砂災害警戒区域（岩宿 1）



■写真 55 土砂災害警戒区域（沢田）



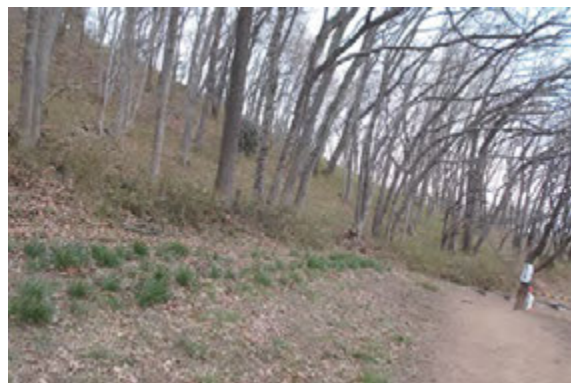
■写真 56 沢田区域の石灰岩採掘跡



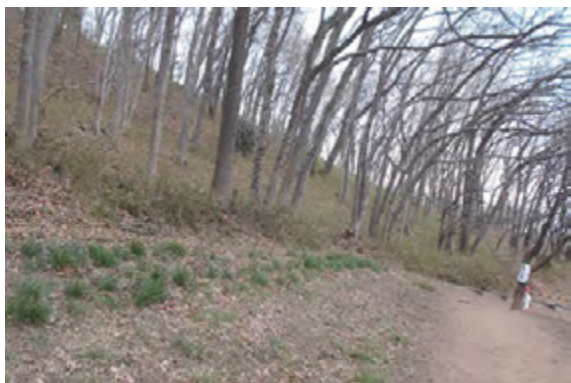
■写真 57 土砂災害警戒区域（琴平山）



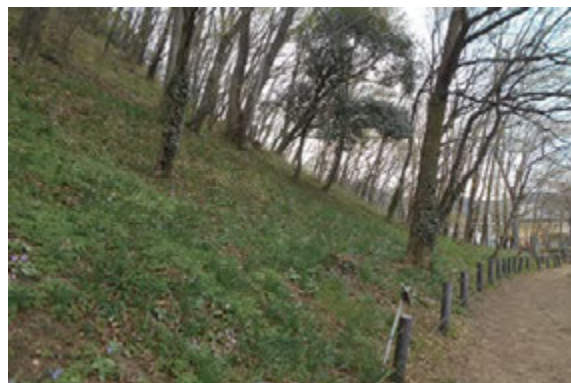
■写真 58 土砂災害警戒区域（堀上）



■写真 59 土砂災害警戒区域（堀上 1）



■写真 60 土砂災害警戒区域（鹿の川イ）



■写真 61 土砂災害警戒区域（稲荷山）

■写真 64 ～ 61 史跡指定地内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



■写真 62 笠懸保健センター



■写真 63 カタクリの湯



■写真 64 桐生みどり消防署



■写真 65 桐生地区農業指導センター



■写真 66 笠懸町第 5 区公民館

第Ⅲ章 史跡等の概要

1. 指定に至る調査成果

(1) 昭和24年～昭和25年の発掘調査

岩宿遺跡A地点

昭和24年9月の予備調査、同年10月の第1次調査、昭和25年4月の第2次調査においては、A地点において、上位から下位に向けて笠懸腐植土層（以下「笠懸層」）、以下関東ローム層となり、阿左見黄褐色細粒砂層（以下「阿左見層」）、岩宿暗褐色粘土層（以下「岩宿層」）、金比羅山層角礫質粘土層とにそれぞれ区分された。

上位の阿左見層下半部から出土した石器群は、定型的な石器は切出形ナイフ形石器を中心としていた。岩宿層の出土石器に対し、小形で、石材はチャートとするものが多く、175点の石器群の多くは、剥片や碎片、石核など石器づくりの工程で生じたものであった。これらの石器群は「岩宿Ⅱ石器文化」と呼ばれることになった。

中位の岩宿層から出土した石器群は29点で、阿左見層の石器群に対し大形のものが多く、2点の斧形石器（うち1点は刃部を磨いたもの）、石刃状の縦長剥片を素材とした基部加工のナイフ形石器、石刃状の剥片を中心とし、楔形石器、剥片、碎片、石核により構成されていた。石器群に用いられた石材は、頁岩が大半を占め、阿左見層の石器群とは対照的なものであった。これらの石器群は「岩宿Ⅰ石器文化」と呼ばれることになった。

A地点の発掘調査は約170㎡に及んだが、岩宿Ⅰ石器文化の石器群と岩宿Ⅱ石器文化の石器群はそれぞれ一定のまとまりをもち、遺物はA地点の西南部の約16㎡に偏って出土した。そして、岩宿Ⅰ石器文化の石器群は調査区域西南部の東寄りに、岩宿Ⅱ石器文化の石器群は西寄りにそれぞれ位置が少しずれた状態で見つかったと報告された。岩宿遺跡の発掘調査後しばらく経ってからこのように石器群がまとまって出土する状態は「ブロック」と呼ばれることになる。

なお、A地点では、岩宿Ⅱ石器文化の石器群の出土場所から数メートル離れた場所の、阿左見層中位から黒曜石の搔器が1点出土した。相澤忠洋が採集した槍先形尖頭器を含む黒曜石の石器との関連が予想されたが、単独での出土状態だったことから、出土層位を阿左見層中位または上半部の石器群に置く「岩宿Ⅲ？石器文化」と仮説的に呼称された。

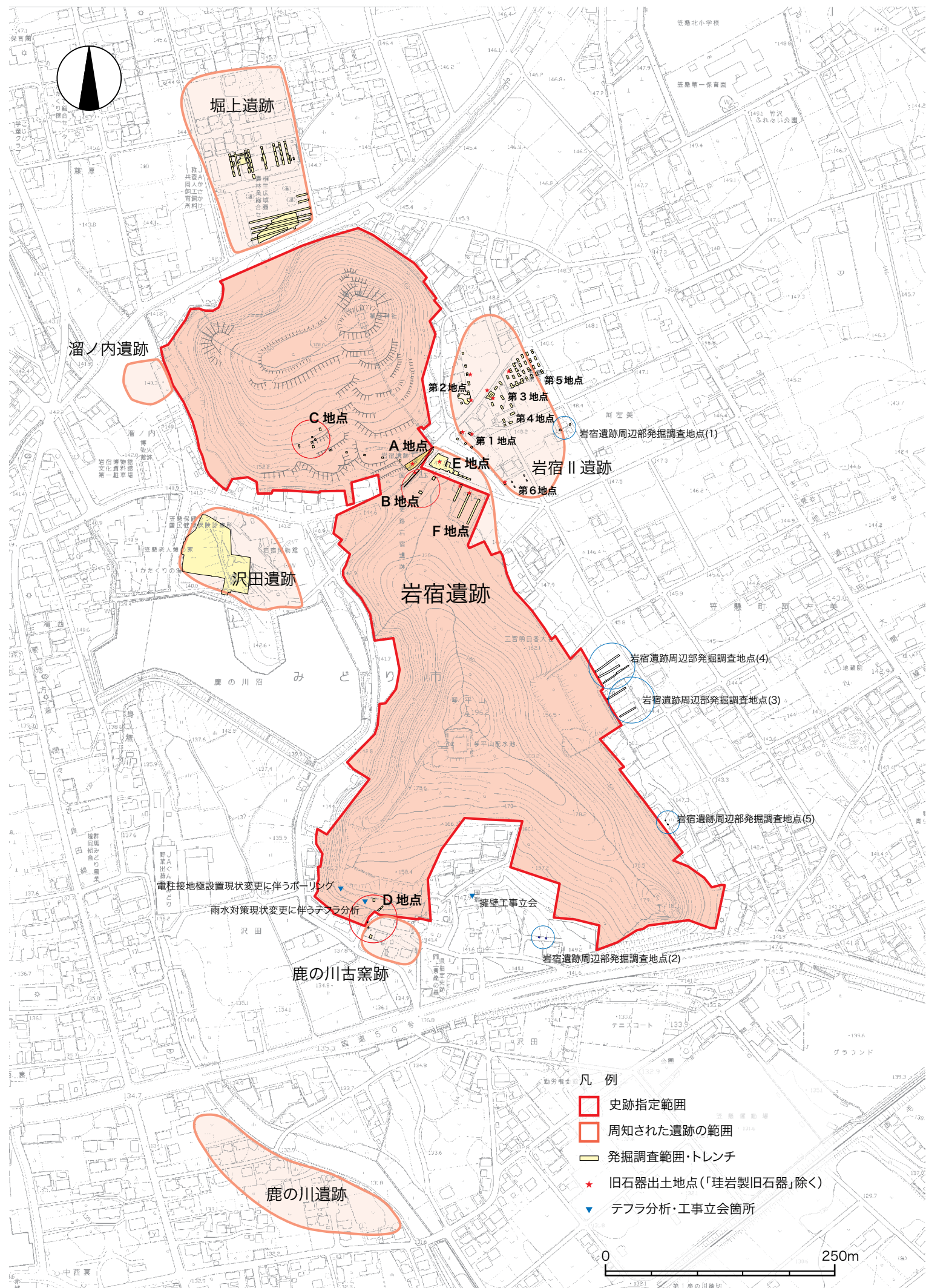
A地点では、石器群のほか、阿左見層・岩宿層から多数の礫や、岩宿層において多くの炭化物が見つかった。礫は関東ローム層中に自然の状態では見つからないことから遺跡内に人為的に持ち込まれたもの、炭化物は火を使った跡とそれぞれ考えられた。



■写真 67 岩宿遺跡の予備調査（A地点）
（明治大学博物館提供）



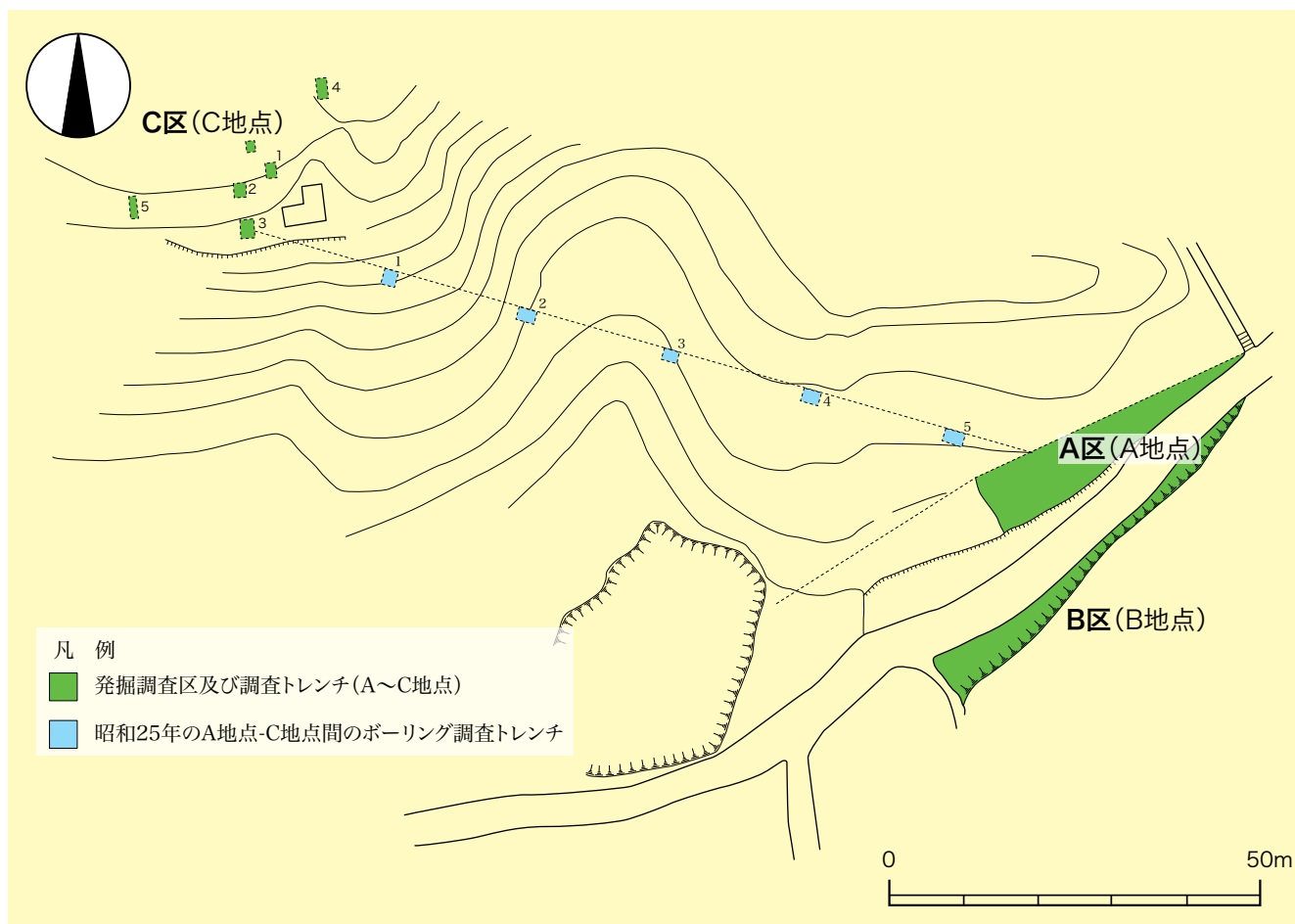
■写真 68 A地点の発掘調査
（明治大学博物館提供）



第 16 図 岩宿遺跡及び周辺遺跡の発掘調査トレンチ・発掘調査区（縮尺：1/5,000）

岩宿遺跡 B 地点

B 地点は、相澤忠洋が昭和 21 年から 24 年にかけて槍先形尖頭器や小形の石刃など主要な石器を採集した場所である。B 地点は、A 地点と同じ地層の堆積状況を示した。発掘調査にかなり多くの労力を使ったというが、表土から黒曜石製の小形の石刃が採集されたほか、岩宿層からチャートの剥片 1 点が出土したのみであった。



第 17 図 昭和 24 年及び 25 年の岩宿遺跡の発掘調査地点



■写真 69 A 地点の岩宿層の石器出土状況
(明治大学博物館提供)



■写真 70 B 地点の発掘調査
(明治大学博物館提供)

岩宿遺跡C地点

岩宿遺跡のA地点及びB地点の発掘調査中に招請された地質学者・古生物学者の鹿間時夫や高井冬二が、稲荷山丘陵の中腹のA地点の北西約100m離れた場所で、縄文時代の土器や石器を採集したことから、この場所に6箇所の試掘坑を設け、遺物の出土状況や地層の堆積状況が調査された（C地点）。

C地点の地層の堆積状況は、笠懸層と阿左見層との間に移行層が介在するが、岩宿層や金比羅山層も認められ、A地点・B地点・C地点の3地点とも同じ地層の堆積状況を示すことが明らかにされた。また、昭和25年の第2次調査において、A地点－C地点間の地層確認調査が行われたが、同様の結果が得られた。

C地点では縄文時代の遺物が認められ、撚糸文土器、山形押型文土器、田戸Ⅰ式土器、茅山式土器といった縄文時代早期の土器や前期の諸磯b式土器等が出土し、石器では打製石斧・石鏃・石錐・石皿・磨石が出土した。

岩宿遺跡の発掘調査当時、撚糸文土器と山形押型文土器は最古の縄文土器の仲間とされ、出土した土器の半数以上は撚糸文土器の稲荷台式土器であった。縄文時代の遺物は最上層である笠懸層から出土し、最も下位から出土した稲荷台式土器も移行層のものであり、阿左見層や岩宿層から出土した土器片はなかった。ここにA地点で出土した各石器文化の石器群は、C区において出土した縄文文化の遺物に比べてはるかに古い時代の文化のものであることが明らかにされたのである。

岩宿遺跡発掘調査の総括

①関東ローム層中の石器群は、縄文時代に先行する石器時代の所産であること。そして、関東ローム層は洪積世（更新世）の堆積物と考えられており、岩宿遺跡出土の石器群を世界史的には旧石器時代のものに位置づけられる（*1）。

②関東ローム層中の層位を異にして出土した石器群は、岩宿Ⅰ石器文化→岩宿Ⅱ石器文化（岩宿Ⅲ？石器文化）という段階差をもち、日本の縄文時代以前の石器時代（旧石器時代）は、段階差をもちながら長期にわたって継続していたことが明らかにされたこと。

昭和24年から昭和25年にかけて実施された発掘調査の総括は以上の2点に集約される。

ほかに、岩宿遺跡の発掘調査では、地質や地形の専門家を招請し、遺跡の年代を決める地層についての調査を依頼しており、多田文男（当時東京大学理学部助教授）、鹿間時夫（後の横浜国立大学教授）、高井冬二（当時東京大学理学部助教授）らが岩宿遺跡及び周辺の地形模式図や書簡による見解を提供しており、日本の旧石器時代研究は研究の始まった端緒から学際的な研究が進められることになった。

また、岩宿遺跡の発掘調査で明らかにされた異なった石器群が層位的に出土したことは、日本の旧石器時代の編年学的研究の端緒ともなり、岩宿遺跡で最も古い文化とされた岩宿Ⅰ石器文化よりもさらに古い石器文化がある可能性も十分に考えられることが示唆されたことは、その後さらに古い石器時代文化を調査していくきっかけともなった。

（*1）岩宿遺跡の発掘調査からしばらくの間、わが国の考古学界では、日本列島における旧石器時代の存在について否定的な意見が多かった。杉原は、岩宿遺跡の調査報告書をまとめるにあたって、「岩宿遺跡出土の石器群を世界史的には旧石器時代のものに位置づけることに多分性がある」と慎重な言い回しをしている。



■写真 71 C 地点の発掘調査
（明治大学博物館提供）



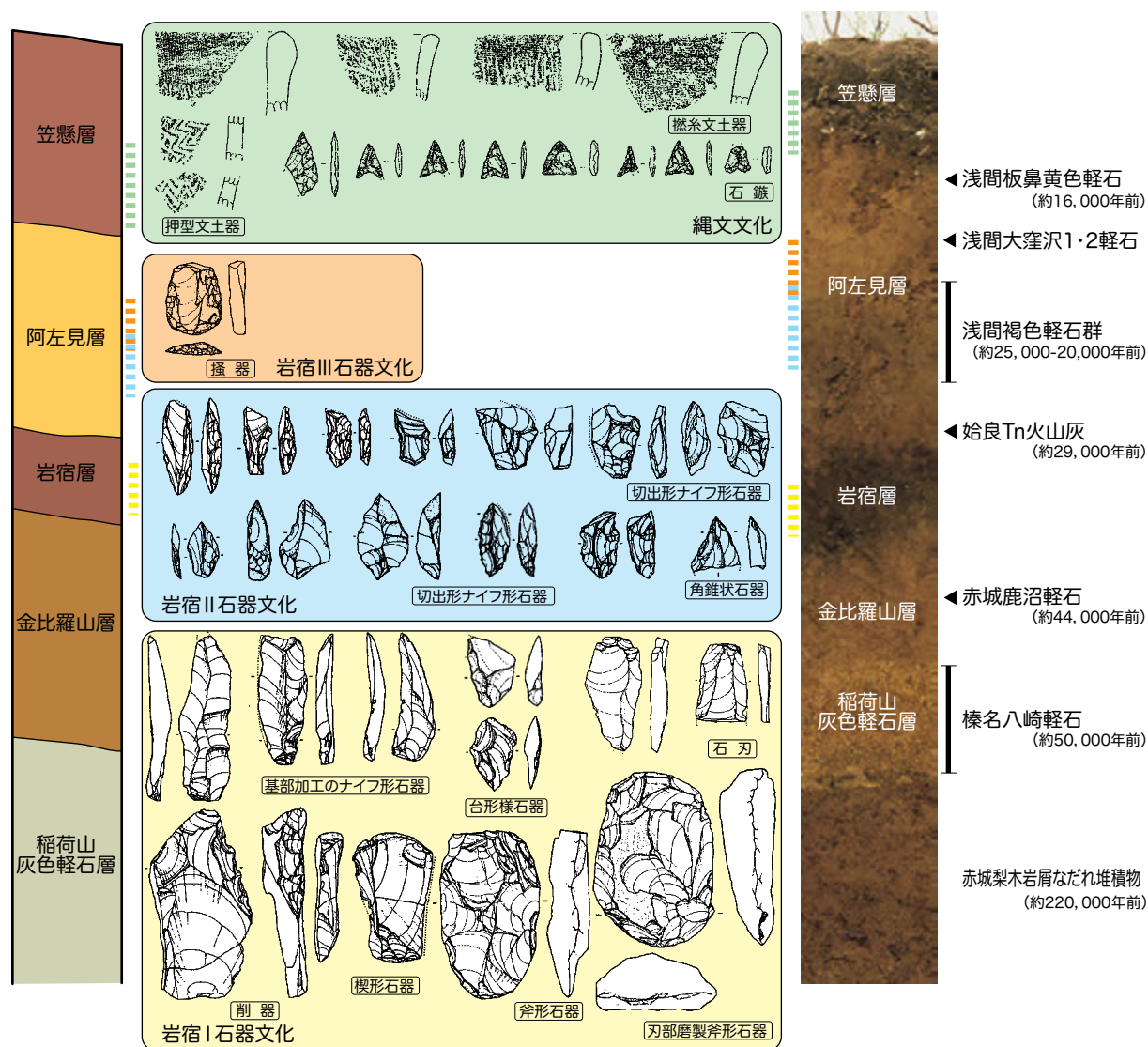
■写真 72 A-C 地点間の発掘調査
（明治大学博物館提供）

(2) 相澤忠洋の採集資料

発掘調査のきっかけともなった相澤忠洋の採集資料は、杉原（1956）に槍先形尖頭器を含む8点が報告された。その後『群馬県史資料編1』（1988a）・『赤城山麓の旧石器』（1988b）において、相澤が昭和21年から約40年間にわたってA地点・B地点で採集した資料が報告された。採集資料は計31点、関東ロームの露頭や崩落土から採集したという。相澤の報告で示されたⅠ層、Ⅱ層、Ⅲ層は、それぞれ「笠懸層」、「阿左見層」、「岩宿層」に対応する。

採集地と出土層位が記載されたものでは、杉原の報告書に記載された8点の黒曜石製資料のうち5点はA地点のⅡ層下位に、槍先形尖頭器はB地点のⅡ層の出土と報告された。岩宿遺跡発掘調査後、A地点のⅢ層から局部磨製石斧1点、片刃礫器2点、B地点ではⅢ層から片刃礫器1点の出土がそれぞれ報告された。ほかに出土地点が示されていないが、Ⅱ層から2点の槍先形尖頭器、片刃礫器1点等が採集されたという。

相澤資料の位置づけは、杉原の報告と大きなちがいはないが、Ⅲ層の石器群に片刃礫器があることが注目される。



第18図 岩宿遺跡の基本土層と出土遺物（出土遺物の縮尺は1/3）

(3) 昭和 45 年・昭和 46 年の発掘調査

①発掘調査

i) 昭和 45 年の発掘調査

昭和 45 年の発掘調査は、3 月から 4 月にかけて B 地点と D 地点で東北大学考古学研究室により調査された。この調査で報告されたⅠ層、Ⅱ層、Ⅲ層は、それぞれ「笠懸層」、「阿左見層」、「岩宿層」に対応する。

B 地点は、前年の 7 月頃に B 地点において土砂採集が行われたことをきっかけに、緊急保存を行うための内容確認を目的として調査され、Ⅲ層から安山岩製の片刃礫器 1 点が出土したほか、昭和 24 年・25 年の発掘調査で金比羅山層角礫質粘土層とされた暗黒色ローム層から「珪岩製尖頭器」が 1 点出土し、これに「岩宿ゼロ文化」の名を与えた。

D 地点は琴平山南麓の斜面上に位置する。昭和 35 年頃に琴平山頂部に配水池が造られ、管理用道路工事や土砂採集が行われたときにできた切り通しを相澤忠洋が踏査し、榛名八崎軽石層よりも下位のローム層中から 4 点の石器を発見し、これに「山寺山遺跡」の名を与えた（相澤・関矢 1988 b）。相澤によると、山寺山遺跡出土の石器や相澤の所見に明治大学から東北大学日本文化研究所に籍を移した芹沢長介が大きな関心を示したことが調査のきっかけになったという（相澤・関矢 1988 b）。昭和 45 年の調査では、3 箇所の特レンチを設定して掘り下げ、八崎軽石層の下位で 29 枚に分層される岩宿ゼロ文化の資料を含む層が認められたが、基盤層まで達することができなかったという。



■写真 73 相澤忠洋の主要な採集資料
(相澤忠洋記念館提供)



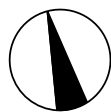
■写真 74 B 地点の発掘調査
(芹沢恵子氏提供)



■写真 75 B 地点の調査トレンチ



■写真 76 D 地点の発掘調査
(芹沢恵子氏提供)



56

ii) 昭和 46 年の発掘調査

昭和 46 年の発掘調査は、笠懸村教育委員会が芹沢長介に調査を委託し、東北大学考古学研究室が C 地点と D 地点の調査を行ったもので、D 地点においては岩宿 I 石器文化よりも確実に古い石器時代の文化を追求することや、C 地点では縄文時代早期の遺物出土層の精密な検討を行うことの学術的側面もあるが、この頃から検討された稲荷山・琴平山両丘陵全体を保存するために両丘陵における旧石器時代遺跡の広がりを押さえることも合わせて目的としていたと考えられる。

C 地点の調査結果では、縄文時代早期の撚糸文土器（稲荷台式土器）は、ローム層直上の淡褐色土（明治大学調査の「移行層」に相当）から出土すると報告された。

D 地点では、前年の 3 箇所のトレンチにおいて調査深度が基盤層まで達することができなかったことから、基盤がさほど深くない場所を選んで調査を行い、前年に 29 枚に分層した地層のさらに下位から 11 枚の岩宿ゼロ文化の資料を含む地層を検出し、基盤に達したという。出土資料の大半は琴平山丘陵の基盤をなす珪岩（チャート）を石材とし、上位では「尖頭石器」、下位では「チョッパー（片刃礫器）」が多いとされた。D 地点の珪岩製資料は、約 4 万年前に降下したとされる榛名八崎軽石の下位から出土が認められ、赤城湯ノ口軽石以下の下部ローム層からも出土し、40,000 ～ 130,000 年前の間に残されたと考えられた。なお、岩宿ゼロ文化の 4 層からは黒曜石の剥片が 1 点出土しており、遠方の黒曜石の産出地と岩宿ゼロ文化を残した人々が何らかの関わりを持ったことも予想された（芹沢 1971）。

②「岩宿ゼロ文化」をめぐって

岩宿遺跡 D 地点を中心とした「岩宿ゼロ文化」の出土資料をめぐっては、地質学者や考古学者から批判があった。主なものとして群馬大学教育学部地質学教室の新井房夫の批判を採りあげる。新井は、火山灰編年により相澤忠洋が赤城山麓で調査した石器群の出土層位と年代観を位置づけてきた研究者であり、明治大学が行った岩宿遺跡の第 1 次調査、第 2 次調査において岩宿遺跡に来訪している。

新井は、岩宿遺跡 D 地点が立地する琴平山（山寺山）の南西斜面部は幅広い谷地形を埋めた崖錐角礫層が発達し、出土資料はこの崖錐角礫層のほとんど全層から出土したものであり、出土資料を人工品とする分析値には、研究者の個人差がでるのではないかと指摘し、型式学や技術学の検討が必要であるとした。

芹沢は、地質学者のいう崖錐物の中にも立派な石器は残される例をあげ、自然破砕による石片と人工物の区別の方法については石片の剥離角を調べる外国の研究法を採りあげ、日本の旧石器における剥離の頻度を集計しており、それにより人工物とする主張が正しいことが証明されるであろうと反論した。

岩宿遺跡を含む北関東の珪岩製旧石器とされた出土資料が人工品であるかどうか未解決であり、「岩宿ゼロ文化」も世界史的な前期・中期旧石器時代に確実に遡れるものであるかも未解決である。珪岩製旧石器をめぐる研究課題は、人工品であることを証明していくために様々な石器の製作実験を行ったり、人が使ったことを証明していくために資料についた細かな傷跡を調べる使用痕の研究を促進させていくきっかけともなった。

昭和 45 年・46 年の発掘調査については調査概報が当時の笠懸村教育委員会から刊行されているが（芹沢 1971）、膨大な数の資料があり、分析の途上であることから、正式な調査報告書は未刊行となっている。

（４）岩宿遺跡の石器群の編年的位置づけ

昭和 24 年及び昭和 25 年の調査以降、岩宿遺跡の石器群は次のように位置づけられた。

A 地点の石器群は、古い地層ほど下位に堆積するという地層累重の法則に基づき、出土層位から、岩宿Ⅰ石器文化→岩宿Ⅱ石器文化（→岩宿Ⅲ石器文化）という段階差が確認された。

岩宿遺跡の発見・発掘調査以降、全国各地で旧石器時代の遺跡の発見や発掘調査が相次ぐようになり、これらの石器群も時間差を持っていることや、地域ごとに特徴的な形態を持つ石器群があることも明らかにされた。このような中で、芹沢長介により最初の日本旧石器時代石器群の編年案が示され、ナイフ形石器、槍先形尖頭器、細石刃のような特徴的な形態を持つ石器の遷り変わりから石器群の段階差を示すものであったが、岩宿遺跡における層位的な出土例が編年案のベースとなっている。

昭和 40 年代後半になると、トレンチ調査が主流であった旧石器時代の発掘調査が、大規模開発に対応する緊急発掘調査の側面が強くなり、調査面積も広く、より深い深度まで発掘調査の手が及ぶことになった。このことで、旧石器時代遺跡の全体が調査される例も増え、1 つの遺跡でどのように石器がつくられ、石器がどのように遺跡に残され、その結果、遺跡においてどのような生活の場面があったかなどを推定するなど研究の方法も多岐にわたるようになった。

また、旧石器時代の石器群が超重層的に検出される調査例も増え、石器群の編年学的な研究方法も、単純な示準化石的な石器の移り変わりから、層位的に出土した石器群の各器種の組み合わせから段階差を検討していく方法に深化し、九州から東北地方まで広範囲に分布した始良 T n テフラを鍵層に石器の古さを全国的に対比することも可能になっていった。

日本における前期・中期旧石器時代の存在については現在においても論争が続いているが、現在 5 段階または 4 段階に区分される旧石器時代の後期段階（岩宿時代）の編年学的な段階差の中で、岩宿遺跡の石器群は次の段階にそれぞれ位置づけられ（ここでは 5 段階を採用する）、岩宿Ⅰ石器文化の石器群が、古い段階の石器群であることについては多くの研究者間での見解が一致している。

岩宿Ⅰ石器文化：第Ⅰ期

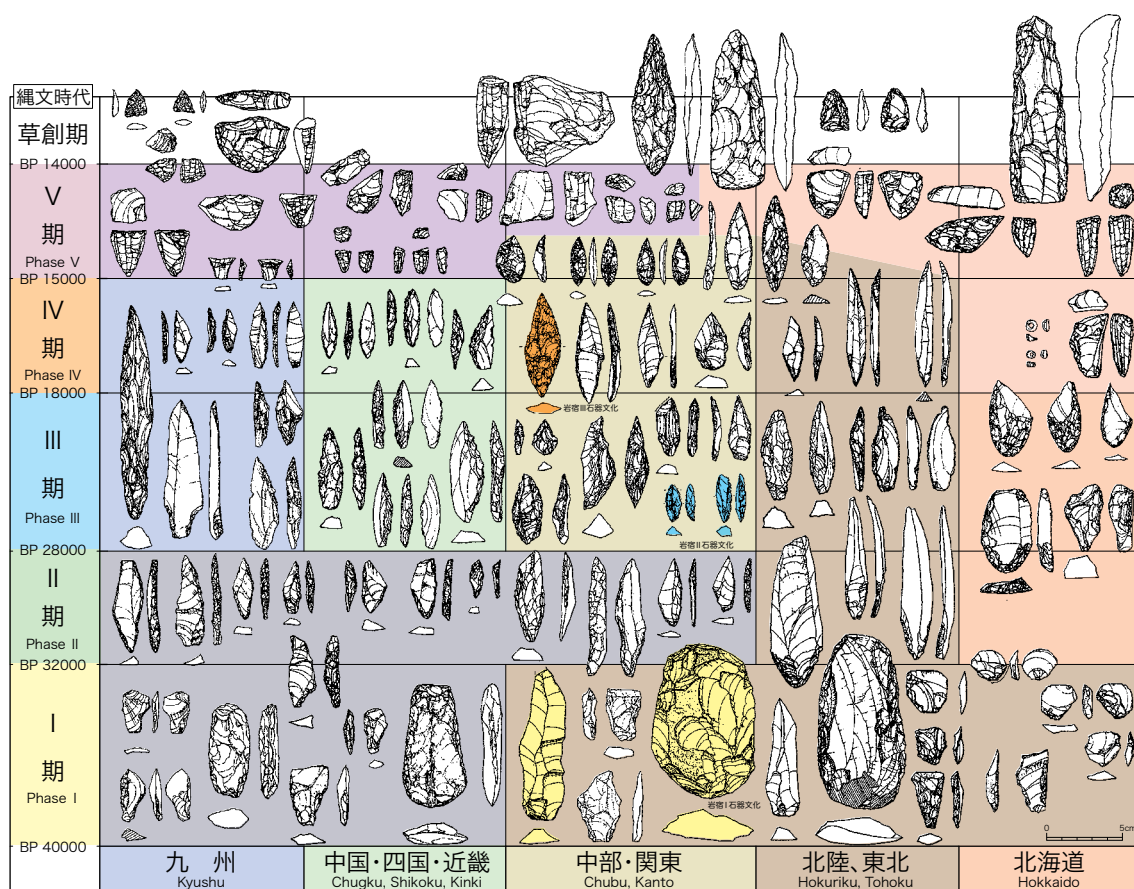
石刃を素材とした粗略な基部加工を施したナイフ形石器、台形様石器、斧形石器等により構成される。

岩宿Ⅱ石器文化：第Ⅲ期

切出形ナイフ形石器、角錐状石器等により構成される。

岩宿Ⅲ石器文化：第Ⅳ期

槍先形尖頭器をもつ。ほかの遺跡の調査事例からナイフ形石器や搔器等を伴うことが判明している。



第 20 図 日本旧石器時代（岩宿時代）の編年（岩宿博物館 2017 を一部改変）

（５）史跡指定後の調査

①史跡整備に伴う E 地点の発掘調査

昭和 62 年に、B 地点の保存修理工事に伴い駐車場の整備を行うため緊急発掘調査を行った地点は、道を挟んで B 地点に隣接した場所にあり、琴平山丘陵の裾として B 地点とは地続きである（この地点を E 地点と呼ぶ）。

史跡指定地外での発掘調査であったため広範囲な発掘調査が行われることになり、岩宿Ⅰ石器文化及び岩宿Ⅱ石器文化相当の地層から、旧石器時代の石器群がそれぞれ場所を違えて出土した。

始良 Tn 火山灰よりも下位の地層となる暗色帯（岩宿層）からは、ペン先形のナイフ形石器（台形様石器）を中心とする石器群が 1 か所の石器ブロックをもって出土し、多く出土した剥片や碎片等はチャートを中心としたもので、ナイフ形石器や使用痕のある剥片などの石材は、黒色安山岩やチャート、珪質頁岩などバラエティに富む。A 地点の岩宿Ⅰ石器文化の石器群が、基部加工のナイフ形石器や斧形石器を中心にし、石材が主に黒色頁岩を用いていたこととは対照的であった。

阿左見層に相当する浅間板鼻褐色軽石群混じりの黄褐色ローム層では、切出形ナイフ形石器を中心とする石器群が 3 か所以上の石器ブロックをもって出土した。出土した石器群は、黒色頁岩やホルンフェルス石材として用いたものが多く、チャートを主な石材とした A 地点の岩宿Ⅱ石器文化の石器群とは対照的であった。

E 地点の調査は、旧石器時代の石器群が、B 地点のさらに東方に広がりを持って分布することが明らかになった。また、A 地点の石器群とは異なった構成の石器や石器に使われた石材の構成もことから、「第Ⅰ期」・「第Ⅲ期」と区分された時間内での時間差やそれぞれの石器群を残した人々の集団のちがいが想定されるものであった。

また、石器群がブロックを形成して出土し、調査位置が 1 点 1 点記録されたことで、接合資料の分析や石器の分布の分析を通じて、遺跡がどのようにかたちづくられたかや、遺跡で何が行われたか推定することも可能となった。

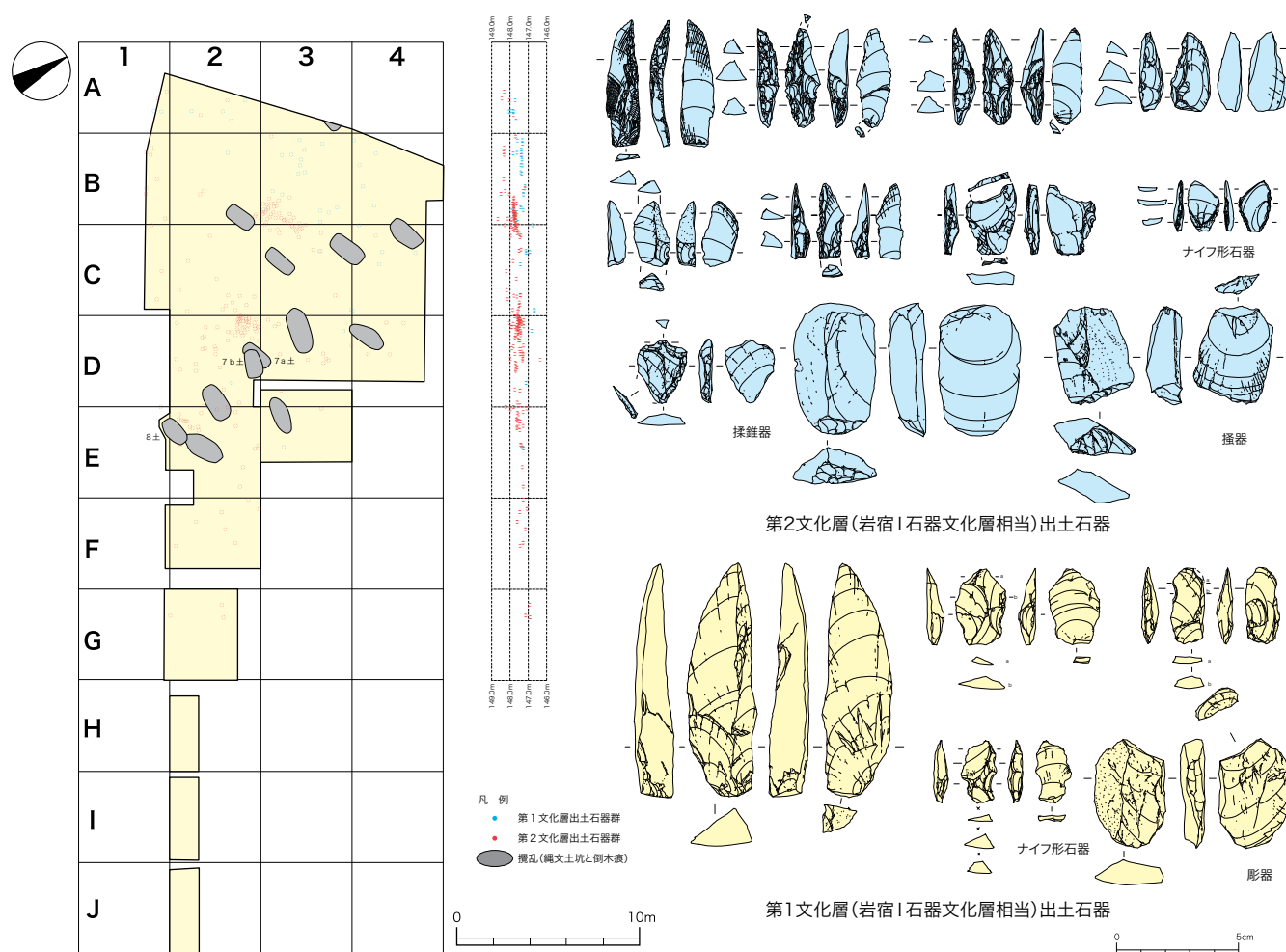
調査区は、現状では史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設来場者用の駐車場として整備するため、地層観察のベルトを残して埋め戻された。史跡としての追加指定はされていないが、旧石器時代の遺物が十分残されている可能性があり、「今後保存を要する地域」として検討する必要があるだろう。



■写真 77 E 地点暗色帯中の石器ブロック



■写真 78 E 地点浅間板鼻褐色軽石層混じり層の石器ブロック



第 21 図 昭和 62 年 (E 地点) の発掘調査区と出土石器

②岩宿遺跡 F 地点

F 地点は、平成 27 年 (2015 年) から平成 28 年にかけて重要遺跡の範囲確認調査を実施した地域である。B 地点の南東に隣接する工場跡で、昭和 40 年代に工場用地の造成や土砂採集が行われた地域である。3 か所設定したトレンチのうち 2 か所のトレンチから、4 点の剥片と 1 点の礫器が出土し、旧石器時代の岩宿遺跡は B 地点のさらに南東に広がりを持つことが確認された。

調査結果をもとに、平成 29 年 1 月 26 日付け土地所有者の同意書とともに史跡の追加指定に関する具申書を文化庁に提出し、平成 29 年 6 月 16 日開催の文化審議会文化財部会の審議・議決を経て F 地点を史跡岩宿遺跡の一部に追加する答申が文部科学大臣に対して行われた。

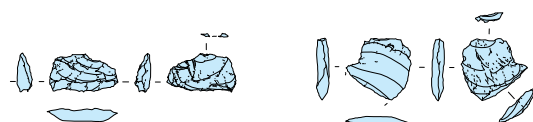
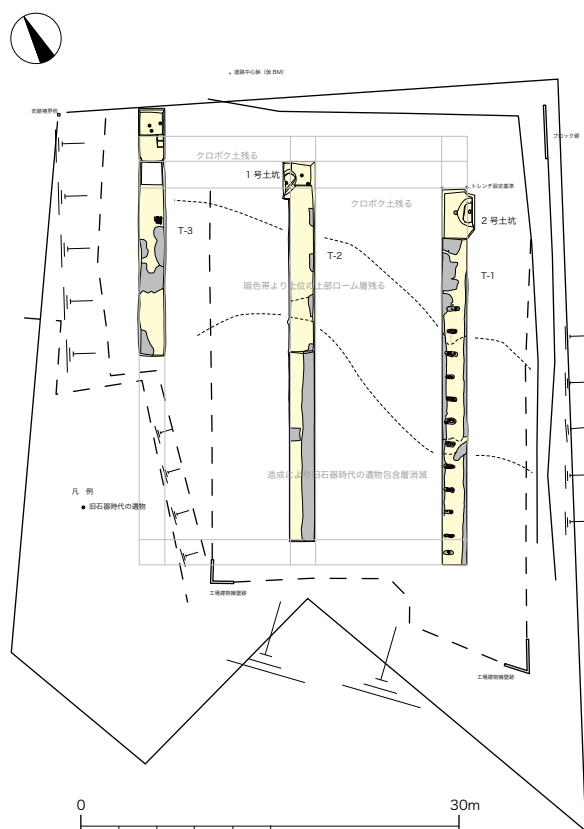
③ F 地点の廃棄物撤去のための現状変更

令和元年 6 月 4 日から 6 月 27 日にかけて、平成 27 年からの重要遺跡の範囲確認調査で見つかった廃棄物を撤去するための現状変更を行ったところ、遺跡の形成に関する新たな知見が得られた。

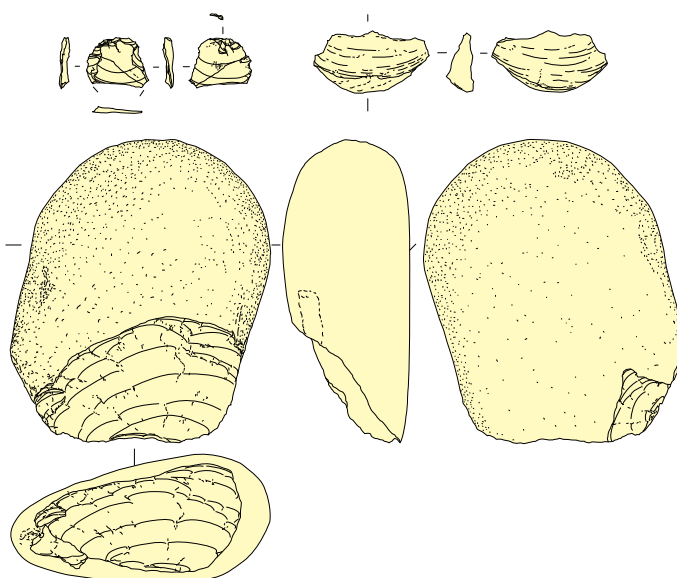
廃棄物が埋められたゴミ穴の壁面で地層観察を行ったところ、榛名八崎軽石層が確認できるものと確認できず礫混じり層となる場所があった。

このことから、琴平山丘陵の東裾において岩宿面の形成時に浸食があり、より山際は榛名八崎軽石や赤城梨木岩屑なだれ堆積層に起因する暗赤褐色粘土層を残すが、F 地点の東部から E 地点ではこれらの

地層が浸食されていたことが明らかにされた。すなわち F 地点の東部から E 地点にかけては、埋没谷を挟んだ東側に広がる岩宿面の平坦地とほぼ同時に地形面が形成されたことが理解されるに至った。



T-2トレンチ出土石器 (As-BP混じり層下位)



T-3トレンチ出土石器 (暗色帯: 岩宿 | 石器文化相当)

第 22 図 平成 27 ～平成 28 年 (F 地点) の発掘調査区と出土石器



■写真 79 F 地点暗色帯中の石器出土状況



■写真 80 F 地点礫器出土状況

(6) 岩宿Ⅱ遺跡の発掘調査

岩宿Ⅱ遺跡は大間々扇状地岩宿面に立地し、2つの丘陵との地形面を画している埋没谷を挟んだ東側に立地している。遺跡の北部は稲荷山丘陵と地続きとなっている。平成2年から平成22年にかけて、6地点が調査された。調査の結果5つの地点から旧石器時代の遺物が出土している。第6地点以外は未報告で、現在発掘調査報告書の刊行準備を進めている。

①第1地点

平成2年(1990年)に、店舗の建築に伴いトレンチ調査を行ったところ、ナイフ形石器や斧形石器が各1点出土した。斧形石器の出土層位は、火山灰分析により岩宿Ⅰ石器文化に相当する地層とされた。

②第2地点

平成4年(1992年)に個人住宅の建築に伴いトレンチ調査をしたところ、浅間板鼻褐色軽石群混じりの黄褐色ローム層から礫器1点、暗色帯から基部加工のナイフ形石器1点がそれぞれ出土した。ナイフ形石器が出土したトレンチ周辺を拡張したが、石器の出土は認められなかった。



■写真 81 岩宿Ⅱ遺跡第1地点
暗色帯斧形石器出土状況



■写真 82 岩宿Ⅱ遺跡第2地点
浅間板鼻褐色軽石層混じり層礫器出土状況



■写真 83 岩宿Ⅱ遺跡第3地点
発掘調査



■写真 84 岩宿Ⅱ遺跡第3地点
槍先形尖頭器出土状況

③第3地点

平成13年（2001年）に、工場の建設に伴い、トレンチ調査をしたところ2か所のトレンチから旧石器時代の遺物が出土した。調査箇所は平成9年のガス管設置工事の立会調査で礫器1点が出土した場所に近接し旧石器時代（岩宿時代）の石器群の広がりが予想されたことから調査を行ったもので、旧石器時代の遺物が出土した1か所のトレンチを拡張し、石器ブロックの完掘を行った。黄褐色ローム層の上位（浅間大窪沢軽石混じり層）を中心に検出され、チャート製の石刃や剥片類を中心としていた。その他特筆される石器として、相澤忠洋が岩宿遺跡B地点で採集したとされる槍先形尖頭器と同型式の石器（槌状剥離を有する尖頭器）1点や黒曜石製のナイフ形石器や搔器が出土しており、日本の旧石器時代第Ⅳ期（杉原が「岩宿Ⅲ石器文化」として想定した石器群）に比定されるものであった。

④第4地点

平成13年（2001年）に店舗兼個人専用住宅建築のため、トレンチ調査を実施した。縄文時代の土坑が1か所検出された。旧石器時代調査のための関東ローム層の掘り下げは行っていない。

⑤第5地点

平成14年（2002年）に、地区公民館建設のため、トレンチ調査を実施した。西に隣接した第3地点の旧石器時代の石器群の広がりを確認するため、25か所のトレンチを設定した。旧石器時代の石器群は1か所のトレンチから検出され、黒色頁岩の石刃や石刃を切断したナイフ形石器の出土が認められ、日本の旧石器時代第Ⅳ期に相当すると考えられる。旧石器時代の石器は調査区域全体の西側から出土したことにより、旧石器時代遺跡としての東側に広がる限界は押さえられたと考えられた。

⑥第6地点

平成22年（2010年）に、個人住宅の建築のため、トレンチ調査を実施した。2か所のトレンチから黒色頁岩の碎片2点と石核1点、輝石安山岩の敲石1点が出土した。当初は周知の遺跡の範囲とされていなかったが、調査の結果を踏まえ、旧石器時代遺跡としての岩宿Ⅱ遺跡が南に広がることが明らかにされた。

埋蔵文化財保護行政上、史跡指定地と駐車場及び緑地となっているE地点を含む地域を「岩宿遺跡」、史跡の東の隣接地を「岩宿Ⅱ遺跡」と呼称しているが、E地点の発掘調査と岩宿Ⅱ遺跡の6つの地点の



■写真 85 岩宿Ⅱ遺跡第5地点
石器出土状況



■写真 86 岩宿Ⅱ遺跡第6地点
石器出土状況

発掘調査により、旧石器時代（岩宿時代）の石器群は、稲荷山・琴平山両丘陵の鞍部（A地点やB地点付近）と稲荷山丘陵東裾に谷頭を持つ谷地を取り囲むように広がっていたことが想定されるにいたった。

岩宿Ⅱ遺跡では、現在、石器ブロックが確認されているのは、第3地点と第5地点であり、出土した石器群は昭和24年から昭和25年にかけての発掘調査において「岩宿Ⅲ？石器文化」と仮説的に呼称された石器群の内容を示していた。岩宿Ⅱ遺跡では、そのほかに基部加工のナイフ形石器や斧形石器など岩宿Ⅰ石器文化にあたる石器群や、礫器が岩宿Ⅱ石器文化にあたる層位からも出土しており、未調査の地域において岩宿Ⅰ石器文化や岩宿Ⅱ石器文化の石器群がブロックをなして包蔵されている可能性が有望である。今後の発掘調査や研究が進展していくことにより、岩宿遺跡の各地点の石器群との有機的な関係を明らかにされていく地域である。

本計画の策定の時点では調査の概要の整理にとどまっている。発掘調査報告書が刊行され、遺跡の評価をする条件が整ってきた時点で「保存を検討する地域」にしていく必要がある。

（7）岩宿遺跡の周辺遺跡の発掘調査

史跡岩宿遺跡の周辺部では、岩宿Ⅱ遺跡のほかに、堀上遺跡・沢田遺跡・鹿の川遺跡が発掘調査されている（第16図）。これら3遺跡は、大間々扇状地の新規の扇状地面（大間々面・藪塚面）に立地しており、第Ⅱ章で詳述したように、関東ローム層の堆積が認められる場所もあるが、最も古いものでも縄文時代草創期までの遺物となっており、旧石器時代の遺物の出土は今のところ認められていないことから、周辺部を含んだ旧石器時代の遺跡として保存を検討していく地域は、岩宿遺跡と岩宿Ⅱ遺跡となろう。

2. 指定の状況

(1) 昭和 54 年岩宿遺跡の史跡指定について

岩宿遺跡は、昭和 54 年 8 月 17 日史跡指定された。指定理由と指定の範囲については、下記に示した指定通知書及び官報告示のとおりである。なお、指定範囲を示す図面は第 23 図として掲載する。

①指定通知

庁保記第 2 の 4 8 号

笠懸村長（ほか 41 名）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、下記 1 の記念物を下記 2 によって史跡に指定します。

昭和 54 年 8 月 17 日

文部大臣 内藤 誉三郎 印

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 (1) 名称 | 岩宿遺跡 |
| (2) 所在地及び地域 | 別添のとおり (*) |
| 2 (1) 指定理由 | |
| (ア) 基準 | 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡 1（遺物包含地）による |
| (イ) 説明 | 岩宿遺跡は、赤城山東南方の小独立丘陵上に所在する旧石器時代の遺跡である。昭和 21 年丘陵の鞍部で旧石器が発見され、昭和 24 年の発掘調査によって多数の旧石器、炭化物等が出土した。日本文化の起源が旧石器時代にまで遡ることをはじめて立証した遺跡であり、しかも日本の旧石器のうちでも古い部類の石器群を含んでおり、日本歴史の黎明期のあり方を知る上で不可欠な遺跡である。 |
| (2) 官報告示 | 昭和 54 年 8 月 17 日付け文部省告示第 142 号 |

②官報告示

昭和 54 年 8 月 17 日金曜日 第 15775 号

○記念物を史跡に指定する件（文部 142）

○文部省告示第 142 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

名称	所在地	地域
岩宿遺跡	群馬県新田郡笠懸村大字鹿字溜ノ内	256番ノ2
	同 大字阿左美字沢田	1588番ノ1、1588番ノ5、1589番ノ1、1590番ノ1、1590番ノ4、1590番ノ5、1590番ノ6、1590番ノ7、1590番ノ8、1590番ノ9、1591番ノ1、1592番ノ1、1593番ノ1、1593番ノ2、1593番ノ5、1595番ノ2、1595番ノ5、1596番ノ1、甲1597番ノ1、甲1597番ノ2、1598番ノ2、1598番ノ8、1775番ノ9、1775番ノ10、1775番ノ11、1775番ノ20、1775番ノ21、1775番ノ22、1775番ノ23、1775番ノ24、1775番ノ25、1775番ノ26、1777番ノ1、1779番ノ1、1780番ノ1、1780番ノ2、1780番ノ3、1780番ノ4、1780番ノ5、1781番ノ1、1781番ノ2、1781番ノ3、1781番ノ5、1781番ノ6、1781番ノ7、1782番、1783番、1784番、1785番、1786番ノ1、1788番ノ1、1793番ノ1、1793番ノ2、1795番ノ1、1795番ノ2、1796番、1797番、1798番ノ1、1798番ノ2、1799番、1800番、1801番、1802番、1803番ノ1、1803番ノ2、1804番ノ1、1804番ノ2
	同 大字阿左美字岩宿	2383番、2384番、2385番、2387番、2388番、2401番ノ1、2402番ノ1、2418番ノ1、2418番ノ2、2421番、2422番、2423番、2424番、2425番、2447番、2448番、2449番、2450番ノ1、2450番ノ2、2450番ノ3、2451番、3624番 右の地域内に介在する道路敷を含む。

(2) 平成 29 年岩宿遺跡の史跡指定について

史跡岩宿遺跡は、平成 29 年 10 月 13 日に、平成 27 年度から平成 28 年度に重要遺跡の範囲確認調査を実施した地域が追加された。平成 29 年月日文化審議会後に文化庁の報道公開資料には次の説明がある。

「確実な旧石器時代の人工品として学界で広く承認された石器が出土し、我が国の人類文化の起源が旧石器時代にまで遡ることを初めて立証した遺跡。今回、条件が整った部分を追加指定する。」

また、平成 29 年 9 月 1 日刊行の『月刊文化財』648 号には以下の詳細な指定理由が示されている。

岩宿遺跡

群馬県みどり市

岩宿遺跡は、赤城山の東南方、渡良瀬川右岸地域の小独立丘陵上に立地する。丘陵の北部は稲荷山、南部は琴平山と呼ばれる。相沢忠洋が初めて石器を発見したのは、昭和二十一年頃、両丘陵を分ける鞍部に通る道路の切通しにおいてであったといわれている。

昭和二十四・二十五年の明治大学考古学研究室により、切通し北側の A 地点、南側の B 地点、稲荷山南西の C 地点が調査された。A 地点においては関東ローム層中の上下二層から土器を伴わない石器群を確認した。下層の岩宿 I 文化と呼ばれる石器群は楕円形の石斧二点のほか、搔器類・刃器状剥片・石核があつて、石材には主に頁岩が用いられている。現在岩宿 I 石器文化を包含する暗色帯の最上部には A T 火山灰が認められることがわかっており、岩宿 I 文化の年代は三万年前以前に遡ると考えられる。岩宿 II 文化は、切出形ナイフ形石器を指標とする文化で、瑪瑙・頁岩・黒曜石・安山岩など多様な石材が用いられている。昭和四十四年に B 地点において土砂採集が行われたことを契機として保存対策が検討され、昭和四十五・四十六年に東北大学文学部考古学研究室により B 地点・C 地点、

そして琴平山南西のD地点が調査され、B地点から関東ローム層中より石器が出土した。

岩宿遺跡は、我が国において確実な旧石器時代の人工品として学界で広く承認された石器を出土し、日本における人類文化の起源が旧石器時代にまで遡ることを初めて立証した遺跡として、昭和五十四年八月十七日に史跡指定された。

今回追加指定するF地点はA地点の南東約七〇メートルに位置する。みどり市教育委員会が平成二十七年度より重要遺跡として範囲と内容を確認する調査を行った結果、F地点の北半分で旧石器時代の遺物を包蔵する地層が残存し、二か所の試掘坑から旧石器時代の石器が出土した。旧石器時代遺跡としての岩宿遺跡がさらなる広がりを持つことを示すものである。よって、追加指定し保護の万全を図るものである。(*)

(*) 引用元では、「昭和45年」、「南半分」とされているが、それぞれ修正した。

追加指定の内容については、下記に示した指定通知書及び官報告示のとおりである。なお、指定範囲を示す図面は第23図として掲載する。

①指定通知

29庁財第225号

(土地所有者名)

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、岩宿遺跡について、別紙上欄に掲げる史跡に別紙下欄の地域を追加して指定します。

平成29年10月13日

文部科学大臣 林 芳 正 印

(官報告示 平成29年10月13日付け文部科学省告示第143号)

②官報告示

平成29年10月13日金曜日 号外第223号 (2分冊の1)

〔告示〕

○史跡に地域を追加して指定する件（文部科学143）

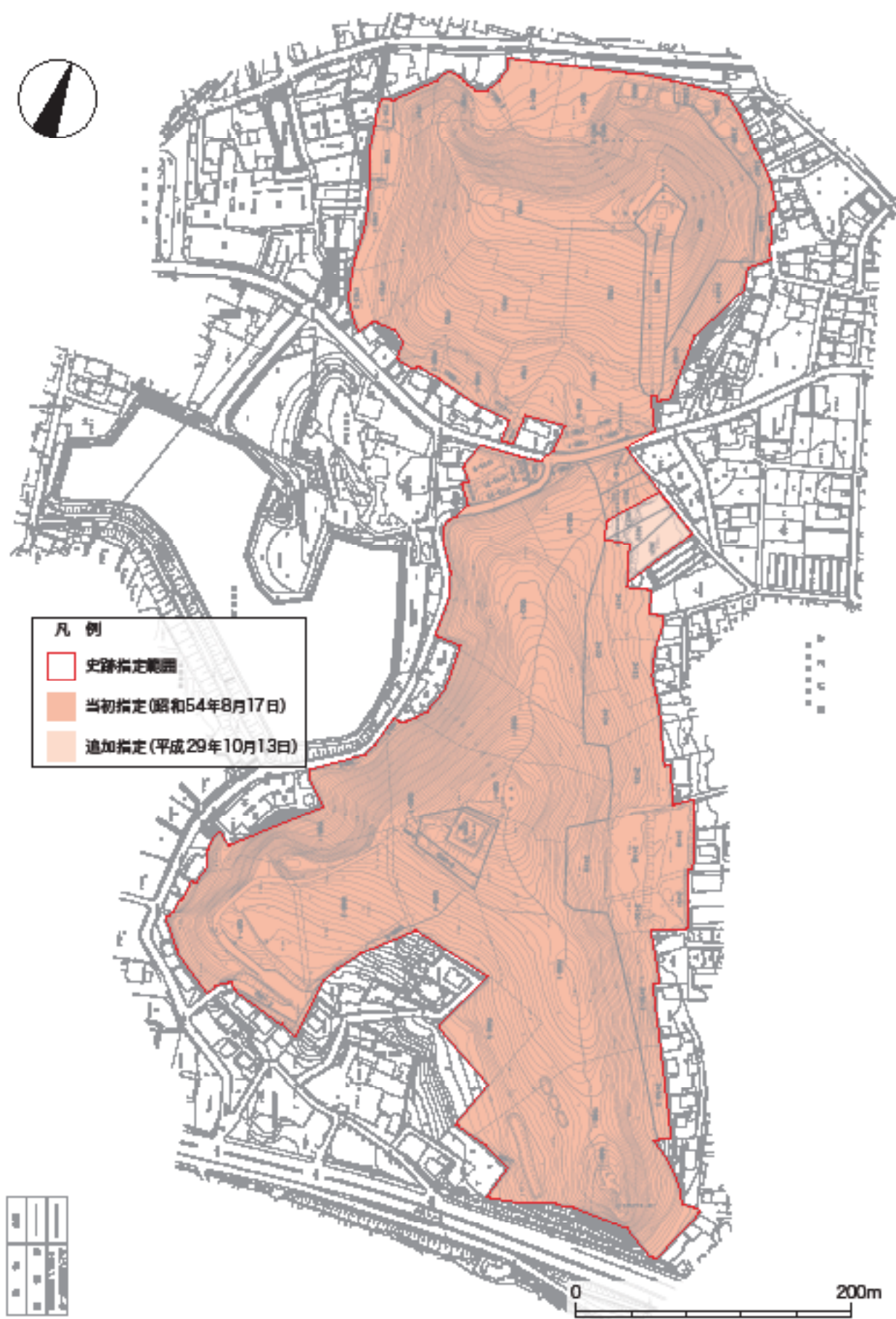
○文部省告示第143号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第3項の規定に基づく告示する。

平成29年10月13日

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
岩宿遺跡	昭和54年文部省告示第142号	群馬県みどり市笠懸町阿左美	3621番、3622番、3623番

* 表は関係部分のみ抜粋



第 23 図 史跡岩宿遺跡の指定範囲 (縮尺：1/4,000)

3. 史跡指定地の状況

(1) 土地の所有状況

史跡指定地は、稲荷山丘陵の全域と南麓の一部を除いた琴平山丘陵の大半を占め、昭和54年の指定当初は187,187.26㎡、平成29年に2,038.71㎡が追加され、189,225.97㎡となった。

指定のための準備を再開した昭和51年7月と9月に関係地権者を集めた説明会を実施し大筋の了解を得られた。その後も地権者と関係機関との協議を繰り返し、同意が得られた場所を史跡指定地としたことにより用地の公有地化は早期に完了したといっていよう。昭和54年の当初指定時の指定地は、同年度から先行取得を開始し昭和57年度までの4か年度で稲荷山丘陵の稲荷神社の境内地を除く公有地化が完了している。

土地の所有関係は、琴平山山頂の南側（琴平山配水池）が群馬東部水道企業団の所有地（平成28年4月1日みどり市有地から変更）、稲荷神社の境内地が神社の所有地となっているほかは、みどり市の市有地（登記簿上の所有者は新田郡笠懸町）である。

平成29年に史跡指定地が追加され、この地域が民有地であったが、平成31年度（令和元年度）に公有地化された（第24図）。

(2) 土地の現在の利用状況

①史跡指定地の地目

史跡指定地の7割を超える面積を山林が占め、次いで畑、原野が1割強で続く。畑地は稲荷山丘陵では裾部に点在し琴平山丘陵は最高標高点の南に広がる。宅地及び雑種地は、A地点の北裏に個人住宅が建てられていたときのものや、最高標高点の南の配水池、琴平山南東の頂の琴平神社境内、そして平成29年に追加指定された場所の一部である。道路は、稲荷山・琴平山丘陵の鞍部を横断するもの。丘陵内に点在する道（里道）はかつて山林や畑を管理するためのものだったのであろう。

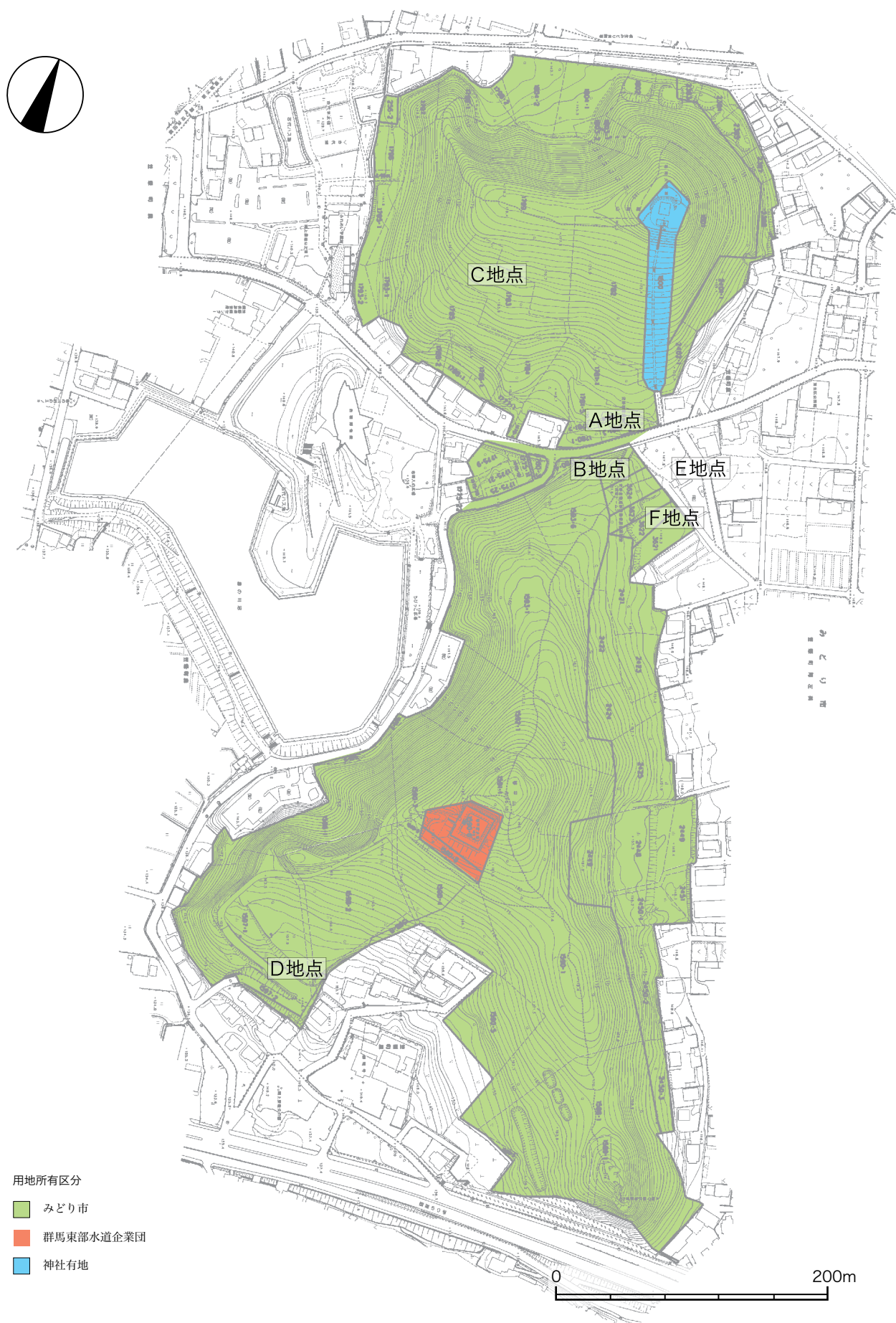
各調査地点と地目との関係は次のとおりとなっている。A地点は地目上畑である。B地点とされている地域のうち、相澤忠洋の遺物採集地や昭和24年の発掘調査地点は道路、昭和44年に土砂採集が行われ昭和45年調査された場所は山林、昭和45年の調査地とともに公有地化された場所は畑となっている。C地点は山林。D地点は一部が指定地域外、指定地内での地目は山林である。追加指定地のF地点は、宅地（雑種地）と畑地である。

②史跡指定地の植生

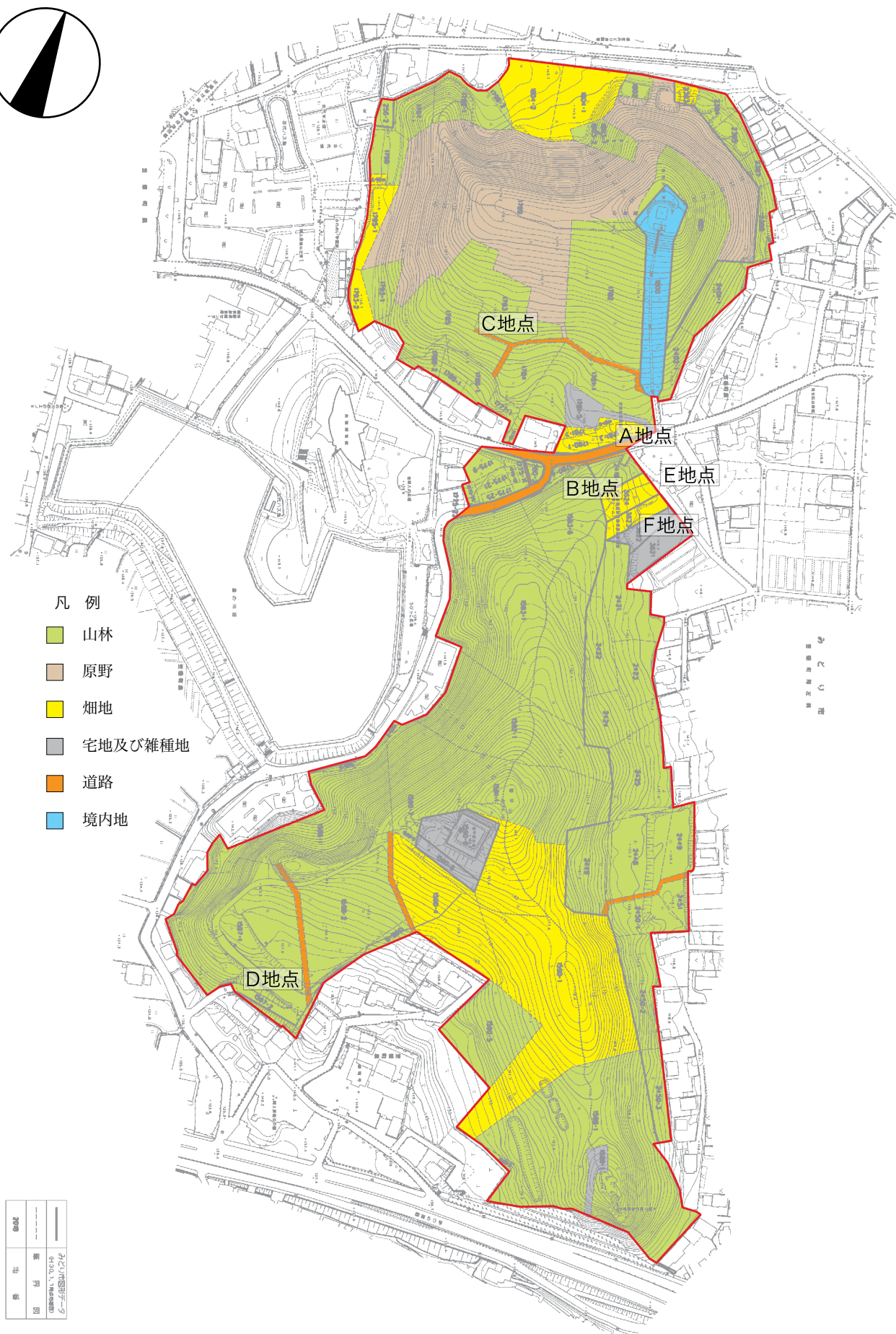
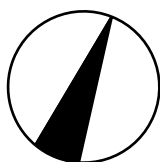
史跡内の植生調査は、指定後の昭和58年（1983年）に委託で、平成31年（令和元年）に依頼により実施した。史跡指定地の植生は、第26図・第27図に示した。

史跡内の植生分布は、全体の8割がコナラを中心とした落葉広葉樹林が占める。これは、史跡指定以前は両丘陵が雑木林となり、コナラはシイタケ栽培のほだ木として利用されたほか、落ち葉は堆肥として利用されたためである。岩宿遺跡及び周辺部の本来の植生（潜在自然植生）はアラカシ等の常緑広葉樹であるが、指定地内の大半が雑木林として管理されたため、稲荷山丘陵山頂の稲荷神社及び琴平山丘陵の南端の琴平宮を祀った周辺のみに残存する。

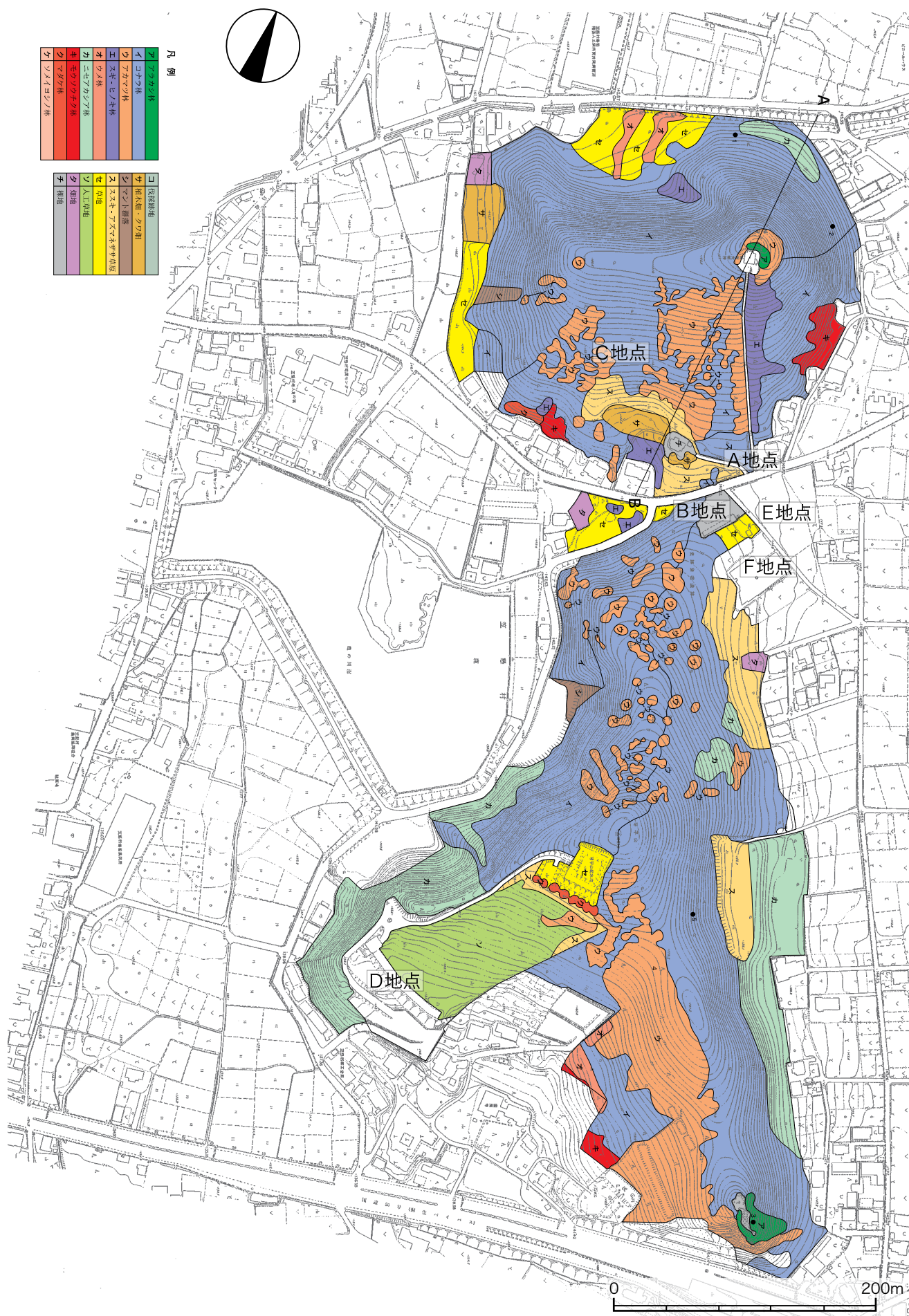
アカマツ林は、琴平山の南麓に一定の広がりを持つほか、稲荷山丘陵の南寄りや、琴平山丘陵の最高標高点から北側に散在している。琴平山丘陵の西南麓と東北麓、稲荷山の東北麓にニセアカシア（ハリエンジュ）林が認められている。草地は主に稲荷山丘陵の南麓と西麓、B地点の一部と琴平山配水池が草地とされている。琴平山東麓のススキ・アズマネザサの草地は、史跡の用地購入が進められたこと



第 24 図 史跡岩宿遺跡の土地の所有状況（縮尺：1/4,000）



第 25 図 史跡岩宿遺跡の登記簿上の地目（縮尺：1/4,000）



第 26 図 史跡岩宿遺跡の植生分布 (昭和 58 年調査) (縮尺 : 1/4,000)

[illegible]

第 27 図 史跡岩宿遺跡の植生分布（令和元年調査）（縮尺：1/4,000）

により休耕地化したことや、史跡指定以前に宅地造成が計画され土砂採集が行われたことによる。

各調査地点の植生は、A地点がアズマネザサの草地とコナラ林の混成地、B地点は裸地と草地、C地点はアカマツ林とコナラ林の混成地、史跡範囲内のD地点は道路または駐車場になっている。B地点はその後、昭和62年（1987年）から平成2年（1990年）にかけて史跡整備を行ったため、裸地は植栽によりオカメザサの草地となった。新たに追加されたF地点は、工場用地が更地化されたため大半が草地となっている。

史跡指定後、40年の経過の中、史跡指定地内の植生分布は変化をし始めている。

アカマツ林はマツクイムシの被害により規模が縮小し、岩宿小丘全体での生育数は191本となった。

また、ニセアカシア（ハリエンジュ）は樹高が高い割に根が数十cmと浅く、強風や大雨により倒木を起こすことが多くなっている。住宅地に隣接して分布し、倒木による被害も出たことから平成8年頃から支障木として伐採を進めていることにより規模が縮小している。琴平山東麓のニセアカシア林の北半分は、平成20年7月のダウンバーストにより壊滅的な被害があり緊急伐採を行ったことから、現在では西側に隣接する土砂採集跡とともにススキとアズマネザサが優先する草地化している。

琴平山南西部の旧ゴルフ練習場跡にはサクラ（ソメイヨシノ）が植栽されている。

コナラを中心とした落葉広葉樹林は、稲荷山北西麓に植栽をしたことや、ニセアカシア（ハリエンジュ）の伐採により図面上での分布範囲は広がっているように見えるが、林床には潜在自然植生である常緑広葉樹の低木が目立ち始めている。

第IV章 岩宿遺跡の価値

1. 史跡岩宿遺跡の価値

(1) 史跡の本質的な価値

①日本における旧石器時代の存在が初めて立証された場所であること

関東ローム層が現代よりも1万年以上昔の更新世に堆積した地層であることは戦前から多くの地質学者が指摘してきたことであった。

岩宿遺跡A地点で出土した岩宿Ⅰ石器文化、岩宿Ⅱ石器文化、岩宿Ⅲ石器文化の石器群は、それぞれ関東ローム層中に上下差をもって出土し、いずれも土器や石鏃など縄文時代的な遺物を伴っていなかったこと、また、A地点とB地点から離れたC地点では、当時最古の縄文土器とされた撚糸文土器が関東ローム層よりも上位の地層である腐植土層から出土した。

昭和25年の第2次調査では、離れた地点間の地質学的な所見を得るためA地点-C地点間を調査し、C地点とA地点やB地点との地層の堆積状況が同じであることが明らかにされたことにより、日本列島において縄文時代以前の石器時代文化(旧石器時代文化)が存在していたことが確かめられたのである。

②日本の旧石器時代が長期間にわたり段階的に変遷したことが明らかにされたこと

A地点では、阿左美層と呼んだ上部の黄みのかかった地層の上位から岩宿Ⅲ石器文化、下位から岩宿Ⅱ石器文化、そして下部の岩宿層と呼んだ黒みのかかった地層から岩宿Ⅰ石器文化の石器群がそれぞれ出土した。下位の地層ほど年代が古いという地層累重の法則にもとづき、岩宿遺跡の“縄文時代以前の石器時代文化”は、岩宿Ⅰ石器文化→岩宿Ⅱ石器文化→岩宿Ⅲ石器文化と変遷することが明らかにされた。

岩宿遺跡で見つかった3つの石器群は、石器の組み合わせ(石器組成)や材料とした石(石材)の種類もそれぞれ異なっており、徐々に移り変わったとは考えがたいと理解された。岩宿遺跡の発掘調査によって、日本の旧石器時代はその発見の段階から、いくつかの時間的な段階差をもち、そして長期間続いていたことも明らかにされたのである。

現在の日本の旧石器時代の研究では、日本列島に原人や旧人が暮らしていたとされる前期・中期旧石器時代の遺跡があったかどうか、研究者の意見は一致していない。日本列島の旧石器時代の遺跡は、全国で10,000か所以上(日本旧石器学会編2010)とされ、その大半は3万数千年前以降の後期段階のものとなっている。日本の旧石器時代(後期段階・岩宿時代)は、示準化石的な石器(ナイフ形石器、槍先形尖頭器、細石刃)の型式や出土層位、石器組成などから、現在大きく5期または4期に区分されている。

5期区分から見た岩宿遺跡の旧石器時代の石器群を層位的に上位から見ていくと、岩宿Ⅲ石器文化



■写真 87 岩宿Ⅰ石器文化の石器



■写真 88 岩宿Ⅱ石器文化の石器



■写真 89
岩宿Ⅲ
石器文化の
石器

■写真 87～89 岩宿遺跡出土石器(重要文化財)(明治大学博物館所蔵)

は、槍先形尖頭器をもち第Ⅳ期に、岩宿Ⅱ石器文化は、切出形ナイフ形石器や角錐状石器などで構成され第Ⅲ期にそれぞれ位置づけられる。そして岩宿Ⅰ石器文化は、石刃の基部に簡単な加工を施したナイフ形石器や台形様石器、刃部磨製や打製の斧形石器で構成されるもので、現在においても日本の旧石器時代（岩宿時代）でもっとも古い段階とされる第Ⅰ期に位置づけられるものである。

③ 2つの丘陵が旧石器時代の人々のくらしの舞台であったこと

旧石器時代の遺跡は、ブロックと呼ばれる石器群のまとまりとして見つかることが多い。ブロックは、石器を作った場所であるとか、石器を使った何らかの作業が行われた場所として理解されている。相澤忠洋が発見し、明治大学考古学研究室により確認された旧石器時代の石器群が見つかった2つの丘陵の鞍部は、そのような場所にあたる。このような石器群が見つかる場所は、2つの丘陵の広い範囲の中にはほかにもあることも予想される。また、旧石器時代の人々の生活の場は石器を残した場所だけでなく、石器が見つからない場所でも、狩りや採集など何らかの生活の場面があったと考えられるものである。

岩宿小丘の2つの丘陵は、旧渡良瀬川が赤城山と足尾山地の裾を抜けて平野部に流れ出すことで形成された大間々扇状地の中央部に位置している。平地にあたかも島のように浮かんだ場所であり、旧石器時代（岩宿時代）の人々にとってはランドマークになった可能性が考えられる。

岩宿遺跡は、石器の見つかった場所だけでなく、旧石器時代の人々の暮らしの舞台である2つの丘陵全体も史跡を構成する本質的な価値として理解されるものである。



■写真 90 空から見た岩宿遺跡（昭和 53 年頃撮影）

(2) 史跡の新たな価値

①自然科学者が参画し、第2次世界大戦後の科学的発掘調査の出発点となったこと

第2次世界大戦の敗戦は、日本人の価値観や歴史観の大きな転換点となった。それまでの軍国主義の支えとなった皇国史観に基づいた歴史研究への反省から、自然科学的な手法も取り入れ「科学的な歴史観」に基づく歴史研究に取り組み始めたのもこの時期である。岩宿遺跡に先んじて昭和22年(1947年)から発掘調査がはじまった静岡県登呂遺跡においても人類学者や地質学者が参加した。

岩宿遺跡もまた、地質学者をはじめとする自然科学者の参加があった。調査には、旧石器時代の遺跡であることを証明するために東京大学の多田文男や高井冬二、後に横浜国立大学の教授となる鹿間時夫ら地質学者や地形学者が招かれ、遺跡とその周辺の地質模式図や専門的な立場からの助言を与えた。発掘現場には、地質学者で後に火山灰編年を駆使して相澤忠洋が発見した赤城山麓の旧石器時代の位置づけを相澤とともにに行った群馬大学の新井房夫も訪れていた。

また、岩宿遺跡から検出された炭化材からは、そこで火が焚かれたことを推定するだけでなく、東京大学の亘理俊次による炭化植物の同定を通じて旧石器時代の環境復元にも注意が向けられることになった。

岩宿遺跡の発掘調査以前は、海外の旧石器時代に相当する時代に日本列島に人類は住んでいなかったというのが、歴史学界や考古学界での常識であった。岩宿遺跡の発掘調査当初は、旧石器時代の存在に対し否定的な意見も根強く残されたが、各地であいついで発見された縄文時代以前の石器時代遺跡にこれらの地質学者や古生物学者、物理学者(年代測定学)などの自然科学者が参加していくことで、日本の旧石器時代の存在は確かなものになっただけでなく、旧石器時代の自然環境に関する研究は大きく進展した。この大きなきっかけとなったのが岩宿遺跡の発見と発掘調査なのである。

②岩宿遺跡の発見と発掘調査は多くの人々に感銘を与えたこと

岩宿遺跡の発掘調査は、日本列島における人類の歴史に旧石器時代があったことを初めて立証したという日本史の研究上、また日本考古学の研究史上大きな画期をもたらした学術的な意義が高い。この発掘調査に至るきっかけは、地方在住の考古学に高い関心を持った一青年の素朴な疑問からはじまった。

岩宿遺跡は相澤忠洋(1926-1989)により発見された。岩宿遺跡の発見と発掘調査に至る相澤の半生は『岩宿の発見』として刊行された。そこには、苦労をしながら考古学を学んだこと、地元でのライバルとなる研究者との対立や、終生の友人そして師となる芹沢長介との出会い、岩宿遺跡の予備調査における感動的な石器の出土などのエピソードが書かれ、現在でも多くの人々に感銘を与えている。

相澤という市井の青年による石器の発見が日本列島の歴史に旧石器時代が加えられたことにつながっていったことは、大学や博物館などの研究機関に属さない地元で根ざした全国の考古学の研究を行う者を力づけ、また、相澤にならって自分も考古学を学ぼうという若い世代を生み出していく原動力ともなった。

岩宿遺跡は、学史上での重要性だけでなく、発掘調査に至る経過など多くの人々に感銘を与えたことにより現在でも多くの人々を惹きつけている。



■写真91 相澤忠洋(昭和24年頃)

③日本列島最古の人類文化の探求の場であり続けていること

東北大学考古学研究室による昭和45年及び昭和46年のB地点及びD地点の発掘調査では、榛名八崎軽石層（約5万年前に降下）よりも下位の地層から「珪岩製旧石器」が出土した。「珪岩製旧石器」をめぐっては、それが人工品であるか研究者間での意見が一致しておらず、現在においても解決を見ない。また、3万数千年以前に遡る前期・中期旧石器時代の石器群とされるものは各地で発見例が報告されているが、岩宿遺跡や栃木県星野遺跡等の北関東の遺跡で出土した「珪岩製旧石器」同様人工品であるか、見つかった石器は人工品であるものの出土層位が正しいかといった、多くの課題が残され、研究者間で論争が続いている。

岩宿遺跡は、①相澤忠洋が関東ローム層中から黒曜石製の剥片を発見し、その剥片がいつの時代のものかという疑問からはじまり、②明治大学考古学研究室の発掘調査で日本の旧石器時代の存在が証明され、そして、③これまで知られた旧石器時代よりもさらに古い人類の足跡の探求を東北大学考古学研究室により進められた場所である。このように、日本列島最古の人類文化の探求は常に岩宿遺跡を中心に展開され続けていることが重要である。

④新たな研究課題の実践の場所であること

岩宿遺跡B地点やD地点の「珪岩製旧石器」をめぐっては、人工品であるか論争が続いている。この論争の中で、石器の製作実験や石器の使用痕分析などの新たな手法の研究が導入された。

石器の製作実験は、石器について様々な物理的な痕跡はどのようにしてできるか実験を通して調べる。石器の製作実験では、①どのような道具（石、角、骨、硬い木等）を使ったか、②どのようにして（i）直接叩く、ii）間接的に叩く、iii）器具で押し剥がす）作り、③作ったときにはどのような仕草だったか調べる。そして実験による製作品と出土品とを比較し分析をすることを通じて、人工品であることを証明していくことが試みられた。

石器が何に使われたかは、石器の形態が現代まで使われてきた道具の何に似ているか、あるいは、現存する狩猟採集民が実際に使っている道具から推定が行われることが多いが、限界がある。石器の使用痕分析は、石器を使うことによって生じた様々な傷痕と、実際に遺跡で出土した石器についた傷痕を顕微鏡下で比較する。そして、①石器がどのように（切る、削る、擦る等）使われ、②石器を使った対象は何か（硬いものか、やわらかいものか等）を推定し、具体的な使い方を明らかにしようとするものであった。

これらの研究方法の対象は、前期・中期旧石器時代の「珪岩製旧石器」だけでなく、弥生時代にいたる石器にも導入されており、石器の研究に大きな影響を与えている。

2. 計画範囲内における諸要素

(1) 史跡の本質的価値

史跡の本質的価値を構成する要素は、①遺物包含層、②遺物及び出土・採集資料、③地形の3点である。これらの3点が史跡における重要な価値を構成する。

(2) 史跡の新たな価値に資する要素

岩宿遺跡は、「日本文化の起源が旧石器時代にまで遡ることをはじめて立証した遺跡」として、考古学のみならず日本の歴史学の研究上欠くことができない遺跡でもある。

史跡の新たな価値に資する要素となるものは、①岩宿遺跡がこのような評価を受けるに至った地形測量図や土層断面図、石器実測図等の図面、写真や調査報告書、研究者からの書簡等といった諸記録、②岩宿遺跡の発掘調査を源流とした様々な研究展開、③岩宿遺跡の発見者相澤忠洋の岩宿遺跡の発見と発掘調査に至るまでの長い道のりのような「岩宿遺跡に人を惹きつけるもの」、といった有形・無形の要素を史跡の新たな価値に資する要素としてあげておく必要がある。

(3) 史跡における副次的価値を構成する要素

①史跡内の文化財

稲荷山北麓の急傾斜地から平坦面にかけて、みどり市指定天然記念物**カタクリ群生地**がある。カタクリは1月下旬に芽生え、3月下旬に開花する多年草で、5月下旬には休眠期間に入る多年草である。

稲荷山のカタクリ群生地は、史跡内での下草刈りや落下した枝の片付けなどで分布範囲を広げ、現在1.8haの分布域を持っており、カタクリの群生地としては関東地方有数の規模を誇っている。

史跡岩宿遺跡は国道50号線沿いにあり、アクセスしやすいこともあり、カタクリの開花時期に史跡の来場者が多い。一方では、同じ時期に開花し休眠時期に入るアズマイチゲなどの群落との競合もあり、群落の棲み分けなど環境整備を必要としている。

②旧石器時代以降の埋蔵文化財

岩宿小丘は旧石器時代以外の埋蔵文化財包蔵地でもある。縄文時代早前期の遺物が出土したC地点のほか、縄文時代早期頃の落とし穴が多数出土したE地点及びF地点をはじめ、縄文時代の遺構や遺物を包蔵する可能性が高い。

また、A地点の周辺部では鉄滓の散布がみとめられるほか、F地点の関東ローム層の露頭からは奈良・



■写真 92 群生するカタクリ



■写真 93 カタクリ

平安時代の炭焼窯が見つまっている。稲荷山山頂部は、削平や盛土により稲荷神社の社殿を隠す構造となっているほか、琴平山丘陵の最高標高点付近も地形を台状に造成した可能性があるなど戦国期に砦跡や狼煙台などの中世城館であった可能性が考えられる。

このように岩宿小丘は、旧石器時代以降も人々の暮らしの痕跡が何らかの形で残されている。

史跡の価値を構成する要素			
史跡の本質的価値を構成する要素			
	遺物包含層		稲荷山・琴平山丘陵の遺物包含層
	遺物		A地点出土石器(重要文化財)、B地点出土石器、C地点出土遺物、F地点出土石器
	地形		
副次的な要素			
	史跡内の文化財		カタクリ群生地
	旧石器時代以降の埋蔵文化財	縄文時代	落とし穴、土器・石器、その他史跡内に包蔵される遺構
		古代	炭焼窯、包蔵が予想される鍛冶遺構
		中世	砦跡(削平地・土塁)
史跡内のその他の要素			
①史跡の遺物包含層及び地形の保護に供する要素			
	整備施設		擁壁(A地点)、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設、擁壁・側溝(D地点ほか)
	整備施設以外の要素		既存の植生(高木・低木・草本等)
②活用に供する要素			
	整備施設		標柱・説明板(A地点)、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設、大間々扇状地展望台
	整備施設以外の要素		稀少な樹木、植物(草本)の群生地(アマナ、アズマイチゲ、キツネノカミソリ等)
③住民生活に係る要素		市道1級1号線、稲荷神社、琴平宮、琴平山配水池、配水管、配水池連絡道路、電柱、電線、都市ガス管、排水路、擁壁、擬木柵	
④地域の歴史に係る要素		稲荷神社、防空壕、待避壕、留魂碑	
⑤史跡の価値を損ねている要素		旧ゴルフ練習場の残滓となった工作物	
指定地外の周辺区域にあり活用に資する要素			
周辺施設		岩宿博物館、ふれあい学習館、相澤忠洋像、遺跡案内板、古代の里公園、岡登用水親水公園、水路	
周辺の指定文化財・文化的遺産		岡登次郎兵衛景能公の墓(群馬県指定史跡)、鹿の川沼のエノキ(みどり市指定天然記念物)、足尾銅山街道(指定外)	
地域の自然・歴史・文化に係る要素		国瑞寺、愛宕社の巨岩	
史跡の価値と関係する指定地外の要素			
史跡西鹿田中島遺跡(史跡西鹿田中島遺跡史跡公園)			

第 28 図 史跡岩宿遺跡及び周辺部を構成する要素

（４）史跡内のその他の要素

①史跡の遺物包含層及び地形の保護に供する要素

整備施設・工作物

整備施設・工作物として、擁壁や側溝があげられる。また、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設は、史跡の修景時に整備された。

整備施設以外の要素

史跡及び周辺部の本来的な植生は、シラカシやアラカシ、ヤブツバキ等の照葉樹林である。照葉樹林は、史跡指定当初は、稲荷山山頂部や琴平山南端の琴平宮周辺に限られていたが、近年、琴平山南西部にサカキ等の増加が認められはじめている。

指定地内の大半はコナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキ等の落葉広葉樹林で、戦後のシイタケ栽培などのために植えられたものである。アカマツ林はマツクイムシ等により分布域が狭まっている。

近年樹木の高木化により、倒木などで遺物包含層の維持に悪影響を及ぼしている反面、史跡内の植生は、岩宿小丘の地形の保護に重要な役割を果たしている。

②活用に供する要素

整備施設・工作物

岩宿遺跡が史跡であることを示す標柱や石碑、史跡の指定理由等を説明する解説板。史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設では、史跡の本質的価値の保護や修景のほかに、地層の剥ぎ取り標本の展示や映像による解説を行っている。

整備施設以外の要素

史跡内の植生のうち稀少な樹木やヤマツツジ、アズマイチゲ、アマナ、ヒトリシズカ、キツネノカミソリ、ヤマユリなどは開花期に史跡内を散策する人の目を楽しませている。史跡の大半を覆う森林はタヌキ、イタチ、ノウサギ、キツネなどの動物の棲息地や、ハシブトガラスやオオタカの営巣地になっている。

③住民の生活に係る要素

2つの小丘の鞍部を横断する市道1級1号線は笠懸町北部の主要な幹線道路として交通量が多い。また、上水道の配水池（琴平山配水池）、送水管、都市ガス管、電柱や電線等、住民の生活に直接関係する要素も史跡内には存在する。

地域住民の精神的な生活に関する要素としては、稲荷山山頂の稲荷神社、琴平山南端に安置された琴平宮などがある。



■写真 94 A地点（擁壁により地層が保護されている）



■写真 95 史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設



■写真 96 アズマイチゲ



■写真 97 アマナ



■写真 98 ヒトリシズカ



■写真 99 キツネノカミソリ



■写真 100 市道 1 級 1 号線



■写真 101 琴平山配水池



■写真 102 稲荷神社



■写真 103 琴平宮

④地域の歴史に係る要素

稲荷山の山頂部には、近世以来笠懸町第5区の住民の信仰を集めている稲荷神社がある。また、琴平山南端の岩山には琴平宮が祀られ参詣者がいる。

また、近現代には、稲荷山東麓から北麓にかけて旧日本陸軍の弾薬庫跡が6箇所や琴平山南麓には防空壕・待避壕が4箇所、また終戦の日に琴平山で自決した陸軍中尉を悼む留魂碑等の戦時遺構が存在する。

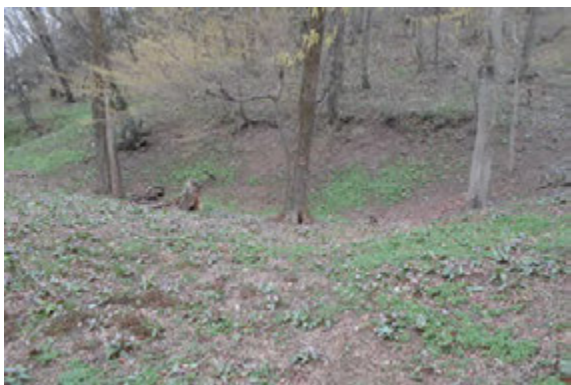
⑤史跡の価値を損ねている要素

琴平山南部に史跡指定により閉鎖されたゴルフ練習場の残滓があり、上屋は撤去されたものの操業時の建造物の土台や給水施設、照明が朽ちた状態で残存している。草の繁茂により目立たなくなってきたものの史跡の景観を損ねているほか、史跡の管理作業を安全に進めていく上での障害になっている。

(5) 指定地外の周辺区域にあり活用に資する要素

①岩宿博物館

岩宿博物館は史跡のガイダンス施設として遺構保護観察施設では限界のある活用面をカバーする旧石器時代の専門的な博物館として開館した博物館であり、旧石器時代の解説・展示のほか、各種講座や体験学習等を通じて文化財保護の啓発や旧石器時代研究の情報発信基地としての役割を担っている。



■写真 104 旧陸軍弾薬庫跡



■写真 105 防空壕跡



■写真 106 留魂碑



■写真 107 旧ゴルフ練習場の建物跡

②公園

史跡指定地および周辺地域は、山寺山風致地区内に所在している。史跡周辺には、博物館のほかに、ちびっこ広場、古代の里公園、岡登用水親水公園、鹿の川沼などが整備され、都市公園的な性格をもつ。

③指定文化財、文化的遺産、地域の自然・歴史・文化に係る要素

周辺の指定文化財及び文化的遺産、並びに地域の自然・歴史・文化に係る要素としては次のものがあげられよう。

近世前期に足尾銅山や群馬県東部の幕府領の代官として活躍した岡上景能に関するものとして、足尾銅山街道・鹿の川沼・国瑞寺・群馬県指定史跡岡登次郎兵衛景能公の墓が史跡の近傍に所在する。また、銅山街道沿いの鹿の川沼堰堤のエノキは一里塚の木と目され、市の指定天然記念物になっている。

また、琴平山東方には巨岩がある。約20万年前とされる赤城梨木岩屑なだれ堆積物に由来するもので史跡周辺の地形形成史を物語るものであるとともに、「岩宿」の地名もこの岩にあるとされる。人の力を超えてもたらされたものとして信仰の対象となり愛宕社がまつられ、秋には地域の子どもたちが奉納相撲を行っている。



■写真 108 岩宿博物館



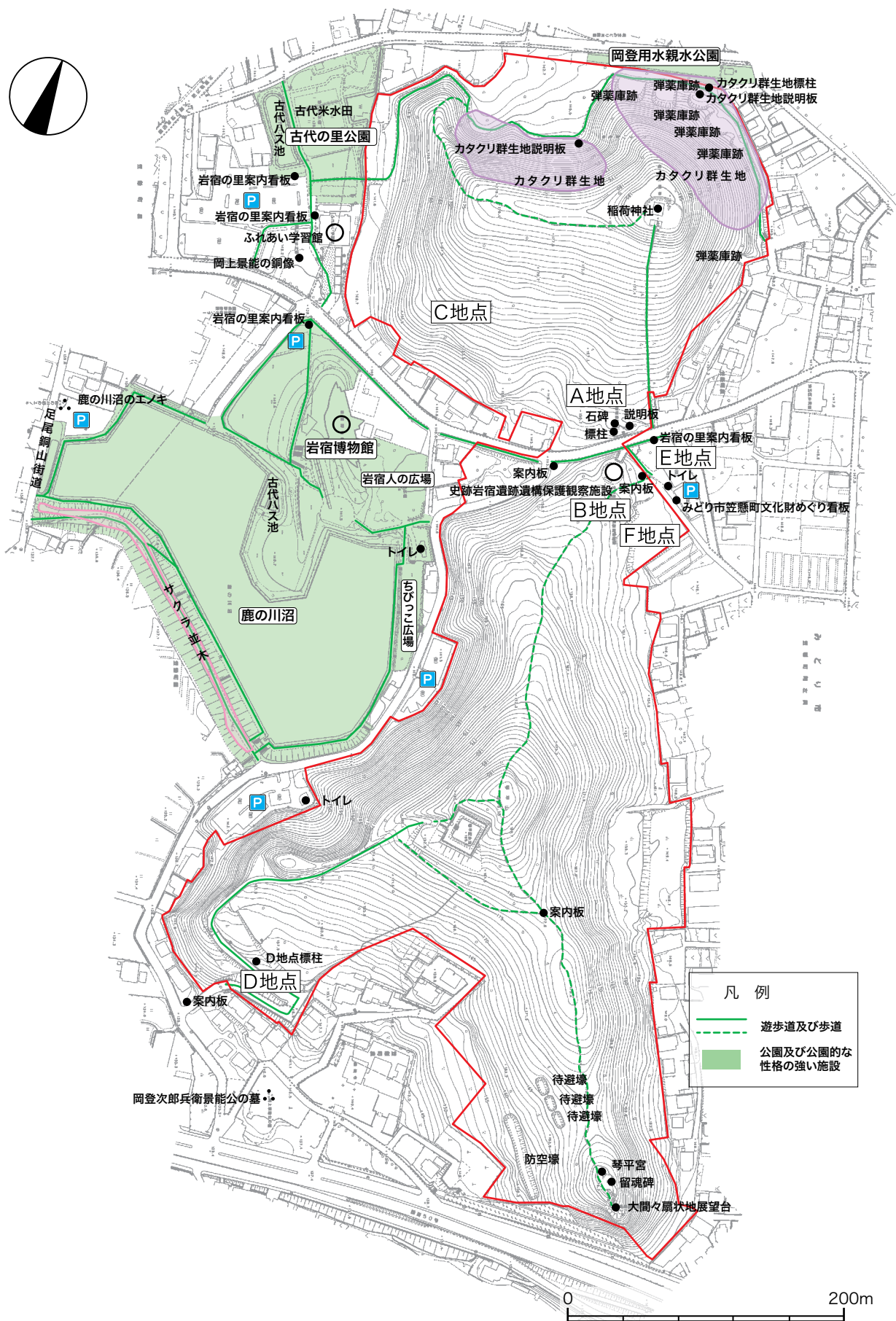
■写真 109 ちびっこ広場

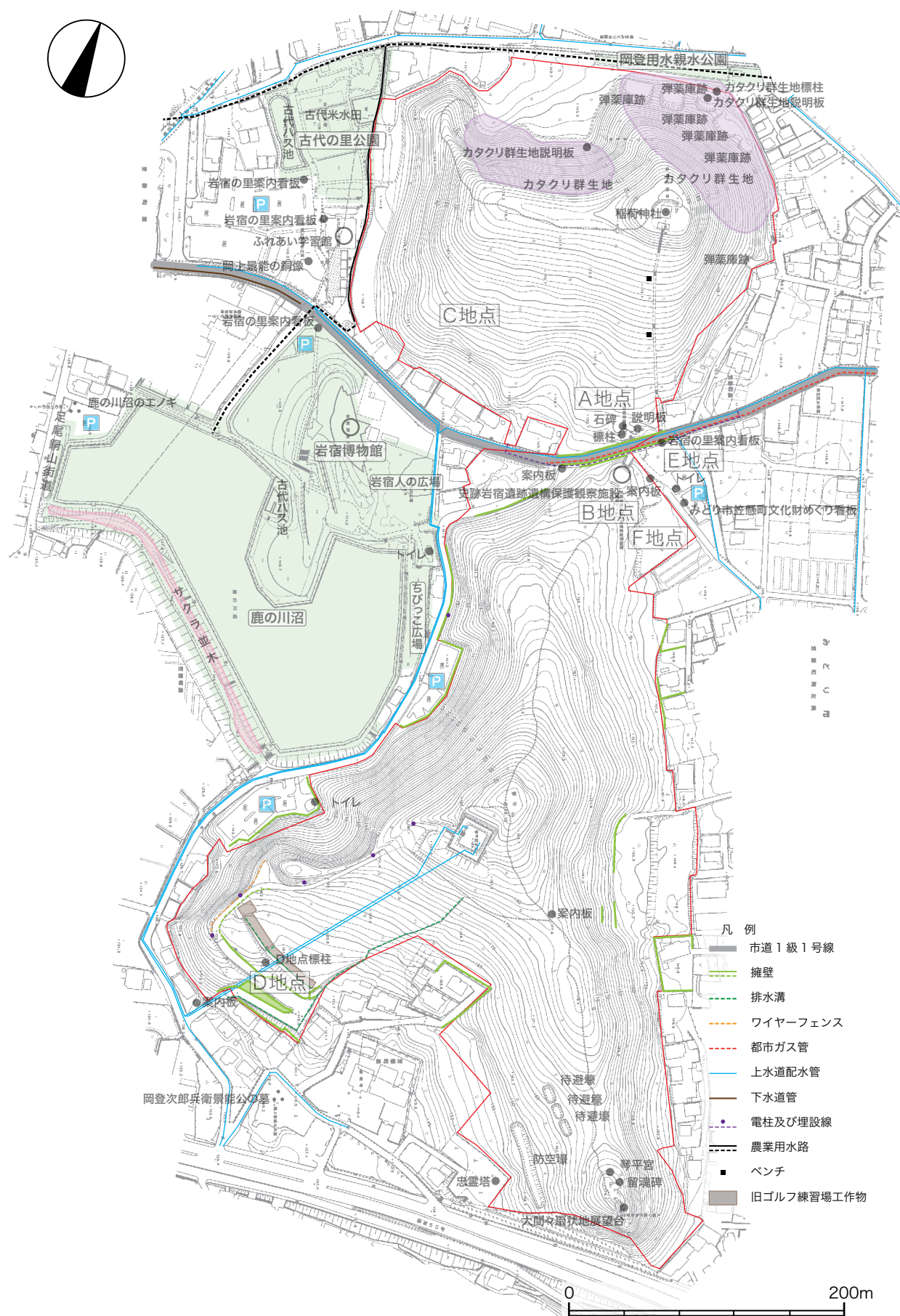


■写真 110 岡登用水親水公園



■写真 111 「岩宿」の名のもとになった琴平山東方の巨岩





第30図 計画範囲内における住民の生活に関する要素とその他の要素（縮尺：1/4,000）

(6) 史跡の価値と関係する指定地外の要素

みどり市笠懸町には、国指定史跡西鹿田中島遺跡がある。西鹿田中島遺跡は、東日本を代表する縄文時代草創期の遺跡で、爪形文土器（約 13,000 年前）、多縄文系土器（約 11,000 年前）の 2 期にわたる住居状遺構や土坑、遺物集中部が検出された。草創期は、「土器を持つ旧石器時代」とも呼ばれ、旧石器時代（岩宿時代）から縄文時代への橋渡しとなる時期と評価されている。

西鹿田中島遺跡は平成 30 年に「西鹿田中島遺跡史跡公園」として整備され供用開始された。このような遺跡を持つみどり市は、「旧石器時代から縄文時代へ」をキーワードに岩宿遺跡と西鹿田中島遺跡を連携させた文化財の保存と活用を進めている。



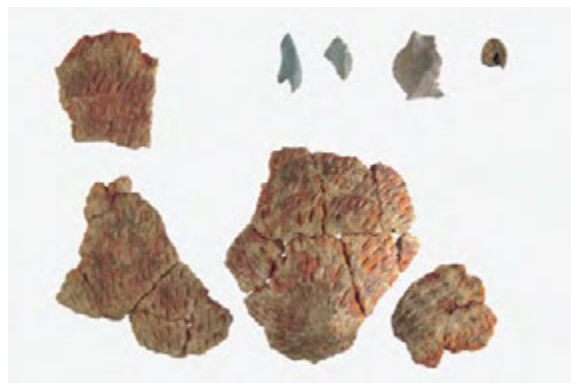
■写真 112 西鹿田中島遺跡史跡公園



■写真 113 西鹿田中島遺跡ガイダンス施設



■写真 114 13,000 年前の土坑群と住居状遺構



■写真 115 13,000 年前の土器・石器・炭化したドングリ



■写真 116 重なり合った 11,000 年前の住居状遺構



■写真 117 11,000 年前の土器

第V章 保存管理・整備・活用に係る現状と課題

1. 保存管理・整備・活用に係る地区区分

本計画の策定及び実施にあたって、計画範囲に係る地区区分を立地（地形を含む）・史跡の価値の濃淡・植生や社会的な環境等をもとに、以下の8地区に区分する（第31図）。うち、4つの地区は指定地内、4つの地区は指定地外に所在する。

（1）指定地内の地区区分（ゾーンⅠ～Ⅳ）

ゾーンⅠ

①ゾーンの立地

稲荷山・琴平山両丘陵の鞍部を挟んだ緩い傾斜面である。

②史跡の価値との関係

岩宿遺跡A～Cの各地点、F地点を含み、史跡の本質的な価値及び史跡の新たな価値を構成する3要素（遺物包含層・遺物・地形）のすべてを持つ、史跡の枢要な場所である。

③植生

過去に史跡整備が行われたA地点及びB地点、旧工場の跡地であるF地点の造成地を除くゾーンの大半は、落葉広葉樹林となっている。

ゾーンⅡ

①ゾーンの立地

琴平山丘陵南部の緩い斜面を占め、D地点の調査トレンチの一部や相澤忠洋が「山寺山遺跡」として前期旧石器として石器を採集した地点を含む。

②史跡の価値との関係

過去の史跡の現状変更や周辺の工事立会により関東ローム層は二次堆積として認められるが、これらの地点はいずれも急傾斜地際である。一部の現状変更を実施した場所では榛名八崎軽石堆積以前のテフラが検出されているが、地域を占める緩傾斜地はほぼ調査されておらず、地域全体の性格は未解明である。

史跡の本質的な価値のうち地形の要素を含み、「珪岩製旧石器」を含む前期旧石器の問題が未解決であるものの、前期旧石器問題の探究を端緒とした新たな諸研究に果たした役割は大きい。本遺跡の新たな価値に資する要素を持つ地区である。今後の調査研究の進展により本史跡にさらなる新しい価値を提供する可能性を持つ地区である。

③植生

ゾーンの東半分は、モウソウチクの混入が目立ち始めている落葉広葉樹林とアカマツ林が混在し、ゾーンの西半分は、旧ゴルフ練習場の跡地で、サクラが植栽された人工林と草地になっている。

ゾーンⅢ

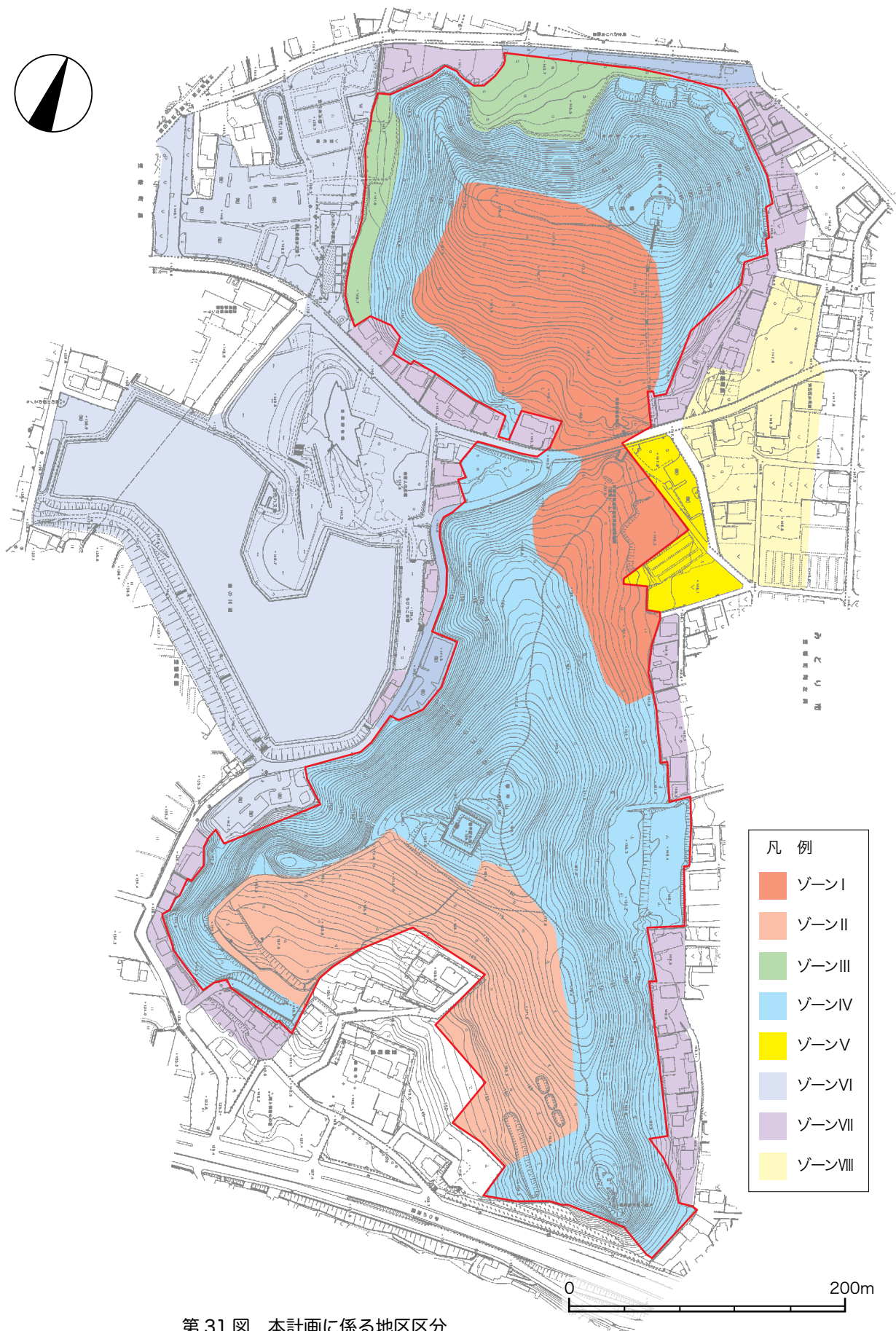
①ゾーンの立地

稲荷山丘陵の北裾、西裾の平坦面である。

②史跡の価値との関係

史跡の本質的な価値として稲荷山丘陵の一部（地形）をなしており、カタクリ群生地を一部に含むなど史跡の副次的価値を持つ。

大間々扇状地敷塚面や大間々面の形成とほぼ並行して現在の地形が形成された地域と考えられ、上部ローム層の堆積は認められるが、史跡に隣接した堀上遺跡や沢田遺跡の調査所見から旧石器時代の遺物



第 31 図 本計画に係る地区区分

包含層の存在は予想されない地区である。

③植生

稲荷山北西麓の平坦地は史跡整備により植栽によるコナラ林とウメ林、西裾は散策路を境に北半は植栽されたコナラ林、南半は草地となっている。

ゾーンⅣ

①ゾーンの立地と史跡の価値との関係

ゾーンⅠ～Ⅲを除いた地域にあたり、史跡全体の約2／3の面積を占め、岩宿小丘の地形の骨格をなす部分である。

稲荷山及び琴平山の最高標高点付近（稲荷山では稲荷神社安置以前、琴平山では配水池建設に伴うそれぞれの造成による）の露頭で関東ローム層が薄く堆積していることが確認されるが、7箇所の土砂災害警戒区域を含み、旧石器時代の遺物の包蔵が見込めない地区である。琴平山西部から南西部にかけては、近世末から近代の石灰岩の採掘により岩盤の露頭が目立つ。

②植生

ゾーンの大半はコナラを中心とした落葉広葉樹林で一部にアカマツ林が点在する。ゾーンの周縁部は、ニセアカシア（ハリエンジュ）林が広がっていたが、支障木の伐採が進められたことにより、琴平山東麓から南東麓は、草地化が進んでいる。また、稲荷山の北裾約1.8ha～2.4haは市指定天然記念物カタクリの群生地である。

（２）指定地外の地区区分（ゾーンⅤ～ゾーンⅧ）

ゾーンⅤ

①立地

B地点・F地点に隣接し、琴平山丘陵の東裾の平坦面であり、E地点を含む。E地点では実際に岩宿Ⅰ石器文化・岩宿Ⅱ石器文化相当の地層から旧石器時代（岩宿時代）の石器群がブロックを構成して出土した。

②将来的に史跡の価値に関係する要素

旧石器時代の遺物包含層や石器が実際に出土し（E地点）、また旧石器時代の遺物包含層の残存や遺物の出土が有望な地域である。

③社会的な環境

ゾーン全体が山寺山風致地区の範囲内に所在し、現況はE地点が史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の駐車場用地、そのほかは畑や市道となっている。

ゾーンⅥ

ゾーンⅥとした地区は、史跡の周辺部のうち北部から西部の平坦面で、地形面上では大間々扇状地大間々面と藪塚面にあたり、旧石器時代の遺物の包蔵は見込めない地区にあたる。

ゾーン全体が山寺山風致地区の範囲内に所在し、稲荷山北側の岡登用水親水公園、稲荷山西側の古代の里公園（古代ハス池・古代米水田）、琴平山丘陵西側の岩宿博物館・鹿の川沼など公園用地や灌漑用水の溜池など、公有地又は公共的な性格を持ち、史跡と一体とした活用を進めていくことが求められる地域である。

ゾーンⅦ

ゾーンⅦとした地区は、史跡の隣接地であり、急斜面際の民地である。一部畑地があるが、大半を宅

地が占める。琴平山南西端を除き山寺山風致地区の範囲内に所在している。

ゾーンⅧ

①立地

2つの丘陵の鞍部の東側にひろがる平坦面で、岩宿Ⅱ遺跡と呼ぶ周知の埋蔵文化財包蔵地である。

②将来的に史跡の価値と関係する要素

6地点の発掘調査と、1箇所の工事立会が実施され、5地点と1箇所の工事立会箇所から旧石器時代（岩宿時代）の石器群が検出された地域であり、史跡岩宿遺跡の本質的価値と密接な関係を持つ地域である。

③社会的な環境

風致地区外にあり、農地と宅地が混在しており、一部の農地は農用地区である。

2. 計画地内の保存管理に関する現状及び課題点

(1) 保存管理の状況

①史跡内の保存管理（ゾーンⅠ～ゾーンⅣ）

【共通事項】

4つのゾーンに共通する保存管理の状況は次のとおりである。

- ① 史跡内の下草刈り、倒木・危険木などの支障木のうち、通常の史跡管理の作業の範囲内のできる枝落としや伐採を市教委直営の史跡管理員が行っている。
- ② ①の作業の中で、史跡内の異常について見回りを行っている。
- ③ 史跡の下草刈りや、支障木の枝落としや伐採のうち、通常の史跡管理員の作業として危険な作業を伴うものは業者に依頼して実施している。
- ④ 史跡内に介在する公益的施設（道路、上水道配水池・送水管、電線・電柱、都市ガス管）の管理は、それぞれの管理団体（みどり市〔建設課〕、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、桐生瓦斯株式会社）が行っている。

【各ゾーン特有の管理状況】

ゾーンⅠ

史跡の共通的な保存管理のほか、岩宿遺跡遺構保護観察施設の施設管理（E区駐車場のトイレ管理を含む）、来場者への簡単な案内や解説映像の映示をシルバー人材センターに委託し実施している。

ゾーンⅢ・ゾーンⅣ

史跡の共通的な管理のほか、史跡の副次的価値として位置づけているカタクリ群生地との保護及び拡大ならびに、カタクリとその他の稀少植物（アズマイチゲ、キツネノカミソリ等）との棲み分けのため草本の抜き取りや植栽を実施している。なお、抜き取りや植栽に係る深さは現地表面から10cm以内であるため、この管理作業が史跡の本質的価値に及ぼす影響はないと考えられる。

②史跡外の保存管理（ゾーンⅤ～ゾーンⅧ）

【公有地】

ゾーンⅤの一部（史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の駐車場：E地点）及びゾーンⅥは公有地である。公園の要素を持つ、岩宿の里公園のうち岩宿博物館やちびっこ広場、ふれあい学習館、古代の里公園はみどり市（文化財課及び岩宿博物館）、鹿の川沼はみどり市（建設課・農林課）と藪塚台地土地改良区が行っている。

【民有地】

ゾーンⅤの一部とゾーンⅦ及びゾーンⅧは市道を除き民有地であり、それぞれの所有者または居住者が管理している。

(2) 保存管理に関する課題点

①史跡内の管理（ゾーンⅠ～ゾーンⅣ）

【各ゾーン共通の課題点】

4つのゾーンに共通する史跡の管理状況に関する課題点は次のとおりである。

- ① 史跡の指定当初から境内地を除く指定地全体の公有地化が進められた。公有地の大半はみどり市の所有となっていることから、今後、みどり市が史跡の管理責任者となる必要がある。
- ② 史跡の大半が山林の状態となっているが、史跡指定以降計画的な樹木の伐採を行ってこなかったことから、樹木の高木化が進み新たな樹木の更新が進んでいない。樹木の高木化により、強風での倒木や枝落ち等で地面がまくれ、史跡の本質的価値となる遺物包含層への影響や、史跡来場者への利便性や安全対策に支障が生じている。
- ③ 史跡の大半は落葉広葉樹林となっているが、林床に常緑広葉樹の侵入が目立ち始めている。岩宿遺跡周辺の本来的な植生は常緑広葉樹林であるが、常緑広葉樹林に遷移するとカタクリ等の植物が将来的に絶滅する可能性がある。
- ④ 史跡の通常管理は管理員が行っているが、埋蔵文化財の発掘調査も併せて担当していることから、春期から夏期にかけて埋蔵文化財の緊急発掘調査が立て込むと、遅滞が生じる。



■写真 118 A地点裏の導入路跡 (1) (ゾーンⅠ)



■写真 119 A地点裏の導入路跡 (2) (ゾーンⅠ)



■写真 120 B地点の現況 (ゾーンⅠ)



■写真 121 C地点の現況 (ゾーンⅠ)

【各ゾーン特有の課題点】

ゾーンⅠ

- ① A地点裏およびF地点では、以前あった個人住宅への導入路や工場用地造成のため露頭が生じている。露頭際には大きな樹木が生えており、樹木の過成長や露頭の風化等により樹木が倒れた場合、史跡の本質的な価値である遺物包含層への影響が避けられない。修景等の対策を必要としている。
- ② 稲荷山の南辺の人家の裏のタケがC地点に向かって広がってきていることから、遺物包含層の保護対策を必要としている。

ゾーンⅡ

- ① 西半分は旧ゴルフ練習場の跡地であるが、施設の工作物が残っており、史跡の景観を損ねている。
- ② 旧ゴルフ練習場下の擁壁の老朽化が進み、一部目地のコンクリートに亀裂が認められる。地形保全や南麓の民家への安全対策が必要である。
- ③ 平成9年から10年までの間に、琴平山南麓の擁壁改修や側溝の設置を行っているが、大雨等による人家への影響は続いており、史跡の本質的な価値に影響を及ぼさない範囲において、植栽等の保水対策が必要となっている。
- ④ 東半分においてはモウソウチクの侵入が続いており、史跡の景観や遺物包含層の維持に影響が生じている。



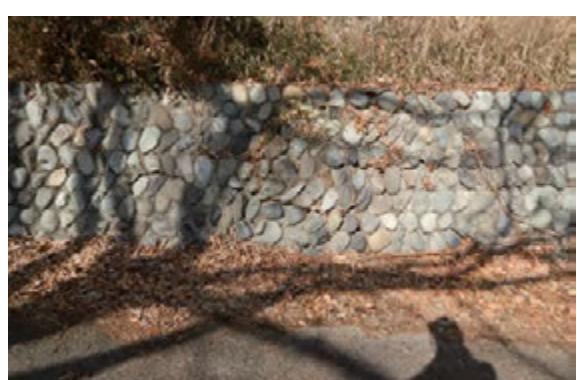
■写真 122 F 地点の現況 (1) (ゾーンⅠ)



■写真 123 F 地点の現況 (2) (ゾーンⅠ)
露頭の中央に奈良平安時代の炭窯を検出



■写真 124 旧ゴルフ練習場跡の残滓 (2) (円内)
(ゾーンⅡ)



■写真 125 擁壁で確認された亀裂 (ゾーンⅡ)

ゾーンⅢ

○ 集中豪雨があった場合、稲荷山西縁の史跡に隣接する用水路が暗渠となる場所で水が飲みきれず洪水となり、史跡が浸水する。浸水は史跡だけでなく、ゾーンⅥのふれあい学習館で床上や、ゾーンⅦの民家まで及ぶ。

ゾーンⅣ

- ① 急傾斜地にあり民家と接しているため、支障木の管理（伐採・枝落とし）や除草の要望が多い。
- ② 琴平山東部では、大雨や長雨により山裾から湧水する。計画的な樹木の伐採や枝落としだけでなく、雑草繁茂や湧水の抑制のためには適度な日陰や保水のための植栽、排水のための施設の整備を要する。
- ③ 琴平山南西麓では、かつて行われた石灰岩の採掘等で岩盤の露出も目立っている。風化による落石が周辺の人家に被害を及ぼすことがあることから、史跡の景観保全と安全対策を両立させていく必要がある。

②史跡外の保存管理（ゾーンⅤ～ゾーンⅧ）

【公有地】

ゾーンⅤ及び文化財課の管理地の管理は史跡管理員が行っているが、史跡指定地内同様、春期から夏期にかけて埋蔵文化財の緊急発掘調査が立て込むと、管理の遅滞が生じている。



■写真 126 平成 29 年 8 月 27 日の集中豪雨で冠水した史跡（ゾーンⅢ）(1)



■写真 127 平成 29 年 8 月 27 日の集中豪雨で冠水した史跡（ゾーンⅢ）(2)



■写真 128 洪水の一因となる鹿の川沼への暗渠への取り入れ口（ゾーンⅥ）



■写真 129 琴平山西南麓の石灰岩採掘跡（ゾーンⅣ）（手前側のひな壇上の土地は石灰岩の残滓で造った平坦面）

ゾーンVの史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設駐車場においては、植栽に用いた樹木が成長した結果、地先の縁石を壊したり、散策路の石畳を持ち上げるなど、史跡の活用に支障をおこしている。

稲荷山西側には、ふれあい学習館を核とした古代ハス池や古代米水田等の「古代の里公園」が整備されている。古代ハス池は、夏季に集中豪雨があったときの貯水池としての機能も有している。稲荷山西側の史跡指定地際には用水路があり、稲荷山丘陵の西縁を南に流下し岩宿博物館付近の市道1級1号線で暗渠となり鹿の川沼に注いでいる。しかしながら、集中豪雨があった場合、暗渠の開口部は狭く、この開口部が水を飲みきれず、稲荷山の西縁やふれあい学習館及び周辺の民家が浸水することが近年多くなっている。

【民有地】

ゾーンVIIは、史跡内に設定された7箇所の土砂災害警戒区域に接している。一部風致地区の範囲外となっていることから、今後開発の可能性がある。

地区内では、それぞれの所有地を有効に活用するため、史跡際まで掘削が及んでいたり、一部は史跡指定以前の造成により史跡指定地内に掘削が及んでいる場所も存在する。

史跡際には、擁壁が積まれている場所も存在するが、地盤や岩盤が露頭となっているところもある。擁壁の老朽化、地盤や岩盤の浸食や風化により、将来的に史跡の価値に影響を及ぼすおそれを内在している。



■写真 130 B 地点周辺の散策路（ゾーンV）



■写真 131 散策路石畳の劣化（ゾーンV）



■写真 132 植栽による縁石の劣化（ゾーンV）

3. 活用の現状と課題

史跡外の民有地であることから整備が行われていないゾーンⅤの一部、ゾーンⅦ及びゾーンⅧを除く各地区における活用の現状と課題は以下のとおりである。

(1) 活用の現状

①史跡内の活用の現状

ゾーンⅠ

A地点：遺跡の標柱、石碑、解説板等で史跡の表示や、史跡に指定理由及び史跡の本質的価値の解説を行っている。

B地点：史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設において、岩宿遺跡の関東ローム層の剥ぎ取り標本の展示を行っているほか、映像により岩宿遺跡の発見や発掘調査、日本の旧石器時代の概説の解説を行っている。

C地点：岩宿遺跡周辺マップに位置が示されているが、未整備でC地点に至る散策路も山林化が進み消滅したため活用されていない。

F地点：平成29年に追加指定された地域である。未整備であり活用されていない。

A地点とB地点間の往来はあるが、A地点 - C地点間を結ぶ散策路が山林化により消滅していること、B地点 - F地点間は植栽により隔てられていることから、点（A地点とB地点）としての活用はされているが面（ゾーン全体）としての活用はされていない。

ゾーンⅡ

岩宿遺跡周辺マップに、D地点の位置が記されている。重要な調査地点であることから、研究者や歴史愛好家が訪れることがあるが、標柱も消滅し説明板もなく活用されているとはいえない。

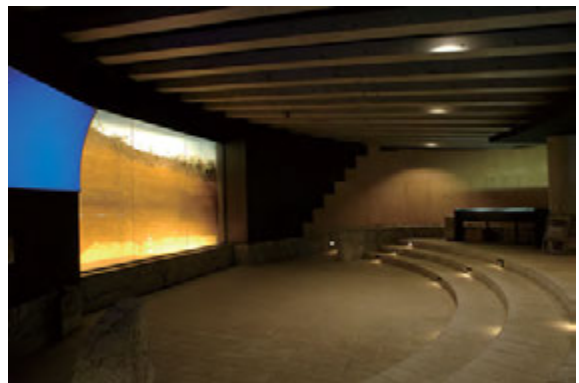
ゾーン西半のソメイヨシノ林は、保育園児の野外活動や近隣の小学生の校外学習に利用されることがある。ゾーン東半は、下草刈りなどの史跡管理作業がいちばん後回しになる場所であることから、活用が進んでいるとはいえない。

ゾーンⅢ

ゾーンⅥの岩宿博物館第1駐車場、岩宿博物館とゾーンⅣの市指定天然記念物カタクリ群生地を結ぶ散策路が開かれ、散策者が多い。史跡の西縁を画する用水路で遊ぶ子どもの姿も多く見かけることができる。



■写真 133 A地点標柱・石碑・解説板（ゾーンⅠ）



■写真 134 遺構保護観察施設（B地点）の展示（地層剥ぎ取り標本・映像・展示ケースの配置）（ゾーンⅡ）

ゾーンⅣ

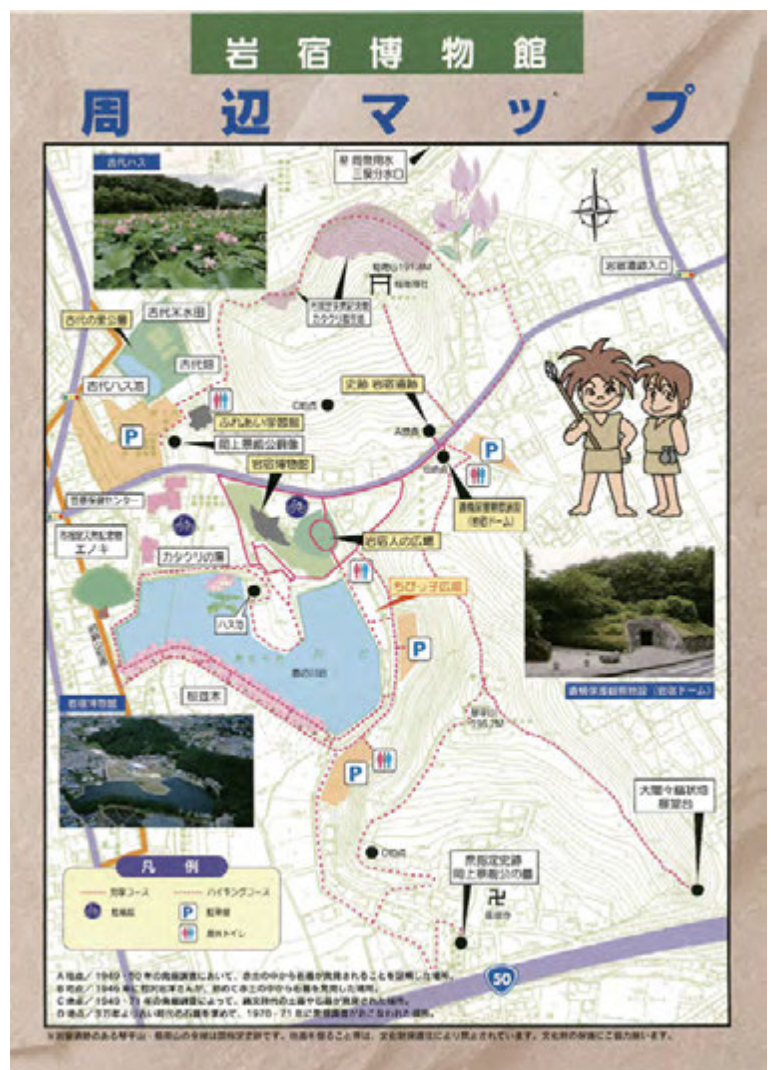
B地点から琴平山南端の大間々扇状地展望台までの間の散策路は、利用者が増えている。

稲荷山北東麓の市指定天然記念物カタクリ群生地はカタクリやアズマイチゲ、アマナ等の早春に咲く花を見に来る来場者で賑わう。カタクリ群生地は、平成6年に上毛新聞社が実施した群馬県の見どころ・観光名所アンケートで上位となり、平成7年4月に同社認定の「200万人の宝 - ぐんま名所100選・ふるさと自慢100選」に選ばれたことから、多くの群馬県民に知られるようになり、博物館では平成8年から平成13年（遺構保護観察施設は平成12年まで）までの間、月別来館者数が4月が最も多い現象が生じていた。

以前は史跡南端に隣接し忠霊塔が建てられていたが、移設されたことにより、国瑞寺から展望台のある岩山に至るゾーン内散策路が廃道状態になっており、沿道の防空壕等の戦時遺構が知られなくなりつつある。その一方で、林間では散策路に関係ない散策によるけもの道ができている。



■写真 135
カタクリ群生地の来場者
(ゾーンⅢ・ゾーンⅣ)



第 32 図 史跡及び周辺部の活用のため配布されている周辺マップ

②史跡外の活用の現状

ゾーンⅤ

緑地内には大きな案内板と史跡めぐり説明板があるが、E地点の調査の成果等の説明板はない。

ゾーンⅥ

岩宿博物館

岩宿博物館は、史跡岩宿遺跡の総合的なガイダンス施設及び日本の旧石器時代研究の情報発信基地として整備された。また、みどり市の博物館の1つとして、地域に根ざした博物館をめざして様々な活動を実施している。

常設展示では、岩宿遺跡の出土石器や岩宿遺跡の発見と発掘調査の意義、日本旧石器時代の自然環境、日本の後期旧石器時代段階（岩宿時代）の石器の変遷や地域性、岩宿時代の社会のあり方を展示している。博物館活動としては、岩宿大学をはじめとした各種の講座事業やシンポジウムを通じて旧石器時代に関する情報発信を行っているほか、石器づくりをはじめとした各種の体験学習等を実施している。

ふれあい学習館と古代の里公園

ふれあい学習館は、岩宿博物館の開館時に誘致した飲食店の建物を改修し、博物館では手狭になった体験学習や講座事業を行っている。学習館は、3月末から4月に開催される「カタクリ・さくらまつり」の休憩所や、笠懸保健センターに近いことから集団検診にも活用されている。

古代の里公園では、古代ハス池や古代米水田等が整備されている。古代ハス池では千葉市から寄贈された大賀ハスが植えられ、6月下旬から7月までの開花期に多くの人の目を楽しませている。古代米水田では、「岩宿の里に古代米を栽培する会」が組織され、児童・生徒を主な対象とした「岩宿の里米っ子クラブ」の通年の米作り体験や地元の小学校の授業に岩宿博物館と共催して実施している。

ちびっこ広場・岡登用水親水公園・鹿の川沼

ちびっこ広場は、マンモスやシカなど旧石器時代の動物をかたどった遊具が整備され、就学前の児童や子ども連れで賑わっている。

岡登用水親水公園は、地元の人々を中心とした散策路として活用されている。

鹿の川沼は、堰堤の散策や、魚釣り場として開放され賑わいをみせている。



■写真 136 古代ハス池（ゾーンⅥ）



■写真 137 岩宿の里米っ子クラブの活動（ゾーンⅥ）

③史跡の価値に資する動産的な要素の活用の現状

岩宿遺跡の価値に資する動産的な要素としては、本質的な価値に関わる、①**岩宿遺跡出土品**のほか、史跡の新たな価値に資する要素として取り上げた、②**地形測量図や土層断面図、石器実測図等の図面類、写真や調査報告書、研究者からの書簡等といった諸記録**があげられる。

これらの要素は、明治大学考古学研究室（明治大学博物館）、東北大学考古学研究室（東北大学総合博物館）、相澤忠洋記念館、みどり市教育委員会（岩宿博物館）の4機関にそれぞれ所蔵・保管されている。

これらの資料のうち、代表的な出土・採集品は、それぞれの博物館等で展示されているほか、全国各地の博物館等の企画展等で公開活用が図られている。

（２）活用に関する課題点

①史跡内の活用に関する課題点

ゾーンⅠ

- ・A-B地点間には交通量の多い市道（市道Ⅰ級Ⅰ号線）がある。横断歩道が引かれているが、史跡来場者の導線上の安全確保に課題がある。
- ・B地点の遺構保護観察施設の解説映像の内容は一部テロップの変更があったが、平成2年の供用開始当初のままであり、現在の旧石器時代（岩宿時代）や地質学研究の現状に合わなくなっている。
- ・遺構保護観察施設では、出土石器のレプリカが展示されたが、岩宿博物館の開館とともに移されたことにより整備の様子の写真に代えられている。地層の展示や映像解説のほかに、博物館と棲み分けた活用内容の充実が必要である。
- ・C地点は重要な発掘調査が行われた場所であるが未整備であることから、活用されているとはいえない。整備を行い本地点の担った重要性を周知していく必要がある。
- ・各調査地点間のつながりが悪いことから、ゾーン全体が活用される方策が必要である。

ゾーンⅡ

- ・ゾーンⅠや岩宿博物館から遠い場所にあることや、ゾーンⅠや岩宿博物館、カタクリ群生地を持つゾーンⅢやⅣに対し、ゾーンⅡは、D地点の周知が足りないことから来場者が少ない。来場のための動機付けを行う必要がある。
- ・D地点は重要な発掘調査が行われた場所であるにもかかわらず、解説板の設置がない。どこに調査トレンチが設定されたか専門家にもわかりづらく、活用されているとはいえない。整備を行い、本地点の担った重要性を周知していく必要がある。
- ・配水池の通路が遊歩道になっているが、老朽化が著しく歩きづらくなっている。
- ・ゾーンⅡの東半分には、防空壕や待避壕が存在する。史跡内の「その他の要素」の中で、「地域の歴史に係る要素」として位置づけた。来訪者に史跡の来歴を学習してもらうため将来的な活用を図っていく必要がある。

ゾーンⅢ

- ・稲荷山西裾には草地として広場的な空間があるが、活用されているとはいえない。植栽などで修景を図るとともに来場者が活用できる空間の創出が必要である。

ゾーンⅣ

- ・稲荷山北麓のカタクリ群生地内にクレーター状に窪んだ旧陸軍の弾薬庫跡が点在している。本計画では史跡内の「その他の要素」の中で、「地域の歴史に係る要素」として位置づけた。来訪者に史跡の来歴を学習してもらうため将来的な活用を図っていく必要がある。

・春期のカタクリ群生地に来場者は一定数博物館や遺構保護観察施設に誘導できているが、博物館が小学生向けの体験学習を伴う団体受け入れを積極的に実施するようになった平成14年から来場者数のピークは5月に戻っている。群生地に来場者の現在の動向を分析し、史跡や博物館等の周辺部に誘導する方策をとっていく必要がある。

・琴平山東裾の造成地が、平成20年のダウンバースト以降裸地のままになっている。植栽を行い修景を図るとともに、琴平山丘陵内の貴重な平坦面でもあることから、史跡の活用のための空間の創出が必要である。

・B地点から南端の岩山にいたる散策路は近隣住民等の散策も増えているが、集中豪雨があると土砂が散策路を流路に駐車場まで流れ込むことがある。史跡の保全対策のためにも散策路の整備が必要である。

②史跡外の活用に関する課題点

ゾーンV

・旧石器時代の調査が行われたことを示す解説板等がないことから、今後の整備によりE地点で行われた調査が果たした役割を周知していく必要がある。

・緑地内に設置された大型の案内看板は、国道50号線沿いに建てられていたものが移設されたものであるが、史跡の景観に合ったものとはいえない。地区内の整備の中で撤去と、史跡の景観に合う説明板等に替えていく必要がある。



■写真138 稲荷山西の草地（ゾーンIII）



■写真139 琴平山東の造成地（ゾーンIV）



■写真140
史跡岩宿遺跡案内板
(ゾーンV)

ゾーンVI

ゾーンVIにおける活用の課題は、史跡の価値と関係する岩宿博物館（ふれあい学習館・古代の里公園を含む）について示す。

- ・常設展示の内容が、一部ジオラマ等が追加されたが、平成4年の開館当初のままである。常設展示のみで博物館のリピーターを確保することが難しい。

- ・ゾーンIの遺構保護観察施設同様、展示内容の陳腐化や、旧石器時代（岩宿時代）研究の現状に合わなくなっている。

- ・石器づくりなど岩宿博物館ならではの体験学習メニューがあり好評であるが、事業を実施できる体制の維持が課題になっている。

③史跡の価値に資する動産的な要素の活用の課題

i) 資料の多くが研究の途上にあること

岩宿遺跡の価値に資する動産的な要素の活用の課題として、出土品や諸記録といった資料は、重要文化財として評価が定まっているものもあれば、B地点やD地点の出土品並びに岩宿II遺跡出土品など研究の途上にある資料が大半を占めている点があげられよう。

ii) 評価が定まったかにみえる資料も新たな研究課題となること

岩宿遺跡A地点の斧形石器の一部に刃部を磨いたものが存在していたことが重要文化財指定後に明らかにされたように（松沢1985）、評価が定まったかにみえる資料についても、様々な視点から新しい研究課題に取り上げられていく可能性を内包している。

iii) 所蔵・保管場所が分散し連携が必要であること

各種資料は、明治大学・東北大学・相澤忠洋記念館・みどり市教育委員会（岩宿博物館）というそれぞれの所蔵・保管場所における、研究活動や、活用を通じた学校教育や生涯学習の諸活動において重要な位置を占めている。

岩宿博物館において、明治大学・東北大学・相澤忠洋記念館の所蔵・保管資料を展示・公開するにあたってはそれぞれの機関の厚意により、それぞれ個別に資料の借用や使用の承諾を受けた上で活用を図っているが、史跡の価値を高めていくためには、4者が連携する活用に発展させていく必要がある。

4. 整備の現状及び課題

史跡外の民有地であることから整備が行われていないゾーンⅤの一部、ゾーンⅦ及びゾーンⅧを除く各地区における整備の現状と課題は以下のとおりである。

(1) 整備の現状

①史跡内の整備の現状

ゾーンⅠ

ゾーンⅠは、発掘調査が行われ旧石器時代（岩宿時代）の石器群が出土した史跡を構成する最も重要なゾーンであり、来場者も最も多い地域である。

A地点：遺跡の標柱、石碑、解説板、遺物包含層保護のための擁壁が整備されている。標柱の建て替え、解説板の内容の更新がされているが、基本的には昭和42年以降大きな整備はされていない。

B地点：史跡指定後に保存整備工事が実施され、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設が平成2年に竣工した。施設内は岩宿遺跡の関東ローム層の剥ぎ取り標本が展示されているほか、岩宿遺跡の解説映像が映示されている。

C地点：標柱・解説板等史跡の活用に係る施設は未整備である。

F地点：追加指定地。未整備である。

各地点間を連携させる遊歩道は整備されていない。

ゾーンⅡ

D地点：木製の標柱が昭和40年代に立てられたが、現在は朽ち果てている。解説板等の活用に係るほかの施設は未整備である。

ゾーンの西半分では、配水池の連絡通路が散策路に活用されているが、東半分には散策路が整備されていない。

ゾーンⅢ・ゾーンⅣ

稲荷山地区：岩宿博物館第1駐車場からカタクリ群生地にいたる遊歩道が整備されている。また、カタクリ群生地の説明看板が2基設置されているほか、カタクリほかの稀少植物の小さな解説プレートが設置されている。

琴平山地区：遺構保護観察施設から琴平山南端の岩山に至る遊歩道がある。遊歩道は舗装や柵は設置されていないいわゆるけもの道であるが、地域住民を中心とした散策者が増えている。南端の岩山に国道50号線の安全対策に伴う現状変更と併せて大間々扇状地展望台が整備された。



■写真141 C地点の現状（ゾーンⅠ）



■写真142 D地点の現状（円内は朽ちた標柱）（ゾーンⅡ）

②史跡外の整備の現状

ゾーンV

E地点：遺構保護観察施設の整備に伴い、駐車場や緑地が整備された。また、岩宿遺跡を表示する大きな案内看板やみどり市南部の文化財めぐり看板が立てられている。

ゾーンVI

ゾーンVIは岩宿博物館や古代の里公園、鹿の川沼、岡登用水親水公園の一部を含む地域である。ゾーンⅠ～Ⅳを合わせて「岩宿の里古代の里公園」と呼ぶこともある。

岩宿博物館：岩宿遺跡のガイダンス施設として、また、旧石器時代に関する専門博物館として開館した。常設展示で①岩宿遺跡の発見・発掘、②日本の旧石器時代（岩宿時代）の環境、③石器の移り変わりと石器の製作法、④旧石器時代（岩宿時代）の社会、⑤日本の旧石器時代（岩宿時代）の地域性を展示するほか、企画展、各種講座やシンポジウムの実施により旧石器時代（岩宿時代）研究の情報発信を行っているほか、石器づくり等の体験学習など各種事業を実施している。また、屋外の岩宿人の広場では、旧石器時代の住居復元や体験学習等のイベントを実施している。



■写真 143 カタクリ群生地説明板と標柱
(ゾーンⅥ内)



■写真 144 稀少植物説明板 (ゾーンⅣ)



■写真 145 大間々扇状地展望台 (1) (ゾーンⅣ)



■写真 146 大間々扇状地展望台 (2) (ゾーンⅣ)



■写真 147 大間々扇状地展望台からの俯瞰

岩宿の里公園：広くは、岩宿博物館や史跡全体を含む地域を指している。石器づくりや土器づくりなど体験学習事業を実施するふれあい学習館を核に、古代米水田や畑、古代ハス池等が整備された「古代の里公園」、旧石器時代のイエが復元された「岩宿人の広場」、遊具を設置した「ちびっこ広場」等が整備されている。

鹿の川沼：本来は岡登用水土地改良区の灌漑用溜め池であるが、堰堤に植樹されたサクラは4月上旬の開花時期には稲荷山のカタクリの開花とあわせて「カタクリさくらまつり」で賑わう。

岡登用水親水公園：岡登用水（旧笠懸野御用水）は渡良瀬川から取水し、岩宿面と大間々面の地形面の境界を利用して開削された。用水の敷地内は、桐生市相生町から史跡の隣接地に至る広域的な親水公園として整備されている。

（２）整備の課題

①史跡内の整備の課題

【各ゾーン共通の整備の課題】

- ・史跡内にある散策路は、一部を除き、いわゆるけもの道であることから、集中豪雨があった場合流路となり、土砂流出を起こすことがある。史跡の本質的価値を保存していくためには、散策路が広がっていくことは望ましくない。土砂流出を抑制し、史跡の活用に資する散策路の再整備が必要である。
- ・地区区分は史跡の価値の濃淡で設定されているが、活用が特定のゾーンに偏らないようにするために、散策路や説明板、地形復元等のハード面の整備だけでなく、貴重な植物や史跡のその他の価値など各ゾーンならではの見どころなどが情報提供できるソフト面での整備が必要である。

【各ゾーン特有の課題】 ゾーンⅠ

A地点：発掘調査地点が狭小であることから、新たな施設や工作物の整備は難しい。調査地点の裏側に、昔あった民家のための通路が開削され関東ローム層が露出しており、風化や植物の根等により史跡の本質的価値に影響を及ぼすおそれがあることから、地形復元等の整備を必要とする。

B地点：史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設は建造後30年が経過していることから、施設の改修や建て替え、映像解説の改更等の対応が必要である。



■写真 148 ゾーンⅣ内の散策路の現状（琴平山山頂下）



■写真 149 散策路の土砂流出対策のため応急にとられた措置（ゾーンⅣ、B地点付近）

C地点:未整備であることから、史跡の本質的価値を周知し、活用していくための整備が必要である。

F地点:過去の造成等により、史跡の景観を損ねているほか、関東ローム層が露出しており、風化や植物の根等により史跡の本質的価値に影響を及ぼすおそれがある。地形復元や、本地点が活用されるための整備を必要とする。

ゾーンⅠ全体を活用するため、A - C地点間及びB - F地点間をつなぐ散策路の整備が必要である。また、C地点やF地点は、そこで行われた調査の重要性が周知されているとはいいいがたいことから、そこに行きたくするような情報提供が必要である。

ゾーンⅡ

D地点:史跡の保存と活用に係る実質的な整備がされていないこと、調査地点のもつ学術的な意義の周知を早い段階で行い、次にゾーン全体が保存・活用されるためにどのような方法で保存活用のための整備を行っていくか検討を進め実施する2段階での整備が必要である。

ゾーンⅡは、ゾーンⅠ及び岩宿博物館から離れた場所にある。来場のための動機付けを行うために、パンフレットやWebを通じた情報提供等、ソフト面での整備が必要である。

ゾーンⅢ

・稲荷山西部の史跡指定以前に耕作地であった場所が草地化しており、史跡の景観を損ねている。史跡内の数少ない平坦地であるとともに、岩宿博物館や古代の里公園にも隣接していることから、史跡の管理や活用の拠点としていくための整備が必要であると考えられる。

・カタクリ群生地と岩宿博物館やゾーンⅠの中間に位置しているが、現状の散策路は、ふれあい学習館を迂回するよう設定されていることから、上記の整備に合わせて各ゾーン間の連携を強めるための散策路を整備する必要がある。

ゾーンⅣ

7箇所 of 土砂災害警戒区域を含むことから、治山や安全対策のための現状変更が行われている。史跡の保存と両立する治山や隣接する民家や道路への安全対策等のための整備は、今後とも長期間にわたって行っていく必要がある。

散策路のほかは、史跡の活用に関する整備がゾーンⅢとともに進んでいない地域でもある。史跡を広域的に保存活用していくための拠点を設定し、整備を行う。併せてゾーンⅢとともに、ゾーンⅠや岩宿博物館へ誘導できるような整備を検討する。

②史跡外の整備の課題

公有地化されているゾーンⅤ及びゾーンⅥについて課題点を示す。

ゾーンⅤ

E地点:ゾーンⅠの活用のために駐車場や緑地が整備されているが、この地点が担った学術的な成果の周知を行うための整備が必要である。

ゾーンⅥ

博物館や公園が整備されたゾーンⅥでは、駐車場やトイレが整備されているが、利用者から使い勝手の向上についての要望が多い。

第VI章 史跡岩宿遺跡のめざす姿

(保存・整備・活用方針の大綱)

第I章第1項において、わが国を代表する歴史遺産である史跡岩宿遺跡の価値を確実に未来に守り伝えていくこととともに、現代の人々がより多く史跡に親しむことでその価値を広く知ってもらい新たな価値を創出し、史跡の保存管理そして活用を進めなければならないことを示した。

本計画は、今後みどり市が取り組んでいく岩宿遺跡における保存と活用、そのための整備の基本方針を定めるとともに、それを実現するための方法を示すことを目的とするものである。

そこで、史跡岩宿遺跡のめざす姿を以下のように示す。

岩宿遺跡のめざす姿

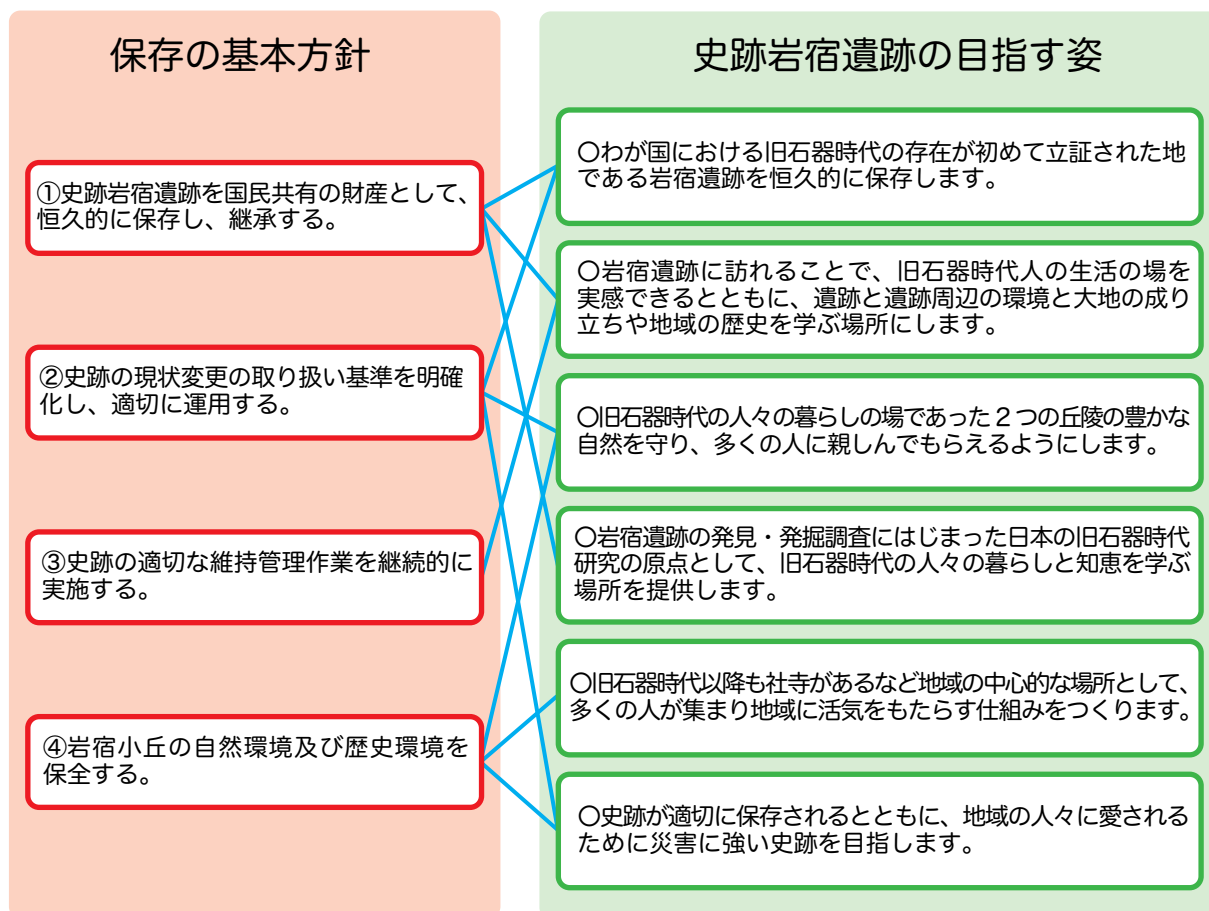
- わが国における旧石器時代の存在が初めて立証された地である岩宿遺跡を恒久的に保存します。
- 岩宿遺跡に訪れることで、旧石器時代人の生活の場を実感できるとともに、遺跡と遺跡周辺の大地の成り立ちや地域の歴史を学ぶ場所にします。
- 旧石器時代の人々の暮らしの場であった2つの丘陵の豊かな自然を守り、多くの人に親しんでもらえるようにします。
- 岩宿遺跡の発見・発掘調査にはじまった日本の旧石器時代研究の源流として、旧石器時代研究の情報発信や、旧石器時代の人々の暮らしと知恵を学ぶ場所を提供します。
- 多くの人が集まり、地域に活気もたらす仕組みをつくります。
- 史跡が適切に保存されるとともに、地域の人々に愛されるために災害に強い史跡をめざします。

第Ⅶ章 史跡の保存管理

1. 史跡保存の基本方針

第Ⅴ章で示してきた史跡の保存管理に関する現状や課題を踏まえ、史跡岩宿遺跡の保存管理の方針を以下のように定める。保存管理の方針と史跡岩宿遺跡のめざす姿との関係は第 33 図に示す。

- ① 史跡岩宿遺跡を国民共有の財産として、恒久的に保存し継承する。
 - ・ 史跡の本質的価値に基づき、保存管理及び活用の方法を常に検討する。
 - ・ 史跡の価値の維持、そして向上のため、適切な管理が行えるよう様々な条件を整理する。
- ② 史跡の現状変更の取り扱い基準を明確化し、適切に運用する。
 - ・ 想定される現状変更や保存に影響を及ぼす行為を整理し、具体的な基準と方法を定める。
- ③ 史跡の適切な維持管理作業を継続的に実施する。
 - ・ 適切な維持管理作業を行うため、史跡の現状を正確に把握する。
 - ・ 恒常的に作業を継続できる体制作りに取り組む。
- ④ 岩宿小丘の自然環境及び歴史環境を保全する。
 - ・ 稲荷山・琴平山丘陵及び周辺部の自然環境の調査の実施やモニタリングを継続し、それを踏まえた適切な保全を実施する。
 - ・ 一体的な環境保存の効果的手法について、恒常的に検討を進める。



第 33 図 保存の基本方針と史跡岩宿遺跡のめざす姿との関係

2. 史跡の保存管理

(1) 保存管理の方針

前項で示した史跡保存の基本方針に基づき、各地区区分ごとの保存管理の方針を次のように定める。

ゾーンⅠ

- ・ 樹根による悪影響を軽減しながら、現状の落葉広葉樹を中心とした景観を維持できるようにする。
- ・ 遺物包含層を保護するため、活用の基本方針と整合させた散策路の整備を行う必要がある。
- ・ 既存の施設等は、大規模な改修が必要となった場合を除き、修繕等により現状の維持に努めるものとする。
- ・ 過去の造成による露頭、将来的に崩落等により史跡の本質的価値を損ねるおそれがあることから、地形復元を行っていく必要がある。
- ・ 史跡整備等の保存・活用に係る行為、学術調査、史跡に起因する災害の防止や人命・財産の保護に関わる行為、公益的な施設等の改修に関わる行為以外の現状変更は原則として許可しない。

ゾーンⅡ

- ・ 樹根による悪影響を軽減しながら、現状の落葉広葉樹を中心とした景観を維持できるようにする。
- ・ ゾーン内に設置された擁壁等の一部が老朽化し、崩壊等により史跡の本質的価値を損ね、また、周辺の人家へ影響を及ぼすおそれがあることから、改修工事等の現状変更を行う必要がある。
- ・ 史跡整備等の保存・活用に係る行為、学術調査、史跡に起因する災害の防止や人命・財産の保護に関わる行為、公益的な施設等の改修に関わる行為以外の現状変更は原則として許可しない。

ゾーンⅢ

- ・ 既存の施設等は、大規模な改修が必要となった場合を除き、修繕等により現状の維持に努めるものとする。
- ・ 農地として利用されたときの造成による露頭は史跡の景観を損ねていることから、地形復元等の現状変更を行っていく必要がある。
- ・ 史跡整備等の保存・活用に係る行為、それらに伴う内容確認のための調査、史跡に起因する災害の防止や人命・財産の保護に関わる行為以外の現状変更は原則として許可しない。

ゾーンⅣ

- ・ 樹根による悪影響を軽減しながら、現状の落葉広葉樹を中心とした景観を維持できるようにする。
- ・ 既存の施設等は、大規模な改修が必要となった場合を除き、修繕等により現状の維持に努めるものとする。
- ・ 過去の石灰岩の採掘や造成等によって生じた露頭が崩落することにより災害が生じ、隣接地住民の人命や財産の保護に重大な影響を及ぼすおそれとともに史跡の本質的価値を損ねるおそれがあることから、継続して見回りを行うとともに、安全対策のための現状変更を行っていく必要がある。
- ・ 史跡整備等の保存・活用に係る行為、学術調査、史跡に起因する災害の防止や人命・財産の保護に関わる行為、公益的な施設等の改修に関わる行為以外の現状変更は原則として許可しない。

カタクリ群生地

- ・ ゾーンⅣ及びゾーンⅢの一部に所在し、本章第2項「史跡指定地内の現状変更や開発行為に関する基本方針及び取り扱い基準」において、史跡の副次的な価値を構成する要素とした、みどり市指定天然記念物カタクリ群生地の保護対策に関する作業（稀少植物の棲み分けのための草本の抜き取りと移植等）は、深さが地表面から 10 c m 以内の表土層内に収まり遺物包含層に及ぼす影響はないことから、通常の史跡管理における維持の範囲内である。

(2) 現状変更の取り扱い基準

①現状変更許可が必要な場合

史跡の現状変更等を実施する場合、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官への届出と許可を必要とする。ただし、現状変更等の行為の内容が軽微である場合には、同法施行令第5条第4項により、みどり市に許可権限が委譲されている。

軽微な変更においても、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準により、次の4つのいずれかに該当する場合は、現状変更等の許可をしない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に関して著しい影響を与えるおそれがある場合

以上を踏まえ、前項で示した各地区区分ごとの保存管理の方針に基づき、本計画における史跡岩宿遺跡の現状変更の取り扱い基準を第34図・第35図に示す。

その他、イベントなど史跡の活用等で史跡の表面的・物理的な現状変更等を行わない場合においても、史跡の価値を著しく損なう行為は許可しない。

②現状変更許可を必要としない場合

史跡の通常管理等（維持管理）や、災害等に対する応急措置等（維持の措置）は文化庁長官の現状変更許可は必要とされていない。

(3) 現状変更等を許可する場合の留意事項

史跡の保全	次の2つの条件のいずれかを満たすものであること ① 史跡の本質的価値・副次的価値を構成する要素のき損や衰亡を未然に防ぐ行為であること。 ② 復旧・修復について学術調査の成果等を踏まえて実施するものであること。
公益上の配慮	○ 防災、または人命・財産の保護に関わる施設の設置については、設置場所・形状・色彩等が史跡に及ぶ影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものであること。
史跡の公開活用	① 史跡の公開活用に資する整備については、その設置場所・形状・色彩並びに施行方法等が史跡に及ぶ影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものであること。 ② 史跡の内容把握、復旧・修復または公開活用に資するための発掘調査及び学術調査の実施は必要性があると判断される場合に限る。

	ゾーンⅠ	ゾーンⅡ
建築物	・建築物の新設及び増改築は、史跡整備工事等の目的で一時的に建築されるものを除き、許可しない。	・建築物の新設及び増改築は、史跡整備工事又は史跡の安全対策に係る工事、又は上水道配水池の管理に伴い一時的に建築されるものを除き許可しない。
道路	・保存活用に資するものを整備する場合を除き、道路の新設や拡幅は許可しない。	・保存活用に資するものを整備する場合を除き、道路の新設や拡幅は許可しない。
水路	・水路の新設は許可しない。	・配水池の管理道路の拡幅は、配水池の管理上又は通行する車両や散策者、並びに周辺家屋の安全対策上やむを得ない理由のある場合を除き、許可しない。 ・周辺住民への安全対策上必要な排水溝を設置する場合を除き、水路の新設は許可しない。
工作物	・案内板等の保存活用に資する工作物を設置する場合は、遺物包含層に影響がないか事前の発掘調査を行うことを条件に許可する。 ・電線や都市ガス管等市民の生活に関わる工作物を一時的に地上に仮設する場合は、許可する。 ・工作物の除去で掘削を伴うものは、遺物包含層に影響がないか工事立会を行うことを条件に許可する。	・案内板等の保存活用に資する工作物を設置する場合、並びに周辺住民の安全対策上必要な工作物を設置する場合を除き、工作物の新設は許可しない。 ・周辺住民への安全対策に関わる工作物の新設又は改修を行う場合は、遺物包含層に影響がないか事前の発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・電線等市民の生活に関わる工作物を一時的に地上に仮設する場合は、許可する。 ・工作物の除去で掘削を伴うものは、遺物包含層に影響がないか工事立会を行うことを条件に許可する。
埋設物	・史跡保存活用に資するものを除き、埋設物の新設・増設は許可しない。 ・既存の埋設物の改修は、遺物包含層に影響がないか、事前に発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・史跡の保存活用のために既存の埋設物を除却する場合は、遺物包含層に影響がないか事前に発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。	・史跡保存活用に資するものを除き、埋設物の新設・増設は許可しない。 ・既存の埋設物の改修は、遺物包含層に影響がないか、事前に発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・史跡の保存活用のために既存の埋設物を除却する場合は、遺物包含層に影響がないか事前に発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。
樹木	・史跡の保存活用に資するものを除き、新規の植栽・移植は原則として許可しない。 ・史跡の保存活用に資する樹木の植栽・移植を行う場合は、遺物包含層並びに景観に影響がないか発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・樹木の抜根は許可しない。ただし災害対応等で地形を復元するための樹木の抜根を行う場合は、工事立会を行うことを条件に許可する。	・史跡の保存活用に資するものを除き、新規の植栽・移植は原則として許可しない。 ・史跡の保存活用に資する樹木の植栽・移植を行う場合は、遺物包含層並びに景観に影響がないか発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・樹木の抜根は、遺物包含層並びに景観に影響がないか発掘調査及び工事立会を行うことを条件に許可する。ただし、樹根が関東ローム層に達することが当初から予想される場合は許可しない。 ・災害対応等で地形を復元するための樹木の抜根は、工事立会を行うことを条件に許可する。
地形	・地形復元や保存活用に資する整備以外の目的で地形の改変を実施することは、許可しない。	・地形復元や保存活用に資する整備並びに周辺住民の安全対策以外の目的で地形の改変を実施することは許可しない。
発掘調査	・史跡の保存活用に資する整備のための事前調査、並びに学術調査を実施する場合は、市教委の文化財担当者が調査組織に関与することを条件に許可する。	・史跡の保存活用に資する整備のための事前調査、並びに学術調査を実施する場合は、市教委の文化財担当者が調査組織に関与することを条件に許可する。

第 34 図 史跡岩宿遺跡におけるに現状変更等の基準（ゾーンⅠ・ゾーンⅡ）

	ゾーンⅢ	ゾーンⅣ
建築物	・建築物の新設及び増改築は、史跡整備工事に係る工事に伴い一時的に建築されるものを除き許可しない。	・建築物の新設及び増改築は、史跡整備工事又は史跡の安全管理・安全対策に係る工事に伴い一時的に建築されるものを除き許可しない。
道路	・保存活用に資するものを整備する場合を除き、道路の新設や拡幅は許可しない。	・保存活用に資するものを整備する場合を除き、道路の新設や拡幅は許可しない。
水路	・周辺住民への安全対策上必要な排水溝を設置する場合を除き、水路の新設は許可しない。 ・史跡内に及ぶ水路の拡幅や改修は許可しない。	・史跡の保存活用及び周辺への雨水等の対策に関する排水路の新設・改修は、遺物包含層に影響がないか発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。
工作物	・案内板等の保存活用に資する工作物を設置する場合、並びに周辺住民の安全対策上必要な工作物を設置する場合を除き、工作物の新設は許可しない。 ・案内板等の保存活用に資する工作物を設置する場合、並びに周辺住民の安全対策上必要な工作物を設置する場合は、遺物包含層に影響がないか事前の発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・工作物の除去で掘削を伴うものは、遺物包含層に影響がないか工事立会を行うことを条件に許可する。	・案内板等の保存活用に資する工作物を設置する場合、並びに周辺住民の安全対策上必要な工作物を設置する場合を除き、工作物の新設は許可しない。 ・案内板等の保存活用に資する工作物を設置する場合、並びに周辺住民の安全対策上必要な工作物を設置する場合は、遺物包含層に影響がないか事前の発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・電柱等の市民の生活に関わる工作物の新設又は改修を行う場合は、遺物包含層に影響がないか工事立会を行うことを条件に許可する。 ・電線等市民の生活に関わる工作物を一時的に地上に仮設する場合は、許可する。 ・工作物の除去で掘削を伴うものは、遺物包含層に影響がないか事前に発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。
埋設物	・史跡保存活用に資するものを除き、埋設物の新設・増設は許可しない。	・史跡の保存活用に資するもの及び周辺住民への安全対策のため設置する場合を除き、埋設物の新設・増設は認めない。 ・既存の埋設物の改修は、遺物包含層に影響がないか、事前に発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・史跡の保存活用のために既存の埋設物を除却する場合は、遺物包含層に影響がないか事前に発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。
樹木	・史跡の保存活用に資するものを除き、新規の植栽・移植は原則として許可しない。 ・史跡の保存活用に資する樹木の植栽・移植を行う場合は、遺物包含層並びに景観に影響がないか発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・樹木の抜根は、遺物包含層並びに景観に影響がないか発掘調査及び工事立会を行うことを条件に許可する。 ・災害対応等で地形を復元するための樹木の抜根は、工事立会を行うことを条件に許可する。	・史跡の保存活用に資するものを除き、新規の植栽・移植は原則として許可しない。 ・史跡の保存活用に資する樹木の植栽・移植を行う場合は、遺物包含層並びに景観に影響がないか発掘調査又は工事立会を行うことを条件に許可する。 ・樹木の抜根は、遺物包含層並びに景観に影響がないか発掘調査及び工事立会を行うことを条件に許可する。 ・災害対応等で地形を復元するための樹木の抜根は、工事立会を行うことを条件に許可する。
地形	・地形復元や保存活用に資する整備以外の目的で地形の改変を実施することは、許可しない。	・地形復元や保存活用に資する整備並びに周辺住民の安全対策以外の目的で地形の改変を実施することは許可しない。
発掘調査	・史跡の保存活用に資する整備のための事前調査、並びに学術調査を実施する場合は、市教委の文化財担当者が調査組織に関与することを条件に許可する。	・史跡の保存活用に資する整備のための事前調査、並びに学術調査を実施する場合は、市教委の文化財担当者が調査組織に関与することを条件に許可する。

第 35 図 史跡岩宿遺跡における現状変更等の基準（ゾーンⅠ・ゾーンⅡ）

(4) 現状変更等の実施にあたっての留意事項

発掘調査の実施 発掘調査にあたっては次の2つの条件のいずれかを満たし、石器ブロック等の重要な遺構が検出された場合、その保存を優先させる。

- ① 事前に内容把握のための確認調査を実施する
- ② 現状変更の実施箇所が狭小であるなど、確認調査の実施が困難である場合、工事立会を実施する。

現状変更等の実施 ① 発掘調査により、石器ブロック等の重要な遺構が検出された場合、遺構を損なわないこと。

② 工事立会により重要な遺構が検出された場合、遺構を損なわないことを原則とするが、防犯、防災または人命・財産の保護等の公益上の配慮を要する場合、遺構への影響を最小限に抑えるための施工方法の変更を行うものとする。

③ 史跡の景観に悪影響を及ぼさないよう、施設等の工法、外観等は十分な配慮を行うこと。

④ 現状変更の取り扱いについては、各種法令との調整を図りながら行うこと。

3. 管理の方法

第Ⅴ章に記載された通常管理を継続して実施する。史跡全体の管理はみどり市教育委員会文化財課が中心になって行うが、史跡内に介在する公益的施設等の管理は、それぞれの管理団体（みどり市〔建設課〕、東京電力パワーグリッド株式会社、桐生瓦斯株式会社等）が行うものとする。

市道：みどり市（建設課）

電柱及び電線：東京電力パワーグリッド株式会社

上水道関係の施設：群馬東部水道企業団

都市ガス管：桐生瓦斯株式会社

本計画では、史跡の副次的な価値として抽出した史跡内に所在する市指定天然記念物カタクリ群生地の保護も目的に掲げている。史跡内にはカタクリをはじめ、アズマイチゲ、キツネノカミソリ、アマナなどの群生地や、キンランなど絶滅が危惧される植物が自生している。これらの植物は、落葉広葉樹林の環境下で生育するもので、本来的な植生となる常緑広葉樹林化した場合、絶滅するおそれがある。

そこで、このような植物が自生する環境を継続させていくため、自然環境の調査の実施やモニタリングを継続し、それを踏まえた適切な森林の管理を実施するものとする。



■写真 150 自然環境調査の例
(史跡内の植生調査)



■写真 151 落葉広葉樹林に侵入する常緑
広葉樹（ゾーンⅣ（稲荷山頂部））



■写真 152 アカマツ林に侵入する常緑
広葉樹（ゾーンⅣ（琴平山山頂付近））



■写真 153 落葉広葉樹林に侵入する常緑
広葉樹（ゾーンⅡ西部（琴平山））

4. 史跡指定地外の開発行為に関する基本方針

本計画の計画地内で史跡指定範囲外の地区（ゾーンⅤ～Ⅷ）の取り扱いは、土地の所有者や居住者等の諸権利が尊重されなければならないことを前提とする。

（１）風致地区内における行為の基本方針

本計画の計画範囲のうち、史跡指定地並びに指定地外の広範囲が山寺山風致地区内に所在している。風致地区内において、みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例第２条第１項の各号に記載された行為を行う場合は、みどり市長の許可を受けなければならないものとなっている。

また、同条第２項及び同条第３項により、各項で許可を受けることを要しない行為として掲げられたもののうち、史跡の保存や史跡の本質的価値に影響を及ぼす可能性のある行為については、あらかじめみどり市教育委員会に照会を行い、教育委員会又は群馬県を通じて文化庁と協議を行うものとする。

なお、各種の開発行為でみどり市長の許可を受けた場合においても、工作物の新築、改築、増築又は移転等の地形の改変を伴う行為が新たに史跡指定地外から指定地内に及ぶことは、史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準において許可できない場合として規定された、②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合、③史跡名勝天然記念物記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合、又は②・③の両者に該当するため、許可しない。

（２）埋蔵文化財の取り扱いについての基本方針

ゾーンⅤは史跡指定地外であるが、一部が周知の遺跡としての「岩宿遺跡」の範囲を含む。ゾーンⅥの一部は周知の遺跡である沢田遺跡及び溜ノ内遺跡の範囲内に所在している。そしてゾーンⅦの一部及びゾーンⅧの全部は周知の遺跡である「岩宿Ⅱ遺跡」の範囲内に所在している。

周知の遺跡の範囲内において埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘をしようとする場合は、文化財保護法第 93 条第 1 項又は第 94 条第 1 項の各項の規定に基づき、発掘届出書又は発掘通知書の提出をしなければならない。これらの書面の提出を受け、文化庁長官の権限を委譲された自治体（みどり市教育委員会（国又は群馬県の事業として実施する場合は群馬県））は埋蔵文化財の保存上必要な発掘調査の実施やその他必要な事項の指示や勧告、又は協議ができることとされている。

これらの地区において開発行為等の埋蔵文化財発掘調査以外の目的で発掘が行われる場合、埋蔵文化財が現状保存されることが望ましいが、やむを得ない理由で現状保存が困難である場合、できる限り埋蔵文化財が保存できるよう行為者に対し協議や指示・勧告を行うものとする。



■写真 154 落葉広葉樹林に侵入する常緑広葉樹
（ゾーンⅣ（岩宿博物館第 2 駐車場付近））

5. 史跡指定地の公有地化の方針

史跡指定地は稲荷神社の境内地を除き、令和2年3月までに公有地化が完了している。

6. 周辺との一体的な保全と追加指定

史跡の東に隣接したゾーンⅤ及び周知の遺跡である岩宿Ⅱ遺跡（ゾーンⅧ）は、旧石器時代（岩宿時代）の遺物や遺物包含層、ブロックや礫群などの遺構を包蔵しているが、大半が民有地であることから、慎重な対応が必要となる。土地所有者の諸権利を尊重するものとし、将来的に同意が得られた場合、追加指定による保存を検討していくものとする。

また、ゾーンⅦとした史跡の隣接地で急傾斜地を背景とする地区は、民有地となっていることから慎重な対応が必要となる。土地所有者の諸権利を尊重するものとし、将来的に同意が得られた場合は史跡のバッファゾーンとして史跡との一体的な保全を進めていくものとする。

第VIII章 史跡の活用

1. 史跡の活用の基本方針

第V章で示してきた史跡及び岩宿博物館における活用に関する現状や課題を踏まえ、史跡岩宿遺跡の保存管理の方針を以下のように定める。活用の方針と史跡岩宿遺跡のめざす姿との関係は第36図に示す。

① 岩宿遺跡を中心とした日本の旧石器時代（岩宿時代）に関する研究や、岩宿遺跡についての最新情報の発信に努める。

○ 岩宿遺跡の発掘調査や資料調査により新たな史跡の価値を創出し、史跡の本質的価値等の向上に努める。

○ 研究成果は、岩宿博物館の諸活動（各種展示、各種講座・シンポジウム）を通じて発信を行う。

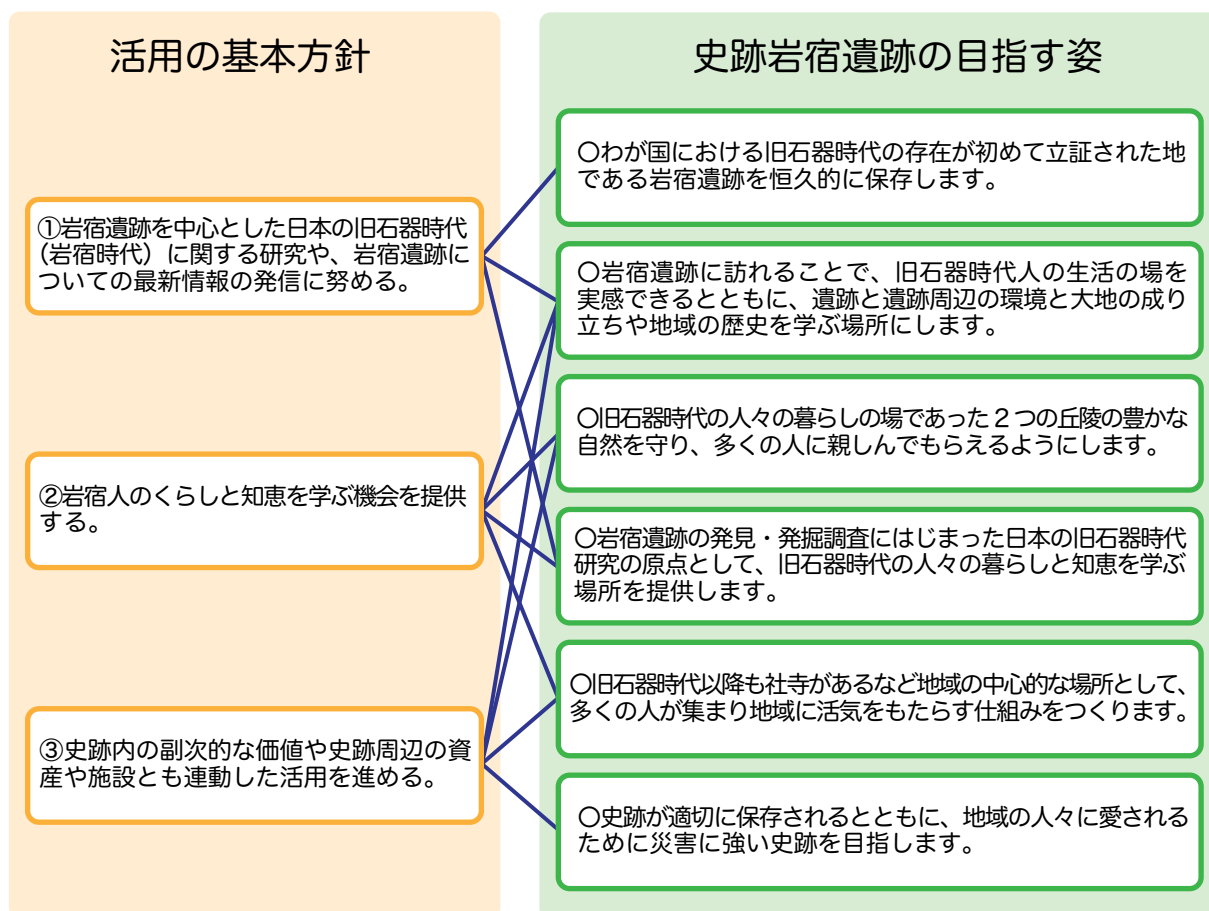
② 岩宿人の暮らしと知恵を学ぶ機会を提供する。

○ 国内各地での発掘調査の成果を展示活動や各種体験学習に生かし、岩宿時代の人々の暮らしや生きるための知恵を学ぶ機会を提供する。

③ 史跡内の副次的な価値や史跡周辺の資産や施設とも連動した活用を進める。

○ 史跡の本質的な価値及び史跡の副次的な価値についての情報発信と活用を行う。

○ 史跡と周辺の歴史的・文化的・自然的な資産や周辺の施設と連動した活用を進める。



第36図 活用の基本方針と史跡岩宿遺跡のめざす姿との関係

2. 活用の方法

(1) 発掘調査や資料調査による新たな史跡の価値の創出と史跡の本質的価値等の向上

①史跡内での学術調査の実施と調査成果の公開

史跡指定から本計画の策定までの間、岩宿遺跡では指定地内において計画的な発掘調査は行われてこなかった。計画策定後は、史跡の本質的価値を向上させることを目的に、史跡の整備に伴う事前調査や学術的な発掘調査を実施する。

発掘調査や資料整理など一連の研究には、大学等の研究機関との連携を行うほか、発掘現場や出土資料の速報展などの一般公開も実施する。調査で得られた成果をもとに、岩宿博物館での速報展示や、学術的なシンポジウムの開催、博物館紀要等での論文発表を実施する。発掘現場や速報展では、考古学の専門家以外にもわかりやすい公開を行うものとする。

②既存資料の研究・公開

自治体の発掘調査により新たな資料も増えているが、史跡の本質的価値や新たな価値に関する資料の多くは、明治大学、東北大学、相澤忠洋記念館により所蔵されている。

これら史跡の本質的価値や新たな価値に関する資料の公開・活用は、関係機関のご厚意により、常設展や特別展等の展示事業により公開活用を実施されている。資料がさらに研究され、その成果が公表されることにより、各資料の価値はさらに高められ、ひいては史跡の価値も高められるものと考えられることから、関係機関と連携し既存資料の研究・公開を進めていくものとする。

③岩宿時代文化研究の奨励

みどり市では、岩宿遺跡の発見と発掘が日本の旧石器時代（岩宿時代）文化研究の原点であることを記念し、平成4年度（1992年度）から岩宿文化賞を運営している。岩宿文化賞は、旧石器時代の研究に重要な貢献をした研究者及び研究団体を顕彰するもので、岩宿文化賞（本賞）と研究奨励賞一般部門の2部門を設けて、現在3年に1度表彰を行っている。

岩宿文化賞は、令和元年までに22人の受賞者があり、受賞者はいずれも現在の日本の旧石器時代研究をリードする存在として活躍中であり、現在でも多くの研究者の目標となっている。一方で研究奨励賞は、受賞対象者の推薦数が少なく該当者のない年度もある。

現在、より多くの研究者や団体が岩宿文化賞や岩宿文化研究奨励賞を目指してもらえるよう運営方法の見直しを進めており、岩宿時代文化の研究の奨励を一層進めていくものとする。



■写真 155 岩宿文化賞学生部門賞の表彰
(令和元年度岩宿文化賞授賞式から)

（２）研究成果の岩宿博物館の諸活動を通じた発信

①学校教育における活用

i) 岩宿博物館の学校との連携

岩宿遺跡は市内の小学校の3・4年生の社会科教科書の副読本『わたしたちのみどり市』において、「県内の文化財」として紹介されているほか、「岩宿博物館に行ってみよう」という項目が置かれ、市内の小学生は岩宿遺跡について必ず知る機会が設けられている。

岩宿博物館では、歴史の授業がはじまる春期に『みどり市の歴史と文化財』展を開催しており、旧石器時代（岩宿時代）から近現代に至る通史的な展示を実施している。また、市内の多くの小学校の授業では、小学3年生の「まちたんけん」の社会科の授業の場として活用されるほか、6年生の総合的な学習においては博物館の学芸員が博物館友の会ボランティアとともに出張授業を行い、石器作りや土器作りなどの古代体験が行われている。今後とも、市内の学校との連携について継続・充実を図るものとする。

ii) 市外の学校教育における活用

岩宿博物館で体験できる校外学習には石器作りや、石槍を的に当てる槍投げ等があり、特に石器作り（黒曜石での槍先形尖頭器づくり）は岩宿博物館ならではの体験学習となっている。みどり市内外の学校もこれら特色ある体験学習を目的に校外学習の場として岩宿博物館を活用することが多い。

これらの校外学習は、①史跡（A地点とB地点）の見学、②岩宿博物館の見学、③体験学習をセットしており、①現地で学び、②日本の旧石器時代を学び、③旧石器時代の暮らしや工夫を追体験することができる。



■写真 156 小学3年生社会科副読本『わたしたちのみどり市』



■写真 157 市内小学生の「まちたんけん」



■写真 158 市内小学校へ出張事業（市内遺跡出土品を活用した土器づくり）



■写真 159 市内小学校へ出張事業（つくった土器でインスタントラーメンを作る）

多くの学校教育での活用は、史跡外の岩宿博物館が活用を中心となってきたが、今後の活用の中で、主要な調査地点のみならず史跡を周回することで、岩宿遺跡の地形や自然、周辺部の大地の生き立ちも学習できる場を検討し、提供していくものとする。

iii) 博物館活動と自由研究

夏休み期間中は、個人で岩宿遺跡や岩宿博物館に来場する児童・生徒やその保護者が多い。岩宿博物館では、このような児童・生徒を主なターゲットにした『岩宿人のくらし』展を実施し、市内出土の旧石器時代資料や石器の復元品の展示のほか、①石器を使って物（紙）を切る、②動物の皮をなめす、③砂と棒を使って玉の材料となる石に穴を開ける、④復元した毛皮の服を着るなどの体験コーナーを設け岩宿時代の生活の追体験や自由研究の題材に活用できるようにしている。

岩宿博物館の夏期のイベントに『岩宿人にチャレンジしよう』がある。平成5年から実施されているもので、屋外を中心に石器作りや、当時の調理法とされる石蒸し料理、石やり投げ・弓矢・石斧で木を切る等の体験学習を1日または1泊2日で実施するもので参加者は抽選になるほど好評を博している。

夏休み期間中だけでなく、児童・生徒の自由研究には、博物館学芸員や文化財担当者が随時対応しているが、今後とも学習内容の充実に協力できる体制を整えていくものとする。

iv) 岩宿文化賞学生部門賞の実施

みどり市で運営している岩宿文化賞では、若い世代から将来岩宿文化賞を目指すような研究者が育ってくれることを展望して、平成15年度（2004年度）から岩宿文化研究奨励賞学生部門賞を設けている。

応募された作品は、岩宿遺跡や岩宿博物館で学んだことを夏休みの自由研究の課題として取り組んだものが多く、岩宿博物館が学校との連携したことを通じて1年がかりで取り組んだ総合学習を題材と



■写真 160 岩宿人にチャレンジしよう
(つくった石やりを棒の先につける)



■写真 161 岩宿人にチャレンジしよう
(石斧で木を切る)



■写真 162 岩宿人にチャレンジしよう
(石蒸し料理)



■写真 163 岩宿人にチャレンジしよう
(テントで宿泊)

するものも増えている。また、自由研究として6年生の児童ほぼ全員が取り組んでくれる市内の学校も多い。

中学生の部は、近年では応募数も増え、市外の学校の在籍者からの応募も目立っている。高校生の部は応募者がいない状況が続いていたが、平成29年度からは少しずつではあるが作品の応募があるようになってきている。また、数は少ないものの、栃木県や長野県、埼玉県の児童生徒が学生部門賞に応募してきた例もあり、賞の運営が岩宿遺跡や岩宿遺跡の時代に関心を持つ児童生徒を増やしていくことに一定の効果があがっている。

岩宿遺跡が今後とも国民のかけがえのない財産として知られていくために、学生部門賞を含む岩宿文化賞の内容の拡充やいっそうの周知を図っていくものとする。

v) インターンシップ及び博物館実習生の受け入れ

みどり市では市役所として、群馬県内の中学生が職場体験を通じて感じたこと、考えたことを将来に生かすことを目的とした「キャリアドリーム」事業で、職場体験を希望する中学生の受け入れを行っており、博物館という職場に魅力を感じた市内及び隣接した桐生市の生徒の受け入れを行っている。

現状では高校生のインターンシップの希望者の受け入れ実績はないが、中学生では博物館の仕事（体験学習等）の体験を希望する生徒が多く、発掘現場の体験や出土品の整理等の参加を希望する生徒もいることから、博物館という職場だけでなく文化財の保護と活用に関心を持つ生徒を育成する場としての役割を岩宿博物館や文化財課（文化財係）が図っていくものとする。

高等教育の実施期間として、群馬県の登録博物館である岩宿博物館は博物館実習の大学生等の受け入れを行っている。令和2年度現在、群馬県内で唯一の重要文化財の公開承認施設ともなっており、今後とも学芸員資格の取得のための機関としての役割を果たしていく。



■写真 164 岩宿文化賞学生部門賞の表彰
(令和元年度岩宿文化賞授賞式から)



■写真 165 学生部門賞優秀研究賞の発表
(令和元年度岩宿文化賞授賞式から)



■写真 166 学生部門賞作品展示
(応募作品から約30点を展示 笠懸公民館にて)



■写真 167 岩宿文化賞受賞者シンポジウムの様子
(令和元年度岩宿文化賞授賞式から)

②社会教育における活用

i) 常設展示の充実

史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（岩宿ドーム）は、地層の剥ぎ取り標本の展示を行い、映像による岩宿遺跡と日本の旧石器時代のガイダンスを行ってきたが、映像機器の改修や変更は行ったが、映像の内容は平成2年の供用開始当時のものである。

岩宿遺跡の活用のうち、出土資料の展示・公開は岩宿博物館で行っており、そのほかに日本の旧石器時代の代表的な遺跡の出土品等を常設展示で公開している。岩宿遺跡の時代のくらしをわかりやすくするため、ジオラマ等が追加されているが、展示の内容は平成4年の開館当初のものである。

遺構保護観察施設及び博物館の常設展示の内容はそれぞれ整備当初のものであり、旧石器時代の研究の現状に合わなくなってきたり、多言語化に対応していないことから、現代的なニーズに合う常設展示の手法を検討する。

ii) 既存施設の多目的な展開

既存の展示・公開施設を教育や文化の振興を目的に供する事業のため、多目的に活用することを検討する。このことにより、来場者が岩宿遺跡のことや日本の旧石器時代への関心を持ってもらう糸口となることが期待される。多目的活用にあたっては、本来の公開の目的と両立させていくために通常の公開時間外に行うなどの方法も検討する。

遺構保護観察施設の展示室は、40～50人程度が収容でき、円形劇場のような構造をもっていることから、小さな規模の演劇や講演会、映画の上映等も可能である。

なお、岩宿博物館の常設展示室は音響効果がよいといい、平成7年から常設展示室を活用したサロンコンサートを実施している。



■写真 168 中学生の職場体験



■写真 169 博物館実習の受け入れ



■写真 170 岩宿博物館常設展示



■写真 171 岩宿博物館サロンコンサート

iii) 講座事業の充実

岩宿博物館の事業として実施している岩宿大学等の講座事業や岩宿フォーラム等のシンポジウムは、市内外の人々に日本の旧石器時代について研究の現状の最前線を知ってもらう場として機能してきており、多くのリピーターがいる。今後ともリピーターに満足していただける事業を継続するとともに、さらに多くの人々が新たに参加し、リピーターになってもらえるよう事業内容の点検と充実を図っていく。

iv) 関係団体との連携や活動への助言

岩宿博物館の関係団体として「岩宿博物館友の会」や「岩宿の里に古代米をつくる会」が組織されている。このうち友の会は、岩宿時代を学び、考えていく中で会員相互の知識と同好の人々の親睦を深めていくこと、そして博物館の活動の支援を目的に組織された。

友の会内には各種サークルが組織され、自主的な活動を行っている。当初、石器作り、土器作りの2サークルであったが、博物館活動の支援や郷土学習の研究を行っていく中で、古代料理研究会や、民俗伝承研究会などが組織されるに至っており、活動の発表の場として冬期に岩宿博物館での展示（『友の会展示』）を定期的に行っている。

また、学校の校外学習での体験学習実施の補助や、博物館周辺を活用し年2回実施する体験学習イベント『岩宿ムラまつり』を博物館と共同主催で行っている。

これらの活動は友の会の自主的な活動の中から生まれてきたもので、今後とも岩宿遺跡の活用を進めていく中で、これらの関係団体と協働して事業を進めていくものとし、活動に必要な助言等も併せて行うものとする。



■写真 172 岩宿大学



■写真 173 シンポジウムの開催（岩宿フォーラム）



■写真 174 友の会展示



■写真 175 岩宿ムラまつりの開催

v) 関係団体以外の市民や市外の来跡者の史跡の保存活用への取り組み

文化財課全体（文化財係と岩宿博物館）として、自然観察会や星を見る会等の1年を通じて遺跡の魅力を感じることができる、史跡や周辺を活用して誰もが気軽に参加できるイベント等の創出により、参加者が将来的には、友の会のような関係団体に合流し岩宿遺跡の保存活用を盛り上げていけるような道筋をつけていくことも考えていく。

vi) 他市町村や海外との交流事業の推進

岩宿博物館は、平成24年度に「韓国の岩宿遺跡」ともいえる大韓民国忠清南道公州市石荘里遺跡の発掘調査50周年に際し、石荘里博物館と国際交流協約を締結している。

また、岩宿博物館は平成26年10月26日に、岩宿時代の主要な石器石材となったサヌカイトの原産地をもつ奈良県香芝市の二上山博物館と連携協力のための協定を締結している。協定の内容は、①旧石器・岩宿時代をはじめとする文化遺産の学術的研究に関する相互交流、②両機関における博物館展示の円滑な推進、③両機関相互の普及啓発及び研究促進のための諸事業等の実施、④災害時における両機関相互の博物館業務に係る応援協力を行うものとしている。

計画の策定後は、香芝市や公州市をはじめとした旧石器時代の遺跡の保護や活用に力を入れている他市町村や海外の自治体との遺跡の保存や活用に関する情報交換や共同事業などの連携交流を推進し、岩宿遺跡や連携する旧石器時代遺跡の価値を相互に高めていくものとする。

（3）史跡内の副次的な価値や史跡周辺の資産や施設とも連動した活用

①史跡の本質的な価値及び史跡の副次的な価値についての情報発信と活用

i) 映像解説

・遺構保護観察施設において、映像により岩宿遺跡の発見や発掘調査、日本の旧石器時代の概説の解説を行っているが、内容が平成2年の供用開始当初のままであり、現在の旧石器時代（岩宿時代）や地質学研究の現状に合わなくなっている。また、アニメーションで旧石器時代の人々の服装が示されているが、考証をしたものとはいえないことから、早急な更改を必要としている。

映像解説の手法

- ・発掘調査や関係資料の写真、アニメーション等を駆使し、史跡の本質的な価値や日本の旧石器時代についてわかりやすい内容を検討し、制作する。
- ・外国人への解説や、中学生・高校生の語学教育にも供することができるよう、多言語展開を検討する。



■写真 176 石荘里博物館との国際文化交流協約の締結



■写真 177 二上山博物館との連携協定の締結

ii) 解説板の整備

- ・ C地点、D地点など重要な調査が行われた場所に解説板等が整備されておらず、史跡の本質的価値や新たな価値を来場者に周知されていないという課題がある。また、岩宿小丘の地形も史跡の本質的価値にあげられることから、大間々扇状地展望台や地形観察ができる要所に解説板の整備を検討する。
- ・ 解説板の設置には、掘削を伴うことがある。その場合、遺物包含層への影響がないよう考慮した工法の検討や、工事立会や事前調査等により史跡の保存状況や新たな価値の把握を確認しておく必要がある。
- ・ 解説板の整備は、散策路や活用の拠点の整備と一体となることから、短期から中長期的な視野での整備を行う。

解説板の記載事項

- ・ 現在地と史跡散策ルートのご案内
- ・ (発掘調査地点の場合) 調査年月、調査トレンチの位置、調査の概要
- ・ (その他の場所の場合) 現地及び現地からの景観の見どころ等史跡の価値に関する解説
- ・ QRコード等の貼付により、Web解説との連動を検討する

iii) Web解説

- ・ 解説板、パンフレットで説明しきれない詳細な解説をインターネット上に公開する。
- ・ Web解説により、現地の来訪時だけでなく、自宅や移動先などでも岩宿遺跡の情報が得られる効果が期待される。
- ・ 既存の事例として、史跡西鹿田中島遺跡において史跡の解説映像をWeb公開している。Web公開は、QRコードにより「みどり市内埋蔵文化財Web公開システム」内の映像解説と連動させている。

Web解説の手法

- ・ 作成した解説は、既存の岩宿遺跡に関するWeb公開情報（みどり市ホームページ（<https://www.city.midori.gunma.jp>）やみどり市内埋蔵文化財Web公開システム（<http://midori-edu.jp/>））にQRコード等にて連動させる。
- ・ また、新規に史跡の本質的価値や史跡内の様々な要素を解説するページを新たに作成する。ページの内容は動画を含む。作成したページは、みどり市ホームページまたはみどり市内埋蔵文化財Web公開システムで公開する。
- ・ 作成したページは多言語展開することが望ましい。来場する外国人への解説のほか、中学生・高校生の語学教育にも供することができるよう平易な内容で解説を行う。
- ・ QRコード等は、史跡内の解説板だけでなくパンフレット等の印刷物にも掲載し、史跡外においても史跡の情報が閲覧することができるようにする。



■写真 178 映像解説の参考例
史跡西鹿田中島遺跡屋外映像解説
(日本語版)



■写真 179 映像解説の参考例
史跡西鹿田中島遺跡屋外映像解説
(英語版)

(写真 178 及び 179 は右のQRコードと連動する)



iv) 史跡及び周辺部の散策

史跡及び周辺部は散策路の整備を行うことで、史跡岩宿遺跡の学習目的以外に様々な目的を持った来場者の活用が見込まれる。活用にあたってはいくつかのしかけを整備し、来場者の満足度が得られるよう図っていくものとする。いくつかのしかけを下記に例示する。

- ・「主要調査地点周遊コース」、「地形観察と近世と近代遺産見学コース」、「自然に親しむ健康増進コース」といった、史跡の様々な構成要素をテーマ別に周回するコース設定し、ゾーンⅡやゾーンⅣへの誘導も図っていく。
- ・各コースの距離や消費カロリーを示すなど、散策への動機付けを行う。

v) 自然的な資産を活用したツアーガイド等

史跡内はコナラを中心とした落葉広葉樹が大半を占め、カタクリやアズマイチゲ等の希少な植物の群生地ができる要因になっている。夏期にはカブトムシやクワガタ類が採集でき、また国蝶となっているオオムラサキが観察できるスポットが存在する。鹿の川沼沿いや稲荷山西の用水路周辺ではカワセミ、琴平山南部のアカマツ林にはオオタカが営巣することがある。

史跡南端の大間々扇状地展望台からは、冬の気象条件が整ったときに、都心の東京スカイツリーや超高層ビル群を見ることが出来る。

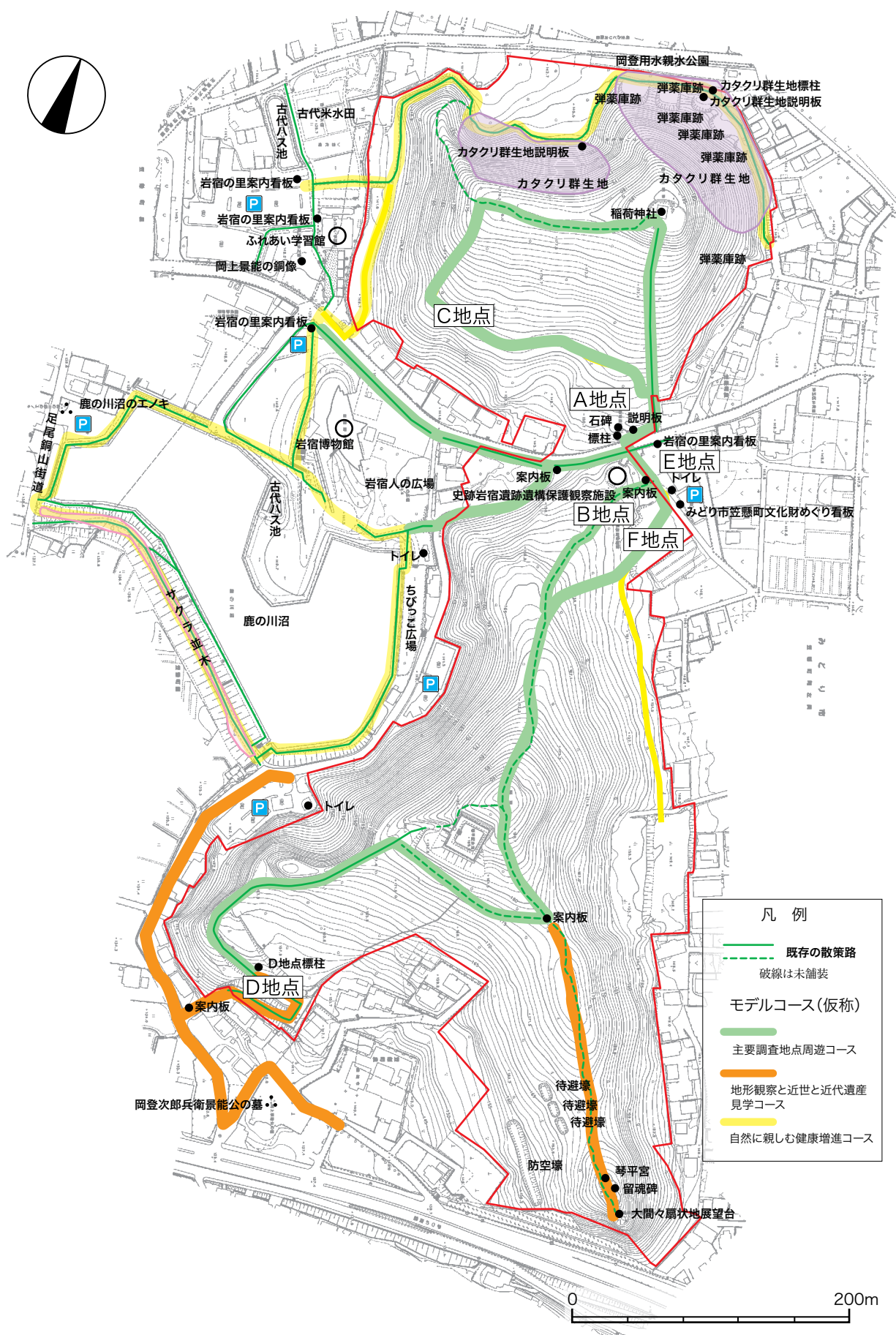
このような史跡の副次的な価値や自然的な価値を活用した見学会や校外学習は、自発的に実施されている。このような見学会を市内の自然保護団体や市の教育委員会全体が連携して史跡の本質的な価値の周知と併せた内容に拡充し、一般の史跡来場者が、ゾーンⅠや岩宿博物館から離れた場所にある、琴平山内のゾーンⅡやゾーンⅣへの誘導できるよう図っていく。

また、岩宿博物館の夏期の体験学習事業『岩宿人にチャレンジしよう』では、日帰りコースや宿泊コースで、石器作りや石蒸し料理、石やり投げや弓矢体験等の屋外での体験学習を実施しているが、宿泊コースの中に自然観察ツアーのメニューを組み込むことも検討する。

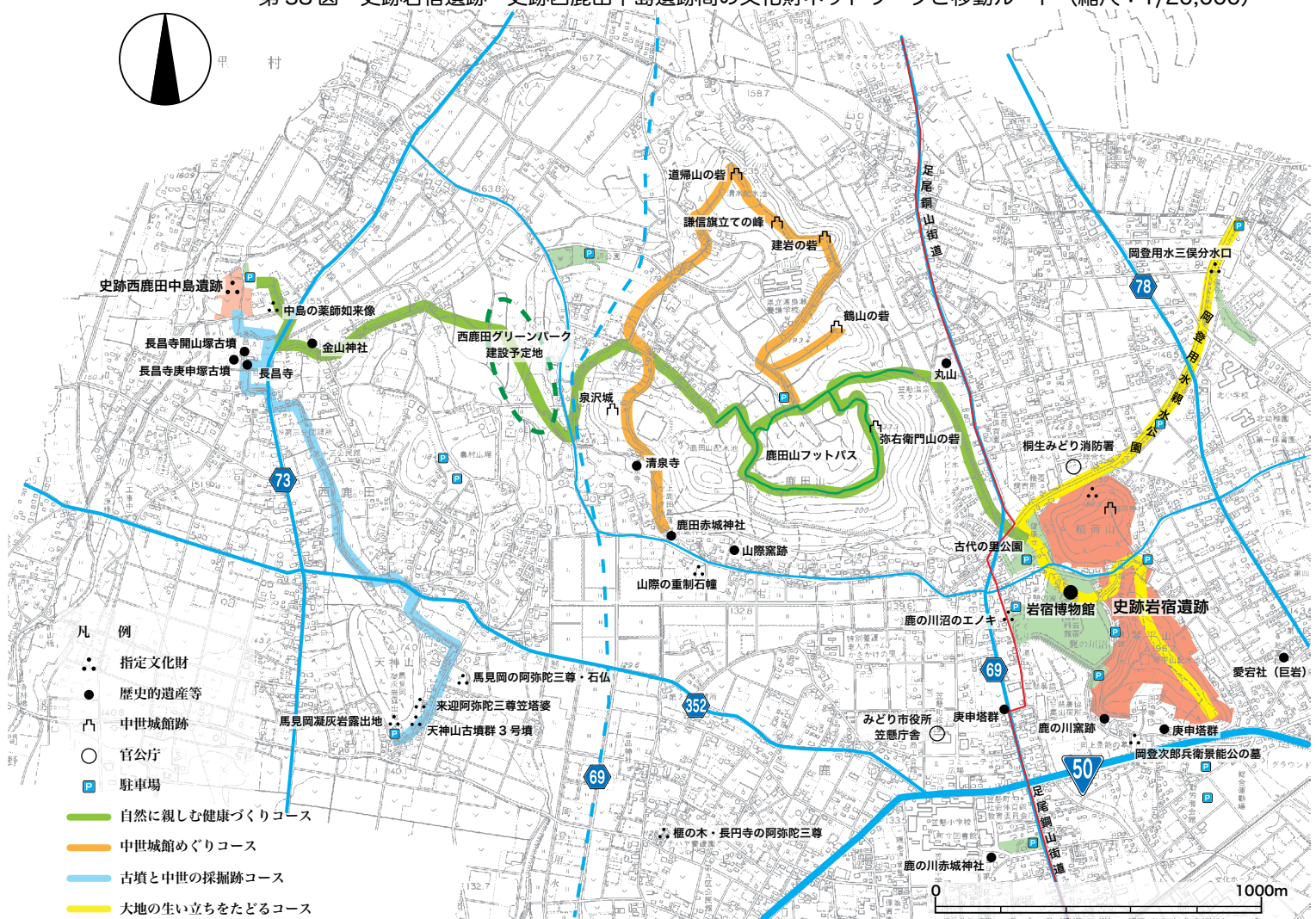
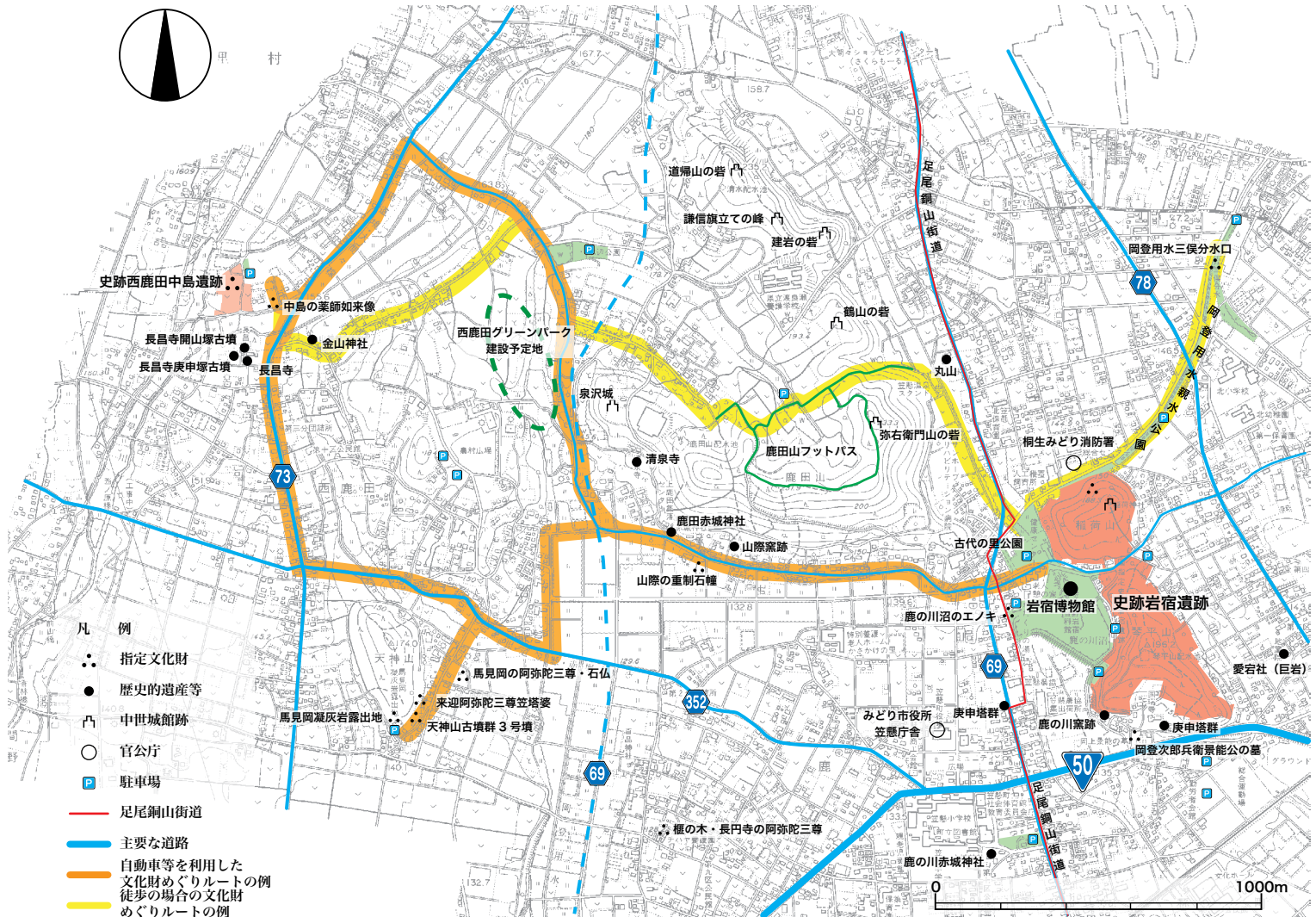
vi) 史跡西鹿田中島遺跡と連動させた文化財ネットワークや地域資産ネットワークの構築

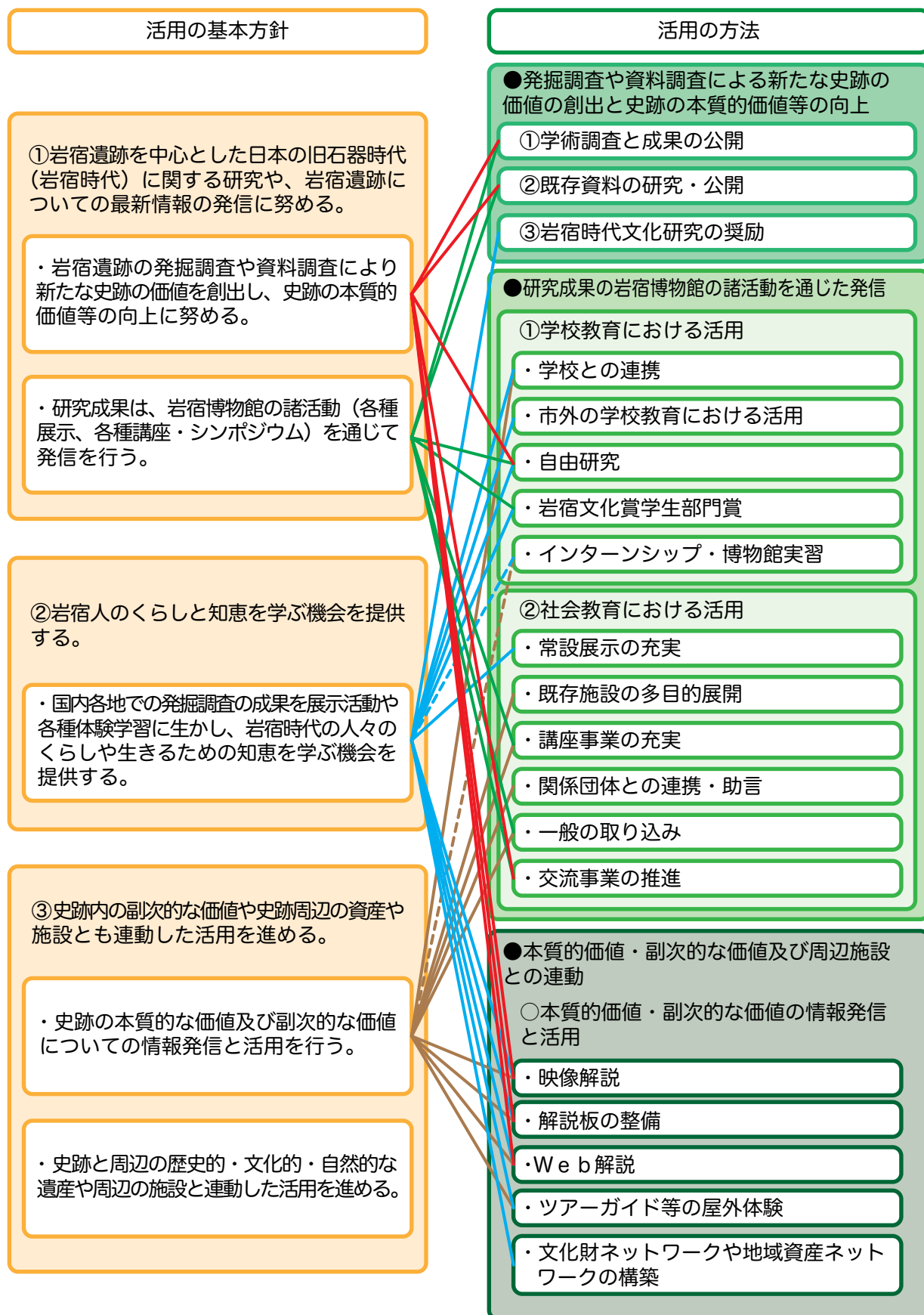
史跡岩宿遺跡の北西約4kmの場所に、史跡西鹿田中島遺跡が存在している。西鹿田中島遺跡は、「土器のある旧石器時代」ともいわれる縄文時代草創期の遺跡として史跡指定されており、旧石器時代の岩宿遺跡と連動させた史跡の活用を進めていく必要がある。

2つの史跡の間には、鹿田山丘陵と呼ばれる大間々扇状地に浮かぶ独立丘陵が存在する。この丘陵には旧石器時代から近世に至る遺跡や文化財が多数点在するほか、鹿田山の自然を楽しめる鹿田山フットパスが整備され、そして、陸上競技場等を含む都市公園「西鹿田グリーンパーク」の整備が計画されている。これらの資産を史跡の活用と連動させ「文化財ネットワーク」や「地域資産ネットワーク」の構築を行い、みどり市笠懸町の魅力発信を行っていくものとする。また、この試みは、さらに市内全体に広げ、みどり市全体の魅力発信につなげていくものとする。

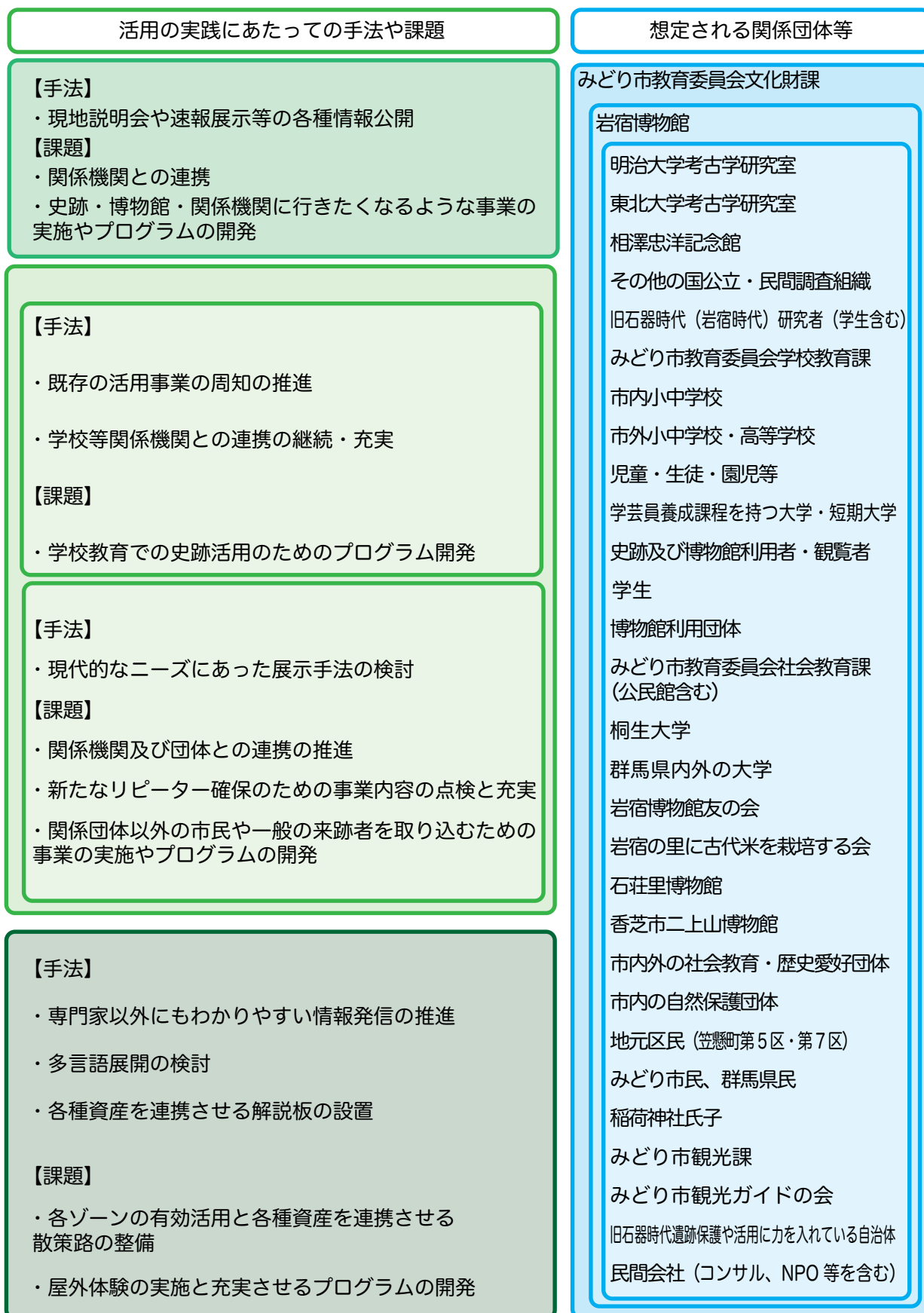


第 37 図 計画範囲内における散策モデルコース案 (縮尺: 1/4,000)





第 40 図 活用の体系 (1) (基本方針と方法の関係)



第 41 図 活用の体系 (2)（手法や課題、想定される関係団体等）

(4) その他

○各種活用事業へのマスコットキャラクターの活用

みどり市は平成31年1月27日に、市の一体感や知名度の向上を目的にマスコットキャラクター「みどモス」を選定した。このマスコットキャラクターは、岩宿博物館に全身の骨格模型が展示されたマンモスをイメージしたもので、市内の小中学生や群馬県立大間々高等学校の児童・生徒、桐生大学の学生からなる検討委員が考案した6つの候補から、市内の小中学生約4,100人の選挙により選定された。

「みどモス」は市内外で実施されている各種イベントに活用されているほか、令和元年度の「ゆるキャラグランプリ」で全国14位にランキングされたように短期間のうちに知名度が高くなっている。

岩宿遺跡や岩宿博物館で実施される各種の活用事業にこのマスコットキャラクターを活用していくことにより、岩宿遺跡や岩宿博物館への親しみが持てるよう図っていくものとする。

なお、マンモスは日本の旧石器時代には北海道に棲息していたことが確認されているが、本州以南では確認されていない。多くの児童・生徒・市民に学術的な誤解を与えないよう注意が必要である。

みどり市マスコットキャラクター みどモス

キャラクター紹介

日本の歴史を変える大発見となった岩宿遺跡。その時代に生息していたといわれ、岩宿博物館にも骨格が展示されているマンモスをイメージしたキャラクターです。

役職

みどり市広報宣伝部長



“よろしくね”

プロフィール

【誕生日】 1月27日
【性別】 男の子
【年齢】 35,000歳
【性格】 やんちゃだけど優しい
【趣味】 もの作り
探検
【特技】 まが玉作り
石器作り
古代料理作り

第42図 みどり市マスコットキャラクター「みどモス」

第IX章 史跡の整備

1. 史跡の整備の基本方針

岩宿遺跡の整備は、群馬県指定史跡時代の昭和41年度のA地点の環境整備、昭和44年度のB地点の露頭の覆屋と説明板の設置、昭和49年度のB地点の音声ガイダンス施設の設置にはじまる公開活用を前面にした整備が行われた。昭和62年度から平成元年度にかけて実施された保存整備は、土砂採集により景観が損なわれた場所に遺構保護観察施設を建設し、施設を埋設することにより地形の復元も行い史跡の保存と活用を両立させた整備の先行的な例として知られている。

しかしながら、約19ヘクタールにわたる史跡指定地の大半は現状の保存に軸足が置かれ、本計画の策定以前に積極的な整備は行ってこなかった。

そうした中、治山事業による擁壁の整備や植栽（昭和62年度）、国道の危険防止対策（亀裂の入った岩盤の撤去）に伴う展望台の整備（平成6年度）、雨水対策に伴う擁壁や排水溝の整備など、対症療法的な現状変更等が多く、平成7年度のカタクリ群生地と史跡の地形保護のために実施された散策路の整備等があるものの、積極的な整備は控えられているなか、史跡側からの倒木や落石等による史跡の安全対策を求める地域住民からの要望が強く出されている。

史跡の周辺部は、史跡指定後、岩宿博物館や岡登用水親水公園、岩宿の里公園等が整備され、史跡岩宿遺跡には、歴史の学習以外の様々な目的で来訪する人々が増加している。それに伴い、史跡自体も散策を目的とした来訪者も目立つようになり、周辺部と連携させた史跡の活用についてもさまざまな要望が増えてきている。

そこで、史跡の保存と公開、そして安全対策を目的とした整備を計画的に進めていくことにより、多くの人々に岩宿遺跡について知ってもらい、史跡に愛着を持っていただくことが岩宿遺跡の保護を進めていく力になっていくと考え、史跡の保存に配慮しながら積極的に整備していく方針を定めていくこととした。

そこで、第VI章で示した史跡岩宿遺跡のめざす姿を実現していくため、史跡の整備及び運営の基本方針を以下のように定める。

① 史跡の本質的価値の維持と周知、及び地域住民の安全対策のための整備を行う。

- 史跡の本質的価値が次世代に確実に引き継がれるための整備を行う（保存のための整備）。
- 史跡が保存されるとともに、史跡の本質的価値を多くの人々に知ってもらうための整備を行う（活用のため整備）。
- 史跡が保存されるとともに、自然災害等により周辺におよぼす影響を可能な限り軽減できる整備を行う（安全対策のための整備）。

② 史跡に多くの人が集まり、地域に活気をもたらし仕組みをつくる。

- 史跡全体を周回することで、史跡の歴史的な価値や大地の生い立ちについて学び、自然に親しむことができるよう、史跡の保護と両立可能な史跡の整備を行う。
- 史跡と周辺の施設や文化財及び文化的遺産とを有機的に連動させるため、ハード面とソフト面を拡充させる。

2. 整備の方法

基本方針の中で、「保存のための整備」・「活用のための整備」・「安全対策のための整備」の3種の整備目的を掲げた。以下に3種の整備の目的のあり方を示すが、実際の整備では、単独に成り立つものは少なく、2つまたは3つの目的が複合的・重層的なものとなる。

(1) 地形復元

①整備を行う理由

- ・ゾーンⅠのA地点裏、F地点では史跡指定以前の住宅用通路の設置や工場用地造成により、関東ローム層が露出している。また、ゾーンⅥの琴平山東裾の造成地は自然災害により草地化しており、それぞれ史跡の景観を損ねており、史跡の本質的価値の維持のため早急な対策が必要である。
- ・岩宿人の暮らしと知恵を学ぶ機会を提供するにあたって、その環境を復元する必要がある。

②整備の方針

- ・ゾーンⅠのうち、A地点裏の通路跡及びF地点の地形を復元する。
- ・ゾーンⅣの琴平山東造成地の修景を行う。

③地形復元の手法

- ・関東ローム層が露出した場所は、碎石・山砂等で地形復元を行う。地形復元にあたっては、雨水の貯留や排水対策に関する工法も検討する。
- ・地形復元後、良質土で表土層を設け、草本や樹木の植栽を行う。植栽にあたっては、周囲の植生に調和することや、根や枝葉の成長が遺物包含層や周囲の住宅等へ影響を及ぼさないよう、植物の種類や工法を検討する。

(2) 散策路の整備

①整備を行う理由

- ・史跡内の散策路は、舗装されていない「けもの道」が多い。散策者が増えたことにより、道幅が広がり、樹木の根の露出が目立つようになっている。集中豪雨等で散策路が流路となって土砂が流出することにより、将来的に史跡の本質的価値を損なうおそれが生じている。
- ・散策者の増加は、史跡に来場する目的が多様化していることとも関係している。史跡の保全とともに、これらの来場者に史跡の本質的価値を知ってもらい、また、豊かな自然や大地の生い立ち、カタクリ群生地など史跡の副次的価値についても体感できるようにするため、発掘調査地点や、岩宿小丘の自然に接することができ、史跡内の各所に誘導するルート設定が必要である。

②整備の方針

- ・整備の範囲は史跡全域である。史跡の範囲が広大であることから、長期的な視野で計画的な整備を行う。
- ・整備にあたっては、①新たな「けもの道」が無秩序にできないように、既存と新設の散策路を確定することや、②既存の散策路が広がらないよう、遺物包含層や地形、植生の保護ができるよう配慮し

た工法を検討する必要がある。また、③散策路を新設する場合、遺物包含層や地形、植生の保護ができるよう配慮した工法を検討する。

・散策路の新設は、①既存の散策路とA地点・C地点を結ぶルート、②B地点・F地点と琴平山東裾の造成地を結ぶルート、③岩宿博物館から稲荷山の西裾を廻ってカタクリ群生地への遊歩道を結ぶルートの3ヶ所を想定する。①のルートは、現在は山林化している里道も活用する。

③整備の手法（例）

- ・散策路が広がらないように、散策路の縁に擬木等を配置し景観への配慮を行う。散策路内にはウッドチップ等の舗装剤を撒き、土砂の流出対策と散策者が歩きやすいものとする。
- ・擬木等の配置の工法は、遺物包含層への影響が出ないように配慮する。
- ・史跡の本質的価値や副次的価値などを解説する解説板等を要所に設置するものとする。その際、史跡の保存に及ぼす影響が最小限になるよう設置箇所や工法の検討を要する。
- ・車いすでの来場可能な場所は、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設と史跡外の岩宿博物館や岩宿の里公園である。史跡内には急傾斜地があり、車いすでの史跡全体の散策は困難であるが、保存活用の拠点となる場所を整備する際、来場者が安全に散策できる整備方法を検討する。

（3）伐採・植栽

①整備を行う理由

- ・史跡の大半は落葉広葉樹が占める山林となっているが、史跡指定後管理的な伐採を行ってこなかったことにより、樹木は高木化・老齢化が進み、更新が進んでいない。また多くの樹木はそれぞれが競い合うように高木化したことにより、樹冠のみに枝が広がっているため、台風や冬の季節風によりあおられ、倒木を起こし、史跡のき損を起こしている。
- ・落葉広葉樹林の林床には常緑広葉樹の侵出が目立ちはじめており、将来的な遷移により常緑広葉樹林化することが予想される。常緑広葉樹林化した場合、カタクリをはじめ史跡内に存在する希少な植物が絶滅するおそれがあり、史跡の副次的な価値が将来的に損なわれていくおそれがある。
- ・モウソウチクやマダケの史跡内への侵出は、将来的に遺物包含層等の史跡の本質的価値を損ねるおそれがある。
- ・岩宿人の暮らしと知恵を学ぶ機会を提供するにあたって、その環境を復元し、自然観察等の体験活動ができる場を確保していく必要がある。

②整備の方針

- ・整備の範囲は史跡全体である。
- ・史跡範囲は広大であることから、史跡の管理の中で行う自然環境のモニタリングを実施しながら、樹木の伐採や植栽の計画を立てていく。その後、計画に沿って、樹木の伐採や植栽を実施し、史跡の地形の維持や景観の維持に努めていく。樹木の計画的な伐採や植栽は、長期的な視点により整備を行っていく必要がある。

(*) 里道：公園土地番が記載されていない法定外公共物の道路。公園上に赤で着色することが義務づけられていたため赤道（あかみち）ともいう。

③整備の手法

- ・住宅地に隣接し草地化している場所では、史跡境界付近には低木を植栽し、史跡の中央に向かって徐々に高木となる樹木を植栽する。樹種の選定にあたっては、地形の保全を第一義に、落葉広葉樹で周辺の景観に合った樹種、また、クリやオニグルミなど旧石器時代に生えていてもおかしくなく、活用にも供する樹種も考慮する。
- ・ゾーンⅠなど、史跡の重要な価値を持つ地区に新たな植栽をする場合は、樹種の選定のほか、遺物包含層の保護を考慮し、防根シートの使用など工法の検討を行う。
- ・抜根や植栽にあたっては、落葉広葉樹林の景観回復や踏み固められた土壌の改良に供するため、ウッドチップや堆肥などを使用する。

（４）活用に資する施設等

ここでいう活用に資する施設等は、解説板、標柱、石碑、照明、遺構の復元展示や地形標本のような工作物や、ガイダンス施設、資料館（博物館）、トイレ、四阿のような建築物、駐車場などを指す。

解説板の整備の手法については、第Ⅷ章の史跡の活用において記載した。ここでは、本計画における計画範囲内において整備を検討する活用に資する施設等の整備とその方法について記載する。

なお、既存の施設があるガイダンス施設、資料館（博物館）、トイレ、駐車場は当面の間、新設を計画しない。四阿を新たに建築する場合は、史跡指定地外に本計画とは別途計画し整備するものとする。

ガイダンス施設の改修等の整備については、別の項目を設けて記述する。

①整備を行う理由

- ・活用に資する施設等の整備は、ゾーンⅠのA地点・B地点、ゾーンⅥの岩宿博物館に集中しており、史跡全体が有効に活用されているとはいいがたい状況になっている。史跡内の要所に施設等の整備をすることにより、史跡の本質的価値を周知することや、岩宿小丘全体の自然環境や歴史的な環境を保全するための拠点作りをする必要がある。

②整備の方針

- ・ゾーンⅠのC地点・F地点内に説明板等の施設を整備し、F地点またはゾーンⅤ内に遺構復元展示の整備を検討する。
- ・ゾーンⅡのD地点に説明板等の施設を整備する。
- ・ゾーンⅠのF地点またはB地点の遺構保護観察施設内、あるいはゾーンⅣの琴平山東造成地内に地形模型等の施設を整備する。

③整備の手法

i) 遺構等の復元展示

ブロックと礫群

旧石器時代（岩宿時代）の遺構は、石器ブロック、礫群が一般的である。岩宿遺跡では、A地点の発掘調査において石器ブロックや礫群の存在が示唆された。指定地外のE地点（ゾーンⅤ）で計4ヶ所以上の石器ブロックが検出され出土位置が記録された。

A地点は、石器の出土状況の写真や石器の出土層位の図面等は存在するが、1点1点の石器の出土

位置が記録されていないため、信憑性・真実性の課題があり、ブロックを復元することはできない。

E地点は、遺構保護観察施設の駐車場となっているため、現地に石器ブロックの復元展示をすることは難しい。史跡の追加指定の条件が整い現地に整備ができるような状況になった時点で、復元展示を検討する。現状では史跡外の岩宿人の広場（ゾーンVI）に展示することを中心に検討するが、可能であれば、F地点にブロックを復元することも検討する。

石器ブロックの復元展示の手法 かつては、博物館敷地内の「岩宿人の広場」において、黒曜石の石器の模造品を配置したブロックや礫群を表示するコーナーがあったが、石器の模造品のうち、良品が持ち出されたり、芝生が広がったことで有名無実な状態になっている。

現在想定できるブロックの復元展示の手法としては、その後の管理も考慮して、陶器や樹脂等の素材を用いて石器のレプリカや出土状況を復元する方法が考えられる（写真180、写真181）。

住居跡・石囲い炉・土坑・墓 旧石器時代の遺構はほかに石囲い炉、土坑があるが、今のところ限定された地域のみで見つかるもので岩宿遺跡にはない。住居状遺構や墓は一部の例外を除いて研究者間での意見の一致を見ていないことや岩宿遺跡では未検出であり、真実性や信憑性の課題があり、これらの遺構を史跡内に復元することはできない。

なお、旧石器時代のイエは、ウクライナのメジリチ遺跡のマンモスの骨で作った住居跡、ドイツのゲナスドルフ遺跡の石敷きの住居跡、大阪府はさみ山遺跡の竪穴住居が岩宿博物館の敷地内の「岩宿人の広場」に、現在では遊具として参考展示されている。



■写真180 樹脂等による石器の出土状況の復元
（大阪府翠鳥園遺跡）（羽曳野市教育委員会提供）



■写真181 陶板による石器の出土状況の復元
（大阪府翠鳥園遺跡）（羽曳野市教育委員会提供）



■写真182 岩宿人の広場に整備された
マンモスの骨でつくったイエ
（ウクライナ共和国メジリチ遺跡）



■写真183 岩宿人の広場に整備された
大阪府はさみ山遺跡のイエ
（老朽化したため遊具として整備し直された）

(*)1) ブロック ナイフ形石器や槍先形尖頭器、搔器や削器など道具としての石器と、剥片や砕片、石核などの石器を作ったときの残滓や道具としての石器の未製品が径数メートル程度の範囲でまとまって見つかる状態のこと。

(*)2) 礫群 握り拳大の焼けた礫が1ヶ所にまとまって見つかる状態のこと。径数10cmから1m程度のものが多い。石蒸し料理のような調理を行った場所と考えられている。

ii) 地形模型

史跡内に地形模型を整備する。コンター模型（等高線ごとの段差で地形を表現する）を基本とするが、2とおりの表現方法を例示する。

1つめは、稲荷山・琴平山の岩宿小丘が大間々扇状地の扇央部に島状に点在する独立丘陵であることから、大間々扇状地の中の岩宿遺跡の地形を表現するものである。

2つめは、旧石器時代遺跡としての岩宿遺跡と周辺の地形を微視的に表現するものである。

地形模型整備の基本方針 地形模型の展示は、屋内で展示する場合は、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設内、屋外で展示する場合はF地点または琴平山東の造成地での設置を検討する。

①稲荷山・琴平山からなる岩宿小丘は、大間々扇状地に島状に点在する独立丘陵状にあり、旧石器人にとってはランドマークになっていたと考えられるもので、この2つの丘陵自体が旧石器人の生活の舞台として、史跡指定されたものである。地形面や主要な旧石器時代遺跡の分布を表示する。

②岩宿遺跡と岩宿Ⅱ遺跡の発掘調査により、旧石器時代（岩宿時代）の石器群は、2つの丘陵の鞍部を谷頭にして、この谷を取り囲んで馬蹄形に広がっていたことがわかってきた。史跡指定地とその周辺の地形を微視的に表現するなかで、各調査地点の位置も表示し、旧石器時代の岩宿遺跡のあり方を示す。

整備の手法 コンター模型を製作する。大間々扇状地全体を含むコンター模型を製作する場合、縮尺：1/200,000で模型の幅1,000mm×奥行き1,600mmの大きさを必要とする。

史跡指定地とその周辺に特化したコンター模型を製作する場合、縮尺：1/1,000で模型の幅600mm×奥行き1,000mmを必要とする。

模型部の材質は、来場者が触れることを前提に金属（アルミ、ステンレススチール等）の使用を検討する。

（5）史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の改修等の整備

①整備を行う理由

i) 施設の改修

・遺構保護観察施設はB地点内に整備されたが、平成29年に老朽化調査を実施している。建て替えや耐震化のための補強工事等の構造を抜本的に改修する必要は当面の間ないが、地形復元のため地下に埋設したことで高湿度の環境になっているため、機器の不具合がたびたび生じるほか、内壁の塗装の劣化や壁紙の剥離とカビが生じている。それ故に、電気設備や内装、防湿対策を中心とした空調設備の改修を必要としている。

ii) 施設の活用

・施設内で更改する映像は、ほぼ整備当初の内容のため、日本の旧石器時代（岩宿時代）研究の現状に合わなくなっている。

・展示物も地層の剥ぎ取り標本と整備の経過を示す写真のみであり、岩宿遺跡の概要がわかるものとなっていない。

②整備の方針

i) 施設の改修

- ・防湿対策を中心とした空調設備の改修を行う。
- ・内装の改修を行う。
- ・照明・映像設備の改修を行う。

ii) 施設の活用の更改

- ・展示物や映像を更改する。
- ・地形模型や解説パネル等、史跡の概要がわかる展示を行う

③整備の手法

i) 施設の改修

- ・施設の排水構造が不詳なため、空調設備の改修には排水先の確保のため一部掘削が伴うことがある。
- ・照明は地層剥ぎ取り標本ほかの展示物の退色防止のため、全体のLED化を進める。
- ・映像設備は複雑な機器の設置は行わず、プレイヤーとプロジェクター、スクリーン程度の簡易なものとする。
- ・内装は、防湿・耐湿、防カビ・耐カビの材質のものを使用するものとする。

ii) 活用面の更改

イ) 展示物

- ・地層解説等の表示を最新のものに更改する。
- ・史跡の指定や整備に至る経緯等をパネルにし、内壁に展示。整備の手法は、「第Ⅷ章 史跡の活用」で示した解説板の整備に準拠する。
- ・これまでの岩宿遺跡や日本の旧石器時代（岩宿時代）研究の調査の結果を踏まえた、史跡における暮らしの様子を復元したジオラマ等の展示を検討する。
- ・地形模型は前項「(4) 活用に資する施設等」に記載のとおりとする。

ロ) 映像

- ・映像については、「第Ⅷ章 史跡の活用」で示した映像の整備を行うものとする。

ハ) その他

- ・夜間等の施設の休場時間における施設の多目的な利用や利用法について検討する。

(6) 安全対策のための整備

①整備を行う理由

i) 市道1級1号線

A地点とB地点の間には市道1級1号線が介在し、市道の中でも自動車の行き来が多い。A地点とB地点は、学習の目的での来場者が最も多い場所であり、両地点間の移動に交通安全対策が必要であることは、群馬県指定史跡時代からの懸案である。

ii) 琴平山南西部

・史跡内には7箇所の土砂災害警戒区域が存在する。特に、琴平山南西部は近世から昭和初期にかけて石灰岩の採掘等が行われたことにより、史跡内及び史跡際の民地において岩盤が露出している箇所がある。これまでも落石防止や落石に関する応急対策や治山事業としてとしてネットや落石防除シートが設置されてきたが、今後とも史跡の地形の維持や周辺への安全対策が必要である。

iii) 緊急伐採対応地及び琴平山東造成地

- ・ゾーンⅣを中心とした民地際は、急傾斜地で表土から基盤まで薄く、ニセアカシア（ハリエンジュ）を主とした樹木が倒れ、家屋等への被害が生じている。これまで支障木として緊急伐採等で対応を行

ってきたが、伐採跡が草地化し除草の要望も多く出されている。特に琴平山東麓の造成地では、自然災害により樹木が軒並み倒れ草地化したことにより、造成地内の保水力の低下が指摘されており、保水対策や湧水対策を求められている。

②整備の方針

i) 市道1級1号線

- ・陸橋の建造も計画されたが、史跡の景観を損ねてしまう問題がある。みどり市の基幹道路に位置づけられており、地域の生活に重要な位置を占めている。また、都市ガス管が埋設されていることから、当面の間は付け替え等を行うことは困難である。
- ・A地点 - B地点間を起点に岩宿博物館方面へは下り坂となり、車両の速度が上がるため、路面に自動車が法定速度以内に安全に減速を促す表示等の設置を検討し、実施していくものとする。

ii) 急傾斜地

- ・緊急対応のほか、中・長期的に計画的な安全対策に関わる整備を検討・実施する。

iii) 緊急伐採対応地及び琴平山東造成地

- ・緊急伐採対応地では、樹木等の植栽を行いながら、景観の改善と安全対策を行う。
- ・琴平山東造成地の整備の方針は、本章第3項「史跡内の拠点整備」で詳述する。

③整備の手法

i) 市道1級1号線

- ・両地点間には横断歩道が設置されているが、路面に凹凸を付けることなど、安全に減速できる工法や周囲の景観に配慮した工法の検討が必要である。
- ・整備にあたっては、警察署との協議等の調整が必要である。

ii) 急傾斜地

・緊急対応では、従来どおり落石防止ネットや擁壁等の改修で対応するが、中長期的な整備においては、地域住民と協議のうえ、安全対策と景観の維持とが両立する工法を検討し実施する。

iii) 緊急伐採対応地及び琴平山東麓造成地

- ・緊急伐採対応地では、保水性が高く、高木化しない、周囲の景観にあった樹木の選定を要する。
- ・琴平山東造成地の整備の手法は、本章第3項「史跡内の拠点整備」で詳述する。

(7) 活用のためのプログラムの整備

史跡の整備とともに、活用のためのプログラムを整備する。第VIII章において史跡岩宿遺跡内外における活用の方針や具体的に実施されている活用のあり方について示した。今後実施される整備によって、新たな活用の場や機会が創出されることになる。

活用の内容は、新設のプログラムとして検討するものや、既存の活用プログラムの中に組み込むものや再編成を要するものが生じることが予想される。短期的・中期的・長期的なハード面の整備を計画・実施していく中で、ソフト面の整備も併せて計画・実施していく必要がある。

指定の有無	ゾーン名	保存の基本方針	活用の基本方針
指定地	I	① 史跡岩宿遺跡を国民共有の財産として、恒久的に保存し、継承する。	① 岩宿遺跡を中心とした日本の旧石器時代（岩宿時代）に関する研究や、岩宿遺跡についての最新情報の発信に努める。 ② 岩宿人の暮らしと知恵を学ぶ機会を提供する。 ③ 史跡内の新しい価値と副次的な価値や史跡周辺の資産や施設と連動した活用を進める。
	II	② 史跡の現状変更の取り扱い基準を明確化し、適切に運用する。	① 岩宿遺跡を中心とした日本の旧石器時代（岩宿時代）に関する研究や、岩宿遺跡についての最新情報の発信に努める。
	III	③ 史跡の適切な維持管理作業を継続的に実施する。	② 岩宿人の暮らしと知恵を学ぶ機会を提供する。 ③ 史跡内の新しい価値と副次的な価値や史跡周辺の資産や施設と連動した活用を進める。
	IV	④ 岩宿小丘の自然環境及び歴史環境を保全する。	① 岩宿遺跡を中心とした日本の旧石器時代（岩宿時代）に関する研究や、岩宿遺跡についての最新情報の発信に努める。 ② 岩宿人の暮らしと知恵を学ぶ機会を提供する。 ③ 史跡内の新しい価値と副次的な価値や史跡周辺の資産や施設と連動した活用を進める。
指定地外	V	① 史跡岩宿遺跡を国民共有の財産として、恒久的に保存し継承する。	① 岩宿遺跡を中心とした日本の旧石器時代（岩宿時代）に関する研究や、岩宿遺跡についての最新情報の発信に努める。
	VI		① 岩宿遺跡を中心とした日本の旧石器時代（岩宿時代）に関する研究や、岩宿遺跡についての最新情報の発信に努める。 ② 岩宿人の暮らしと知恵を学ぶ機会を提供する。 ③ 史跡内の新しい価値と副次的な価値や史跡周辺の資産や施設と連動した活用を進める。
	VII	① 史跡岩宿遺跡を国民共有の財産として、恒久的に保存し継承する。 ④ 岩宿小丘の自然環境及び歴史環境を保全する。	
	VIII	① 史跡岩宿遺跡を国民共有の財産として、恒久的に保存し継承する。	① 岩宿遺跡を中心とした日本の旧石器時代（岩宿時代）に関する研究や、岩宿遺跡についての最新情報の発信に努める。

第 43 図 計画範囲内における整備の基本方針 (1) (保存と活用整備の基本方針)

整備の手法	整備の内容	計画期間	実施に係る関係課
地形復元	A地点・F地点の修景	短期	文化財課
散策路整備	調査地点間の周遊ルートの設定	短期	文化財課
	散策路の境界表示の擬木の配置、ウッドチップ	中期	文化財課
伐採・植栽	土壌の改良（堆肥等の散布）	中期	文化財課
	枯損木の除去	短期	文化財課（農林課）
	自然環境のモニタリング及び植生調査	長期	文化財課（生活環境課）
施設等整備	ブロックの復元展示（F地点で実施？）	短期	文化財課
	地形模型の設置（F地点または遺構保護観察施設）	短期	文化財課
	解説板の整備、Web解説の整備	短期	文化財課
	解説映像の更改	短期	文化財課
	遺構保護観察施設の改修、展示の更改	中期	文化財課・教育総務課
安全対策	市道1級1号線の改良	短期	建設課（文化財課）
散策路整備	ゾーンIIの誘導方法の検討	中期	文化財課
伐採・植栽	自然環境のモニタリング及び植生調査	長期	文化財課（生活環境課）
施設等整備	解説板の整備、Web解説の整備	短期	文化財課
安全対策	擁壁等の改修	短期	文化財課
その他	保存整備の手法検討のための発掘調査の実施	中期	文化財課
地形復元	稲荷山西部の修景	中期	文化財課（観光課）
散策路整備	カタクリ群生地・岩宿博物館・ゾーンIを連携させるルートの設定	中期	文化財課
伐採・植栽	自然環境のモニタリング及び植生調査	長期	文化財課（生活環境課）
施設等整備	屋外活動の検討	中期	文化財課（観光課）
	史跡管理及び屋外活動の拠点整備	短期	文化財課
地形復元	排水対策と修景	短期	文化財課
散策路整備	各ゾーン間を連携させる散策路の設定	中期	文化財課
	散策路の境界表示の擬木の配置、ウッドチップ	中期	文化財課
伐採・植栽	支障木の伐採及び環境整備	長期	文化財課
	自然環境のモニタリング及び植生調査	長期	文化財課（生活環境課）
施設等整備	屋外活動の検討	短期	文化財課（観光課）
	史跡管理及び屋外活動の拠点整備	短期	文化財課
	岩宿小丘全体の解説板・地形模型	短期	文化財課
	解説板の整備、Web解説の整備	短期	文化財課
安全対策	危険箇所のモニタリングと防災施設の整備	長期	文化財課・危機管理課
その他	条件が整ったうえで追加指定し、その後整備	長期	文化財課
施設等整備	岩宿博物館常設展示の更改	中期	文化財課
	施設の長寿命化対策・改修	中期	文化財課・教育総務課
	活用のためのプログラムの拡充・開発	短期	文化財課・学校教育課・社会教育課・観光課
その他	風致地区の拡大など乱開発の抑制	中期	都市計画課（文化財課）
	条件が整ったうえで、バッファゾーンとして環境整備	長期	文化財課
その他	条件が整ったうえで追加指定し、その後整備	長期	文化財課

第44図 計画範囲内における整備の基本方針(2)（整備の内容と計画期間及び関係課）

3. 史跡内の拠点整備

本計画での史跡内における整備の重点箇所は、次の4箇所を見込む。整備の重点箇所に設定した理由は、以下のとおりである。

- ・史跡の価値の枢要な部分を占めるが、一部の調査地点は調査の重要性が周知されず、ゾーン全体が活用されているとはいいがたいこと（ゾーンⅠ、ゾーンⅡ）
- ・整備により活用が促進されることで見学者が来ることにより、史跡内で起こった異常箇所の検知がしやすくなること（ゾーンⅠ、ゾーンⅡ）
- ・広大な史跡指定地内の管理作業を効率的に実施するために、管理車両の搬入等が可能な平坦地をもつこと（ゾーンⅡ、ゾーンⅢ（稲荷山西麓）、ゾーンⅣ（琴平山東造成地））
- ・平坦地をもち、植栽等の景観復元や活用のための場を整備することにより、史跡が保全されたり、自然観察や史跡を活用した体験学習等の活用の幅が広げられ、史跡全体の保存活用につながること（ゾーンⅡ、ゾーンⅢ（稲荷山西麓）、ゾーンⅣ（琴平山東造成地））

（1）ゾーンⅠの整備（ゾーンⅤの解説板の設置を含む）

①整備を行う理由

ゾーンⅠは、A地点、B地点、C地点、F地点を含み史跡の枢要な場所として位置づけている。これまでの整備においてはA地点・B地点の整備の中心となり、その他の地域においては史跡の保存に軸が置かれてきた。

- ・A地点は、調査地点の裏が通路の開削により露頭が生じており、風化や倒木により史跡の本質的価値を損ねるおそれがあること。
- ・C地点は、山林化が進み、遺物包含層への悪影響が懸念されること、調査地点の位置が明示されず重要な調査地点として周知されているとはいいがたいこと。
- ・F地点は指定以前の造成により景観を損ね、倒木や露頭の風化により、周囲の遺物包含層への悪影響が懸念されること。
- ・来場者はA地点とB地点（史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設）に偏っており、ゾーン全体を保存活用していくために散策路等の整備が必要であること。
- ・B地点に整備された遺構保護観察施設は、整備から30年を経過し解説映像等の活用の内容がほぼ当初の内容のままとされており、日本の旧石器時代研究の現状に合っていないこと。また、施設を地下埋設にしたことにより、高湿度の環境下にあり機器の故障や内壁の劣化が進んでいること。

②整備の方針と方法

- ・A地点とF地点の地形復元を行う。
- ・ゾーン全体を周回できる散策路の整備、C地点の解説板、F地点の整備（植栽や散策路、解説板や地形模型等の活用のための施設等の設置）を行う。
- ・地形模型を設置する（F地点またはB地点の史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設内）。また、史跡内での整備が可能であればE地点の石器ブロックの復元等を行う。
- ・遺構保護観察施設（空調等の機器・内壁）の改修、活用に係る映像や展示内容の更改を行う。

(2) ゾーンⅡの整備

①整備を行う理由

ゾーンⅡは、D地点を含み史跡の枢要な場所として位置づけた。

- ・広い地域がゴルフ練習場であったことから、施設や工作物の一部が残存し、史跡の価値を損ねている。
- ・重要な調査が行われた地点であるにもかかわらず、発掘調査の成果等が研究途上であることもあり、その重要性が周知されているとはいいがたい。
- ・ゾーンⅠや岩宿博物館からは離れており、史跡の保存管理や来場者を誘導し活用するための拠点となる場としての整備が必要である。

②整備の方針と方法

i) 短期的な整備

- ・説明板の整備や標柱の再設置など短期的な整備を行う（調査地点の重要性の周知）

ii) 中長期的な整備

- ・保存整備を実施するにあたり、史跡の内容確認を含む学術調査等を関係機関等の協力を仰ぎ実施する。
- ・調査の成果を踏まえ、整備により、来訪者をゾーンⅡにどのように誘導するか、ゾーン内の防空壕等のその他の要素や近郊の群馬県指定史跡岡登次郎兵衛景能公の墓など歴史的資産との連携を図っていくかなど、中長期的な視野で様々な整備を進めていく必要がある。

(3) ゾーンⅢ（稲荷山西麓）の整備

①整備を行う理由

- ・ゾーンⅢのうち稲荷山西麓は、畑地であったことから樹木等がなく草地化している。史跡外の活用の拠点となっている岩宿博物館やふれあい学習館・古代の里公園にも隣接しており、史跡や周辺の来場者の活用が見込まれる。

②整備の方針と方法

- ・地形の復元や樹木等の植栽や散策路（史跡の管理車両の進入路も兼ねる）等の整備を行う。雑草の



■写真 184 平成 20 年 7 月のダウンバースト被害



■写真 185 平成 29 年 10 月の台風による
史跡側からの湧水

繁茂の抑制や洪水対策、岩宿博物館・古代の里公園・カタクリ群生地等への移動の安全性や利便性を高める。

・有用な植物を植栽するなどにより岩宿博物館での体験学習等の史跡を活用した学習に資する効果が見込まれる。

・整備期間としては、岩宿人の暮らしと知恵を体験を通して学ぶため草地かつ平坦地の広場的な空間での野外活動（実施主体や活用プログラムの開発や整備のレイアウト）を検討する必要があることから、中期的な視野に立ち整備を行っていくものとする。

（４）ゾーンⅣ（琴平山東造成地）の整備

①整備を行う理由

・ゾーンⅣのうち琴平山東造成地は、史跡指定以前に土砂採集や造成が実施され、２段のひな壇状の平坦面である。昭和 62 年に治山工事と保水や修景のためニセアカシア（ハリエンジュ）の植栽が行われた。ニセアカシアは成長が早いですが、根張りが狭く浅いことから、強風や集中豪雨等より倒れることがある。平成 20 年 7 月に群馬県東部で発生したダウンバースト現象の被害は史跡内にも及び、琴平山東造成地は壊滅的な被害となり、荒地地となって現在に至っている。

その結果、夏季は雑草の繁茂が著しく、台風や集中豪雨による湧水が周辺の人家に及ぶ一因が荒地地にあるのではないかと指摘がされ、地域住民から改善の要望が強く出されている。

・琴平山東造成地は、史跡指定地内においては貴重な平坦面となっている。ゾーンⅠや岩宿博物館から離れた場所にあることから、史跡の保存管理の拠点として整備するとともに、史跡の安全対策や野外活動等の活用に供していくための整備をすることが必要である。

②整備の方針と方法

・管理用車両の進入が可能な散策路を整備し、史跡の保存管理の拠点とするほか、植栽や地形模型を設置し史跡の活用が進んでいない琴平山東部から南部にかけての活用の拠点とする。

・ゾーンⅣに区分したが、造成地の遺物包含層の保存状況は不詳であることから、現地に残されたニセアカシア（ハリエンジュ）の抜根への工事立会や発掘調査等による確認を行う。

・史跡周辺には排水のための暗渠の整備が進められていることから、整備に伴う排水対策において暗渠をつなぐことも検討・実施する。

・整備期間としては、史跡の景観が損なわれていることや、雑草の繁茂や排水対策の要望が強いことから、短期的な視野に立ち整備を行っていくものとする。

4. 公開に必要な情報発信のための施設の整備

(1) 前提

- ・既存の施設として、史跡内には史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設及び史跡外に岩宿博物館が整備されている。
- ・おのおの常設展示が、躯体の老朽化や展示設備の改更といったハードウェア、展示内容や映像解説のようなソフトウェアの部分においても見直しが必要となっている。

(2) 整備の方針

- ・公開に必要な情報発信のための施設は、既存の施設をそのまま生かしていくものとする。
- ・2つの施設の老朽化調査は平成29年度に実施済みである。施設の躯体や常設展示等の改修は、みどり市施設総合管理計画に基づき、中長期的な視野での改修等の整備を行うものとする。遺構保護観察施設の改修や映像等の活用面での整備の方針は、本章第2項「(5) 史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の改修等の整備」に記載のとおりとする。

5. 便益施設の整備

(1) 前提

- ・駐車場はゾーンV内に1ヶ所（遺構保護観察施設用駐車場）、ゾーンVIに4ヶ所（岩宿博物館第1～第3駐車場、鹿の川沼駐車場）それぞれ整備されている。トイレはゾーンVに1ヶ所（遺構保護観察施設駐車場内）、ゾーンVIに3ヶ所（第1・第3駐車場内、岩宿の里「ちびっ子広場」内）それぞれ整備されている。
- ・現状の管理状況は、ゾーンVの駐車場とトイレは終日開放、その他の駐車場とトイレは夜間閉鎖している。史跡と周辺の散策者の増加により、トイレの開放時間の延長や駐車スペースの改善、史跡周辺に街灯が少なく、防犯対策上街灯の設置が求められている。

(2) 整備の方針

- ・駐車場とトイレは、既存の施設を生かすものとする。なお、既存のトイレは条件が整い次第、洋式化を進めるものとする。トイレの開放時間の延長は、駐車場の管理と一体となっているため限定的なものとなるが、「ちびっ子広場」のトイレの開放時間の延長を検討する。
- ・駐車スペースの改善は、風致地区にあることから緑地を確保しながら暫時行っていくものとする。
- ・街灯は、史跡外の適地に設置していくよう担当部局に要望を行い、条件が整った場所に順次設置していくものとする。

第X章 運営体制

1. 目指すべき運営と体制

第Ⅶ章から第Ⅸ章にかけて、保存・活用・整備の方針を示してきた。

史跡岩宿遺跡の保存活用に関する管理・運営は、みどり市における文化財行政を担っているみどり市教育委員会文化財課（文化財係及び岩宿博物館）が中心になって行う。

しかし、実際の管理・運営にあたっては文化財課のみでは限界があることから、みどり市の行政全体を横断した連携や、市民・関係機関・民間団体・研究者と連携して運営の体制を構築していく必要がある。

そして、市民・行政・関係機関・民間団体・研究者の間で史跡の価値が共有され、より効果的に保存と活用が実現されていくことを目指すものとする。

2. 各体制の構築

（1）史跡の管理体制

岩宿遺跡の史跡指定地は、昭和54年の指定当初から、指定地全体の公有地化を進め、稲荷神社の境内地及び琴平山配水池の敷地を除き公有地化が完了していることから、みどり市が実質的な史跡管理団体となっているが、正式な管理団体とはなっていない。

本計画策定の認定前に、みどり市が正式な管理団体として文化庁からの認定を受ける必要があるが、今後とも継続してみどり市が史跡の適切な保存管理を行っていくことには変わらない。

史跡の保存管理に関する事業は、文化財課が中心になって行うものとするが、岩宿遺跡を活用した地域の振興に関する事業や、防災や実際に災害が起こった時の対策は、文化財課のみでは対処できない場合があることも想定される。

史跡の管理及び活用にあたっては、みどり市の関係部局と連携し、史跡岩宿遺跡をはじめとした文化財の価値を共有し、その保存と活用に関する緊密な情報交換や助言・支援が要請できる体制を構築する。

①通常管理

史跡内の通常管理は文化財課において実施するが、公益的施設の管理はみどり市の関係部局や関係団体が継続して実施するものとする。通常管理に係る組織・団体は第44図にも別記する。

・公益的施設（道路、配水管、電柱・電線、都市ガス管等）の管理

建設課・群馬東部水道企業団・東京電力パワーグリッド株式会社・桐生瓦斯株式会社

・史跡内のアカマツの枯損木の伐採・消毒

農林課

本計画中の史跡外の各ゾーンの公益的施設の管理は、それぞれの管理団体が行うものとする。

・史跡周辺の公園管理・整備（岩宿博物館・古代の里公園・鹿の川沼・岡登用水親水公園）

文化財課・岩宿博物館・建設課・農林課・藪塚台地土地改良区

ゾーンⅤやゾーンⅦ、ゾーンⅧにおいて実施される開発行為については、以下の関係部局と連携を図り、文化財の適切な保存を図っていくものとする。

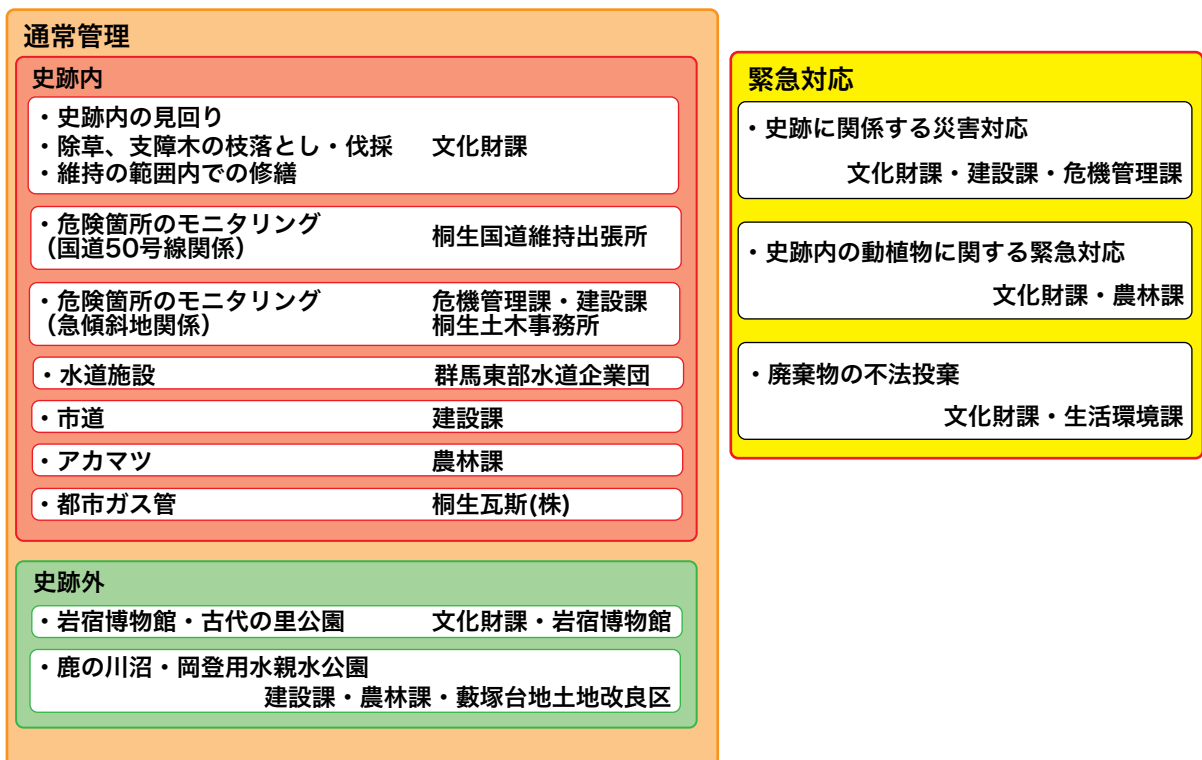
文化財課・建設課・都市計画課・建築指導課・群馬県県土整備部太田土木事務所

その他、史跡内における危険箇所のモニタリングは、関係部局等との連携を図っていくものとする。
文化財課・危機管理課・建設課・群馬県県土整備部桐生土木事務所・国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所桐生国道維持出張所

②緊急対応

台風や集中豪雨、突風や地震等の自然災害、経年の地盤の緩み等様々な理由により引き起こされる緊急対応には文化財課のみでは対応できないことから、みどり市の関係部局の協力を得るものとする。緊急対応への関係部局は第45図にも別記する。

- ・史跡に関する倒木・土砂災害・その他の災害
文化財課・建設課・危機管理課
- ・史跡内の動植物に関する緊急対応
文化財課・農林課
- ・史跡及び史跡周辺の公共用地内で生じた廃棄物等の不法投棄
文化財課・生活環境課



第45図 史跡の管理体制

(2) 史跡の活用・整備

①史跡の活用に向けた市民との協働体制の構築

i) 岩宿博物館友の会

史跡の活用に関しては、既存の団体に岩宿博物館友の会がある。友の会は、①岩宿時代を学び、考えていく中で会員相互の知識と同好の人々の親睦を深めていくこと、②博物館活動を支援することの2点を主旨として平成5年に設立された。友の会には、各サークルにおける自主的な活動のほか、活動で得られたことを石器づくりや土器づくり、古代料理といった岩宿博物館の各種体験学習等の博物館活動に支援をいただいている。日本の旧石器時代（岩宿時代）の理解や情報発信を進めていく上で連携の強化を今後とも図っていく。

ii) 岩宿の里に古代米を栽培する会

岩宿博物館の周辺部の活性化を図るために、平成21年に稲荷山の西・岩宿博物館の北に古代の里公園やふれあい学習館が整備され、公園内には古代米を栽培する水田や畑が整備された。岩宿の里に古代米を栽培する会もそれに際して組織され、岩宿の里米っこクラブの活動を指導し、地域のこどもたちに通年で米作りを指導している。米っこクラブの活動には、児童の保護者も参加するなど、「岩宿遺跡のめざす姿」として掲げた、多くの人が集まり、地域に活気をもたらす仕組みづくりに大いに貢献している。今後とも連携を継続・強化し、地域に活気をもたらす仕組みの構築を進めていく。

iii) 文化財愛護団体の組織

史跡と周辺には、生涯学習や学校教育の場だけでなく、健康づくりや子育て、自然観察等様々な目的で来場する人々がいる。そのような人々や地域の人々を活用の場に巻き込んでいくことで、文化財の保護に関心を持ってもらえるような仕組みを作っていく。

史跡の管理及び活用に関しては、「みどり市文化財保護ボランティア設置要綱」が設置されているが実質的な活動はされていない。制度の周知や改正などを通じて体制づくりを整えることなど、市民が行政と手を携えて史跡の保存活用に参画できる体制を構築する。

iv) 活用に係るプログラムづくり

岩宿遺跡には、歴史の学習の場だけでなくカタクリ群生地のような史跡の副次的な価値を観るために来訪する人も多い。また、史跡内では、稀少な野鳥の観察など、様々な目的で来訪したり屋外活動を自



■写真 186 友の会会員による石器づくりの指導



■写真 187 岩宿の里に古代米を栽培する会

発的に行っている個人や団体も散見される。

第Ⅷ章にも記載したが、岩宿遺跡の持つ魅力が1年を通じて感じることができるイベントの創出や、参加者が将来的には友の会のような関係団体に合流し岩宿遺跡の保存活用を盛り上げていけるようなプログラムづくりを行う。

プログラムづくりについては、行政では生涯学習に係る社会教育課、観光課、関係団体では、市内の社会教育団体、博物館友の会やみどり市観光ガイドの会、そして民間企業との連携も視野に入れる。

②学術の振興

i) 岩宿遺跡の発掘調査

史跡の保存整備に必要な発掘調査は、大学等の機関と連携することを視野に文化財課が中心になって行い、学術的な成果の公表や研究は岩宿博物館が中心になり推進する。

また、大学などの機関により史跡内において学術的な調査が実施される場合においては、文化財課も係員の派遣等、調査に関与するものとする。

ii) 岩宿博物館の学術振興事業

岩宿遺跡への理解を広めることや旧石器時代文化研究の深化と振興を実現するために、岩宿博物館を中心に岩宿フォーラム等の既存の学術的な事業を拡充させる。なお、学術的な事業の推進にあたっては、岩宿遺跡および岩宿文化の情報発信に理解を得るため、多くの市民が参加できるような事業内容の検討が必要である。

iii) 岩宿文化賞

岩宿文化賞は、日本の旧石器時代に関する学術振興のための事業の大きな柱の1つになっている。本賞は日本の旧石器時代研究者の目標となっており、学生部門賞もみどり市内及び群馬県内では一定の認知度を持つようになってきた。今後の史跡の保存活用を進めていく上で、多くの研究者または岩宿遺跡に関心を持つ市民を育てていくために、研究奨励賞一般部門賞の推薦が増えるよう運営方法を見直したり、学生部門賞の応募が関東一円から全国に広がっていくよう周知を広げていく必要がある。

③史跡の整備

史跡の整備は、局所的に実施する場合や、拠点を設けて総合的に実施する場合がある。整備にあたっては、みどり市教育委員会文化財課が、文化庁及び群馬県並びに今後保存活用計画策定委員会から発展させた「保存整備委員会」の指導・助言のもと、史跡のめざす姿を達成していくために、市民の理解を得ながら、みどり市内部で連携をとり、進めていくものとする。

整備に係るみどり市内部の連携体制については第Ⅸ章の第44図に掲載した。

3. 円滑な運営のための方策

上記された史跡の保存管理・活用・整備を運営するにあたっては、関係することが見込まれる各機関・団体・個人は、第 41 図・第 44 図・第 45 図に示したように多岐にわたる。関係者が多くなることによって、業務の増大が予想されることから、様々な事業の実施にあたっては、適切な人的措置や予算措置により、運営体制を整備していく必要がある。

また、史跡をめぐる各事業を円滑に運営していくために、それぞれの進捗状況を点検し、保存管理及び活用のあり方を恒常的に検討していくものとする。

第XI章 施策と進捗管理

第I章第I項で示したとおり、本計画の実施期間は10か年度とし、令和3年度から令和12年度までとした。計画期間に実施する各種の保存管理及び活用に関する諸施策を以下のように定めるものとする。

諸施策は、計画期間の前半に着手する短期的計画、計画期間の前半を準備期間とし後半に事業に着手する中期的計画、期間を定めず条件が整った上で事業に着手する長期的計画のなかで進捗管理を行うものとする。

1. 施策と計画期間

(1) 恒常的な保存管理と整備活用

史跡内及び史跡外の本計画の策定に関わる場所の保存管理を継続して実施する。保存管理のうちみどり市教育委員会文化財課及び文化財課以外の所管する諸機関や団体は第X章第2項（第45図）に記載のとおりである。

(2) 短期的計画期間内に実施する施策（令和3年度～令和8年度）

史跡及び周辺の早急に対応すべき課題点を本計画の計画期間の概ね前半にあたる令和3年度から令和8年度までの6か年度を短期的計画として位置づけ、以下の調査や保存整備を実施するものとし、令和3年度は、その準備期間として位置づけるものとする。

①ゾーンⅠの保存整備（令和4年度～令和8年度）

A地点裏及びF地点には過去の造成等により関東ローム層が露出し、地層の風化や倒木により史跡の本質的価値である遺物包含層が損なわれるおそれがあり、遺物包含層の保存のため整備を早急に行っていく必要がある。この保存修理のための整備に合わせ、以下の整備の実施を進めていくものとする。

- ①C地点に至る散策路と解説板を整備する。散策路の一部は地目上道路となっている部分の活用を検討する。
- ②B地点では、解説動画の更新を行う。
- ③F地点では、B地点から連続する活用の拠点として位置づけ、植栽、解説板、地形模型等の整備を行う。

②ゾーンⅡの擁壁改修工事（令和4年度～令和8年度）

旧ゴルフ練習場跡の玉石積み擁壁が老朽化している。令和4年度に改修のための調査を実施し、令和8年度までに改修を完了できるよう事業を実施する必要がある。また、擁壁の改修に合わせ、D地点の解説板の整備を行うものとする。

③ゾーンⅣの保存整備（令和４年度～令和８年度）

琴平山東造成地の保存整備工事を行う。当該地域は、平成 20 年のダウンバーストにより樹木が軒並み倒れ、草地化したことにより史跡の景観を損ね、山としての保水力が低下している地域である。また、この地域は、過去の造成により比較的広い平坦面がひな壇状に整地され遺物包含層が広範囲に損なわれていることが予想されることから、琴平山の東部から南部にかけての史跡の保存管理と活用の拠点として以下の整備を行うものとする。

- ①地下水の保水・排水に関する設備の埋設
- ②散策路を兼ねた管理用通路の整備
- ③旧石器時代の学習と保水に供する樹木等の植栽
- ④史跡全体の説明板や地形模型等の整備

④ゾーンⅤの説明板の設置（令和４年度～令和８年度）

条件が整った場所に岩宿遺跡 E 地点の調査概要を表示する説明板を設置。既存の案内板を利用することや撤去することも検討する。

（３）中期的計画期間内に実施する施策（令和３年度～令和 12 年度）

本計画の計画期間の全体にあたる令和３年度から令和 12 年度に実施する計画を中期的計画として位置づける。中期的な計画として、短期的計画により実施された諸事業の進捗状況を見定めながら、令和 9 年度から順次事業に着手するものとするため、準備期間は令和３年度から令和 8 年度までの間とするが、実施可能な事業は前倒しして実施することも可能とする。

①史跡範囲全体で共通する施策（ゾーンⅠ～ゾーンⅣ）

- ①史跡内の既存の散策路の整備。史跡の本質的価値を損なわないよう工法を検討する。
- ②史跡周辺の安全対策や稀少植物等の保護を視野に入れた樹木の適正な樹高や数量等、植生の維持管理のための調査の実施、及び調査の結果による樹木等の管理の着手。

②ゾーンⅡの保存整備

ゾーン内の内容確認のための発掘調査を実施し、保存整備のための基礎資料を得る。発掘調査にあたっては、大学等の研究機関と連携するほか、発掘調査にあたっては現地説明会の実施など市民への公開の機会を設ける。

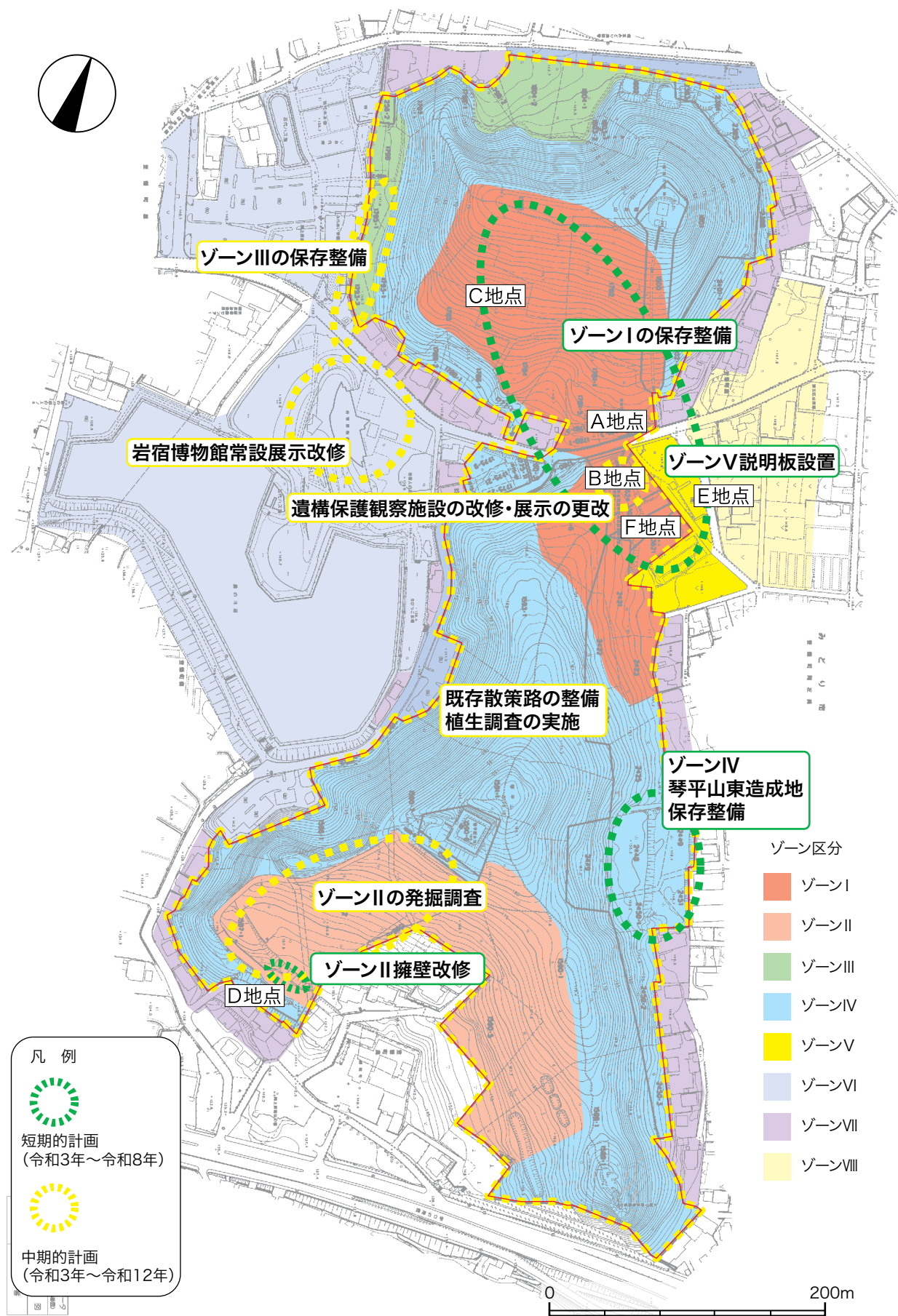
③ゾーンⅢの保存整備

稲荷山西麓の平坦面の修景と岩宿博物館とを連携させる散策路を整備する。整備にあたっては以下の手法が考えられる。

- ①史跡指定以前に畑地であったときの削平地の修景（旧地形に復元）
- ②史跡の活用と保水に供する樹木等の植栽
- ③散策路の整備

施策		令和											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
恒常的施策	通常管理												
	緊急対応												
	史跡の活用・情報発信												
	史跡の保存・管理・活用・整備等に係る施策の点検												
												●第2次保存活用計画策定	
短期的計画	史跡岩宿遺跡保存整備事業(第Ⅰ期)												
	ゾーンⅠの保存整備(映像改修含む)												
	ゾーンⅤ説明板設置												
	ゾーンⅣ琴平山東造成地保存整備												
	ゾーンⅡ擁壁改修												
中期的計画	史跡岩宿遺跡保存整備事業(第Ⅱ期)												
	植生調査の実施・散策路の整備												
	ゾーンⅢの保存整備												
	遺構保護観察施設の改修・展示の更改												
	ゾーンⅡの発掘調査												
	岩宿博物館常設展示改修												
長期的計画	史跡の保安・安全対策に係る諸整備												
	ゾーンⅡの保存整備												
	史跡の追加指定												
	バッファゾーンの確保と整備												
	植生の維持管理のための調査結果に基づく植栽												
	史跡の保存活用に向けた												

第 46 図 施策の進捗計画



第 47 図 施策の実施計画地（整備）（縮尺：1/4,000）

④岩宿博物館の常設展示の改修工事

岩宿博物館の常設展示の改修を実施する。常設展示は、一部展示資料の追加はあったが、平成4年の開館以降、展示内容に大きな変化がなかったものである。常設展示についての改修のスケジュールは以下のように実施していくものとする。

- ①準備期間（令和3年度～令和7年度）：展示内容と構成の検討、事業実施に係る積算、展示工事にあたっては長期の休館期間が見込まれることから代替の展示施設の検討等
- ②基本計画
- ③基本設計
- ④実施設計
- ⑤展示工事

（４）長期的計画

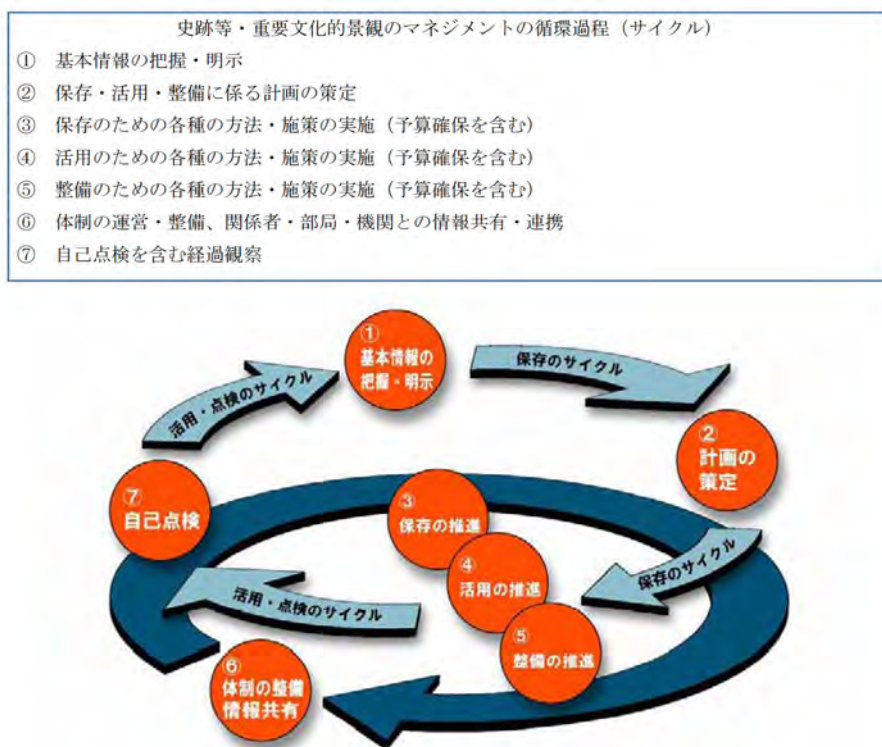
本計画の中において、計画期間が定められず、条件が整った時点において実施する諸事業の準備期間を長期的計画として位置づける。短期的・中期的計画により実施された諸事業の進捗状況を見定めながら、実施可能な事業は本計画の実施期間中においても前倒しすることも可能とする。本計画の策定段階において見込む保存活用及び整備に関する長期的計画は以下の事業があげられる。

- ①史跡の保安・安全対策に係る諸整備（ゾーンⅣほか）
- ②ゾーンⅡの保存整備
- ③史跡の追加指定（ゾーンⅧ）
- ④バッファゾーンの確保と整備（ゾーンⅧ）
- ⑤植生の維持管理のための調査結果に基づく、樹木や草本の植栽（ゾーンⅠ～ゾーンⅣ）
- ⑥史跡の保存活用に向けた市民との協働体制の構築

2. 施策の進捗状況の把握と見直し

史跡の適切な保存及び活用は将来にわたり継続して取り組むべき課題であることから、本計画に記載された諸施策を定期的に点検評価する必要がある。岩宿遺跡が関係する既存の点検評価には、みどり市の事務事業（文化財保護運営事業・文化財活用事業・岩宿文化賞事業・岩宿博物館管理運営事業・岩宿博物館常設展示事業・岩宿博物館企画展示事業・岩宿博物館講座事業・岩宿博物館体験学習事業等）での点検がある。史跡岩宿遺跡の保存及び活用に関する施策の進捗状況の把握においては、史跡の保存と活用に重点を置いた点検指標の設定を行い、それに基づき、本計画に示された施策とその進捗状況や新たな課題の抽出を行い、公表することにより見直しを行うものとする。

なお、点検指標の設定にあたっては、文化庁から「史跡等・重要文化的景観の循環過程（サイクル）」において、7項目の点検指標が示されている。



第 48 図 史跡等・重要文化的景観のマネジメントの循環過程（サイクル）
（文化庁 2015『史跡等・文化的景観マネジメント支援報告書』から転載）

3. 施策の進捗管理のための具体的な手法

施策の進捗管理にあたっては、保存管理、活用、整備、運営体制について、進捗状況や実績の点検、施策の進捗の中で新たに生じた課題の抽出といった指標を明示する自己点検表を年1回作成する。

点検結果は、実施中の施策や本計画の見直し、ならびに今後実施される保存整備計画の策定に関する基礎資料として利用するほか、みどり市ホームページ (<https://www.city.midori.gunma.jp/>) に公開し、保存活用に関する市民の意見を聴取する材料とするなどの活用を図っていくものとする。

第50図にみどり市教育委員会の事務事業の点検表を参考にした点検表案を示す。例えば、短期計画として提示した各施策は次の事務事業に対応する（第49図）。

施策を継続的に推進させていくためには、行政による点検評価の公表で終わらせるのではなく、専門委員会等を組織し、第三者に施策の実施計画や進捗状況、課題点の改善方法についての提言を受ける等の方法がある。具体的には、史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会を（仮称）「史跡岩宿遺跡保存整備・活用委員会」に組織改正し、史跡岩宿遺跡に関係する様々な施策への諮問を行っていく等の手法が考えられよう。

施 策	事務事業
①ゾーンⅠの保存整備	史跡岩宿遺跡保存整備事業（新規に設定）
②ゾーンⅡの擁壁改修工事	文化財保護運営事業
③ゾーンⅣの保存整備	史跡岩宿遺跡保存整備事業
④ゾーンⅤの説明板の設置	文化財活用事業

第49図 施策（短期的施策）と事務事業の対照

史跡岩宿遺跡の保存活用に係る事業評価シート（案）

No. ○

◎総合計画における事業目標

総合計画施策名	文化財の保護と活用	担当課	文化財課		
		体系コード	2	3	
施策の成果指標	①毀損・修理または保存整備を要する指定・登録文化財数	目指そう値	5 件		
	②市民が認識している市内文化財数（7項目中）		4 件		

◎史跡岩宿遺跡の適正な保存・活用に向けた 年度事業の評価

事業名	
基本状況	
事業の目的 (何をやるのか)	
〇〇に関すること	
運営体制	
〇年度事業の 取り組み内容	

この事業を行うための費用	事業コスト	区 分		〇決算	〇決算	〇予算	〇決算(概算)
		事業費 ①	(千円)				
		うち一般財源	(千円)				
		人件費(概算)②	(千円)				
		総コスト①+②	(千円)				

実施結果と成果 (何をどのようにして、何がどのようになったのか)	
-------------------------------------	--

今後の課題と改善に向けた方向性	<table border="1"> <caption>自己点検表の棒グラフデータ (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>〇年度 (青)</th> <th>〇年度 (橙)</th> <th>〇年度 (灰)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要性</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>有効性</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>経済効率</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>正確信頼</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	〇年度 (青)	〇年度 (橙)	〇年度 (灰)	必要性	3.0	4.0	4.0	有効性	3.0	4.0	4.0	経済効率	3.0	4.0	3.0	正確信頼	4.0	4.0	4.0
項目	〇年度 (青)	〇年度 (橙)	〇年度 (灰)																		
必要性	3.0	4.0	4.0																		
有効性	3.0	4.0	4.0																		
経済効率	3.0	4.0	3.0																		
正確信頼	4.0	4.0	4.0																		

第 50 図 施策の進捗管理のための自己点検表（案）

引用参考文献

- 相沢忠洋 1969 『岩宿の発見』（講談社）
- 相澤忠洋・関矢晃 1988a 「岩宿遺跡（相澤忠洋所蔵資料）」（『群馬県史 資料編 1』、群馬県）
- 相澤忠洋・関矢晃 1988b 『赤城山麓の旧石器』（講談社）
- 新井房夫 1971a 「北関東ロームと石器包含層 ― とくに前期旧石器文化層の諸問題」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 新井房夫 1971b 「論評に対する原著者の回答」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 新井房夫 1971c 「芹沢論文に対する論評」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 安蒜政雄 1984 「日本の細石器文化」（『駿台史学』第 60 号）
- 安蒜政雄 1986 「先土器時代の石器と地域」（岩波講座『日本考古学 5 文化と地域性』）
- 安蒜政雄・若月省吾・須賀博子 1995 「岩宿遺跡 C 地点出土の土器と石器」（『明治大学考古学博物館 館報』10、明治大学考古学博物館）
- 伊勢崎市教育委員会 2017 『史跡上野国佐位郡正倉跡保存活用計画』
- 井上唯雄・若月省吾 1983a 「山際窯跡」（『笠懸村誌別巻 1』、笠懸村）
- 井上唯雄・若月省吾 1983b 「堀上遺跡」（『笠懸村誌別巻 1』、笠懸村）
- 井上唯雄・若月省吾 1983c 「岩宿遺跡」（『笠懸村誌別巻 1』、笠懸村）
- 井上唯雄・若月省吾 1983d 「鹿の川窯跡」（『笠懸村誌別巻 1』、笠懸村）
- 井上唯雄・若月省吾 1983d 「鹿の川遺跡」（『笠懸村誌別巻 1』、笠懸村）
- 岩宿博物館 2011 『岩宿時代 - 岩宿博物館 常設展示解説図録 -』（改訂版）
- 岩宿博物館 2017 『岩宿時代 - 岩宿博物館 常設展示解説図録 -』（改訂版第 2 刷）
- 笠懸野岩宿文化資料館 1992 『岩宿時代 - 笠懸野岩宿文化資料館 常設展示解説図録 -』
- 笠懸町教育委員会 1990 『史跡岩宿遺跡』
- 笠懸町教育委員会 1993 「沢田遺跡第 2 次発掘調査」（『笠懸町内遺跡 I』）
- 笠懸町教育委員会 1993 「岩宿 II 遺跡」（『笠懸町内遺跡 I』）
- 笠懸町教育委員会 1995 『笠懸町内遺跡 II』
- 笠懸町教育委員会 1990 『史跡岩宿遺跡（改訂版）』
- 笠懸町教育委員会・笠懸野岩宿文化資料館 1994 『笠懸町「岩宿の里」・笠懸野岩宿文化資料館施設要覧』
- 笠懸村教育委員会 1984 『史跡岩宿遺跡保存整備基本計画書』
- 笠懸村教育委員会 1986 『史跡岩宿遺跡保存整備基本設計』
- 笠懸村教育委員会・歴史環境計画研究所 1987 『史跡岩宿遺跡保存整備実施設計報告書』
- 小菅将夫 2002 「岩宿 II 遺跡第 3 次調査」（『第 8 回石器文化交流会 - 発表要旨 -』、石器文化研究会）
- 小菅将夫 2007 「群馬県 岩宿遺跡」（『考古学ジャーナル』561、ニューサイエンス社）
- 小菅将夫 2009 『岩宿遺跡はどのような遺跡だったのか』（岩宿博物館）
- 小菅将夫 2014 『「旧石器時代」の発見・岩宿遺跡』（新泉社）
- 小林国夫 1971 「芹沢論文に対する論評」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 澤口宏 1985 「地形・地質」（『笠懸村誌 上巻』、群馬県新田郡笠懸村）
- 澤口宏・宮崎俊弥編 2014 『大間々扇状地 - 人と自然の関わり -』（みやま文庫）
- 杉原荘介 1956 『群馬県岩宿発見の石器文化』（明治大学文学部研究報告 考古学第 1 冊、明治大学）
- 杉原荘介 1971 「新井論文に対する論評」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 須藤隆司 1988 「岩宿遺跡 A 地点」（『群馬県史 資料編 1』、群馬県）
- 芹沢長介 1971a 『群馬県笠懸村岩宿遺跡緊急発掘調査概報 - 昭和 45 年度発掘調査による C 地点及び D 地点の概要 -』（笠懸村教育委員会）
- 芹沢長介 1971b 「前期旧石器に関する諸問題」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）

- 芹沢長介 1971c 「論評に対する原著者の回答」(『第四紀研究』第10巻4号、日本第四紀学会)
- 芹沢長介 1971d 「新井論文に対する論評」(『第四紀研究』第10巻4号、日本第四紀学会)
- 田村確也 1987 「商工業」(『笠懸村誌 下巻』、笠懸村)
- 千葉市教育委員会 2017 『史跡 加曽利貝塚 保存活用計画』
- 津久井芳雄 1983 「稻荷山・琴平山の植生」(『笠懸村誌別巻1』、笠懸村)
- 直良信夫 1971 「芹沢論文に対する論評」(『第四紀研究』第10巻4号、日本第四紀学会)
- 日本旧石器学会 2010 『日本列島の旧石器時代遺跡-日本旧石器(先土器・岩宿)時代遺跡のデータベース』
- 前橋市教育委員会 2019 『史跡女堀保存活用計画』
- 松沢亜生 1985 「岩宿遺跡の石器」(『論集 日本原史』、吉川弘文館)
- みどり市 2013 『みどり市観光振興計画』
- みどり市 2018 『第2次 みどり市環境基本計画』
- みどり市 2018 『第2次 みどり市総合計画』
- みどり市教育委員会 2010 『史跡岩宿遺跡保存整備報告書』
- みどり市教育委員会 2011 『堀上遺跡』
- みどり市教育委員会 2013 「岩宿Ⅱ遺跡第6地点」(『みどり市内遺跡4』)
- みどり市教育委員会 2014 「岩宿遺跡D地点」(『みどり市内遺跡5』)
- みどり市教育委員会 2014 「鹿の川遺跡第3地点」(『みどり市内遺跡5』)
- みどり市教育委員会 2014 「堀上遺跡第5地点」(『みどり市内遺跡5』)
- みどり市教育委員会 2017 『岩宿遺跡F地点』
- みどり市教育委員会 2018a 『第2次みどり市教育大綱』
- みどり市教育委員会 2018b 「鹿の川遺跡第4地点」(『みどり市内遺跡8』)
- みどり市防災会議 2016 『みどり市地域防災計画』
- 若月省吾 1988 「岩宿遺跡C地点」(『群馬県史 資料編1』、群馬県)
- 若月省吾 1993 「群馬県笠懸町 - 地域の特性を活かした埋蔵文化財保護行政(29)-」(『考古学ジャーナル』561、ニューサイエンス社)

●資料編

● 法令・例規・補助要項等

- 文化財保護法（抄）
- 国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）
- 文化財保護法施行令
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
- 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則
- みどり市文化財保護条例（抄）
- みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会設置規則
- みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設条例
- みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設管理規則
- 岩宿博物館条例
- 岩宿博物館条例施行規則
- ふれあい学習館条例
- みどり市文化財保護ボランティアの設置運営に関する要綱
- みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

文化財保護法（抄）

（昭和二十五年五月三十日 法律第二百十四号）
最終改正 平成三〇年六月八日法律第四二号

第一章 総則
（この法律の目的）
第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
（文化財の定義）
第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡^{りょう}で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
（政府及び地方公共団体の任務）
第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
（国民、所有者等の心構）
第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用^{りょう}に努めなければならない。
3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。
（中略）
第二款 管理
（管理方法の指示）
第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
（所有者の管理義務及び管理責任者）
第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ず

べき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。
（所有者又は管理責任者の変更）
第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。
（管理団体による管理）
第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。
第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。
第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。
2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
（減失、き損等）
第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
（中略）
第三款 保護
（管理又は修理の補助）
第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財

の所有者又は管理団体に對し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勸告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に對し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勸告することができる。

2 前項の規定による命令又は勸告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勸告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な命令又は勸告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な勸告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勸告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の輕微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範圍は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第七款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勸告、指示その

他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(中略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(昭二九法一三一・昭四三法九九・昭五〇法四九・平一法一六〇・一部改正、平一六法六一・旧第五十七条繰下)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勸告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勸告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
 - 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
 - 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
 - 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
 - 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
 - 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)
- 第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
 - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。(文化庁長官による発掘の施行)
- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
 - 3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。(地方公共団体による発掘の施行)
- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
 - 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
 - 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。(返還又は通知等)
- 第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の

- 二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
 - 3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。(提出)
- 第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。(鑑査)
- 第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。(引渡し)
- 第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。(中略)
- (譲与等)
- 第一百六条 政府は、第四百条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第四百条に規定する報償金の額から控除するものとする。
 - 3 政府は、第四百条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。
- 第一百七条 都道府県の教育委員会は、第二百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第二百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。(遺失物法の適用)
- 第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物 (平一六法六一・旧第五章線下)

- (指定)
- 第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
 - 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
 - 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示

があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。))及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わ

- ないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
- (補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)
- 第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。
- (現状変更等の制限及び原状回復の命令)
- 第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。
- (関係行政庁による通知)
- 第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第一百八十四条第一項又は第一百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。
- (復旧の届出等)
- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
- (環境保全)
- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- (管理団体による買取りの補助)
- 第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。
- (史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)
- 第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に至るものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第一百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第一百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
- (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- (現状変更等の許可の特例)
- 第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第一百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。
- (認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)
- 第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。
- (認定の取消し)
- 第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。
- (管理団体等への指導又は助言)
- 第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするよう

に努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

(昭二九法一三一・昭四三法九九・一部改正、平一六法六一・旧第八十二条繰下・一部改正)

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

(聴聞の特例)

第百五十四条 文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 第四十五条第一項又は第二百二十八条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

二 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の中止命令

三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四 第九十六条第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 第二百五条第七項(第二百二十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会。次条において同じ。)は、前項の聴聞又は第四十三条第四項(第二百五条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(意見の聴取)

第百五十五条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

一 第三十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五条第一項又は第百三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第百五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日(同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)から三十日以内に、審査請求人及び参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員(同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。))が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあっては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。)が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第四十三条第一項又は第二百五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第百十三条第一項(第百三十三条において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体その他の法人の指定

2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人とする。))に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで(同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を準用する。

(参加)

第百五十七条 審査請求人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第百五十八条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(昭二九法一三一・追加、昭三七法一六一・旧第八十五条の六繰上・一部改正、平五法八九・平一一法八七・一部改正、平一六法六一・旧第八十五条の五繰下・一部改正、平二六法六九・一部改正)

(裁決前の協議等)

第百五十九条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決(却下の裁決を除く。)は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

(手続)

第百六十条 第百五十六条から前条まで及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求に関する手続は、文部科学省令で定める。

(中略)

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときは、そのものを当該関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第百九条第三項（第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。
- 4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条第二項（第百三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じて文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
 - 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。
 - 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
 - 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。
 - 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。
- 第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存

に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じて各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じて当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第百七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めることができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第百七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第百七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第百七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条

及び第七十条の六において同じ。)を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定による通知をし、又は第六十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもって足りる。

(中略)

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

- 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
- 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第三十五条第一項及び第二項、第六十六条第一項及び第三項、第六十一条並びに第三十条の規定を準用する。

(昭二九法一三一・全改、昭四三法九九・昭五〇法四九・平一一法一六〇・一部改正、平一六法六一・旧第九十五条繰下・一部改正)

第七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。
- 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第六十六条第一項及び第六十七条の規定を準用する。

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第六十九条の二から第六十九条の七までの規定を準用する。

- 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第六十九条の二第四項の認定(前項において準用する第五十三条の三第一項(前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。))又は第六十九条の三第一項の変更の認定を含む。)をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体

は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のために必要な限度において、無償で使用するができる。

- 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十七条 第六十四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(中略)

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することができる。

- 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のために必要な措置を講ずることができる。
- 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に必要な経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

- 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第六十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第六十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第六十八条、第六十二条、第六十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督
- 第四十三条又は第六十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令
- 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第六十一条の規定による調査又は調査のために必要な措置の施行
- 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第六十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。
- (中略)
- (修理等の施行の委託)
- 第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。
- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。
- (中略)
- (重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)
- 第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。
- 一 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理
- 二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。) 当該重要有形民俗文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理
- 三 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- (書類等の經由)
- 第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。
- (文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)
- 第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。
- (地方文化財保護審議会)
- 第百九十条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- (文化財保護指導委員)
- 第百九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)に、文化財保護指導委員を置くことができる。
- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。
- (事務の区分)
- 第百九十二条 第一百十条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百三条第三項及び第一百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- (中略)

第十三章 罰則

- 第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
- 第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者
- 第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十九条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第九十八条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第二百二十三条第二項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく、第三十六条第一項(第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 二 正当な理由がなく、第百二十一条第一項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 三 正当な理由がなく、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。))に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者
- 四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者
- 五 第五十三条の六(第八十五条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。))、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。))、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。))、第百二十九条の五(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第百三十条(第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の

命令に従わなかつた者

- 七 正当な理由がなく、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。))、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者
- 二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百十九条第二項(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十条(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三十三條(第八十条、第百十八条及び第百二十条(これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。))並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第三十四条(第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。))、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項(第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第百二十七条第一項、第百二十九条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第百三十三条の三、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三條第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第百十五条第四項(第百三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

(昭和二五年政令第二七六号で昭和二五年八月二九日から施行)

(中略)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）

(昭和二十六年五月十日)文化財保護委員会告示第二号

(最終沿革)平成八年二月九日文部省告示第六号

国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然

記念物指定基準並びに助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準を次のよ

うに定める。

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他の類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡

文化財保護法施行令

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第九十四条第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

（法第二百十六条の政令で定める処分等）

第二条 法第二百十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
- 二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
- 2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。
 - 一 前項各号に掲げる認可の別
 - 二 当該認可に係る区域
 - 三 当該認可を受けける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

（法第四百十一条第二項の規定による協議）

第三条 文化庁長官が法第四百十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五

五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

七 墳墓及び碑

八 旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

（昭和五十年九月九日） 政令第二百六十七号）
最終改正 同三一年一月三〇日同第一八号

号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからリまでに及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十一条（法第二百十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していな

い建築物等に係るものに限る。）

- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行うとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（中略）

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

（中略）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和二十六年三月八日）

（文化財保護委員会規則第八号）

最終改正 平成十七年三月二十八日文部科学省令第一号改正

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）

第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所

六 管理責任者の職業及び年令
七 選任の年月日
八 選任の事由
九 その他参考となるべき事項
(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 管理責任者の氏名及び住所
六 解任の年月日
七 解任の事由
八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項
(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
五 新所有者の氏名又は名称及び住所
六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
七 変更の年月日
八 変更の事由
九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。
(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 旧管理責任者の氏名及び住所
六 新管理責任者の氏名及び住所
七 新管理責任者の職業及び年齢
八 変更の年月日
九 変更の事由
十 その他参考となるべき事項
(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
七 変更の年月日
八 その他参考となるべき事項
(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
十一 滅失、き損等の事実を知った日
十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。
(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二十八日文部科学省令第一一号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年七月一三日 文化財保護委員会規則第十号
最終改正 平成二十七年一二月二一日 文部科学省令第三六号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府

県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記す。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可

を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- (国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二日文部科学省令第三六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

最終改正平成二七年一二月二日

地方自治法(昭和二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

1 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存管理の基準に反する場合

- ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和五年法律第二四号。以下「法」という。)第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ②重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図

ること。

③当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

④当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑤当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一)「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な観測・測定機器

④木道

(二)「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法一一五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二)「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は回収に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形の変更が、設置又は改修に必要な最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を行う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可または令第五条第四項第一号トによる文化庁の許可又は都道府県または市の教育委員会の許可を要する(法一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

七 令第五条第四項第一号ト関係

(一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

(一)「保存のための必要な試験試料の採取」とは、その保存を目的として、史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプリング採取をいう。

(二) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

九 令第五条第四項第一号リ関係

(一)「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二)「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三)「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四)「捕獲」には、捕殺を含む。

(五)「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

(六) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①「捕獲」と「飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

②「捕獲」と「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対するその他の現状変更等を併せて行う場合

(七) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

(八)「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与える場合には、許可することができない。

十 令第五条第四項第一号ヌ関係

(一)「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

十一 令第五条第四項第一号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日)
(文化財保護委員会規則第九号)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の第二項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法
 - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
 - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書
- (届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年六月二十九日)
(文化財保護委員会規則第七号)
最終改正 平成二十七年九月十一日第三〇号改正

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
 - 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
 - 三 指定又は仮指定の年月日
 - 四 建設年月日
- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。
- (説明板)
- 第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げ

- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- (終了の報告)
- 第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。
- (復旧の届出を要しない場合)

- 第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
 - 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
 - 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。
- (国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)
- 第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
- 2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
 - 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。
- 附 則
- この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一〇号)
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(昭和二十九年六月二十九日)
(文化財保護委員会規則第七号)
最終改正 平成二十七年九月十一日第三〇号改正

- る事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
- (標柱及び注意札)
- 第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。
- (境界標)
- 第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
 - 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。
(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
(囲いその他の施設)

第六条 法百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設につ

いては、前条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 史跡名勝天然記念物保存施設規則(昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号)は、廃止する。

附 則 (平成二十七年九月一日文部科学省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則

(昭和二十九年六月二十九日)
(文化財保護委員会規則第十一号)
最終改正 平成二八年三月三〇日文部科学省令第一一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項、第八十五条の二第二項(文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号。以下「改正法」という。))附則第三項で準用する場合を含む。)、第八十五条の五(改正法附則第三項で準用する場合を含む。))及び第八十五条の九(改正法附則第三項で準用する場合を含む。))の規定に基づき、文化財保護委員会聴聞及び異議申立規則を次のように定める。

第一章 総則
(この規則の趣旨)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第一百五十四条第一項及び第二項の規定により文化庁長官が行う聴聞、同法百五十五条第一項の規定により文化庁長官が行う意見の聴取並びに文化財保護法の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に関し行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定により文部科学大臣又は文化庁長官に対して行う審査請求に関する手続については、文化財保護法、行政不服審査法、行政手続法(平成五年法律第八十八号)及び文部科学省聴聞手続規則(平成十二年総理府令・文部省令第九号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二章 処分を行う場合の聴聞に関する手続
(関係人の参加許可の手続)

第二条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、文部科学省聴聞手続規則第三条第一項の規定にかかわらず、関係人は、聴聞の期日の七日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。
(文化庁の職員以外の者の出席)

第三条 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、文化庁の職員以外の者に出席させて、聴聞に係る処分に関し説明させることができる。
(聴聞の続行又は期日の変更)

第四条 主宰者は、行政手続法第二十二条第一項の規定により聴聞を続行する場合又は文部科学省聴聞手続規則第二条第二項により聴聞の期日を変更する場合には、次の回の聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
(調書の閲覧)

第五条 行政手続法第二十四条第一項の規定による調書は、当事者又はその代理人が求めたときは、その閲覧を許可しなければならない。
(公示)

第六条 文化財保護法百五十四条第二項の公示及び第四条の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

2 文化庁長官又は主宰者は、適当と認めるときは、地方公共団体の掲示板に掲示することをもって前項の公示の方法に代えることができる

第三章 措置を行う場合の意見の聴取に関する手続
(意見聴取会)

第七条 文化財保護法百五十五条の規定による意見の聴取は、文化庁長官が指名する文化庁の職員が議長として主宰する意見聴取会において行う。
(代理人)

第八条 文化財保護法百五十五条の関係者(以下「関係者」という。))がその代理人を意見聴取会に出頭させようとするときは、当該関係者は、代理人の権限を証する書面をもって、議長にその旨を届け出なければならない。
(関係者の口述書)

第九条 関係者は、病気その他の事故により意見聴取会に出頭することができないときは、意見聴取会開始前に議長に到達するように口述書を送付することができる。この口述書には、記名しなければならない。

2 議長は、前項の口述書の朗読をもって、その陳述に代えることができる。
(議長の説明)

第十条 意見聴取会においては、議長は、先ず、聴聞に係る措置の要旨及び理由を説明しなければならない。
(文化庁の職員等の出席)

第十一条 議長は、文化庁長官が指名する文化庁の職員又は文化庁の職員以外の者を意見聴取会に出席させて、意見の聴取に係る措置に関し説明させることができる。
(秩序の維持)

第十一条の二 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提出を制限することができる。

2 議長は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その職務の執行を妨げ、又は不穏な言動をする者を退席させることができる。
(意見聴取会の延期又は続行)

第十一条の三 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

2 前項の場合には、議長は、次の期日及び場所を指定して、これを関係者又はその代理人に通知し、かつ、公示しなければならない。
(調書)

第十一条の四 議長は、意見聴取会終了後遅滞なく意見の聴取の結果を調書に作成し、文化庁長官に提出するものとする。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに署名押印するものとする。

一 件名

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長及び意見聴取会に出席した文化庁の職員(職員以外の者で文化庁長官の指名した者を含む。))の氏名

四 意見聴取会に出頭した関係者又はその代理人の住所及び氏名

五 説明及び陳述の要旨

六 証拠が提出されたときは、その旨及び証拠の標目

七 その他参考となるべき事項

第十一条の五 前条の調書は、関係者又はその代理人から申出のあった場合には、閲覧させなければならない。
(公示)

第十一条の六 文化財保護法百五十五条第二項の公示及び第十一条の第三第二項の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

2 文化庁長官又は議長は、適当と認めるときは、地方公共団体の掲示板に掲示することをもって前項の公示の方法に代えることができる。

第四章 審査請求に関する手続
(審査請求参加の許可申請)

第十二条 行政不服審査法第十三条第一項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を審理員(同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。))に提出しなければならない。

一 許可を得ようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 参加しようとする審査請求に係る事案の要旨

三 参加しようとする理由

2 前項の申請書には、許可を得ようとする者が参加しようとする審査請求に係る事案について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

(手続の承継)

第十三条 行政不服審査法第十五条第六項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。

一 許可を得ようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 審査請求人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

三 審査請求の目的である処分に係る権利の表示及び許可を得ようとする者が当該権利を譲り受けた年月日

四 審査請求人の地位を承継しようとする理由

2 前項の許可申請書には、許可を得ようとする者が審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けたことを証する書面を添付しなければならない。

(口頭意見陳述の申立て等)

第十四条 行政不服審査法第三十一条第一項の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 申立人が口頭で述べようとする意見の要旨

2 審理員は、あらかじめ、申立人に対して、口頭意見陳述を行うべき日時及び場所を通知するものとする。

3 審理員の許可を受けた者は、当該許可に係る口頭意見陳述を傍聴することができる。

4 行政不服審査法第三十一条第三項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を審理員に提出しなければならない。

一 許可を得ようとする者の氏名及び住所

二 補佐人となるべき者の氏名及び住所

三 補佐人となるべき者と許可を得ようとする者との関係

四 補佐人とともに出頭を希望する理由

5 審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、署名押印のうえ、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。

6 審理員は、類似の事案又は関連のある事案に係る口頭意見陳述を併合することができる。

(物件の提出要求等の申立て)

第十五条 行政不服審査法第三十三条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 提出を求める物件(以下「物件」という。)の表示

三 物件を所持する者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

四 提出を求める理由(物件の留置きをあわせ申し立てる場合にあっては留置きを必要とする理由を含む。)

(参考人の陳述及び鑑定の要求の申立て等)

第十六条 行政不服審査法第三十四条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項のうち、参考人の陳述の聴取を申し立てる場合にあっては第一号から第三号まで、鑑定の要求を申し立てる場合にあっては第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 参考人又は鑑定人となるべき者の氏名及び住所

三 参考人となるべき者に陳述させようとする事実の概要

四 鑑定の対象となるべきものの表示

五 鑑定により明らかにしようとする事項

2 前項の申立てに係る参考人の陳述の聴取については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(検証の申立て)

第十七条 行政不服審査法第三十五条第一項の規定による申立てをしようとする

する者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 検証を行うべき場所

三 検証を必要とする理由及び検証により明らかにしようとする事項(質問の申立て等)

第十八条 行政不服審査法第三十六条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 質問の対象となるべき審理関係人(同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。)の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

三 質問により明らかにしようとする事項

2 前項の申立てに係る質問については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(意見の聴取への参加の申出書の記載事項等)

第十九条 文化財保護法第百五十七条の規定による許可を受けようとする場合の申出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見の聴取に参加しようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 参加しようとする意見の聴取の期日及び場所

三 参加しようとする意見の聴取に係る事案の要旨及びこれに関する意見

2 前項の書面には、意見の聴取に参加しようとする者が当該意見の聴取に係る処分について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

(意見の聴取の併合)

第二十条 審理員は、類似の事案又は関連のある事案を一の意見の聴取に併合することができる。

(準用規定)

第二十一条 前二条に定めるもののほか、文化財保護法第百五十六条の規定による意見の聴取には、前章及び第十四条第四項の規定を準用する。この場合において、第七条中「文化庁長官が指名する文化庁の職員」とあるのは、「審理員」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号)附則第三項の規定による異議の申立については第十二条の規定を、同項の規定による異議の申立のあつた場合の聴聞については第十三条から第十五条までの規定を準用する。

3 文化財保護委員会聴聞規則(昭和二十八年文化財保護委員会規則第二号)は、廃止する。

附 則 (昭和三八年一月九日文化財保護委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月二六日文部省令第三一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月二一日文部省令第三七号)

1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に開始された聴聞、意見の聴取及び不服申立の手続については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月八日文部省令第八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三〇日文部科学省令第一一号)

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

2 この省令の施行前にされた処分その他公権力の行使に当たる行為に係る意見の聴取及び不服申立ての手続については、なお従前の例による。

みどり市文化財保護条例（抄）

平成 20 年 3 月 25 日
条例第 25 号
最終改正 平成 23 年 3 月 23 日条例第 13 号

（目的）
第 1 条 この条例は、市民の文化的向上に資するため文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、法及び群馬県文化財保護条例（昭和 51 年群馬県条例第 39 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、みどり市（以下「市」という。）の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第 2 条 この条例で「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。（財産権等の尊重及び他の公益との調整）
第 3 条 みどり市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（中略）

（審議会の設置）
第 37 条 法第 190 条の規定に基づき、市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。
3 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議し、これらの事項に関し教育委員会に建議する。（平 23 条例 13・一部改正）

（審議会の組織）
第 38 条 審議会は、審議会委員 10 人以内で組織する。（平 23 条例 13・全改）

（審議会委員の任期）
第 39 条 審議会委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

（専門委員会の設置）
第 40 条 教育委員会は、文化財の整備、修理、復旧等に関し、特に専門的な事項を調査審議する必要があるときは、文化財専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。
2 専門委員会の委員（以下「専門委員会委員」という。）は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他関係者のうちから、教育委員会が委嘱する。
3 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、必要な事項を調査審議し、これらの事項に関し教育委員会に建議する。（平 23 条例 13・追加）

（専門委員会の組織）
第 41 条 専門委員会は、専門委員会委員 15 人以内で組織する。（平 23 条例 13・追加）

（専門委員会委員の任期）
第 42 条 専門委員会委員の任期は、当該専門的な事項に関する調査審議が終了するまでとする。

後略

（教育委員会規則への委任）

附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）
2 この条例施行前、従前の規定によって指定された市指定重要文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定重要無形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物は、この条例の相当規定により指定されたものとみなす。
3 この条例施行前、従前の規定によってなされた指示、勧告等は、この条例の各相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 3 月 23 日条例第 13 号）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会設置規則

平成 30 年 12 月 19 日
教育委員会規則第 6 号

（設置）
第 1 条 みどり市文化財保護条例（平成 20 年みどり市条例第 25 号）第 40 条第 1 項の規定に基づく文化財専門委員会として、みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（所掌事項）
第 2 条 委員会は、史跡岩宿遺跡の保存及び活用に関する計画の策定に関する事項を調査審議する。（委員長及び副委員長）
第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。（会議）
第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。（委任）
第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。（この規則の廃止）
2 この規則は、第 2 条の規定による調査審議が終了したときは、速やかに、廃止するものとする。

みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 108 号
最終改正 平成 20 年 12 月 19 日条例第 50 号

(設置)
第 1 条 みどり市は、史跡岩宿遺跡を学習の用に供するため、遺構保護観察施設を設置する。
(名称及び位置)
第 2 条 遺構保護観察施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設
位置 みどり市笠懸町阿左美 2418 番地 1
(管理)
第 3 条 みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設 (以下「施設」という。) は、みどり市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が管理する。
(平成 20 条例 50 ・ 追加)
(休場日)
第 4 条 施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。
(1) 月曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に当たるときは、その翌日)
(2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
(開場時間)
第 5 条 施設の開場時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、施設への入場は、午後 4 時 30 分までとする。
2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開場時間及

び入場時間を変更することができる。
(損害賠償の義務)
第 6 条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これを免除し、又はその額を減額することができる。
(委任)
第 7 条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
(平成 20 条例 50 ・ 旧第 6 条繰下)
附 則
(施行期日)
1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設設置条例 (平成元年笠懸町条例第 27 号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則 (平成 20 年 12 月 19 日条例第 50 号)
この条例は、公布の日から施行する。

みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設管理規則

平成 18 年 3 月 27 日
教育委員会規則第 48 号
最終改正 平成 21 年 1 月 16 日教委規則第 6 号

(趣旨)
第 1 条 この規則は、みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設条例 (平成 18 年みどり市条例第 108 号) 第 7 条の定めるところにより、みどり市史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設 (以下「施設」という。) の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(平成 21 教委規則 6 ・ 一部改正)
(遵守事項)
第 2 条 観覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 施設内の秩序を乱さないこと。
(2) 危険物又は危険のおそれのある物品を持ち込まないこと。
(3) 建造物を損傷しないこと。
(4) 火気に注意すること。
(5) 係員の指示に従うこと。
(平成 21 教委規則 6 ・ 一部改正)

(その他)
第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めることができる。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設管理規則 (平成 10 年笠懸町規則第 4 号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則 (平成 21 年 1 月 16 日教委規則第 6 号)
この規則は、平成 21 年 1 月 16 日から施行する。

岩宿博物館条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 109 号
改正 平成 20 年 12 月 19 日条例第 51 号
最終改正 令和元年 7 月 12 日条例第 7 号

(設置)
第 1 条 市民の特色ある地域文化の継承保存と活用を図るため、博物館を設置する。
(名称及び位置)
第 2 条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 岩宿博物館
位置 みどり市笠懸町阿左美 1790 番地 1
(管理)

第 3 条 岩宿博物館 (以下「博物館」という。) は、みどり市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が管理する。
(職員)
第 4 条 博物館に、館長その他必要な職員を置く。
(業務)
第 5 条 博物館は、第 1 条の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
(1) 実物、標本、模写、模型、文献、図書、写真、フィルム等 (以下「博

博物館資料」という。)の収集、保管、展示及び閲覧

(2) 博物館資料に関する専門的かつ技術的な調査研究

(3) 講演会、講習会、実習会、研究会等の開催

(4) 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導

(5) 博物館資料の貸出し及び交換

(6) 他の博物館、学校、学会その他の関係機関との連絡及び協力

(7) 岩宿時代文化研究に関する情報の収集及び提供

(8) その他博物館の目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第 6 条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第 7 条 博物館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、博物館への入館時間は、午後 4 時 30 分までとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(特別観覧)

第 8 条 博物館に保管され、又は展示されている博物館資料について、学術研究等のために複写、撮影等をしようとする者は、教育委員会の承認を得なければならない。

(入館の禁止等)

第 9 条 教育委員会は、博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、展示品又は施設設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) その他係員の指示に従わないとき。

(観覧料)

第 10 条 博物館の展示室に入場しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第 11 条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第 12 条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、観覧をしようとする者の責めに帰することのできない理由により、観覧することができなくなった場合は、この限りでない。

(博物館協議会)

第 13 条 博物館の運営に関する重要事項について調査審議するため、岩宿博物館協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補充の委員が任命され、又は委嘱された場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

岩宿博物館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩宿博物館条例 (平成 18 年みどり市条例第 109 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別観覧の承認)

第 2 条 条例第 8 条の規定による特別観覧の承認を得ようとする者は、特別観覧申請書 (様式第 1 号)をみどり市教育委員会教育長 (以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合における特別観覧の承認は、特別観覧承認書 (様式第 2 号)を当該申請をした者に交付することにより行うものとする。

(観覧券)

第 3 条 教育長は、条例第 10 条の規定による観覧料が納付されたときは、観覧券を交付するものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員が会議に出席したとき、又は職務のため旅行したときは、みどり市報酬費用弁償支給条例 (平成 18 年みどり市条例第 47 号)の定めるところにより、支給するものとする。

(損害賠償の義務)

第 14 条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、これを免除し、又はその額を減額することができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の笠懸野岩宿文化資料館設置及び管理に関する条例 (平成 4 年笠懸町条例第 16 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 20 年 12 月 19 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 12 日条例第 7 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(岩宿博物館条例等の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 第 8 条の規定による改正後の岩宿博物館条例別表の規定、第 9 条の規定による改正後のみどり市旧花輪小学校記念館条例別表の規定及び第 11 条の規定による改正後の富弘美術館条例別表第 1 の規定は、施行日以後の観覧に係る観覧料又は利用に係る使用料について適用し、施行日前の観覧に係る観覧料又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

区分		観覧料(1人につき)	
		個人	団体 (20人以上)
常設の展示を行っている場合	一般	310円	200円
	高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒	200円	100円
	小学校の児童及び中学校の生徒	100円	50円
特別の企画による展示を行っている場合	1人につき、1,000円の範囲内で市長がその都度定める。		

平成 18 年 3 月 27 日
教育委員会規則第 49 号
最終改正 平成 21 年 1 月 16 日教委規則第 7 号

(観覧料の減免)

第 4 条 条例第 11 条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる場合とし、減免の額は、全部又は一部とする。

(1) 市内の小学校、中学校、高等学校及びこれらに類する学校等の児童及び生徒並びにこれらの引率者が教育活動として観覧するとき 観覧料免除

(2) 市又は教育委員会がその事務又は事業のために観覧するとき 観覧料免除

(3) 次のいずれかに該当する者が観覧するとき 観覧料免除

ア 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日付厚生省発見第 156 号厚生事務次官通知) の規定による療育手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ アからウまでに掲げる者の介護者。ただし、アからウまでに掲げる者1人につき1人までとする。
- (4) その他、教育長が特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項に規定する観覧料の減免を受けようとする者は、岩宿博物館観覧料減免申請書(様式第3号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第3号の観覧料の減免を受けようとする者は、この限りでない。
- 3 前項の規定による観覧料の減免の承認は、岩宿博物館観覧料減免承認書(様式第4号)を当該申請者に交付することにより行うものとする。
- (遵守事項)
- 第5条 岩宿博物館(以下「博物館」という。)に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 展示品に触れないこと。
- (2) 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで模写、模造、撮影等を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をしないこと。
- 2 教育長は、前項各号に違反する者があると認めたとき、又は博物館の管理上必要があると認めたときは、当該入館者に対し必要な措置をとることができる。
- (資料の寄贈及び寄託)
- 第6条 博物館は、資料の寄贈及び寄託をうけることができる。
- 2 寄贈資料には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記載してその篤志を表示する。
- 3 寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、館外貸出しについては、寄託者の承諾を得なければならない。
- 4 教育長は、資料の寄託又は寄贈を受けた場合は、預書(様式第5号)又は受領書(様式第6号)を交付しなければならない。
- (平21教委規則7・全改)
- (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の笠懸野岩宿文化資料館設置及び管理に関する条例施行規則(平成4年笠懸町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年1月16日教委規則第7号)

この規則は、平成21年1月16日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

特別観覧申請書					
年 月 日					
みどり市教育委員会教育長 様					
住所 氏名 (電話)					
次のとおり申請します。					
資料名称		点数		備考	
目 的					
方 法		熱覧・模写・模造・実測・探拓・撮影			
日 時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
特承第 号					
上記により承認してほしいか。					
教育長	部長	課長	館長		発議者

※注1 太枠内のみ記入してください。

2 寄託資料又は著作権のある資料を特別観覧する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の承諾書を添付すること。

3 様式第2号と複写すること。

様式第2号(第2条関係)

特 別 観 覧 承 認 書		
年 月 日		
様		
次のとおり承認します。		
みどり市教育委員会 教育長		
資 料 名 称	点 数	備 考
目 的		
方 法	熱覧・模写・模造・実測・探拓・撮影	
日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
注 意 事 項		

様式第3号(第4条関係)

岩宿博物館観覧料減免申請書							
年 月 日							
みどり市教育委員会教育長 様							
住 所							
団体名							
代表者							
(電話)							
次のとおり申請します。							
申 請 の 理 由							
観 覧 日 時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
観 覧 人 員		一 般 の 人 員		人			
		児童及び生徒の人員		人			
		引 率 者 の 人 員		人			
責 任 者 氏 名							
岩宿博物館条例施行規則第4条第1項第 号に該当するので、承認してほしいか。							
第1号 市内の小学校、中学校、高等学校及びこれらに類する学校等の児童及び生徒並びにこれらの引率者が教育活動として観覧するとき 観覧料免除							
第2号 市又は教育委員会がその事務又は事業のために観覧するとき 観覧料免除							
第4号 教育長が特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができます。							
決裁日： 免 承 第 号							
教育長	部長	課 長	課長補佐	館 長	館 員	発議者	

注 太枠内のみ記入してください。

様式第4号(第4条関係)

岩宿博物館観覧料減免承認書		
第 年 月 日 号		
様		
みどり市教育委員会 教育長		
次のとおり承認します。		
申請の理由	申請のとおり ・ ()	
観覧日時	申請のとおり ・ ()	
観覧人員	一般の人員	申請のとおり ・ ()
	児童及び生徒の人員	申請のとおり ・ ()
	引率者の人員	申請のとおり ・ ()
責任者氏名	申請のとおり ・ ()	
観覧料	無料 ・ ()	
減免事由	岩宿博物館条例施行規則第4条第1項第 号に該当 第1号 市内の小学校、中学校、高等学校及びこれらに類する学校等の児童及び生徒並びにこれらの引率者が教育活動として観覧するとき 観覧料免除 第2号 市又は教育委員会がその事務又は事業のために観覧するとき 観覧料免除 第4号 教育長が特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。	
注意事項		

様式第5号(第6条関係)

年 月 日		
様		
みどり市教育委員会 教育長		
預書		
岩宿博物館の資料として次のとおりお預かりいたします。		
1 資料の名称と点数		
2 借用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 その他		

様式第6号(第6条関係)

年 月 日		
様		
みどり市教育委員会 教育長		
受領書		
岩宿博物館の資料として次のとおり受領いたしました。		
1 資料の名称と点数		
2 その他		

ふれあい学習館条例

平成 21 年 3 月 25 日
条例第 23 号

(設置)
第 1 条 岩宿遺跡をはじめとする多くの史跡、文化財、天然記念物等の豊かな地域文化の創造と活用を図るため、体験学習事業等の拠点として学習館を設置する。
(名称及び位置)
第 2 条 学習館の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 ふれあい学習館
位置 みどり市笠懸町阿左美 1794 番地 2
(管理)
第 3 条 ふれあい学習館(以下「学習館」という。)は、みどり市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。
(事業)
第 4 条 学習館は、第 1 条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を

行う。
(1) 体験学習、講演会、講習会、実習、研究会等の開催
(2) 文化財資料の保管と活用
(3) みどり市地域文化に関連する事業
(4) 前各号に掲げるもののほか、学習館の目的を達成するために必要な事業
(委任)
第 5 条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

みどり市文化財保護ボランティアの設置運営に関する要綱

平成 18 年 7 月 13 日
教育委員会告示第 19 号

- (目的)
- 第 1 条 この告示は、みどり市文化財保護ボランティア (以下「文化財ボランティア」という。) の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。
- (設置)
- 第 2 条 文化財保護法の規定に基づき指定された国、群馬県、及びみどり市指定重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地 (以下「指定文化財等」という。) の保存管理の万全を期すとともに、文化財保護思想の高揚を図るために文化財ボランティアを設置する。
- (登録)
- 第 3 条 文化財ボランティアは、指定文化財等の保護について意欲のある者及び団体のうちから、みどり市教育委員会教育長 (以下「教育長」という。) が認定した者及び団体を登録する。
- 2 文化財ボランティアの登録期間は当該年度とし、本人の申し出がない限り、登録を自動更新できるものとする。
- (職務)
- 第 4 条 文化財ボランティアは、教育長 (以下の規定について、教育長の委任を受けた者を含む) の指導監督を受けて、次に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 自らが居住する地域に所在する指定文化財等を巡視し、周囲の環境整備を行うとともに、その保存管理の状況を教育長に報告すること。
- (2) 指定文化財等の保存管理及び破壊行為に関する情報を収集し、得た情報を教育長に報告すること。
- (3) 文化財保護思想の普及、文化財実態調査及び普及指導に関する教育長の行う行事に協力すること。
- (4) その他、第 2 条の設置目的を達成するのに必要と認められること。
- (職務の実施方法)
- 第 5 条 前条第 1 号による職務は、日常的に可能な範囲で行うこと。
- 2 巡視する指定文化財等は、日常の活動の範囲とする。
- 3 巡視する指定文化財等は、国・群馬県・みどり市指定文化財、及びみどり市教育委員会が指定した重要な埋蔵文化財包蔵地とする。
- 4 前条第 1 号及び第 2 号の報告は、指定文化財等に異常が認められたときに速やかに報告し、教育長の指示を受けなければならない。
- 5 前条第 2 号による情報の収集は、常時これに務めるよう配慮する。
- 6 前条第 3 号及び第 4 号による職務は、教育長が別に依頼するものについて行う。
- (文化財ボランティア証の携帯)
- 第 6 条 文化財ボランティアは、第 4 条第 1 号の職務を行うときは教育長が発行する文化財ボランティア証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (その他)
- 第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることができる。

附 則

この告示は、平成 18 年 7 月 13 日から施行する。

みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成 25 年 12 月 27 日
条例第 44 号

(趣旨)	
第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 58 条第 1 項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。	地の状況が第 4 条第 1 項第 1 号ウ(エ)に掲げる基準に適合しない場合を除く。)
(許可を要する行為)	
第 2 条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。	ウ 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)による認定電気通信事業又は放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)による有線一般放送の業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路(その支持物を含む。以下同じ。)
(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転	エ 農林漁業を営むために行う次の行為
(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)	(ア) 工作物(幅員が 2 メートルを超える用排水路、農道及び林道の設置を除く。)
(3) 木竹の伐採	(イ) 宅地の造成等(宅地の造成又は土地の開墾を除く。)
(4) 土石の類の採取	(ウ) 木竹の伐採(林業を営むため以外の森林の択伐又は皆伐を除く。)
(5) 水面の埋立て又は干拓	
(6) 建築物等の外装の色彩の変更	
(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)	3 国、都道府県又は市町村の機関(規則で定める独立行政法人等を含む。以下この項において「国等の機関」という。)が行う行為については、第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為(前項に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)の堆積(以下「土石等の堆積」という。)	(適用除外)
2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。	第 3 条 次に掲げる行為については、前条第 1 項の許可を受け、又は同条第 3 項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為(同条第 2 項に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。
(1) 都市計画事業の施行として行う行為	(1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)による一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)
(2) 国、県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為	)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)
(3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為	)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
(4) 建築物の新築、改築、増築又は移転で、当該新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下であり、かつ、第 4 条第 1 項第 1 号ウ(ア)、(イ)、(ウ)及び(カ)に掲げる基準に適合するもの	(2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)
(5) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)	)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の造設を除く。)
ア 新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが 1.5 メートル以下の工作物	(3) 自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
イ 仮設の工作物	(4) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 100 条第 1 項に規定する準用河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
ウ 地下に設ける工作物	(5) 独立行政法人水資源機構法(平成 14 年法律第 182 号)第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ及び第 3 号(水資源開発施設に係る部分に限る。)
エ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台	)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
オ その他規則で定める工作物	(6) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)
(6) 面積が 10 平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	に係る行為
(7) 次に掲げる木竹の伐採	(7) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)による地すべり防止工事の施行又は管理に係る行為
ア 間伐、枝打ち、整枝等の木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採	(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は管理に係る行為
イ 枯損した木竹又は倒壊等危険のある木竹の伐採	(9) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 41 条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採	(10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
エ 仮植した木竹の伐採	(11) 森林法第 5 条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
オ この項各号及び次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	(12) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
(8) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第 6 号の宅地の造成等と同程度のもの	(13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
(9) 面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓	
(10) この項に掲げる建築物等の新築、改築、増築又は移転に伴う当該外装の色彩の変更	
(11) 面積が 10 平方メートル以下であり、かつ、高さが 1.5 メートル以下の土石等の堆積その他規則で定める土石等の堆積	
(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為	
ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	
イ 建築物の存する敷地内で行う次の行為	
(ア) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)	
その他これらに類する工作物の新築、改築、増築又は移転	
(イ) 高さが 5 メートルを超えない木竹の伐採(伐採後の当該敷	

- 水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(次号において「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- (16) 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (17) 国、地方公共団体等が行う気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (18) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (19) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (20) 放送法(昭和25年法律第132号)による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (22) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物(圧縮天然ガスに係るものを除く。))の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (23) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (24) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為
- (25) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (26) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業の執行に係る行為
- (28) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為
- (許可の基準)
- 第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(第1号ウ((オ)及び(カ)を除く。))又は第2号ア若しくはウ(ア)に掲げる基準にあつては、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の状況により風致の維持に支障がなく、これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)に適合するものについては、同項の許可をするものとする。
- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転については、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 仮設の建築物の場合
- (ア) 当該建築物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (イ) 当該建築物(改築、増築又は移転の場合においては、当該改築、増築又は移転後の建築物)の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- イ 地下に設ける建築物の場合
- (ア) 当該建築物(改築、増築又は移転の場合においては、当該改築、増築又は移転後の建築物)の位置及び規模が、当該新築、

- 改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (イ) 当該建築物(改築、増築又は移転の場合においては、当該改築、増築又は移転後の建築物)に地上に露出する部分があるときは、当該部分の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- ウ その他の建築物の場合
- (ア) 当該建築物の高さ(改築又は増築の場合においては、当該改築又は増築後の高さ)が15メートル以下であること。
- (イ) 当該建築物(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を含む。)の建蔽率(改築又は増築の場合においては、当該改築又は増築後の建蔽率)が10分の4以下であること。
- (ウ) 当該建築物(改築、増築又は移転の場合においては、当該改築、増築又は移転後の建築物)の壁面後退距離(建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離をいう。)が道路側に面する部分にあつては2メートル、その他の部分にあつては1メートル以上であること。
- (エ) 新築の場合においては、緑化率(建築物の敷地面積に対する緑地面積(既存の良好な木竹が保全され、又は風致の維持に適切な植栽が行われる土地の面積をいう。以下同じ。))の割合をいう。)が10分の1以上であること。
- (オ) 改築、増築又は移転の場合においては、当該改築、増築又は移転により、当該敷地内に既存し、風致の維持上必要とされる木竹が失われるときは、当該風致の維持に必要な植栽を行うものであること。
- (カ) 当該新築の建築物若しくは当該改築若しくは増築後の建築物の位置、形態及び意匠又は当該移転後の建築物の位置が、当該新築、改築、増築若しくは移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- エ 工作物(仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。))については、当該新築の工作物若しくは当該改築若しくは増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠又は当該移転後の工作物の位置が、当該新築、改築、増築若しくは移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (2) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 緑地率(宅地の造成等に係る土地の面積に対する緑地面積の割合をいう。)が10分の1以上であること。
- イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。
- (ア) 高さ5メートルを超えてのりを生ずる切土又は盛土
- (イ) 面積が1ヘクタール以上である森林で、都市の風致の維持上特に必要であるものとして市長があらかじめ指定したものの伐採
- エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (3) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。
- ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採
- イ 森林の択伐
- ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(前号ウ(イ)の森林に係るものを除く。))で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの
- エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取については、採取の方法が露天掘り(必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれが少ない場合を除く。))でなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (5) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

- ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (6) 建築物等の外装の色彩の変更については、当該変更後の色彩が当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (7) 土石等の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- (行為完了の届出)
- 第5条 第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- (緑化の促進)
- 第6条 風致地区内の建築物等又は宅地その他の土地(以下この条において「宅地等」という。)の所有者、管理者又は占有者は、常に当該建築物等又は宅地等における風致の維持に配慮するとともに、当該風致の維持に必要な緑化に努めなければならない。
- (報告又は資料の提出)
- 第7条 市長は、風致の維持のため必要な限度において、第2条第1項の許可を受けた者、当該許可に係る行為の請負人、当該行為に係る土地又は物件の所有者その他の関係者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。
- (監督処分)
- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。
- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がな

くて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

(立入調査等)

第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第2条第1項若しくは第4条第2項又は前条第1項の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該土地に立ち入り、その状況を調査し、又は第2条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査することができる。

2 前項の規定により立入調査又は立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第8条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した者

(2) 第4条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年群馬県条例第31号。次項において「県条例」という。)第2条第1項の規定により許可を受けている者は、この条例の施行の日に第2条第1項の規定により許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に県条例第2条第1項の規定により許可を申請している者に対する許可の基準については、県条例の基準による。

みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第133号

最終改正 平成25年12月27日規則第34号

(題名改称)

平成28年1月20日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成25年みどり市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書(様式第1号)に、行為内容書(別表第1に掲げる行為の区分による様式)、別表第2に掲げる区分による図書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、風致地区内行為許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(許可事項の変更)

第3条 許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書(様式第3号)に前条に規定する添付書類(図書を含む。)を添えて市長に提出し、その許可を受けなければなら

ない。ただし、変更しようとする行為が条例第2条第2項に該当する場合又は軽微な変更については、風致地区内行為許可事項変更届(様式第4号)をあらかじめ市長に提出するものとする。

(協議)

第4条 前2条の規定は、条例第2条第3項の規定により国等の機関が、市長に協議する場合について準用する。

2 条例第2条第3項に規定する規則で定める独立行政法人等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (3) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人国立病院機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 群馬県住宅供給公社

(9) 群馬県土地開発公社

(通知)

第5条 第2条及び第3条の規定は、条例第3条に規定する行為を行う者が市長に通知する場合について準用する。

(許可事項の表示)

第6条 許可(第3条の規定による許可を含む。以下同じ。)を受けた者は、当該許可に係る行為を行う場所の見やすい箇所に当該行為の期間中風致地区内行為許可標識(様式第5号)を表示しなければならない。

(地位の承継)

第7条 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可に基づく地位を承継する。

2 許可を受けた者から当該風致地区内の土地の所有権その他該行為に関する工事を施行する権原を取得した者で、引き続き当該工事を施行しようとするものは許可を受けていた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、風致地区内行為許可承継届(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(行為中止の届出)

第8条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、風致地区内行為中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(行為完了の届出)

第9条 条例第5条の規定による行為完了の届出は、風致地区内行為完了届(様式第8号)によるものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第11条 この規則の規定により、市長に提出する書類は、正副2通とする。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成20年2月20日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成20年6月24日規則第32号)

この規則は、平成20年6月24日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第34号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

行為内容書		
行為の区分		書類の様式
条例第2条第1項第1号の行為	建築物の場合	様式第10号
	仮設の建築物の場合	様式第10号の2
	地下に設ける建築物の場合	様式第10号の3
	工作物の場合	様式第10号の4
条例第2条第1項第2号の行為		様式第11号
条例第2条第1項第3号の行為		様式第12号
条例第2条第1項第4号の行為		様式第13号
条例第2条第1項第5号の行為		様式第14号
条例第2条第1項第6号の行為		様式第15号
条例第2条第1項第7号の行為		様式第16号

別表第2(第2条関係)

1 添付図書(共通)			
行為の区分	図書の種類	縮尺	図書に明示する事項
条例第2条第1項各号すべての行為	全体位置図	20,000分の1以上	方位、風致地区全域及び行為地
	位置図	2,500分の1以上	方位、行為地、道路及び自標となる地物
	状況カラー写真		行為地及びその周辺の状況
2 添付図書(個別)			
行為の区分	図書の種類	縮尺	図書に明示する事項
条例第2条第1項第1号の行為	配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における建築物、工作物及び木竹等の位置(既存のものを含む。)並びに申請に係る建築物等と他の建築物等との別
	平面図	200分の1以上	間取り、各室の用途、申請に係る建築物等と他の建築物等との別並びに求積図及び求積表
	立面図	200分の1以上	2面以上(正面、側面等)、材料の種類、仕上方法、色彩及び高さ
	植栽計画図	300分の1以上	木竹の位置、種類、本数及び高さ
条例第2条第1項第2号、第4号又は第5号の行為	付近現況図	1,000分の1以上	方位、行為地の境界線及び等高線
	平面図	200分の1以上	方位、行為地の境界線、排水施設、切土又は盛土をする箇所、のり面、擁壁及び断面の位置
	縦横断面図	600分の1以上	現況地盤面、設計地盤面並びにのりの高さ、勾配及び保護の方法
	計画図	1,000分の1以上	方位、行為地の境界線、(宅地造成)区画割、植栽計画及び土地利用計画
	付近現況図	1,000分の1以上	方位、行為地の境界線及び等高線
条例第2条第1項第3号の行為	平面図	200分の1以上	伐採する木竹の位置、種類、本数及び高さ
	計画図	200分の1以上	方位、行為地の境界線、植栽計画及び土地利用計画
条例第2条第1項第6号の行為	立面図	200分の1以上	2面以上(正面、側面等)、材料の種類、仕上方法及び色彩
条例第2条第1項第7号の行為	付近現況図	1,000分の1以上	方位、行為地の境界線及び等高線
	平面図	200分の1以上	方位、行為地の境界線、排水施設、堆積をする箇所、擁壁及び断面の位置
	縦横断面図	600分の1以上	現況地盤面及び設計上の堆積物の断面
	計画図	1,000分の1以上	方位、行為地の境界線、運搬物の設置計画、植栽計画及び土地利用計画

様式第1号(第2条関係)

風致地区内行為許可申請書	
年 月 日	
みどり市長	様
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話()	
みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、風致地区内の行為の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
風致地区の名称	風致地区
行為地	地 目
許可を受けようとする行為の種類	☐ 建築物の新築・改築・増築・移転 ☐ 工作物の新築・改築・増築・移転 ☐ 宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 土石の積の採取 ☐ 水面の埋立て・干拓 ☐ 建築物等の外装の色彩の変更 ☐ 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積
着手・完了 予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
他の法令による 許可の要否	要・否 許可の 名称 許認可の有無 及び年月日 有 無 年 月 日 第 号
工事施工者の 住所及び氏名	電話()
その他参考と なるべき事項	
捺 受	付

注1 2種類以上の許可を要する行為を同時に行うとき、又は引き続き他の許可を要する行為を行うときは、「許可を受けようとする行為の種類」の欄にこれらの行為を併記して必要な書類(重複するものを除く。)を添付して申請すること。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
2 申請者は、捺印の欄に記入しないこと。

様式第2号(第2条関係)

風致地区内行為許可書	
年 月 日	
みどり市長	様
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話()	
年 月 日付けで申請のあったみどり都市計画 風致地区内における行為については、みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条の規定により次の条件を付して許可する。	
1 許可行為	
①行為地 ②行為の種類	
2 行為の内容・方法は、風致地区内行為許可申請書ののとおりとする。	
3 風致の維持に配慮し、それに必要な緑化に努めること。	
4 行為完了後は、速やかに風致地区内行為完了届を提出すること。	

様式第3号(第3条関係)

風致地区内行為変更許可申請書	
年 月 日	
みどり市長	様
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話()	
みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により受けた許可の内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
風致地区の名称	風致地区
行為地	地 目
許可を受けた行為の種類	☐ 建築物の新築・改築・増築・移転 ☐ 工作物の新築・改築・増築・移転 ☐ 宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 土石の積の採取 ☐ 水面の埋立て・干拓 ☐ 建築物等の外装の色彩の変更 ☐ 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更しようとする行為の内容及び種類	
着手・完了 予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
捺 受	付

注1 申請者は、捺印の欄に記入しないこと。

様式第4号(第3条関係)

風致地区内行為許可事項変更届	
年 月 日	
みどり市長	様
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話()	
みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第3条ただし書の規定により、次のとおり許可に係る事項の変更について、関係書類を添えて届け出ます。	
許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
風致地区の名称	風致地区
行為地	
許可を受けた行為の種類	☐ 建築物の新築・改築・増築・移転 ☐ 工作物の新築・改築・増築・移転 ☐ 宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 土石の積の採取 ☐ 水面の埋立て・干拓 ☐ 建築物等の外装の色彩の変更 ☐ 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積
変更する事項	変更前 変更後
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
その他	
捺 受	付

注1 変更内容が分かる関係図書を添付すること。
2 捺印の欄に記入しないこと。

様式第5号(第6条関係)

風致地区内行為許可申請	
許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
風致地区の名称	風致地区
許可を受けた者	住所 氏名
行為地	
行為の種類	
行為の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工事施工者	住所 氏名

注 標識の大きさは、縦25センチメートル、横35センチメートル以上とする。

様式第7号(第8条関係)

風致地区内行為中止届	
年 月 日	
みどり市長	様
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話()	

みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり許可に係る行為の中止について、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
風致地区の名称	風致地区
行為地	
許可を受けた行為の種類	☐ 建築物の新築・改築・増築・移転 ☐ 工作物の新築・改築・増築・移転 ☐ 宅地の造成・土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 土石の類の採取 ☐ 水面の埋立て・干拓 ☐ 建築物等の外装の色彩の変更 ☐ 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積
中止年月日	年 月 日
中止の理由	
中止時の状況	
風致の維持のために行う必要な措置	
中止後の計画	
その他	
※	受 付

注1 許可書を添付すること。
2 捺印の欄に記入しないこと。

様式第6号(第7条関係)

風致地区内行為許可承継届	
年 月 日	
みどり市長	様
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話()	

みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり許可に基づく地位の承継について、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者	住所 氏名 電話
風致地区の名称	風致地区
行為地	
許可を受けた行為の種類	☐ 建築物の新築・改築・増築・移転 ☐ 工作物の新築・改築・増築・移転 ☐ 宅地の造成・土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 土石の類の採取 ☐ 水面の埋立て・干拓 ☐ 建築物等の外装の色彩の変更 ☐ 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積
承継年月日	年 月 日
承継の理由	
承継時の状況	
その他	
※	受 付

注1 承継内容が分かる関係書類を添付すること。
2 ※印の欄に記入しないこと。

様式第8号(第9条関係)

風致地区内行為完了届	
年 月 日	
みどり市長	様
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話()	

みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条の規定により、次のとおり許可に係る行為の完了について、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
風致地区の名称	風致地区
行為地	
許可を受けた行為の種類	☐ 建築物の新築・改築・増築・移転 ☐ 工作物の新築・改築・増築・移転 ☐ 宅地の造成・土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 土石の類の採取 ☐ 水面の埋立て・干拓 ☐ 建築物等の外装の色彩の変更 ☐ 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積
行為の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工事施工者	住所 氏名 電話
その他	
※	受 付

注1 完了後の状況カラー写真を添付すること。
2 ※印の欄に記入しないこと。

様式第9号(第10条関係)

(表)

No.

身 分 証 明 書

所 属
職 名

氏 名

上記の者は、みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例第9条の規定による立入調査及び立入検査の職務を行う者であることを証明する。

年 月 日

みどり市長

(裏)

みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例 (抜粋)

(立入調査等)

第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者、第2条第1項若しくは第4条第2項又は前条第1項の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該土地に立ち入り、その状況を調査し、又は第2条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第10号(第2条関係)

行 為 内 容 書

(建築物の場合)

敷 地 面 積	㎡					
建 築 面 積	申請	㎡	既存	㎡	合計	㎡
延 床 面 積	申請	㎡	既存	㎡	合計	㎡
建 ぺ い 率	%					
壁面被覆率	道路	申請	㎡	既存	㎡	
	隣地	申請	㎡	既存	㎡	
高 さ	申請	㎡	既存	㎡		
地盤面の高低差	申請	㎡	既存	㎡		
階 数	地下	階	地上	階		
用 途	住宅 店舗 工場 倉庫 併用() その他()					
構 造	木造 石造 鉄骨造 ブロック造 鉄筋コンクリート造 その他()					
仕上材と色 彩	屋根					
	外壁					
	へい					
備 考						

様式第10号の2(第2条関係)

行 為 内 容 書

(仮設の建築物の場合)

行為の目的					
建 築 面 積		敷地面積		建築物の高さ	
建築物の構造	木 造 鉄 骨 造 その他()				
建築物の階数					
建築物の存置期間					
備 考					

様式第10号の3(第2条関係)

行 為 内 容 書

(地下に設ける建築物の場合)

敷 地 面 積	㎡	
地下 占 用 面 積	㎡	
延 床 面 積	㎡	
用 途		
構 造	鉄筋コンクリート造 その他()	
建築物の最小上かぶり厚	㎜	
備 考		

様式第10号の4(第2条関係)

行 為 内 容 書

(工作物の場合)

工作物の面積		工作物の高さ	
工作物の種類			
工作物の構造			
工作物の仕上材料と色彩			
備 考			

様式第11号(第2条関係)

行 為 内 容 書		
(宅地の造成、土地の譲渡その他の土地の形質の変更の場合)		
面 積	㎡	土 量
㎡		
行 為 の 目 的		
行 為 地 の 現 況		
の り 高 及 び 土 留 の 方 法		
植 栽 計 画		
そ の 他 風 致 を 維 持 す る た め に 必 要 な 処 置		
摘 要		

様式第14号(第2条関係)

行 為 内 容 書		
(水面の埋立て又は干拓の場合)		
行 為 の 目 的		
行 為 の 面 積 及 び 深 さ	面積	深さ
	㎡	m
造 致 維 持 の た め 必 要 な 措 置 (植 栽 計 画 等)		
土 留 又 は 護 岸 の 方 法		
摘 要		

様式第12号(第2条関係)

行 為 内 容 書		
(木竹の伐採の場合)		
伐 採 の 種 類	根 伐	皆 伐
伐 採 の 理 由		
伐 採 の 面 積	㎡	
木 竹 の 種 類		
伐 採 す る 木 竹 の 量	本	㎡
皆 伐 の 場 合 の 植 林 計 画		
摘 要		

様式第15号(第2条関係)

行 為 内 容 書								
(建築物等の色彩の変更の場合)								
色 彩 を 変 更 し よ う と す る も の	屋 根		外 壁		へ い		そ の 他 ()	
	前	後	前	後	前	後	前	後
変 更 の 前 ・ 後 の 色 彩								
摘 要								

様式第13号(第2条関係)

行 為 内 容 書	
(土石の量の採取の場合)	
採 取 の 目 的	
採 取 の 方 法	
採 取 の 面 積	
採 取 物 の 種 類	
採 取 物 の 数 量	
跡 地 の 処 理 方 法	
摘 要	

様式第16号(第2条関係)

行 為 内 容 書	
(屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合)	
堆 積 物 の 種 類	
堆 積 の 目 的	
堆 積 の 方 法	
堆 積 の 規 模	面積
	高さ
	量
容 器 の 使 用 の 有 無	有() 無
遮 へ い 物 の 設 置 計 画	
堆 積 物 置 お 後 の 跡 地 の 取 扱 い	
摘 要	

● 国庫補助及び県補助に関する要綱・要項

文化財保存事業費関係補助金交付要綱

昭和 54 年 5 月 1 日
文化庁長官裁定
最終改正 令和 2 年 6 月 1 日

(通 則)

第 1 条 文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、史跡等購入費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、文化庁文化財補助金交付規則（昭和 43 年文化庁告示第 6 号。以下「交付規則」という。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件（平成 12 年 4 月 3 日文部省告示第 57 号。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件（平成 12 年文部省告示第 58 号。）、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号。）、及び平成 12 年文部省告示第 57 号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件（平成 27 年文部科学省告示第 131 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。
(交付の対象となる事業の種類、経費等)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる文化財保存事業（以下「補助事業」という。）の種類は、別表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、同表の右欄に掲げる者とする。

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額（率）及び補助金の交付のための手続きについては、この要綱に定めるもののほか、別に文化庁長官（以下「長官」という。）が定める「文化財保存事業費関係国庫補助実施要綱」並びに各補助事業の種類に応じてそれぞれごとに長官が定める補助要項によるものとする。

(交付の条件)

第 4 条 補助金の交付の決定に当たっては、長官（第 5 号、第 13 号及び第 14 号に係るものについては長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第 1）を、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
ただし、配分された額のいずれか低い額の 20 パーセント（当該金額が 5 万円未満の場合は 5 万円）を超えない額の相互間流用の場合はこの限りでない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様と及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。

(2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 必要に応じて補助事業の遂行の状況に関する報告書（様式第 2）を別に指示する日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により

取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

(9) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用品等の売払代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

(10) 補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合においては、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。

また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面を取り交わさなければならないこと。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

(11) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第 3）を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならないこと。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

(12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならないこと。

(13) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20 万円を限度として手持ちすることができること。

(14) 補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行なわなければならないこと。

(間接補助事業の場合)

(15) ア 補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならないこと。

イ 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第 1 号から第 12 号までに掲げる条件を付さなければならないこと。この場合において第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号中「長官」とあるのは「補助事業者」とすること。

(16) 第 14 号イにより付した条件に基づき、補助事業者が承認又は指示をする場合には、あらかじめ長官の承認又は指示を受けなければならないこと。

※ 特殊条件

(国宝・重要文化財建造物修理の場合)

(17) 補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならないこと。

(国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）及び重要有形民俗文化財修理の場合)

(18) 補助事業者は、補助事業で得られた知見について情報発信等の措置をしなければならないこと。

(国宝・重要文化財建造物修理で滋賀県、京都府、奈良県下の場合)

(19) 補助事業を知事又は教育委員会に委託するよう申し込まなければならないこと。

(登録有形文化財建造物修理の場合)

(20) 設計監理業務については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者に技術的指導を申し込まなければならないこと。

(防災施設設備関係の場合)

(21) 設置した当該防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに長官に報告しなければならないこと。

(史跡等土地買上げ等の場合)

(22) 補助事業者は、当該補助事業により取得した土地についての保存に適した整備を行わなければならないこと。

(申請の手続)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第4）を別に定める提出期限までに都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第5）を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 長官は、第4条第1号ア又はイに該当し計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第6）を補助事業者に送付するものとする。

4 第1項又は第3項の場合において、補助事業者が都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る交付決定内容通知書（様式第7）又は変更交付決定内容通知書（様式第8）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第5）又は補助金交付決定変更通知書（様式第6）を送付するものとする。（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付の決定（前条第2項による変更交付決定を含む。以下、第10条第1項及び第11条第1項において同じ。）の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面（様式第9）を都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合において、補助事業者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の法令の定めに従い、補助事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村の法令の定め準拠して実施しなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第10）により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績

報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受け た場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第4条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された 内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助 金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第11）により補助事業 者に通知するものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る 消費税等仕入控除税額が明らかでないものであつて、補助金の額の確定 時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税 等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者が都道府県以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書（様式第12）に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。

4 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、そのを超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後 に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであつて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第13）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 長官は、第4条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、交付規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第5項の規定を準用する。

(東日本大震災復興特別会計における予算の移替等)

第14条 東日本大震災復興特別会計において、教育・科学技術等復興政策費の項に係る予算を文化庁に移替えて実施する場合には、第1条中「文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、史跡等購入費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」とあるのは「教育・科学技術等復興政策費の国宝重要文化財等保存整備費補助金」と読み替えるものとする。

別 表		
補助事業の種類及び補助事業者		
左 欄	右 欄	
文化財保存事業費		
1. 建造物		
(1) 調 査	地方公共団体	
近代和風建築等総合調査		
(2) 保存修理		
国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業	所有者、管理団体	
重要文化財公開活用事業	所有者、管理団体、地方公共団体、法人	
登録文化財保存修理・公開活用事業	所有者、管理団体、地方公共団体、法人	
(3) 防災設備等	所有者、管理団体	
防災設備等	所有者(民家保存管理施設)	
耐震診断	地方公共団体(買上)	
(4) ふるさと文化財の森管理業務支援事業	所有者、地方公共団体、団体	
2. 美術工芸品		
(1) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理放本強化事業	所有者、管理団体	
保存修理(一般)		
保存修理(特殊)		
(2) 防災設備	所有者、管理団体	
3. 記念物		
(1) 調 査	地方公共団体	
名勝		
天然記念物		
(2) 史跡等保存活用計画等策定	地方公共団体、管理団体	
(3) 天然記念物再生事業	所有者、地方公共団体	
(4) 天然記念物食害対策	地方公共団体	
4. 埋蔵文化財	地方公共団体	
発掘調査等		
一般		
特殊		
5. 文化的景観	地方公共団体	
重要文化的景観保護推進事業		
6. 伝統的建造物群	市町村	
(1) 調 査		
(2) 保存修理		
(3) 防災設備等		
(4) 買 上		
(5) 公開活用事業	地方公共団体、管理団体	
7. 指定文化財		
8. 無形文化財		
指定文化財管理	保存団体、地方公共団体	
(1) 伝 承		
重要無形文化財保持団体補助	保存団体、地方公共団体	
(2) 公 開		
日本伝統工芸展		
国家指定芸能特別鑑賞会		
9. 民俗文化財		
(1) 調 査	地方公共団体等	
(2) 修理・防災	所有者、管理団体	
保存修理		
一般		
特殊		
防災設備		
(3) 伝承・活用等	保護団体、所有者、地方公共団体	
民俗文化財伝承活用等事業		
10. 文化財保存技術		
団体補助		
個人補助		
ふるさと文化財の森構想		
(資料採取等研修)		
美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援事業	生産者、地方公共団体、団体	
11. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	地方公共団体	
12. 歴史活き活き! 史跡等総合活用整備事業	所有者、管理団体、地方公共団体、法人	
13. 地域特色ある埋蔵文化財活用事業	地方公共団体、法人	
14. 重要文化財等防災施設整備事業	所有者、管理団体、地方公共団体	
15. 地域計画等活用拠点形成事業(優良モデル創出)	別に要項において定める者	
16. 史跡等の買上げ	地方公共団体	
直接買上		
先行取得償還		

史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項

昭和 54 年 5 月 1 日
文 化 庁 長 官 裁 定
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項、第 2 項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存活用の万全を期するため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体、史跡等の所有者又は法律第 113 条及び法第 172 条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体及びその他の法人とする。

3. 補助対象事業及びその内容

補助対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 史跡等保存活用計画策定事業

- ア. 補助対象となる事業は、地域を定めて指定した史跡等の保存活用計画策定の事業とする。
- イ. 補助事業の内容は、1 指定地域につき原則として 2 か年継続事業とし、第 1 年次は、当該指定地域について航空写真実測又は地上実測によって、原則として 1,000 分の 1 の縮尺の現況地図を作成し、第 2 年次は、その現況地図をもとに保存活用計画の策定を行うものとする。ただし、既に必要な現況地図が作成されている史跡等については、保存活用計画の策定のみを内容とする単年度事業とすることができるものとする。

(2) 歴史の道総合計画策定事業

- ア. 歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備活用計画の策定
- イ. 計画策定を行うために必要な調査

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる経費
 - ア. 史跡等保存活用計画策定事業
 - (ア) 測量、図化経費
 - (イ) 保存活用計画策定経費
 - (ウ) 保存活用計画書印刷経費
 - イ. 歴史の道総合計画策定事業
 - (ア) 調査経費
 - (イ) 計画策定経費
 - (ウ) 報告書作成経費
- (2) その他の経費
 - 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 2 分の 1 とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の 5 分の 4 とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする

(別紙)					
経	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
主たる事業費	(1)史跡等保存活用計画等策定事業 測量及び図化経費 保存活用計画策定経費 保存活用計画書印刷経費	図画(実測図等)作成費	給与報酬 職員手当等	時間外手当	航空地上実測図化費
				期末手当	
				通勤手当	
				退職手当	
				〇〇手当	
				実測費	
				〇〇〇	
				〇〇〇	
				専門委員謝金	
				〇〇謝金	
史跡等保存活用計画等策定事業	(2)歴史の道総合計画策定事業	総合計画事業費	委託料	普通旅費	連絡現地踏査旅費、調査旅費 専門委員旅費 会計年度任用職員を含む フィルム、文具等 保存活用計画書印刷、打合資料
				特別旅費	
				費用弁償	
				消耗品費	
				印刷製本費	
				会議費	
				通信運搬費	
				手数料	
				会場借料	
				〇〇雇上代	
史跡等保存活用計画等策定事業	(2)歴史の道総合計画策定事業	総合計画事業費	給与報酬	〇〇借上代	現地踏査自動車雇上

			職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 専門委員謝金	文庫調査、講師謝金等
			報償費	〇〇謝金	連絡現地踏査旅費、調査旅費
			旅費	普通旅費 費用弁償 特別旅費	会計年度任用職員を含む 専門委員旅費
			需用費	消耗品費 印刷製本費	文具、フィルム等 調査カード、報告書印刷等
			役務費	通信運搬費 手数料	輸送料
			委託料	〇〇調査委託費 〇〇委託費	道構等調査、測量委託
			使用料及び賃借料	会場借上料 〇〇雇上料 〇〇使用料 〇〇借上料	調査用器具等借上
			備品購入費		特に必要と認める場合
その他の経費	事務経費 (1)史跡等保存活用計画等策定事業 (2)歴史の道総合計画策定事業	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	連絡旅費 指導監督旅費 会計年度任用職員を含む 文具等
				消耗品費	
				食糧費	資料コピー代
				印刷製本費	
				通信運搬費	
				使用料及び賃借料	借料及び損料
					打合せ会場借料等

埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項

昭和 54 年 5 月 1 日
文化庁長官裁定
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

1. 趣旨

この要項は、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）の実態を把握するための調査に要する経費について、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 99 条第 4 項に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 発掘調査

埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理

(2) 遺跡発掘事前総合調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査

(3) 遺跡詳細分布調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の詳細な分布調査

(4) 重要遺跡確認緊急調査

重要な遺跡の保護を図るため遺跡の範囲及び性格を確認する調査

(5) 出土遺物保存処理

発掘調査によって検出された出土品のうち、木製品、金属製品、自然遺物等のものについて、その恒久保存を図るために行う保存科学的処理

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 発掘調査経費

イ 分布調査経費（所在確認調査）

ウ 測量、図化経費

エ 附帯調査・その他関連調査経費

オ 調査報告書印刷経費

カ 保存処理経費及びそれに関わる遺物整理経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 2 分の 1 とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の 5 分の 4 とする。

(2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に multiplying して得た額とする。

(別紙)					
経	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
主たる事業費	発掘調査経費 分布調査経費（所在確認調査） 測量及び図化経費 附帯調査その他関連調査経費	発掘調査費	共済費 報償費	委員謝金 〇〇謝金 謝金	事業等を委嘱したもの、又は協力者等に対する報酬及び謝金（調査、執筆、作業、研究、協力） 会計年度任用職員への支給に限る
				給与報酬 職員手当等	会計年度任用職員への支給に限る
				時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	〃 〃 〃 〃 〃
			旅費	費用弁償	職員（会計年度任用職員を含む）旅費
				普通旅費	部外者招へい旅費等
				需用費	発掘用具、文具、フィルム等
				燃料費	ガソリン、プロパン
				印刷製本費	調査報告書・調査カードの印刷
				修繕費	調査器具修繕
				光熱水料	
				〇〇費	
				役務費	保管料 輸送料
埋蔵文化財緊急調査事業				手数料	
				〇〇費	
				〇〇料	
				測量委託費	航空写真、実測委託等
				〇〇調査委託	時代測定（分析）委託
				保存処理委託	
				〇〇委託費	（試験等）
				使用料及び賃借料	器具借上料 借料及び損料
				〇〇借料	ポンプ、ダンブカー、ベルコン、ブルドーザー他
				〇〇〇料	会場借上等、自動車雇上
				工事請負費	調査事務所用テント、プレハブ借上 調査事業の一部を請負で実施する場合の経費（理め戻し等） PEG、石膏等
				原材料費	資材費 工事資材費 木材費
					貫板、杭

				骨 材 費 補 償 費	砂利(埋め戻し用) ペルコン等(特に認める場合に限る) 調査地の農作物、立木補償金
	保存処理経費 遺物整理経費	遺跡発掘事前総合調査 分布調査 重要遺跡調査 出土遺物保存処理	備品購入費 補 償 金 同 上 同 上 同 上 共 済 費 報 償 費 給与 報酬 職員手当等	労災保険 〇〇保険 〇〇謝金	
			旅 費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 費用弁償 普通旅費 特別旅費	会計年度任用職員への支給に限る 〃 〃 〃 〃 職員(会計年度任用職員を含む)旅費
			需用費	消耗品費 光熱水料 手 数 料 委 託 料 〇〇委託 印刷及び印刷 保存処理薬剤 〇 〇 料	記録用フィルム等 直営で実施する場合 処理カード作成 委託して実施する場合(償額は直営に準ずる) 機器借上料 PEG等
その他の経費	事務経費	事務費	旅 費 消耗品費 〇〇費 役 務 費	普通旅費 特別旅費 通信運搬費	連絡旅費 指導監督旅費 郵便、電信電話料等

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項

平成 27 年 4 月 1 日
文化庁長官決定
最終改正 令和 2 年 7 月 2 日

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 109 条第 1 項、第 2 項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第 118 条、法第 120 条及び法第 172 条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、第 132 条の規定により登録された登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

併せて、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等(以下「歴史の道」という。)とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

その他、城の石垣や古墳の石室(以下「石垣等」という。)の災害時の崩落等の被害からの復旧を目的として、その調査を行うために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

- 補助事業者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 史跡等総合活用整備事業
- 補助事業者は、史跡等の所有者又は法第 113 条及び法第 172 条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人若しくは文化庁長官が適当と認める団体とする。
- (2) 登録記念物活用整備事業
- 補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第 113 条の規定により登録記念物の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。
- (3) 歴史の道活用整備事業
- 補助事業者は、地方公共団体とする。
- (4) 石垣等調査事業
- 補助事業者は、地方公共団体とする。
- (5) (1)～(3)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業
- (1)～(3)の補助事業者とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物、歴史の道又は石垣等の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。なお、(1)①及び(2)①(ただし、復旧(保存修理)に係る設計管理に限る。)、(3)①については、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から 5 ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は 2. の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。また、(1)②(ただし、イを除く。)及び③、(2)①(ただし、環境整備等に必要な工事に係る設計管理に限る。)並びに(3)②については、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。

- (1) 史跡等総合活用整備事業
- ① 復旧(保存修理)
- ア 旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事
- イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事
- ウ 古墳等の盛土、石積等の工事
- エ その他史跡等の保存上必要な復旧工事
- ② 環境整備
- ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝
- イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事
- ウ 史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事
- エ 史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事
- オ ア～エで設置した施設等の改修
- ③ 活用施設
- ア 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- イ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備
- ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ 史跡等の野外観測等のための施設の設置
- オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- カ ア～オで設置した施設等の改修

- ④ 防災対策
- ア 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
- イ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断
- ⑤ 上記の災害復旧
- ⑥ 上記工事等の実施に必要な措置
- ア 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量
- イ 整備基本計画の策定
- ウ 基本設計、実施設計、工事実施のための施工監理
- エ 工事等報告書の作成
- (2) 登録記念物活用整備事業
- ① 設計監理
- 登録記念物の復旧（保存修理）、環境整備等に必要な工事（上記（1）①～⑤に掲げるものと同様の工事）に係る設計監理
- ② 保存施設
- 登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事
- ③ 上記の実施に必要な措置
- ア 登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量
- イ 工事等報告書の作成
- (3) 歴史の道活用整備事業
- ① 復旧（保存修理）
- ア 道の補修、石畳・雁木・石積・橋梁等道の構造の復元整備工事及び並木の復元等、道自体に関わる整備工事
- イ 本陣、茶屋・関・一里塚・宿場等道に関連する遺跡の復元整備工事
- ② 環境整備
- 歴史の道の情報発信設備、休憩施設、便所等便益施設等工事、歴史の道の管理に必要な標識、説明板の設置工事
- ③ 防災対策
- ア 警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
- イ 耐震診断
- ④ 上記の災害復旧
- ⑤ 上記工事等の実施に必要な措置
- ア 歴史の道及び周辺地における遺構調査、測量
- イ 基本設計実施設計、工事実施のための施工監理
- ウ 工事等報告書の作成
- (4) 石垣等調査事業
- ① 石垣等及び周辺地における遺構調査、測量
- ② 調査報告書の作成
- (5) (1)～(3)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業
- ① 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業
- ② 史跡等を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の普及・啓発事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、総事業費から修理が完了する翌年から5ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする（防災対策及び災害復旧を除く）。

(1) 主たる事業費

- ア 復旧、修理及び整備工事経費
- イ 遺構等調査並びに測量及び図化経費
- ウ 環境整備工事経費
- エ 防災設備等工事経費
- オ 計画策定経費・設計及び監理に要する経費
- カ 工事等報告書印刷経費
- キ 広報・資料作成及び配信等に要する経費
- ク 体験学習会等に要する経費

(2) その他の経費

- ア 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

(1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(2) 補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の70%とする。

(3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあつては、補助対象経費の80%とする。

(4) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

(5) 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別紙)					
種別	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
歴史活き活き！史跡等相互活用整備事業	復旧、修理及び整備工事経費	本工事費	給与報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 委託料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む 工事報告書等印刷 整備基本計画策定 基本設計、実施設計、施工管理 事前遺構調査委託 機械器具損料、自動車借上料 機械器具損料、自動車借上料
	遺構等調査並びに測量及び図化経費				
	環境整備工事経費				
	防災設備等工事経費	共済費			
	計画策定経費	旅費			工事の一部又は全部を滞食で施工する場合の経費
	設計及び監理に要する経費	需用費			
	工事等報告書作成経費	役務費			
		委託料			
	広報・資料作成及び配信等に要する経費	広報・資料作成及び配信等経費	報償費	教材作成謝金 原稿執筆謝金	整備事業専門技術指導 事前遺構調査依頼の場合の謝金
			旅費	教材等作成費	
その他の経費	体験学習会等に要する経費	体験学習会等事業開催経費	報償費 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝金	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
			共済費		
			報償費		
			旅費		
			使用料及び賃借料	〇〇借上料 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 〇〇委託料 〇〇請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	工事報告書等印刷 会場借料
			役務費		
			委託料		
			需用費		
			備品購入費		
			事務費		

地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助要項

平成 27 年 4 月 1 日
文化庁長官決定
改正 令和 2 年 4 月 1 日

1. 趣 旨
- この要項は、地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 補助事業者
- 補助事業者は、地方公共団体及びその他文化庁長官が埋蔵文化財の総合的な公開活用に当たることを適当と認める法人とする。
3. 補助対象事業
- 補助対象となる事業は、埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。
- (1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
- ア 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示・活用設備整備
- イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示設備（以下「埋蔵文化財展示設備」という。）の整備
- (2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業
- ア 案内板・説明板等の設置
- イ 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業
- ウ 埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
- エ 公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等
- オ 埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作
4. 補助対象経費
- (1) 主たる事業費
- ① 公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
- ア 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費
- イ 埋蔵文化財展示施設設備整備経費・附帯工事経費
- ② 普及・啓発に係る事業
- ア 案内板・説明板等設置経費
- イ 広報・資料作成及び配信等に要する経費
- ウ 体験学習会等に要する経費
- エ 台帳作成等に要する経費
- オ 模型等製作経費
- ③ 設計料及び監理料
- ④ その他の工事経費
- (2) その他の経費
- 事務経費
5. 補助金の額
- 補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 50％とする。
- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の 80％とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和 25 年法

律第 211 号）第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)					
区分	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	主たる事業費	埋蔵文化財センター設備整備経費	収蔵・整理設備工事	工事請負費	諸 負 費
		埋蔵文化財センター附帯工事経費	防災設備工事	備品購入費	収蔵用等機器
		埋蔵文化財展示設備整備経費	展示等設備工事	工事請負費	諸 負 費
		埋蔵文化財展示施設附帯工事経費		備品購入費	防災機器
				工事請負費	諸 負 費
	その他の経費			〇〇請負費	〇〇作製委託
				需用費	消耗品費
				備品購入費	視聴覚等機器
					展示等機器
	その他の経費	広報・資料作成及び配信等に要する経費	広報・資料作成及び配信等経費	報 償 費	教材作成謝金
				旅 費	原稿執筆謝金
				需用費	教材等作成費
				備品購入費	消耗品費
				役 務 費	印刷製本費
その他の経費	主たる事業費			委託費	紹介ソフト製作委託費
					発信システム開発委託費
		体験学習会等に要する経費	体験学習会等事業開催経費	給 与	会計年度任用職員への支給に限る
				報酬	〃
				職員手当等	会計年度任用職員への支給に限る
	その他の経費			時間外手当	〃
				期末手当	〃
				通勤手当	〃
				退職手当	〃
				〇〇手当	〃
その他の経費	主たる事業費			共 済 費	労災保険
				報 償 費	〇〇保険
				旅 費	講師等謝金
					原稿執筆謝金
					会場整理等謝金
	その他の経費	台帳作成等に要する経費	台帳作成等経費	給 与	会計年度任用職員への支給に限る
				報酬	〃
				職員手当等	会計年度任用職員への支給に限る
				時間外手当	〃
				期末手当	〃
その他の経費	主たる事業費			通勤手当	〃
				退職手当	〃
				〇〇手当	〃
				共 済 費	労災保険
				旅 費	〇〇保険
	その他の経費	台帳作成等に要する経費	台帳作成等経費	費用弁償	職員(会計年度任用職員を含む)旅費
				〇〇借上料	展示器具・会場・機材・車両等
				通信運搬費	保険料
				保 険 料	参加者傷害保険・ボランティア保険料等
				委託費	レプリカ・教材等製作、会場等設営造作等
その他の経費	主たる事業費			〇〇請負費	〃
				教材等作成費	〃
				消耗品費	〃
				印刷製本費	〃
				備品購入費	〃
	その他の経費	台帳作成等に要する経費	台帳作成等経費	給 与	会計年度任用職員への支給に限る
				報酬	〃
				職員手当等	会計年度任用職員への支給に限る
				時間外手当	〃
				期末手当	〃
その他の経費	主たる事業費			通勤手当	〃
				退職手当	〃
				〇〇手当	〃
				共 済 費	労災保険
				旅 費	〇〇保険
	その他の経費	設計料及び監理料	設計料及び監理料	委託費	職員(会計年度任用職員を含む)旅費
				〇〇委託費	消耗品等
				設計監理費	〃
				〇〇委託費	〃
					〃
その他の経費	主たる事業費	事務経費	事 務 費	旅 費	連絡旅費
				費用弁償	指導監督旅費
				需用費	文具等
				消耗品費	工事報告書等印刷
				印刷製本費	〃
	その他の経費			光熱水量	〃
				通信運搬費	〃
				手 数 料	〃
				借料及び損料	打合会場借料
					〃

史跡等購入費国庫補助要項

昭和 54 年 5 月 1 日
文化庁長官裁定
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第109条又は第110条第1項の規定により指定又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助に
関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等の保存のために行う次に掲げる土地の買上げ等（別に定める基準によりあらかじめ文化庁長官の承認を受けて、地方公共団体が先行取得に係る地方債を償還する事業を含む。）の事業とする。

- (1) 史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ等
- (2) 史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等
- (3) 史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復原等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等
- (4) 史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有が必要である地域にある土地の買上げ等
- (5) 歴史上又は学術上の価値が極めて高く史跡等に指定して保存する必要があると認められる記念物のうち、史跡等指定について所有者その他の権利者の同意が得られている等指定を行うことが確実な状況となっているもので、当該地域を公有化しなければ指定し、保存することが困難であるものに係る前各号に該当する土地の買上げ等

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
ア 土地購入経費
イ 建物等物件購入経費

エ 先行取得地の再取得等経費

- (2) その他の経費
事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の5分の4とする。

(別紙)							
名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明		
史跡等購入事業	土地購入経費	史跡等購入費	公有財産購入費	土地購入費	史跡等保存のためにする土地等買上け費 (公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に準ずる)		
	建物等物件購入経費			建物購入費 工作物購入費 ○購入費			
	立木竹建物等移転補償経費			立木竹購入費 建物移転補償金(費) 工作物移転補償金(費) 立木竹移転(伐採) 補償金(費) 営業補償金(費)			
	事先取得地再取得等経費			補 償 金 償 還 金 償 還 金(費) 利息及び割引料			
				地方債の元金償還金 地方債の利息			
	事務経費	買上事務費	給与報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 退職手当 退職手当 ○手当	会計年度任用職員への支給に限る 会計年度任用職員への支給に限る " " "		
	その他の経費			旅 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費	連絡旅費、買上交渉旅費	
				需用 費	会議費 通信運搬費 測量費 不動産鑑定料 登記委託料 測量(実測)委託料		
				役 務 費	特認		特に認められた場合に限り
				委 託 費	使用料及び賃料 原材料費		
				会場借料	境界標示用木杭等		

(備考)説明欄中「史跡等保存上支障ある家屋等の撤去補償等」について
法第12条第1項による現状変更の許可を得て建設された家屋等に係る撤去補償等については、許可の後に当該家屋等所在地域が保存・整備を図る必要のある重要な地域であると認められた場合等真に家屋等の移転が必要である場合についての補助対象となる。

災害復旧に係る文化財補助金の補助率について

平成10年11月20日
文化庁長官裁定
最終改正 令和2年4月1日

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定、登録有形文化財建造物修理）事業費国庫補助要項（平成9年7月11日文化庁長官裁定）、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費（平成27年4月1日文化庁長官決定）国庫補助要項、文化の景観保護推進事業国庫補助要項（平成17年4月1日文化庁長官決定）、重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年12月13日文化庁長官裁定）において、

別に定めるものとしている災害復旧事業として行われる場合の補助率は、下記のとおりとする。

記

災害復旧事業として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に20%を加算した率とする。

ただし、補助対象経費の80%を上限とする。

激甚災害により被災した文化財の災害復旧に係る文化財補助金の補助率について

平成 28 年 11 月 1 日
文化庁長官決定
改正 令和 2 年 4 月 1 日

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項（平成 27 年 4 月 1 日文化庁長官決定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年 12 月 13 日文化庁長官裁定）において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づき指定された激甚災害により被災した文化財の災害復旧事業として行われる場合の補助率は、災害復旧に係る文化財補助金の補助率について（平成 10 年 11 月 20 日文化庁長官裁定）の定めに基づき算出した上で、以下の全ての条件を満たす場合は、更に 5 %加算した率とする。

ただし、補助対象経費の 90%を上限とする。

記

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村に所在する文化財の災害復旧事業を行う。
2. 文化財の所有者が国であり、文化財保護法第 172 条第 2 項に基づき、地方公共団体が管理団体・管理責任者となっている。
3. 事業予定総額が相当高額であり、地方公共団体の負担が相当困難と認められる場合。

群馬県文化財保存事業費補助金交付要綱

（総則）
第 1 条 群馬県文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県文化財保護条例（昭和 51 年条例第 39 号。以下「条例」という。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）
第 2 条 この補助金は、条例の趣旨に則り、文化財の適正な保存と活用を図り、もって文化財保護の充実及び県民の文化的向上に資することを目的とする。

（補助事業）
第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号いずれかに該当し群馬県知事（以下「知事」という。）が適当と認めた事業とする。

（1）条例第 4 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 38 条第 1 項により指定された文化財の管理、修理、復旧、公開、調査、その他保存と活用に必要な事業

（2）条例第 29 条第 1 項、第 37 条による指定以外の無形文化財又は無形の民俗文化財及び条例第 43 条により選定された選定保存技術の記録作成その他保存と活用に必要な事業

（3）国から「文化財保存事業費」として国庫補助金を交付された事業

（4）前各号に掲げるもののほか知事が文化財の保存と活用が必要と認める事業

（補助事業者）
第 4 条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は所有者等又は当該文化財が所在する市町村とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（4）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（5）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（8）暴力団員と密接な交友関係を有する者（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めた経費とする。ただし、補助事業の実施の有無にかかわらず支出を要する経常的経費は補助対象外とする。

2 補助対象経費は、1 千円未満を切り捨てるものとする。

（ 補助金の額）
第 6 条 補助金の額は別表に掲げるところにより、予算の範囲内において知事が決定する。

2 補助金の交付決定額若しくは変更交付決定額及び確定額は、1 千円未満を切り捨てるものとする。

（交付申請）
第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第 1 号）を知事が指定する日までに、当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事へ提出しなければならない。

（交付決定）
第 8 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、規則第 5 条の規定によりこれを審査し交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第 2 号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して補助事業者に送付するものとする。

（補助事業の変更）
第 9 条 補助事業者は、補助対象経費又は補助事業の内容若しくは経費の配分に変更があった場合には、計画変更承認申請書（別記様式第 3 号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の 20 パーセント（当該金額が 5 万円未満の場合は 5 万円）を超えない額の相互間流用の場合、又は補助事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が認める場合は除く。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、これを審査し適当と認められたときは変更交付決定又は承認を行い、変更交付決定通知書（別記様式第 4 号）又は計画変更承認通知書（別記様式第 5 号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して補助事業者に送付するものとする。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止するときは、知事に申請し承認を受けなければならない。

5 第 3 項の補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、やむを得ない事由により交付決定を受けた当該年度末までに完了しない場合を含む。（事業の着手）

第 10 条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければなら

ない。ただし、補助事業の効果的な実施を図るうえで緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 前項の場合には、補助事業金の交付を受けようとする者は事前着手届（別紙様式第6号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度が終了した日から10日を経過した日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式第7号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事あて提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定若しくは変更交付決定若しくは変更承認の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第8号）により当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を支払うものとする。

2 知事は、補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。

3 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、知事と協議のうえ、概算払請求書（別記様式第9号）を当該文化財が所在する市町村教育委員会を経由して知事に提出するものとする。

4 前条による補助金の額の確定時において、すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

5 補助事業がやむを得ない事由により当該年度末までに完了しない場合、知事は予算に定めるところにより、翌年度に繰越して補助金を交付することができるものとする。

（交付決定の取消）

第14条 知事は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第8条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が条例、規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合

（4）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営をはからなければならない。

（調査）

第17条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して補助事業について報告をさせ、又は必要な調査をすることができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年 1月 1日から施行する。
- 一部改正 平成29年 3月 1日
- 一部改正 令和2年4月1日

別表			
補助事業		所有者等	補助率
第3条	(1)	法人・個人	○補助対象経費の7／10以内
	(2)	市町村	○補助対象経費の1／2以内 ○財政力指数0.75以上の市町村は、補助対象経費の1／3以内
	(3)	法人・個人・市町村	○補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額の1／2以内
	(4)	法人・個人・市町村	○予算の範囲内

※財政力指数は、直近3カ年の平均(小数点以下第3位切り捨て)とする。

●史跡の植生調査に関する資料

史跡岩宿遺跡内で確認された植物

須藤 友治^(*1)・関端 孝雄^(*2)

I 令和元年度 史跡岩宿遺跡植生調査

1 調査の目的及び期間

地域の植生を調査分析し、植物生態の基礎資料として、今後の計画に役立てようとするものである。調査は2019年3月、5月、6月、9月 2020年3月の5回にわたって行われた。

2 調査地の概要

(1) 地形

調査対象地域は群馬県の東部、みどり市笠懸町のほぼ中央に位置し、北から南に延びる足尾山地の一部と考えられる。丘陵は市道を挟んで2分され、北側の稲荷山地区は、山頂に稲荷大明神を祀った稲荷山（標高191m）で、北は岡登用水に接し、南には著名な岩宿遺跡がある。南側の琴平山地区は琴平山（金比羅山、標高196m）と山寺山（179m）からなり、西の一部は鹿の川沼に接し、南には国道50号線が走っている。

(2) 地質

丘陵を形成する岩石は、足尾山地に分布する秩父帯と同じもので、砂岩、粘板岩、チャート、一部で石灰岩よりなっている。これら岩石の上には八崎軽石層、鹿沼軽石層、関東ローム層の中部、上部層などが堆積している。

(3) 植生

潜在自然植生は、アラカシ、シラカシ、シロダモなどの常緑広葉樹が生育していることから、常緑広葉樹林帯（照葉樹林帯・ヤブツバキクラス域）に属するが、コナラ林、アカマツ林、スギ・ヒノキ林など、代償植生（二次林）で占められている。しかし、部分的には自然植生に近い群落を認めることができる。

近年はアラカシやシラカシの幼木、アオキやイヌツゲなどの常緑低木が多くみられる。二次林が長期間放置（人為的影響の停止）されると、遷移が進んで常緑広葉樹が優先する林になることが考えられる。

(*1) みどり市文化財保護審議会委員、みどり市史跡岩宿遺跡保存活用計画策定委員会委員

(*2) 日本自然保護協会会員、NPO法人群馬みどりのインタープリター協会会員

3 調査方法

(1) 第1次調査

対象地域を地形図を基に全域にわたって踏査し、生育する植物の悉皆調査を実施した。

(2) 第2次調査

貴重植物の群落調査等を実施した。現存植生の分布は、本文第Ⅲ章に第26図として掲載した。

(3) 第3次調査

(1)(2)の調査と併行してカタクリなど貴重種の生育範囲と目印となる樹種の位置を「貴重植物の生育域及び独立木位置図」として地形図に描いた(図1)。

4 調査結果

(1) 現存植生の群落構造

①アラカシ林

稲荷山山頂に位置する社の周辺は保護林として残存してきたアラカシ(胸高幹周243cm)の大樹1本、スギの大樹(幹周165cm)1本、亜高木状のアラカシ林がみられる。林床は小規模のため、まとまった群落形成は認められないが、常緑広葉樹林の断片として貴重である。また、山寺山山頂の岩角地にも小群落状のアラカシ林がみられる。

②コナラ林

稲荷山西側尾根部から北、東斜面、琴平山北、東西斜面はコナラを主体とした二次林で広い面積を占めている。以前は15年から20年のサイクルで伐採する萌芽更新が行われていたが、数十年前から実施されなくなり、コナラやクヌギなどが大木化しつつある。

③アカマツ林

表土層が比較的乾燥しやすい稲荷山の南斜面、琴平山の南西斜面には樹高十数mのアカマツが約200本みられ、胸高幹周が190cmを超える大木もある。

④スギ-ヒノキ林

稲荷大明神参道の両側に帯状に植栽されたスギ-ヒノキ林がみられるが、まとまった群落組成は認められない。

⑤ハリエンジュ(ニセアカシア)林

緑化樹として村落に接して植林され、大きく育ったハリエンジュ(ニセアカシア)がみられる。根の張りが浅く、ダウンバーストなどの強風で倒れ易い。なお、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」、日本生態学会の「侵略的外来種ワースト100」に選定されている。

⑥ネムノキ林

岩宿ドーム東側の駐車場付近にある遊歩道入口には植栽されたネムノキ林が広がる。

⑦ソメイヨシノ林

琴平山配水場の南斜面（ゴルフ練習場跡地）に約50本のソメイヨシノ林が広がる。

⑧モウソウチク・マダケ林

住宅地に接してモウソウチク林・マダケ林がみられる。

⑨ウメ林

稲荷山北の緩やかな斜面には小規模のウメ林がみられる。

（２）貴重植物の解説

アズマイチゲ キンポウゲ科の多年草。落葉樹林の林縁や林床に生育する春植物（スプリング・エフェメラル）の一種で、稲荷山の北東～北側の林縁近くに群生する。3月中旬、径2～3cmの可憐な白花をつけ、陽光を受けて平開し、晩春には消える。日本全土に分布する。

カタクリ ユリ科の多年草。落葉樹林の林下に生える。春植物（スプリング・エフェメラル）の一種で、早春に地中の鱗茎から広楕円形の二葉を地面近くにひろげ、3月下旬に紅紫色の花を開く。5月には結実した茎を残して地上部は消える。日本全土に分布するが本州中部以北に多産し、四国や九州ではまれである。稲荷山の北東～北斜面には2.4haに18万株が群生し、本市指定天然記念物（植物）に指定されている。

アマナ ユリ科の多年草。群馬県絶滅危惧Ⅱ類。平地の草原にはえる多年草。鱗茎は広卵形で長さ3～4cm。葉は線形で2個、花茎の下部に対生状につく。

キンラン ラン科の多年草。群馬県絶滅危惧ⅠＢ類。山や丘陵地の疎林下にはえる。

シュンラン ラン科の多年草。群馬県絶滅危惧Ⅱ類。乾いた落葉樹林の林下にはえる。

イカリソウ メギ科の多年草。山地や丘陵の落葉樹林内に生育し、4～5月、高さ20～30cmほどで、船の碇に似た形の花をつける。紅紫色の花が普通だが、県内では白花もみられる。

5 植物目録

『笠懸村誌別巻Ⅰ』及び昭和58年『岩宿遺跡植生調査』に未記載種を記載する。

シダ植物

ゼンマイ科	ゼンマイ
オシダ科	ヤブソテツ、ベニシダ

種子植物

裸子植物

マツ科	ヒマラヤスギ（植栽）
ヒノキ科	コノテガシワ（植栽）
イチイ科	キャラボク（植栽）

被子植物

マツブサ科	シキミ
センリョウ科	ヒトリシズカ、フタリシズカ
モクレン科	コブシ（植栽）
クスノキ科	シロダモ
ドクダミ科	ドクダミ
サトイモ科	マムシグサ、カラスビシャク
ヤマノイモ科	タチドコロ
ユリ科	アマナ
サルトリイバラ科	ヤマガシュウ
シオデ科	タチシオデ
ネギ科	ノビル
ヒガンバナ科	スイセン（植栽）
キジカクシ科	コバギボウシ、ナルコユリ、アマドコロ、ツルボ
ラン科	キンラン
ヤシ科	シュロ（逸出）
イネ科	チカラシバ、スズメノカタビラ、アズマネザサ、トヨオカザサ、ミヤギザサ、オカメザサ（植栽）
ツユクサ科	ツユクサ、ムラサキツユクサ（逸出）、ヤブミョウガ
メギ科	ナンテン（逸出）、ヒイラギナンテン（逸出）
アケビ科	アケビ
ツツラフジ科	アオツツラフジ（カミエビ）
ケシ科	クサノオウ、ムラサキケマン、タケニグサ
キンボウゲ科	ボタンヅル、センニンソウ
アワブキ科	アワブキ
ヒユ科	イノコズチ（ヒカゲイノコズチ）、シロザ
ナデシコ科	ミミナグサ、ミドリハコベ
オシロイバナ科	オシロイバナ（逸出）
ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ（アメリカヤマゴボウ）
タデ科	ミズヒキ、スイバ
ブドウ科	ヤブガラシ、ツタ（ナツツタ）
ニシキギ科	コマユミ、マサキ（植栽）
トウダイグサ科	エノキグサ、アカメガシワ

ウリ科	アマチャヅル、アレチウリ、カラスウリ
カバノキ科	クマシデ、アカシデ、イヌシデ
ブナ科	シラカシ
マメ科	ヤブマメ、ヌスビトハギ、キハギ、ヤマハギ、オオバタンキリマメ（トキリマメ）
クワ科	クワ（植栽）
バラ科	ヘビイチゴ、ヤブヘビイチゴ
ニレ科	ムクノキ
イラクサ科	メヤブマオ
ミソハギ科	サルスベリ（植栽）
アブラナ科	ショカツサイ（ハナダイコン）、イヌガラシ
ミカン科	サンショウ、ユズ（植栽）
ムクロジ科	エンコウカエデ、イロハモミジ（タカオカエデ）
ミズキ科	クマノミズキ
アジサイ科	カシワバアジサイ（植栽）
マタタビ科	キウイ（逸出）
ツツジ科	イチヤクソウ
サクラソウ科	オカトラノオ、ヤブコウジ、マンリョウ
サカキ科	モッコク（植栽）
ムラサキ科	キュウリグサ
キョウチクトウ科	テイカカズラ、ガガイモ
アカネ科	ヘクソカズラ（ヤイトバナ）
キツネノマゴ科	キツネノマゴ
シソ科	ジュウニヒトエ、カキドオシ、イヌコウジュ、タツナミソウ、ホトケノザ、クサギ
オオバコ科	オオイヌノフグリ、タチイヌノフグリ
モクセイ科	ネズミモチ（逸出）、ヒイラギ、レンギョウ（植栽）
ヒルガオ科	マメアサガオ、マルバルコウ
ナス科	クコ、ヒヨドリジョウゴ
モチノキ科	イヌツゲ、アオハダ
キク科	オケラ、オオブタクサ（クワモドキ）、コセンダングサ、オニタビラコ、コオニタビラコ、フキ、コウゾリナ、カシワバハグマ、ヒメジョオン、ハルジオン、ニガナ、シロバナタンポポ、セイヨウタンポポ
スイカズラ科	ツクバネウツギ、スイカズラ、オトコヨウゾメ、ニシキウツギ（植栽）
ウコギ科	コシアブラ、キツタ（フユツタ）、ヤツデ（逸出）、ノチドメ

参考文献

- 群馬県 群馬県植物誌 1987改訂版
群馬県 群馬県レッドデータブック 植物編 2012改訂版
中西 哲ほか 日本の植生図鑑 I 1983
矢野悟道ほか 日本の植生図鑑 II 1983
佐竹義輔ほか 日本の野生植物 草本 I II III
佐竹義輔ほか 日本の野生植物 木本 I II
岩槻邦男 日本の野生植物 シダ
清水建美ほか 日本の帰化植物
本田正次ほか 原色園芸植物大図鑑
林弥栄ほか 日本の野草
林弥栄ほか 日本の樹木
馬場多久男 葉でわかる樹木
池田清彦 外来生物事典
佐鳥英雄ほか 桐生植物誌 1981
松澤篤郎 群馬の里山の植物
松澤篤郎 群馬県タケ、ササ類植物誌
松澤篤郎ほか 渡良瀬川支流山塊の植物

II 昭和 58 年「史跡岩宿遺跡植生調査」で確認された植物

『笠懸村誌別巻 I』に未記載種のみを記載する。

シダ植物

イノモトソウ科	オオバノイノモトソウ
オシダ科	キンモウワラビ、ハシゴシダ、コバノヒノキシダ
ウラボシ科	ホテイシダ

種子植物

裸子植物

マツ科	モミ
ヒノキ科	サウラ

被子植物

双子葉植物

クワ科	ヤマグワ
イラクサ科	クサコアカソ、アオミズ
タデ科	シンミズヒキ
キンポウゲ科	アズマイチゲ
モクレン科	コブシ
バラ科	ウワミズザクラ
マメ科	アメリカホド、フジカンゾウ
ニシキギ科	ツリバナ、ユモトマユミ（カントウマユミ）
ウコギ科	ミヤマウコギ
モクセイ科	マルバアオダモ
シソ科	レモンエゴマ、オカタツナミソウ
ハエドクソウ科	ナガバハエドクソウ
スイカズラ科	ツクバネウツギ、ミヤマガマズミ
キキョウ科	フクシマシャジン
キク科	キッコウハグマ、ホウキギク、コヤブタバコ、サジガンクビソウ、コウヤボウキ、アサマヒゴタイ（ツクバヒゴタイ）

単子葉植物

イネ科	イトコヌカグサ、ハイヌメリ、イヌアワ
(タケ亜科)	マダケ、モウソウチク
カヤツリグサ科	エナシヒゴクサ（サワスゲ）、ヤブスゲ

Ⅲ 『笠懸村誌別巻 1』 記載の植物

1 高木層

コナラ、クヌギ、アラカシ、アカマツ、ミズキ、エノキ、クリ、ホオノキ、エゴノキ、マユミ、ハリエンジュ（ニセアカシア）、ケヤキ、ヤマコウバシ、ネムノキ、ヤマザクラ、イヌザクラ、スギ（植栽）、ヒノキ（植栽）

2 低木層

ガマズミ、ダンコウバイ、ヤマガキ、アオキ、ノダフジ、クサギ、ハリギリ、ネジキ、チョウジザクラ、コウゾ、オトコヨウゾメ、コゴメウツギ、ウツギ、ヤマナラシ、ヤマウコギ、アカシデ、ムラサキシキブ、クサボケ、ナツグミ、ユキヤナギ（逸出）、クマヤナギ、ヤマウルシ、ニワトコ、アワブキ、ナツハゼ、ツルウメモドキ、アカメガシワ、ヌルデ、チャ（逸出）、ヒサカキ、イボタノキ、タラノキ、リョウブ、ハンノキ、ゴンズイ、カマツカ、サワフタギ、ヤマハンノキ、ミヤマウグイスカグラ、ニシキギ、ニワウルシ（シンジュ）、ヤブツバキ、キハギ、マルバハギ、オニグルミ、ヤマブキ、ソクズ、ナガバモミジイチゴ、コアジサイ、ノイバラ、ウスノキ、コバノトネリコ、イヌザンショウ、ヤマツツジ

3 草本層

オオアブラススキ、アキノキリンソウ、チヂミザサ、ツタ、センブリ、サルトリイバラ、ヤブハギ、ヤクシソウ、ヨメナ、リュウノウギク、ノコンギク、ヤマシロギク、シラヤマギク、ニントウ、ミツバアケビ、ヤブラン、ヤマノイモ、シュンラン、イタチシダ、イヌシダ、ジウモンシダ、ヤブマオ、カラムシ、ギボウシ、オオバギボウシ、ゼンマイ、ワラビ、ヒガンバナ、キツネノカミソリ、カタクリ、チゴユリ、ジャノヒゲ（リュウノヒゲ）、ヒカゲスゲ、キバナアキギリ、オクモミジハグマ、ナガバノコウヤボウキ、イヌハッカ、ヤマハッカ、ヌカキビ、ヤマジノホトトギス、ヤブレガサ、ナンテンハギ（フタバハギ）、ノダケ、キチジョウソウ、ツチグリ、タガネソウ、ヨモギ、イヌヨモギ、ヤマユリ、キンミズヒキ、ハエドクソウ、ウド、アキノノゲシ、イヌホオズキ、ノブキ、セキヤノアキチョウジ、スミレ、タチツボスミレ、トダシバ、コブナグサ、カナムグラ、ヤエムグラ、アカネ、ノブドウ、ヤブソデツ、イノモトソウ、カタクリ、カラスノゴマ、ツリガネニンジン、ワレモコウ、スズメノヒエ、コシオガマ、ヤブタバコ、フタバムグラ、イヌタデ、ナギナタコウジュ、クズ、ヒヨドリバナ、テリハノイバラ、アオミズ、ヒガンバナ、セイタカアワダチソウ

ア	アサカシ
イ	イナズマ
ウ	ウツクシ
エ	エノキ
オ	オウゴン
カ	カシ
キ	キナンド
ク	クサ
コ	コナラ

コ	コナラ
サ	ササ
シ	シロダモ
ス	スギ
セ	セキ
チ	チ
ナ	ナ

- カタクリ
- アマナ
- アズマイチゲ
- キツネノカミソリ
- ヤマツツジ
- シュンラン
- キンラン

- ① ケヤキ
- ② カスミザクラ
- ③ スギ
- ④ アラカシ
- ⑤ アカマツ
- ⑥ ソメイヨシノ
- ⑦ ハリギリ
- ⑧ モミ
- ⑨ ヒマラヤスギ
- ⑩ ムクノキ
- ⑪ シロダモ
- ⑫ エノキ
- ⑬ クヌギ
- ⑭ ミズキ
- ⑮ イヌザクラ
- ⑯ ハリエンジュ (ニセアカシア)

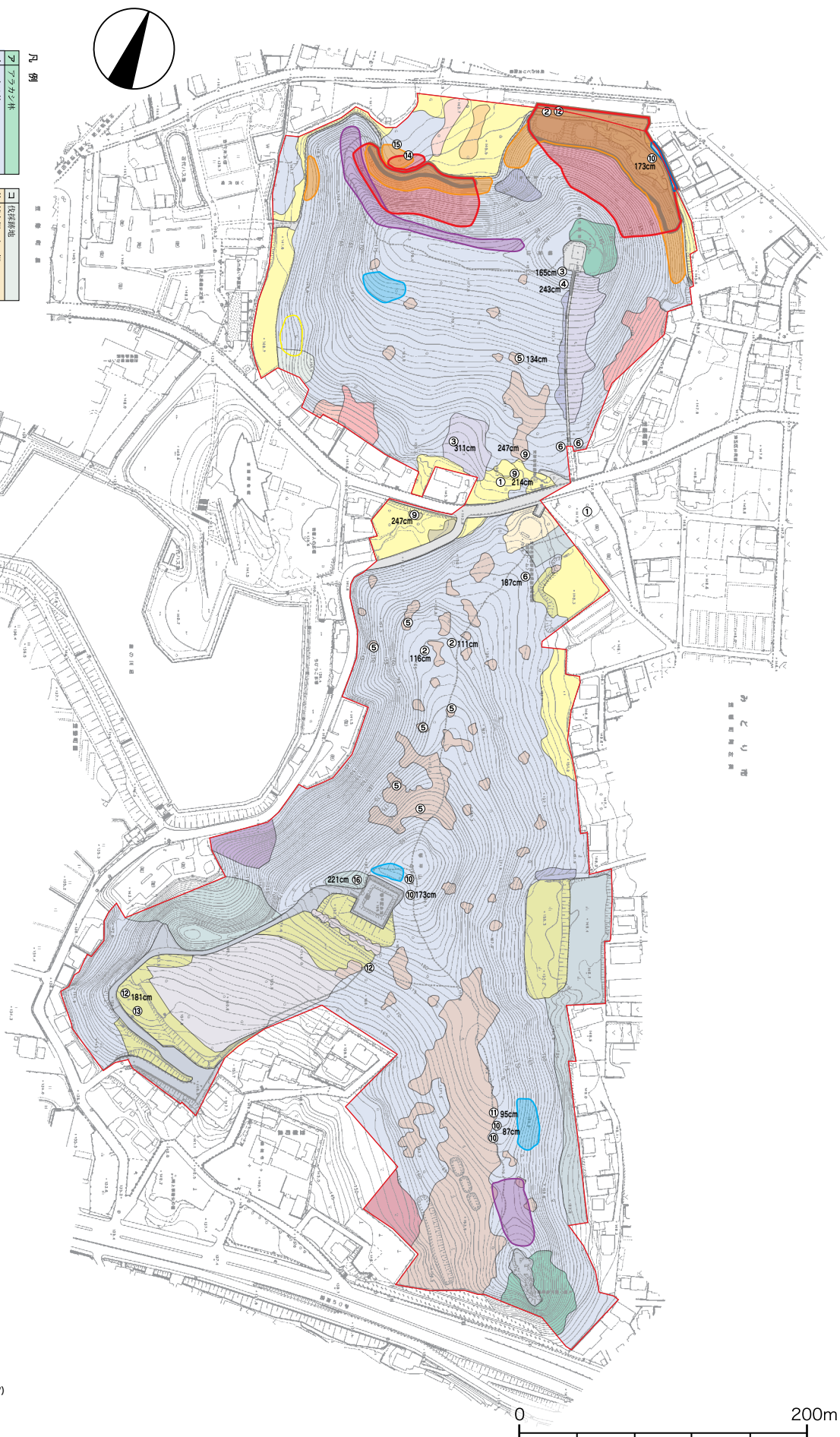


図1 貴重植物・独立木の分布 (令和元年度)

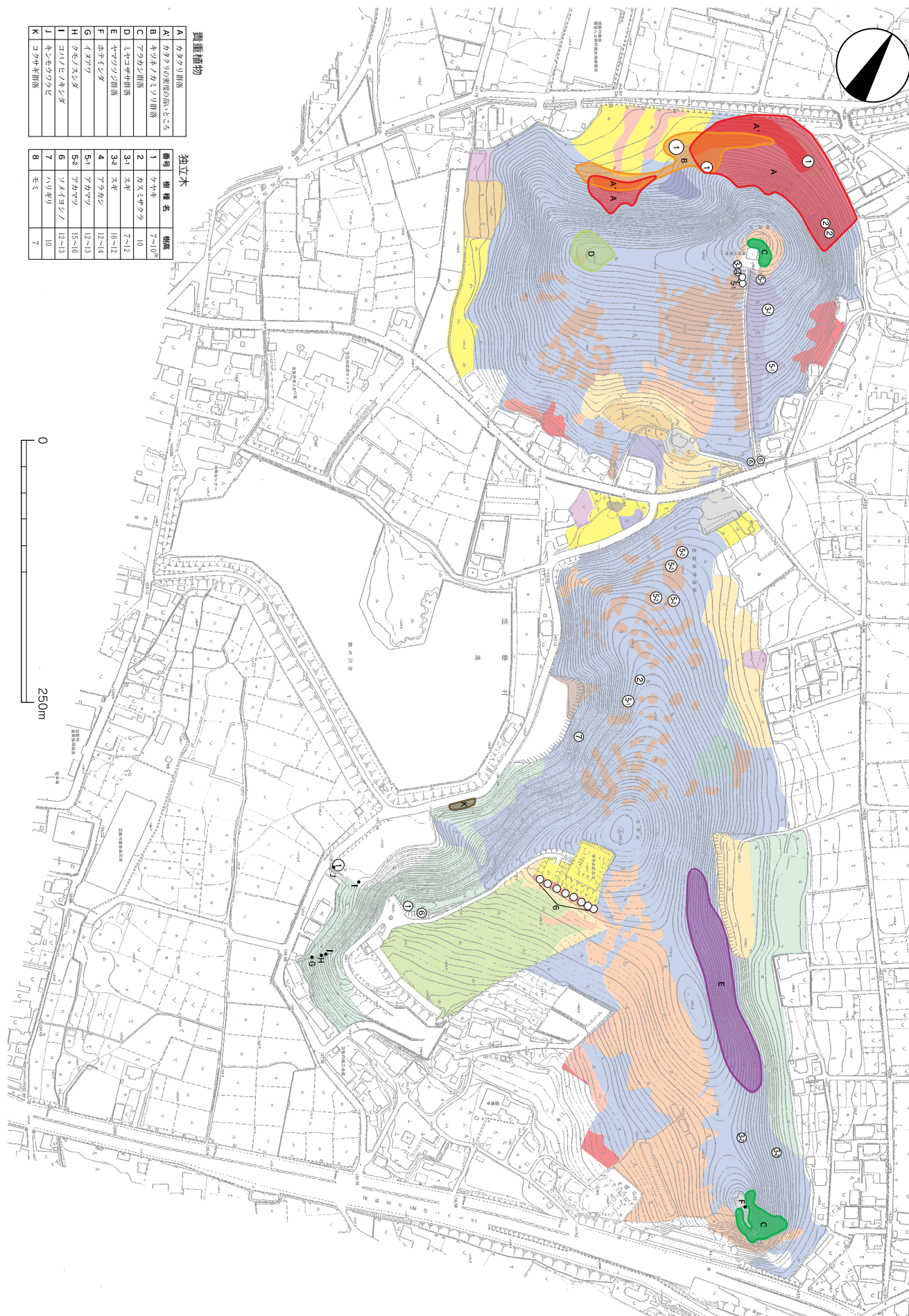


図2 (参考) 貴重植物・独立木の分布(昭和58年度)

史跡岩宿遺跡地内の樹木密度調査報告 (*1)

笠懸町教育委員会

1. 調査に至るまでの経緯

史跡岩宿遺跡は、昭和 54 年 8 月に史跡指定を受け、以来 16 年が経過した。史跡に指定された地域は稲荷山・琴平山と呼ばれる 2 つの丘陵で、コナラを中心とした樹木で覆われている。この間、はじめは地元の森林組合に委託し、その後は笠懸町直営において下草の管理を行ってきた。

地域にはシイタケ栽培農家があり、従来こうしたコナラ類は、ホダ木の原木として利用されることが多く、ある程度に成長したところで伐採され管理されていた。ところが、町の管理となって以来、下草の刈払いは行っているが、樹木については自然の状態に近く、大木となっているものも目立つようになってきた。

落葉広葉樹が大木となった場合、春から秋にかけては日差しを遮り、下草の育成を抑制すると同時に、世代交代のために育つ樹木の育成さえも妨げる結果となる。こうしたことから幼木は、日差しを求めて上へ上へと伸びるようになり、結果として根が張り切れていない細長い木が多くなっている。近年、こうした細木が風に吹かれて倒れたり、立ち枯れしたりということが目立ち始め、史跡管理にも支障を来すようになってきている。

したがって、こうした樹木を含めて史跡地の総合的な管理を行うため、まず樹木管理の専門家 (*2) に依頼して『樹木診断』を行った。その結果、将来的なことを考えるならば、地面に適度に日差しが差し込むような樹木の密度管理を行うよう助言を受けた。そのことは言い換えるならば、ナラ林の抜き切りを行った方がよいということである。しかしながら、どの程度の抜き切りを行えばよいかという問題が残りました。そこで、群馬県東部林業事務所 (*3) に依頼して、史跡地内の樹木密度調査を行った。

2. 密度調査の結果

密度調査は、『関東・中部地方広葉樹（ナラ類・クヌギ）林分密度管理図』を照合するため、まず、史跡地内の中で任意に 5 カ所の調査地点を決め（図 1）、20 m × 20 m の範囲で本数と幹材積の調査を行い、最終的に平均値を求めるという方法である。なお上層樹高とは、調査地における樹高の大きいものから本数の 50% を対象とした平均樹高となる。

その結果、現在の成立本数は 2,500 本/ha で、林分密度管理図から割り出された適正本数が 1ha あたり 1,850 であるため、差し引き 650 本/ha の抜き取りが必要であるというデータが出された。しかし、現在枯損木は 250 本/ha 存在している。

3. 今後の史跡管理の方法について

密度調査の結果は、明らかに史跡内の樹木が過密状態にあることがわかった。このままの状態では管理して行くと、常態的には樹木の世代交代がうまくいかずに、丘陵の樹木は立ち枯れ状態が進むことが懸念される。そこで、本町としては早急に適正な状態で管理できるよう処理したいと考えている。

まず、第 1 に史跡全域を適正状態に戻すための抜き切りを行う。これについては、単純計算で推計すると、指定地の面積が約 18.7ha であることから、抜き切り本数は約 4,675 本ということになるが、指定地内には松林や裸地も多く、実際の抜き切り本数は推定数の 3 分の 1 の 1,600 本になると考えられる。

次に、管理の方法は、適正に復元した後、一定の年数を経た樹木については定期的に抜き切りし、世代交代をスムーズに行えるような管理方法を検討していきたいと考えている。

なお、この件については、できるだけ早く進めた方がよいと助言されている (*4)。

(*1) 平成 8 年 7 月 12 日付で、笠懸町教育委員会から文化庁に報告されたもの。文言の一部を修正しているが、大意は変わらない。

(*2) 当時群馬県文化財保護審議会委員であった安盛博氏

(*3) 群馬県東部森林事務所（現桐生森林事務所）

(*4) 樹木の計画的な伐採は、実際には行われておらず、危険木・枯損木の緊急伐採で対応している。

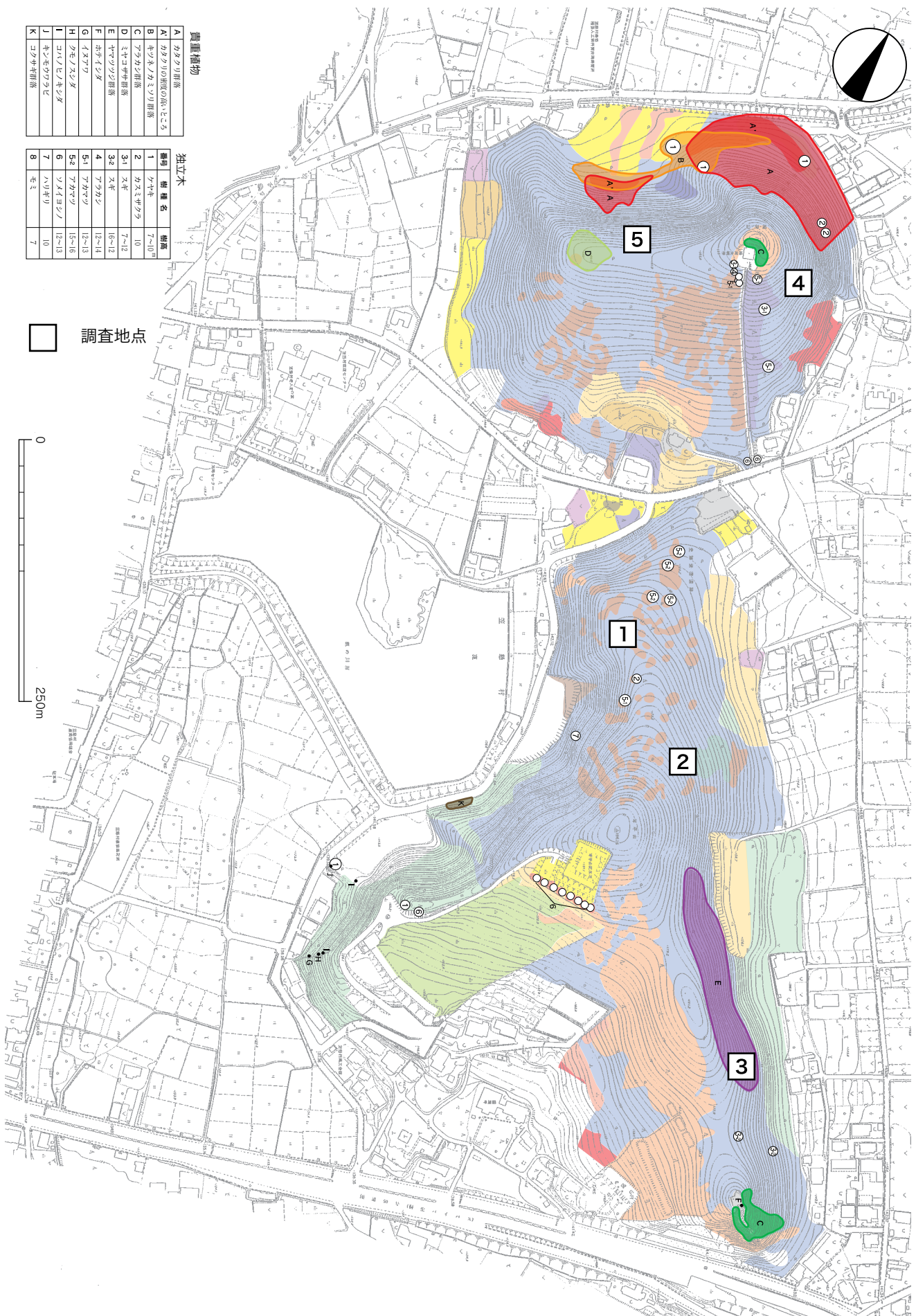


図1 調査地点 (縮尺: 1/4,000)

1 標準地 1～5 の平均

2 結果

したがって、650 本/ha (2,500 本-1,850 本) の抜き切り (約 26%) が必要と思われる。

なお、現在枯損木は、400 本/ha (16 本×25) の 6% となる。

[illegible]

標準地調査野帳

標準地 No. 3
(20×20＝400㎡)

樹種	生・枯別	胸高直径 (cm)	本数	樹高 (m)	備考
ナラ	生	6	2	8	
ナラ	生	8	2	10	
ナラ	生	10	14	12	
ナラ	生	12	14	14	
ナラ	生	10	14	14	
ナラ	生	18	8	16	
ナラ	生	20	6	10	
ナラ	生	26	2	16	
ナラ	枯	4	2	4	
ナラ	枯	6	6	6	
ナラ	枯	8	14	8	
ナラ	枯	10	2	10	
小計			86		
ザウ	生	4	2	4	
ザウ	生	6	4	6	
ザウ	生	8	2	8	
小計			8		
計		(1100)	94	(1076)	
平均		12		11	荷重平均値

標準地調査野帳

標準地 No. 4
(20×20＝400㎡)

樹種	生・枯別	胸高直径 (cm)	本数	樹高 (m)	備考
ナラ	生	8	2	10	
ナラ	生	10	14	10	
ナラ	生	12	12	14	
ナラ	生	14	6	14	
ナラ	生	10	8	10	
ナラ	生	18	10	16	
ナラ	枯	6	8	8	
ナラ	枯	8	6	10	
ナラ	枯	10	2	10	
小計			68		
ザウ	生	4	14	4	
ザウ	生	6	4	6	
小計			18		
計		(888)	86	(1052)	
平均		10		12	荷重平均値

標準地調査野帳

標準地 No. 1
(20×20＝400㎡)

樹種	生・枯別	胸高直径 (cm)	本数	樹高 (m)	備考
ナラ	生	6	2	8	
ナラ	生	8	4	10	
ナラ	生	10	10	12	
ナラ	生	12	12	12	
ナラ	生	14	4	14	
ナラ	生	16	14	14	
ナラ	生	18	6	10	
ナラ	生	20	6	16	
ナラ	生	22	2	18	
ナラ	生	24	4	18	
ナラ	枯	4	12	4	
ナラ	枯	6	10	6	
ナラ	枯	8	2	10	
ナラ	枯	10	2	10	
ナラ	枯	12	2	10	
小計			92		
ザウ	生	4	4	4	
ザウ	生	6	6	8	
ザウ	生	10	2	10	
ザウ	生	12	2	16	
小計			14		
計		(1220)	106	(1108)	
平均		12		10	荷重平均値

関東・中部地方広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図

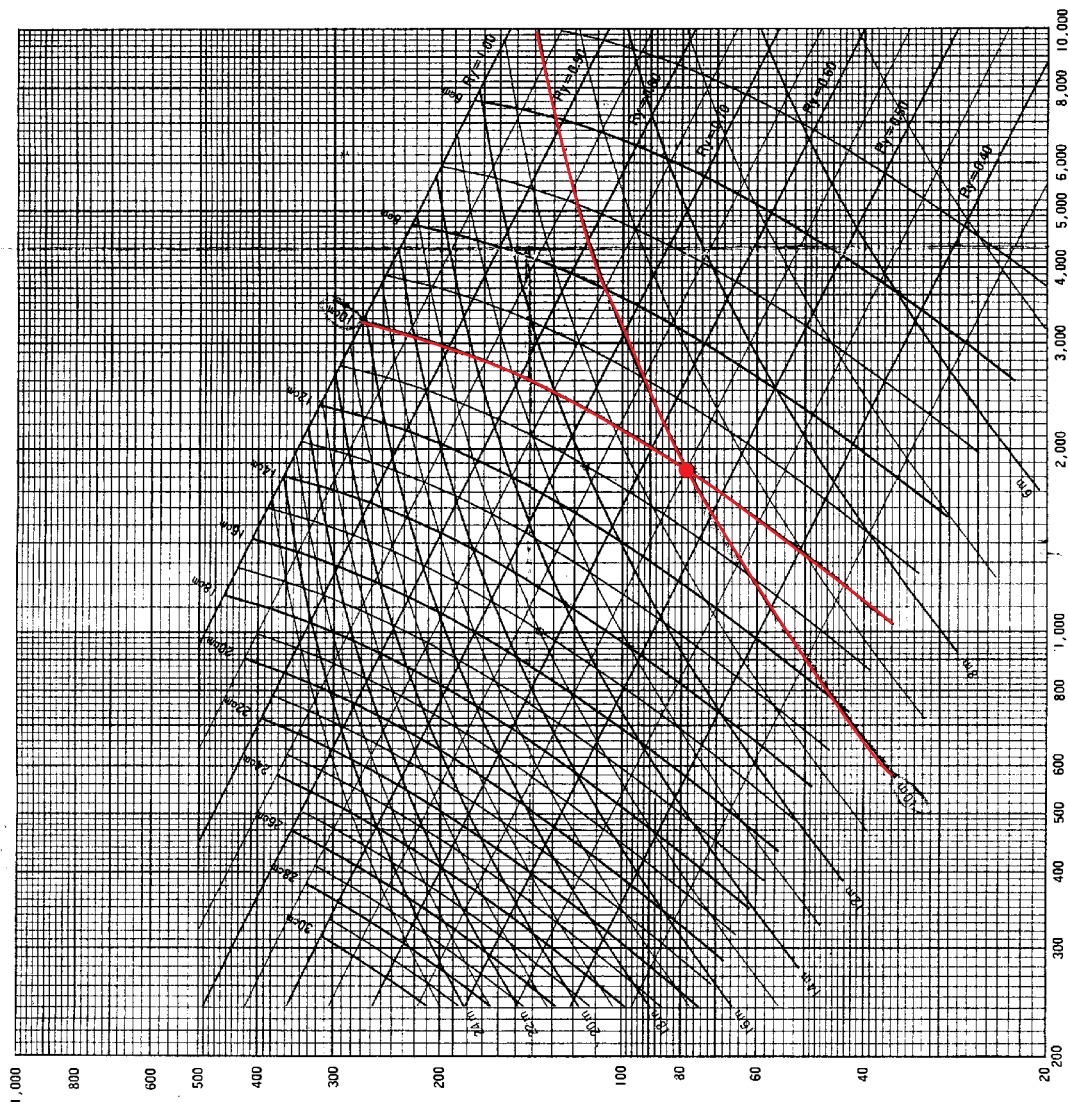


図2 史跡岩宿遺跡指定地内の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図(平成8年現在)

凡	例
—	等平均樹高曲線
—	等平均直径曲線
—	等収量比数曲線

説明

林分密度管理図の説明

1. 適用地域と樹種
本図は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。
2. 使用上の注意と使用方法
本図は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。
3. 等平均樹高曲線
等平均樹高曲線は、等平均樹高曲線として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。
4. 等平均直径曲線
等平均直径曲線は、等平均直径曲線として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。
5. 等収量比数曲線
等収量比数曲線は、等収量比数曲線として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。

本図は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。適用地域は、関東、中部地方の広葉樹(ナラ類・クヌギ)林分密度管理図として適用される。

●史跡来場者に関する資料

	史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（岩宿ドーム）					岩宿博物館										備考			
	無料入館者		有料入館者		計	備考	個人（有料）入館者			団体（有料）入館者			減免入館者				計	その他利用者	総観客と利用者の計
	大人	子ども	大人	子ども			一般	高校生	小中	一般	高校生	小中	老・身	小中	その他				
平成元年度	3,665	1,083	1,374	1,462	7,584	H2.1.12供用開始											—	—	
平成2年度	12,923	3,469	2,036	2,022	20,450												—	—	
平成3年度	12,117	2,761	1,003	1,294	17,175												—	—	
平成4年度	6,908	1,939	12,122	3,490	24,459	H4.10.1から無料開放	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,962	—	31,962
平成5年度			20,570	6,974	27,544		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,671	—	34,671
平成6年度			17,886	5,951	23,837		11,072	317	2,612	3,859	66	1,885	1	683	4,158	24,653	—	24,653	
平成7年度			18,687	7,302	25,989		7,762	181	2,289	1,086	168	1,591	2	1,821	2,984	17,564	—	17,564	
平成8年度			24,867	8,440	33,307		15,602	292	3,126	2,712	211	2,068	9	1,146	3,400	28,656	—	28,656	H5.4.1 入館料改定
平成9年度			24,010	6,816	30,826		12,263	230	2,393	3,204	0	2,227	11	934	3,746	25,008	—	25,008	
平成10年度			19,570	5,712	25,282		10,986	279	1,893	2,201	46	1,944	8	1,700	4,258	23,315	—	23,315	
平成11年度			18,117	5,672	23,789		11,106	269	2,030	2,942	88	1,713	11	2,010	5,037	25,206	—	25,206	開館50周年
平成12年度			16,827	5,680	22,507		6,678	167	1,818	2,677	62	2,201	9	1,742	4,408	21,852	—	21,852	
平成13年度			15,749	5,744	21,493		8,817	195	1,802	1,858	310	1,774	15	2,185	5,659	22,815	—	22,815	
平成14年度			13,240	6,956	20,196		7,583	145	1,790	2,059	32	3,693	19	1,167	6,102	22,590	—	22,590	開館10周年
平成15年度			14,048	6,413	20,461		7,052	144	1,546	1,949	77	3,179	16	1,768	6,712	22,443	—	22,443	
平成16年度			12,403	5,886	18,289		5,917	117	1,382	2,251	111	3,213	10	1,322	7,135	21,458	—	21,458	
平成17年度			13,702	6,558	20,260		7,729	141	1,689	1,855	0	2,890	12	1,737	7,051	22,905	—	22,905	H18.3.26 岩宿博物館に改称
平成18年度			12,324	6,253	18,577		6,802	162	1,594	1,439	67	2,860	19	1,261	7,309	21,503	—	21,503	
平成19年度			11,579	6,818	18,397		6,756	154	1,555	1,259	31	3,440	19	1,586	7,526	22,325	—	22,325	
平成20年度			11,042	7,141	18,183		6,667	156	1,469	1,231	89	3,576	13	1,343	6,678	21,224	—	21,224	
平成21年度			12,183	6,712	18,895		7,344	208	1,580	1,089	40	3,738	189	1,265	3,173	18,626	1,702	20,328	開館60周年
平成22年度			11,812	7,557	19,369		6,588	249	1,658	2,085	10	4,052	357	1,507	3,847	20,353	1,914	22,267	
平成23年度			11,381	8,327	19,708		6,414	253	1,517	1,525	71	5,186	261	1,407	3,274	19,908	8,576	28,484	
平成24年度			12,470	6,654	19,124		6,688	237	1,550	1,769	22	3,823	299	1,335	5,042	20,765	11,386	32,153	開館20周年
平成25年度			10,431	6,727	17,158		6,570	220	1,459	1,192	51	3,910	303	1,185	2,813	17,703	8,826	26,529	
平成26年度			11,102	6,586	17,687		6,934	262	1,665	1,141	5	3,996	358	901	2,156	17,439	7,315	24,753	
平成27年度			11,206	7,033	18,239		6,624	213	1,481	1,188	8	4,271	366	864	3,494	18,499	7,917	26,416	
平成28年度			10,677	7,589	18,266		6,596	227	1,511	943	2	4,783	389	836	6,693	21,980	14,151	36,131	
平成29年度			11,354	8,145	19,499	H29.10.13追加指定	7,228	150	1,539	879	12	5,165	485	814	3,205	19,477	7,987	27,464	
平成30年度			10,610	6,318	16,928		6,531	147	1,427	921	1	4,263	485	708	3,688	18,181	8,499	26,680	
令和元年度			9,829	7,399	17,228		6,641	128	1,474	947	35	4,584	403	966	5,026	20,404	11,390	31,794	開館70周年
					540,706											623,494		713,139	

表 1 史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設及び岩宿博物館来館者の推移

カタクリさくらまつり

年度	客数(人)	増減(人)	前年比率(%)
23	8,000	—	—
24	18,000	10,000	225.0%
25	15,000	▲ 3,000	83.3%
26	14,500	▲ 500	96.7%
27	12,500	▲ 2,000	86.2%
28	13,000	500	104.0%
29	12,000	▲ 1,000	92.3%
30	11,500	▲ 500	95.8%
31	9,000	▲ 2,500	78.3%

(参考)みどり市観光入れ込み客数

年度	客数(人)	増減(人)	前年比率(%)
23	2,704,300	—	—
24	2,640,600	▲ 63,700	97.6%
25	2,511,600	▲ 129,000	95.1%
26	2,416,853	▲ 94,747	96.2%
27	2,424,825	7,972	100.3%
28	2,590,638	165,813	106.8%
29	2,374,969	▲ 215,669	91.7%
30	2,413,838	38,869	101.6%
31			

表 2 カタクリさくらまつり来場者及びみどり市観光入れ込み客数の推移（みどり市観光課による）

●施策の進捗状況の把握と見直しに関する資料

史跡等・重要文化的景観の自己点検表					
史跡等の名称 管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画 中である	取組済	備 考 (現状、目的、効果等と記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の変化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ク) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	コ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
(6) 整備に関する こと	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ケ) ガイドダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関する こと	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実現できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他施設との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関する こと	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

表 史跡等・重要文化的景観の自己点検表（文化庁 2015『史跡等・文化的景観マネジメント支援報告書』から転載）

●史跡内の異常箇所 の点検や植生調査に関する参考資料

パトロール報告書

年 月 日

該当中町村名

パトロール員氏名

[illegible]

表 1 パトロール報告書（群馬県文化財保護指導員（文化財パトロール）の設置運営に関する要綱から転載）

(付 票) JCT(P) 植 生 調 査 票 (群 系 名 コー ド : - -)								
No.	↓	調査地 群馬 県	郡 市 町 村	BIV-AREA	区画	1/5 区	上 右 P 区	
		(地形) 山頂・尾根・斜面・上・中・下・内・外・河・平野 (土壌) 本酸性・弱酸性・赤・黄・褐腐腐・アンド・グライ 表グライ・腐質・赤粉・腐草・赤腐記付・腐花付・水田下	(東側) 森・市・畑 (西側) 畑・市・森・田 (北側) 畑・田・河・道		(南側) 田 (方位) 田 (地質) 田			田
(標 高)	(観測種)	(観測年)	(樹 種)	(樹 高)	(樹 径)	(樹 齢)	(出 産 年 代)	
I 森 本 質	~							
II 森 本 質	~							
III 森 本 質	~							
IV 森 本 質	~							
V コ ク 田	~							
年 月 日 調査者								
S 1, D S, V	SPP.	S 1, D S, V	SPP.	S 1, D S, V	SPP.			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

表2 植生調査票（群馬県文化財保護指導員（昭和58年の植生調査で使用））

● 史跡の環境変化に関する資料（空中写真及び地形図）



写真 A 昭和 23 年 4 月 6 日米軍撮影（縮尺：概ね 1/4,000）



写真B 昭和49年5月撮影（縮尺：概ね1/4,000）



写真 C 昭和 54 ～ 57 年頃撮影（縮尺：概ね 1/4,000）

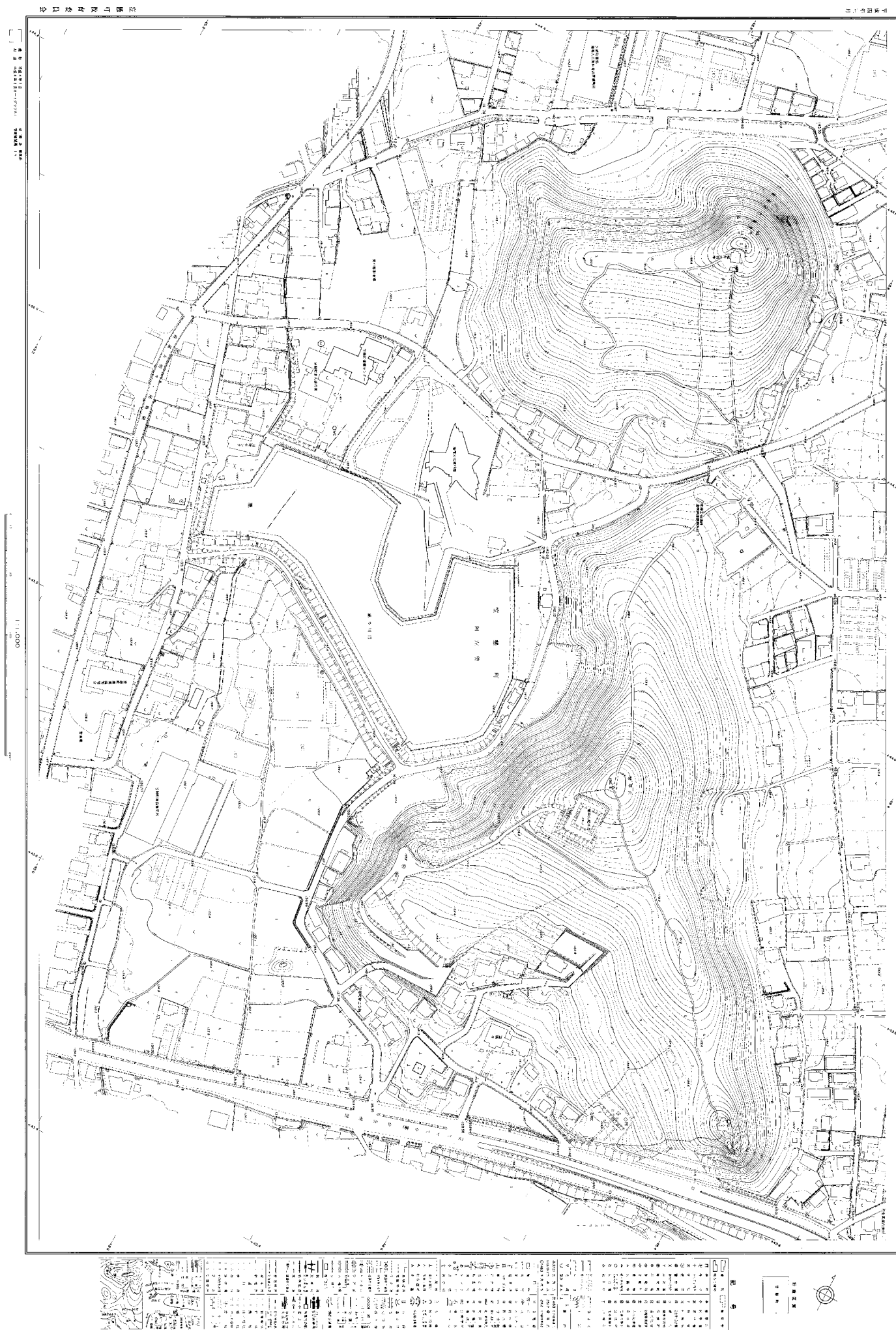


写真 D 平成 3 年頃撮影 (縮尺 : 概ね 1/4,000)



図イ 史跡岩宿遺跡地形図（1982）（縮尺：1/4,000(1/1,000を1/に縮小)）

※ 旧岩宿遺跡保存整備基本計画策定時に作成



図□ 史跡岩宿遺跡地形図 (1992) (縮尺: 1/4,000(1/1,000を1/に縮小))
 ※ 笠懸野岩宿文化資料館(現岩宿博物館)整備時に作成



図八 史跡岩宿遺跡地形図（2018）（縮尺：1/4,000(1/1,000を1/に縮小)）
※ 史跡岩宿遺跡保存活用計画策定時に作成

史跡岩宿遺跡保存活用計画

令和3年 月 日 印刷

令和3年 月 日 発行

発行 みどり市教育委員会

群馬県みどり市大間々町大間々 235 番地 6

編集 みどり市教育委員会

印刷
